

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成26年 3 月11日～14日

場 所 第2委員会室

平成26年 3 月 11 日 (火曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成26年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第37号 みやざき人財づくり基金条例
- 議案第43号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第47号 宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 包括外部監査契約の締結について
- 請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願
- 請願第45号 特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願
- 総務政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項

- ・平成26年度組織改正案について
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- ・宮崎県地域防災計画における原子力災害対策編の新設について
- ・宮崎県いじめ防止基本方針について

出席委員 (8人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	冨 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	四 本 孝
危機管理統括監	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	成 合 修
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	日 隈 俊 郎
危 機 管 理 局 長 兼 危 機 管 理 課 長	大 坪 篤 史
部 参 事 兼 総 務 課 長	川 畠 達 朗
部 参 事 兼 人 事 課 長	武 田 宗 仁
行 政 経 営 課 長	平 原 利 明
財 政 課 長	福 田 直
税 務 課 長	鶴 田 安 彦
部 参 事 兼 市 町 村 課 長	甲 斐 正 文
総 務 事 務 セ ン タ ー 課 長	酒 井 正 英

消防保安課長 厚山善光

事務局職員出席者

政策調査課主査 藤村 正

議事課主任主事 野中啓史

○内村委員長 それでは、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。

まず、「1、審査方針について」であります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、「2、当初予算関連議案等の審査について」であります。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に、当初予算全体の説明を聞くため総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、3課から4課ごとに説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第34号及び第45号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

御承知のとおり、本日で東日本大震災発生から3年を迎えました。そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷をささげたいと存じます。皆様の御起立をお願いいたします。

〔起立〕

○内村委員長 黙祷。

〔黙祷〕

○内村委員長 お直りください。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから審査に入ります。

当委員会に付託されました議案等の概要説明をお願いいたします。

○四本総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

まず、平成26年度当初予算案の概要につきまして、資料の1ページから、17ページまでの部分で御説明をいたしますが、この部分の資料につきましては、別途配付をいたしております「平成26年度当初予算案の概要について」の冊子の冒頭部分を抜粋して掲載しておりますのでございます。

では、委員会資料の1ページをお開きください。

まず、今回の予算編成の基本的考え方ですが、平成26年度の当初予算につきましては、財政改革の着実な実行、3つの重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築を基本方針として編成をしたところであります。

また、予算編成方針において設置を検討することとしておりました特別枠につきましては、重点施策の積極的な推進や防災・減災対策の強化を図る観点から、知事の判断により、今年度と比べ13億円増の総額100億円を措置したところであります。

これらを踏まえ、平成26年度当初予算は、四角囲みの一番下にありますように、「東九州の新時代へ～みやぎき飛躍予算」として編成をしたところであります。

特別枠の内容につきましては、下の表に掲げておりますが、公共事業につきましては、県内経済の活性化を図るとともに、防災・減災対策に資する社会基盤の整備を促進するために、55億円の追加措置を行っております。

また、その他の措置としまして、本県の発展を支える人材の育成を図るため、20億円のみやぎき人財づくり基金を設置することとしたほか、県立学校の老朽化対策、青島亜熱帯植物園や平和台公園の改修整備など45億円を措置したところであり、合わせて特別枠総額は100億円として

おります。

次に、2ページをお開きください。

予算規模についてであります。

一般会計の予算額は5,733億1,200万円となっており、投資的経費を大きく伸ばしたことなどにより、前年度比で1.3%増の積極型の予算としたところであります。

3ページから、歳入予算の特徴を記載しておりますが、4ページをお開きください。

自主財源についてであります。真ん中の表をごらんいただきますと、まず、2段目の県税につきましては、税率の改正に伴う地方消費税の増や法人事業税及び個人県民税の増などにより814億4,000万円と、25億7,000万円の増となっております。

次に、3段下の使用料及び手数料でございますが、法改正に伴う県立学校授業料の徴収等により88億5,700万円と、10億3,600万円の増となっております。

さらに、3段下の繰入金につきましては、国からの交付金により造成した基金からの繰り入れ等の増等によりまして481億1,400万円、12億8,400万円の増となっております。

なお、財源調整のための財政関係2基金からの繰り入れにつきましては、収支不足額の圧縮を図ったことにより201億2,400万円と、前年度から59億9,500万円の減となっております。

この結果、右の5ページの基金残高の推移の表を見ていただきますと、平成26年度末の基金残高につきましては、254億円程度となる見込みであります。

次に、6ページをお開きください。

依存財源についてであります。

下の表をごらんいただきますと、まず、2段目の地方譲与税につきましては、地方法人特別

譲与税の増等に伴い206億3,700万円と、45億5,600万円の増となっております。

次に、4段下の国庫支出金につきましては、戦略産業雇用創造プロジェクトや農地中間管理事業の増等に伴いまして814億7,100万円と、20億7,600万円の増となっております。

次の、7ページの一番上の表をごらんください。

地方交付税及び臨時財政対策債の状況であります。

地方交付税は、全国的には減少となっている中で1,849億4,900万円と、14億4,600万円の増となっております。

なお、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債は、県税の増収等の影響もあり342億5,300万円で、32億7,400万円の減となっており、この2つを合計した実質的な地方交付税額は2,192億200万円と、18億2,800万円、0.8%の減となっております。

次に、その下の表ですが、県債の状況であります。

平成26年度当初予算における県債発行額は674億円であり、臨時財政対策債の減少等により、66億円の減となっております。臨財債を除いた場合は331億円で、34億円の減となっており、国からの元気交付金等を有効に活用して、県債発行の抑制を図ったところであります。

また、県債残高につきましては、26年度末で1兆245億円の減少する見込みであり、特に、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除いた県債残高につきましては288億円減少して、5,345億円程度となる見込みであります。

次に、8ページをお開きください。

次に、歳出予算の特徴について御説明いたします。まず、性質別の状況を記載しております

が、内容につきましては9ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、①の義務的経費につきましては、公債費が増加いたしますものの、人件費及び扶助費の減により2,578億9,100万円と、前年度に比べ4億4,900万円の減となっております。人件費につきましては、職員数の減等により4億3,500万円の減となっており、このうち、退職手当については、退職手当数の増加等により137億7,200万円で、7億1,800万円の増となっております。また、公債費につきましては、公債管理特別会計への繰出金の増等によりまして934億5,400万円で、5億3,600万円の増となっております。

次に、②の投資的経費ですが、元気交付金を活用した施設整備事業等の積極的な実施や、特別枠による公共事業の追加措置等により、普通建設事業費が増加をいたしましたことに伴いまして、全体で1,129億3,500万円で、39億8,100万円の増となっております。

次に、③の一般行政経費につきましては、補助費等及び維持補修費の増等により2,024億8,600万円で、36億8,000万円の増となっております。このうち、補助費等は、後期高齢者医療費負担金などの社会保障関係費の増等により、また、維持補修費は、学校老朽化対策の増等により、それぞれ増となっております。

次の、10ページから12ページまでにつきましては、款別の歳出予算の状況を記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次に、13ページにつきましては、特別会計及び公営企業会計について記載をしております。特別会計につきましては、公債管理特別会計が償還金の増等により22億3,600万円の増となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

財政改革の取り組みについてまとめております。

平成26年度の当初予算につきましては、積極型の編成とした一方で、最終年度となる第三期財政改革推進計画を踏まえ、引き続き、財政改革の取り組みも着実にいったところであります。

この結果、2段目以降に記載しておりますが、26年度の収支不足額は、当初見込んでおりました337億円から、201億円まで圧縮をしたところであります。

また、県債発行額につきましても総額674億円に抑制したところであり、特に、臨時財政対策債を除く県債発行額につきましては331億円に圧縮したところであります。

さらに、県債残高見込み額も減少し、臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等を除く県債残高は、5,345億円と大きく減少する見込みであります。

しかしながら、収支不足額等を大幅に圧縮したものの、社会保障関係費が増加した影響等により、多額の基金取り崩しが必要となり、財政調整のための基金の平成26年度末残高は254億円程度となる見込みであります。基金残高については、減少傾向が続いておりますので、引き続き効率的・効果的な事業の展開に取り組むとともに、執行段階での積極的な経費節約等に努めることとしております。

右の15ページから16ページにかけて、財政改革に係る具体的な取り組みを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

16ページの枠囲みの中をごらんください。参考として、社会保障関係費の推移を掲載しております。

社会保障関係費につきましては、毎年数十億

円も増加してきており、10年前の2倍近くまで増加しております。今後も、高齢化等に伴い増加が見込まれるため、引き続き財政改革の取り組みによる財源確保等が不可欠であると考えております。

次に、17ページですが、その他の特記事項であります。

26年度におきましても、新たな予算を伴うことなく、県民へのサービスの向上等を図るゼロ予算施策を積極的に推進するとともに、不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施につきましても、記載しておりますとおり、予算執行システムや物品調達システム面での対策等をしっかりと推進することといたしております。

26年度当初予算案全体の概要につきましては以上であります。

次に、資料の19ページをお開きください。

総務部における26年度当初予算の課別集計表であります。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、表の一番下の欄にありますように2,505億7,771万6,000円で、前年度当初予算額と比較して2.8%の増となっております。

次に、20ページをお開きください。

20ページから33ページにかけては、総務部の主な新規・重点事業を掲載しておりますが、主なものにつきましては、後ほど関係課から説明させていただきます。

次に、ちょっと飛びまして、34ページをお願いいたします。

債務負担行為についてであります。

表にありますとおり、ここに記載の5件の事項につきまして追加をお願いするものであります。

予算議案については以上であります。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第21号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、36ページから39ページまでの、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、次に、41ページでございますが、議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率の引き上げ等に伴い、使用料及び手数料並びに利用料金の改定等を行うための改正であります。

左の、40ページでございますが、議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、人事委員会勧告等を踏まえ、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止等、所要の改正を行うものであります。

次に、42ページでございます。

議案第45号「職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして、地方公務員法に規定された高齢者部分休業の要件が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、43ページでございます。

議案第47号「宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例」であります。

これは、議案第45号と同様、第3次一括法により、地方税法に規定された道府県固定資産評価審議会の委員定数が廃止されることに伴い、

所要の改正を行うものであります。

特別議案につきましては、以上であります。

最後に、その他報告事項についてでございます。資料の44ページをお開きください。

本日、御報告いたしますのは、ここに記載の平成26年度組織改正案についてなど3件でございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明をさせますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして御説明をいたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。ページの中ほどに、自主財源の状況の表がありますが、この表の上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。

これは、本県を含めた全都道府県に国から払い込まれました地方消費税総額を、消費に関連した基準によって、各都道府県間において清算、配分するものです。平成26年度の予算額は、248億4,494万6,000円を計上しております。前年度に比べ39億1,666万9,000円、対前年度比18.7%の増となっております。地方消費税清算金につきましては、地方消費税率の引き上げによりまして、国内の地方消費税総額が地方財政計画で増加することが見込まれることからこのような額としております。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明をいたします。ページが飛びますが、資料の18ページをお願いいたします。

県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、平成25年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に検討して見込

んだものでございます。

当初予算額は、表の一番上の段、一番左の列、①の県税計の欄のとおり、814億4,000万円を計上したところであります。これは、前年度に比べ25億7,000万円の増、前年度比103.3%となっております。

主な税目につきまして御説明をいたします。

「増減額①―②」の欄をごらんください。まず、県税計の下の欄、個人県民税ですが、課税対象となります25年分の所得の増が見込まれることから、13億1,606万円余の増となっております。

次に、その下の法人県民税については、企業収益が堅調に推移すると見込まれるため、1億3,655万円余の増となっております。

また、その3つ下の法人事業税につきましても、法人県民税と同様、企業収益が堅調に推移すると見込まれるため、9億146万円余の増となっております。

次に、その下ですが、地方消費税の関係になりますけれども、譲渡割地方消費税が6億1,953万円余、その下の貨物割地方消費税が1億1,277万円余と、いずれも地方消費税率の引き上げにより増収となるものでございます。

次に、下から4段目の自動車取得税につきましては、税制改正により税率の引き下げが行われますので、5億8,605万円余の減と見込んでおります。

また、その下の軽油引取税は、需要の増によりまして1億2,533万円余の増収を見込んでおります。

説明は、以上でございます。

○内村委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了いたしました。ここまでのところでの質疑はありませんか。

○図師委員 初歩的な質問で申しわけないんですが、先ほどありました18ページの県税収入の説明の中で、25年度分の県民税もしくは法人県民税並びに法人事業税等が、25年度分の所得増が見込まれるということなんですが、これも裏づけがあっての内容なのか、その根拠をちょっと教えてください。

○鶴田税務課長 まず、個人県民税でございますけれども、平成25年分の所得が増となるということでございますが、これにつきましては、この税収を見込むに当たりましては、市町村からの報告を1ついただいております。

その関係と、それと統計指標。いろんな統計指標があると思いますけれども、私どもが見込みましたものにつきましては、現金給与総額という統計指標がございます。その指標を参考といたしまして、平成24年の所得と比べますと、若干、平成25年分につきましては所得がふえるんじゃないかという予測をつけております。ただ、毎月の給与の伸びといたしますのは、やっぱり大分ばらつきがありまして、月ごとにふえたり減ったりという状況がありますけれども、昨年の状況につきましては、夏・冬の一時金、賞与、これが相当ふえてきております。そういう状況がありましたので、若干ふえるというところで見込んだものでございます。

○図師委員 我々が県民の方と交流する中で聞く情報で、なかなか所得が上がってるとか、今言われた賞与が上がってるって話を聞かないんです。統計的な数値としては上がってきているということで見込みで出てるっていうような説明、そのような理解でよろしいですか。

○鶴田税務課長 それで結構です。

○図師委員 わかりました。

○十屋委員 個人県民税の中で、ここは所得の

話しか出てないんですが、均等割の部分で500円、26年4月から上がりますよね。その部分は、額として13億見込んでますが、その500円の分は人口掛けたらわかると思うんですけど、どのくらいふえるんですかね。

○鶴田税務課長 災害復興の関係で500円、均等割が加算されますけれども、調定額で見ますと、この分で2億4,000万円ほど増額になるというふうに見込んでるところでございます。

○十屋委員 目的は、もう単純に復興のためにということですね。

○鶴田税務課長 この復興財源の500円につきましては、平成26年度から平成35年度まで10年間、500円加算されるわけでありまして、これにつきましては、県内の復興に充てるための財源ということで使用されるというふうに理解しております。

○十屋委員 きょう、冒頭に皆さんと一緒に黙祷をささげたので、当然、そういう経費としては、それぞれが負担しなきゃいけないという認識は十分持っているんですけど、できれば説明するときにそういうことも含めていただくと。きょうがたまたまそういうことですから、そのほうがよかったのかなというふうには思いました。

それから、もう一つお聞きしたいのは、産業廃棄物税が10.5%伸びてるんですけど、これは何か大きな理由はあるんですか。消費税が絡むのかどうか。その辺もちょっと教えてください。

○鶴田税務課長 産業廃棄物税につきましては10.5%ほどふえておりますけれども、産業廃棄物税につきましても、業者に対してアンケートといいますか、そういったものをして見込んでいただいております。平成26年度につきましては、平成25年度から公共工事が大分ふえてきてると、大幅に増加してきてるとい

ことで、平成26年度につきましても、引き続き、経済対策等で実施されるということ踏まえまして、10%ほど増という形で見込ませていただいております。

○十屋委員 はい、わかりました。

○鶴田税務課長 先ほど、十屋委員のほうから御質問のございました500円の災害復興の関係でございますけれども、その用途につきましては、防災のための施策ということに使用する費用というふうになっております。

済みません、若干、説明が漏れておりました。よろしくお願いたします。

○鳥飼委員 基本的なところをお聞きしたいんですが、使用料、手数料のとこなんですけど、これは、3年おきに見直しをしていくということではないんですかね。

○福田財政課長 使用料、手数料につきましては、3年ごとに、基本的には見直しを行うという方針でこれまで行ってきております。

ただ、平成26年度につきましては、消費税率引き上げがございまして、そういう観点から、全てについて検討を行って、今回、必要なものについては引き上げを行うということにしたところでございます。

○鳥飼委員 3%ですよ。例えば、切りの悪いところとかがあったり、計算してみるとちょっと3%より低かったりというようなところがあるんですけど、今回、消費税率引き上げに伴って見直しをやっているわけですが、その際には、何か基本的な考え方がありますか。端数とか出てきたりするだろうと思うんですけど、どういふふうな整理をしてくださいということで各課に要請をしたとかいうのはないのでしょうか。ただ単に3%ということではよろしいのでしょうか。

○福田財政課長 おっしゃるように、計算しますと、1円単位で端数が生じるものもがございます。これまで、使用料、手数料につきましては、それぞれの項目ごとに、例えば10円単位で設定しているもの、それから100円単位で設定しているもの、さまざまございますので、そういう従来の取り扱いとの整合性を踏まえて、今回の引き上げ分についても、10円単位で設定していたものについては10円単位で、あるいは100円単位のものは100円単位でという、それぞれの取り扱いをさせていただいているというところがございます。

○鳥飼委員 わかりました。そうしますと、100円単位、1,000円単位で、切り上げもあったり、切り捨てもあったり、四捨五入もあったりというような取り扱いをしてきてるんだらうと思うんですけども、そういう理解でいいですかね。

○福田財政課長 お見込みのとおりでございます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後にその他報告及び総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川畠総務課長 それでは、総務課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」、分厚い資料でございますが、こちらのほうをお願いいたします。63ページをお開きください

それでは、説明申し上げます。

総務課の平成26年度当初予算額は、13億6,722万1,000円でございます。平成25年度当初予算に比べ、3,915万円の増となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、65ページをお開きください。

中ほどより下の段になりますが、(事項)文書管理費5,209万円でございます。これは、文書の收受発送に要します郵送料や人件費、文書管理システムの運営管理費などであります。

次に、一番下の段の、(事項)浄書管理費4,574万5,000円でございます。次の66ページにまたがっておりますけれども、これは、庁内の文書の浄書印刷に要します印刷機器の保守・リース料や、印刷用紙代、人件費等であります。

次に、中ほどの、(事項)文書センター運営費3,363万9,000円でございます。これは、文書センターの運営に要します非常勤職員等の人件費や、資料保存のための薫蒸・マイクロフィルム撮影の委託料、消防設備のリース料等であります。

次に、その下の段の、(事項)庁舎公舎等管理費6億1,531万8,000円でございます。これは、本庁舎や総合庁舎等の清掃・警備、PCB処分等の委託料や光熱水費、あるいは職員宿舎の維持管理費や職員共済住宅の建設費用に係ります地方職員共済組合への償還金などであります。

次に、一番下の段の、(事項)防災拠点庁舎整備事業費1,157万8,000円でございます。次の67ページのほうになりますけれども、新規事業「防災拠点庁舎整備事業」、細事項名「防災拠点庁舎

基本構想・設計策定事業」を計上しております。これにつきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、その下の段の、(事項) 東京ビル運営費2,950万9,000円でございます。これは、東京ビルの運営管理に要する委託料や学生寮の指定管理料などであります。

次に、その下の段の、(事項) 公有財産管理費2億9,777万5,000円でございます。これは、災害共済保険料等の公有財産の維持管理費や、県営住宅・職員住宅等の固定資産税に相当します。県有資産所在市町村交付金、未利用財産の維持管理費や売却等を推進するための経費などあります。

次に、一番下の段の、(事項) 県有施設災害復旧費9,270万円でございます。次の68ページにまたがっておりますが、これは、庁舎等の県有施設の災害復旧に要する経費であります。

続きまして、新規事業について御説明をいたします。常任委員会資料の23ページをお開きください。

◎防災拠点庁舎整備事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。御案内のとおり、大規模地震等の災害時に、県民の生命や財産を守る司令塔として十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる防災拠点庁舎を早期に整備する必要があります。このため、一番下の、参考の整備スケジュールであります。今後は、昨年12月に当常任委員会へ御報告後、策定いたしました基本方針の整備スケジュールにより進めていくこととしておりまして、平成26年度につきましては、年内には基本構想を策定し、その後、基本・実施設計に着手することとしております。

戻りまして、2の事業の概要であります。

予算額は1,157万8,000円で、全額一般財源であります。

(3) ①の基本構想の策定ですが、設計の前提となる諸条件を調査・整理し、基本構想を策定します。そのための調査業務委託や敷地測量業務委託等を行います。

また、②の基本・実施設計の実施ですが、基本構造を踏まえ、年度後半には基本・実施設計に着手する予定であります。この業務委託は、平成26年度から28年度までの継続契約となるため、債務負担行為の設定をお願いしております。

なお、26年度につきましては、契約締結までを予定しておりまして、予算額はゼロとしております。

3の事業の効果であります。防災拠点庁舎の整備により、県の災害対応力の強化が図れるものと考えております。

次に、債務負担行為についてであります。常任委員会資料の34ページをお開きください。

表の1段目の防災拠点庁舎基本構想・設計策定事業であります。内容は先ほど御説明したとおりでございます。限度額1億8,734万6,000円をお願いしております。

続きまして、条例改正案について御説明いたします。委員会資料、1枚おめくりいただきまして、36ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。東京学生寮の使用料につきまして、消費税率の引き上げに伴う所要の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。使用料を寮室1人1月につき、1万8,600円から1万9,100円に引き上げるものであります。

3の施行期日は、平成26年4月1日でありま

す。

なお、東京学生寮は、現在、指定管理者による利用料金制度をとっておりまして、この使用料は徴収をしておりませんが、今後、万一の県直営の管理変更にも対応できるよう、今回、所要の改正を行っておくものであります。

次に、少し飛びまして、資料の41ページをお開きください。

議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。先ほどの使用料と同様に、東京学生寮の指定管理者が定め、収受する利用料金の上限につきまして、消費税率の引き上げに伴う所要の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。利用料金の上限を寮室1人1月につき1万8,600円から1万9,100円に引き上げるものであります。

3の施行期日は、平成26年4月1日であります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○武田人事課長 次に、人事課の平成26年度当初予算につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の69ページをごらんいただきたいと思ひます。

人事課の当初予算額は、45億6,731万6,000円でありまして、平成25年度当初予算額に比べますと、7,807万1,000円の減となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明をいたします。1枚開いていただきまして、71ページをごらんください。

まず、中ほどの欄をごらんいただきますと、(目)一般管理費の(事項)人事調整費でございますが、6億9,949万円であります。これは、

説明の欄にありますとおり、非常勤職員の雇用、赴任旅費、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、(目)人事管理費の(事項)人事給与費で31億8,096万7,000円であります。

もう1ページめくっていただきまして、72ページをごらんください。

説明欄の2の退職手当31億1,219万6,000円が主なものであります。これは、前年度の当初に比べますと、2億1,820万円の減となっております。これは、平成26年度定年退職者数が減ることによりまして、退職見込み数が平成25年度の157名に対し、平成26年度は136名と、21名の減となったところによるものであります。

また、説明欄の3の人事給与システム管理事業では、前年度当初に比べますと、3,982万2,000円の減ということで、5,990万1,000円となっております。これは、人事給与システムの機器更新の終了等による減でございます。

次に、(事項)県職員研修費の3,107万7,000円ではありますが、これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費の2,274万6,000円であります。このうち、国内派遣研修といたしまして、自治大学校、政策研究大学院大学への派遣、また、海外派遣といたしまして、職員の自主企画による短期海外研修及び自治体国際化協会シンガポール事務所、ソウル事務所への派遣経費をそれぞれ計上しております。

次に、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費の1,126万7,000円であります。これは、派遣職員の代替として、非常勤職員3名及び臨時的任用職員2名を配置するための経費及び派遣された職員の業務報告等に係る経費でございます。

す。

なお、26年度は、知事部局におきまして16名の枠で東北3県に職員を派遣する予定にしております。

以上で、人事課の当初予算の説明は終わります。

続きまして、資料が変わりますけれども、総務政策常任委員会資料の40ページをごらんいただきたいと思います。

議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。昨年の人事委員会の勧告等を踏まえ、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止等を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容につきましては、具体的には(1)から(5)に記載しております内容になりますが、そのうち主なものについて御説明をいたします。

まず、(1)55歳を超える職員の昇給についてであります。50歳代後半の職員の給与水準が民間と比べて高いという状況を踏まえて出されました人事委員会の勧告に基づき、55歳を超える職員の昇給は、昇任があった場合など、勤務成績が良好な場合に限り行うこととするものであります。

次に、1つ飛びまして、(3)昇給抑制の回復についてであります。給与構造改革に伴い実施しました平成19年及び20年の昇給抑制につきまして、平成26年4月1日に45歳未満の者については1号給の、また、平成27年4月1日に41歳未満の者にはさらに1号給の回復措置を行うものであります。

次に、1つ飛びまして、(5)経過措置額の廃止についてであります。平成18年度の給与構

造改革に伴い給料が下がった職員につきましては、その後の昇給・昇格等により、改正前の給料月額に達するまでの間、その差額を支給する経過措置が講じられておりますが、この経過措置額について、人事委員会勧告に基づき廃止するものであります。

なお、廃止に当たりましては、職員の負担軽減を図るため、7年間の期間を設け、毎年2,000円ずつ段階的に減額していくこととしております。

次に、3の改正を要する条例については、(1)から(3)に記載しております条例であります。

4の施行期日については、職員の特殊勤務手当に関する条例は公布の日、それ以外は平成26年4月1日から施行することとしております。

続きまして、ページを1ページめくっていただきまして、42ページをごらんください。

議案第45号「職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により、地方公務員法第26条の3第1項に規定された高齢者部分休業の要件が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

高齢者部分休業とは、加齢に伴う諸事情により、フルタイムの勤務を一定期間希望しない職員が取得できる休業制度であります。地方公務員法において、現行では5年を超えない範囲の期間を条例で定めるということとされており、定年退職までの期間中に休業できることとされておりましたが、改正後は、高年齢とする年齢を条例で定めることとなります。

次に、「改正内容」についてであります。表の一番下、第3項のところにありますように、条例で定める期間を5年としていたものを、改正後は、高年齢として条例で定める年齢を55歳とするものであります。

次に、3の改正を要する条例についてであります。記載しております3つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。平成26年4月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○平原行政経営課長 行政経営課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の73ページをお願いいたします。

行政経営課の平成26年度当初予算額は、1億1,568万3,000円でありまして、平成25年度当初予算額と比べ、529万円の減となっております。

主なものについて御説明をいたします。めくっていただいて、75ページをお願いいたします。

中ほどの、(目)一般管理費の(事項)行政管理費310万1,000円ですが、これは、行政改革等の推進に要する経費でありまして、行政組織の見直しですとか、行財政改革懇談会の開催などに要する経費でございます。

次に、下のほうの、(目)文書費(事項)法制費803万6,000円でございます。これは、条例や規則等の審査事務や公益認定等審議会の開催などに要する経費であります。

めくっていただいて、76ページをお願いいたします。

最後に、(事項)県公報発行費905万円でございます。これは、条例や規則などを掲載する県公報の発行に要する経費であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○内村委員長 それでは、各課長の説明が終了しました。議案についての質疑はありませんか。

○函師委員 まずは、本当に基本的なところから教えてほしいんですが、71ページ、人事調整費の中の6番、職員手当の調整経費が4億5,000万以上上がってるんですが、これは具体的にどういう内容になってるんでしょうか。

○武田人事課長 これは、主に時間外手当の人事課で管理をしている分ということになります。基本的には一般管理費で、県費で負担する時間外につきましては、3%を人事課のほうで管理をいたしまして、残り4%を各課のほうで管理をしております。時間外の支出に応じて、例えば多いところもありますし、少ないところもありますので、その調整を、この残りの人事課で管理しております3%で、全体を円滑に時間外が支給できるような体制をとっております。

○函師委員 理解できました。続きまして、72ページなんですが、東日本大震災の被災地職員の派遣事業なんですけど、人事課としては5名を派遣されるということなんですけど、25年度当初予算とすると300万ほど減額になってるんですけども、これは人員的に減ってるんですかね。

○武田人事課長 ここに計上しております経費につきましては、県の職員が派遣されまして、所属のほうで、その職員を派遣されることによって欠員が生じます。その欠員を埋めるために、臨時職員もしくは非常勤職員を充てるということでの経費を計上しております。

なお、県職員の派遣については、先ほど御説明しましたように、来年度は16名ほど知事部局で派遣を予定することにしております。説明は以上です。

○**図師委員** 理解できました。

それでは、今度は議案第45号に上がっております職員の高齢者部分休業に関する条例について、内容は理解できたんですが、今まで「5年とする」という部分が「55歳とする」ということになったとのことで、これはどういう経緯とございますか、根拠をもってなったのか教えてください。

○**武田人事課長** 今までは、法律で期間を定めて5年間ということになっておりまして、通常定年退職をする年齢が60歳ということになりますので、55歳から5年間ということになっておりましたけども、今回の法律の改正に伴いまして、地方公共団体のほうで年齢を定めればいいということになりましたので、当面は今の期間と同じ55歳という年齢を定めまして、5年間を取得できるような期間というふうに定めております。

ただ、これは、もし需要が見込めるようであれば、もう少し年齢を引き下げるということも考えられるのかなというふうに思っておりますが、当面は同じ年齢でということ考えております。

○**図師委員** 表記は変わったけれども、とりあえずの内容というか、運用は変わってないということで、今後は年齢の引き下げ等も検討されていくというふうな理解でよろしいですかね。

○**武田人事課長** そのとおりでございます。

○**井本委員** 高齢者部分休業は、何でこんなのがあるの。ちょっと基本的な質問で申しわけない。私もちょっと勉強不足で、済みません。

○**武田人事課長** これは、一つは、年金制度の改正に伴いまして年金の支給年齢が変わってくるということで、そういうことで職員も退職よりもさらに、今、高齢で働かなければいけない

という状況もございますし、また、あと、退職をした後にいろんなライフワークとございますか、生活設計が今後出てまいります。そういったものを在職期間中にいろいろ考える期間を与えるとか、もしくは、例えば地域のボランティアで活動してみたいという方も、業務内ですと時間が限られますので休みをとってボランティア活動をするとか、そういう高齢者の特に生活の多様化とございますか、そういうことに対応して、地方公務員に限ってそういう制度を設けるということで法律が定められまして、今回は、その期間を、年齢で条例を定めるというふうな制度改正になったところでございます。

○**井本委員** 何かびんと来んな。もう一回いいですか。

何で地方公務員だけそうなの。何かみんなから要請があったわけですか。そして、実際、どんくらい取っているんですか。

○**武田人事課長** これは、平成16年度に地公法が改正されまして、平成17年4月1日から施行されたわけなんですけども、実際の利用実績とございますと、全くございません。というのは、どうしても休業制度でございますので、給料が休んだ間には出ないということです。どうしてもその期間、働かなきゃいけないという方のほうがやはり多いということで、そういうことをする場合には、年休をとったりとか休日にやるということが、実態としては多いようです。

○**鳥飼委員** 防災拠点庁舎整備事業について、この事業の補正のときに説明があったのが、県内企業の優先発注——これ、知事も記者会見か何かして、ちょっとぐらい高くても購入しましょうと、県産品使いましょうと。

それで、たまたま最初に出てきたもんですからお聞きをするんですけど、今回のこの基本構

想策定調査業務委託、そして敷地測量業務委託、それと建設と、こうなっていくわけですね、設計、施工ということに。これは、先ほど申し上げた県内企業の優先発注という面からは、どんなふうにして運用されていくのかなということでお尋ねしたいと思うんですけど。

○川畠総務課長 今、委員からお話がありましたとおり、県内企業に受注の機会を確保するというにつきましても、基本的にそういう考え方を持ってやっていく必要があると思っております。

1つずつ申し上げますと、まず最初に、基本構想策定に係る調査業務委託ということになりますけれども、こちらのほうにつきましても、実際、内容的にいろいろ調査、検討ということで、そこ辺の知識がいるというようなことがございます。それで、県土整備部の建設関連業務の入札のルールとか見ますと、予定価格500万円以上の場合には10社以上の指名競争入札というふうになっておりますから、そういう形で進んでいくのかと思います。そうした場合に、業者の構成がどうなるかということになってくるわけですが、御承知のとおり、今回の業務は大規模な建物に係る調査、検討ということでございまして、こういった実績を有する県内業者、ちょっと調べてみなくてはなりません、そんなに多くないのではないのかなと思います。もちろん、そういうところにも考えたいと思っておりますけれども、県内業者だけの指名で入札を行うことは、こちらの調査業務委託はちょっと難しいのではないかなと思っております。

さらに、もう一つ、敷地測量業務委託でございまして、こちらにつきましても、県土整備部の測量業務委託関係の定めとしまして、予定価格100万円以上につきましても条件付き一

般競争入札ということになっております。さらに、地域要件というのがございまして、こっちに準じまして県内業者への発注になるものと考えております。以上です。

○鳥飼委員 そうしますと、状況によっては、この方針が生かされるということなんでしょうね。もちろんそういうことなんでしょうが、今後の基本構想、それから設計、それから施工になっていくわけですよ。そういう場合、どうなんでしょうか。県外の業者と共同企業体というんですかね。そういうのを組ませてやっていくということになっていくのか。どんなふうになっていくんでしょうか。

○川畠総務課長 今回も、23ページ、資料にございます基本実施設計の業務委託ということが債務負担行為をお願いをしているところではございますが、こちらにつきましても、やはり、かなりの規模の建物になりますので、なかなか県内業者だけではということなろうかと思っております。

委員、御指摘ありましたように、県内の業者の技術力の向上というような観点、受注機会の確保という観点も必要ですので、JV方式の採用等についても積極的に考えていきたいと思っております。

○鳥飼委員 私、建設関係は詳しくないんでわからないもんですから、詳しい検討もお願いしたいと思うんですけど、いずれにしても、県内業者を優先という方針を出したわけですから、ぜひ県内にお金が落ちるような形でやってもらいたい。K I T E Nができましたけど、K I T E Nもよその業者でしたんですよ。残念ながらね。ああいうことでは、やはり地域経済循環システムも回っていかないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ防災拠点庁舎、百数十億の事業ということになりますので、ぜひ

その視点を忘れないようお願いしたいと思います。

続けて、次は、人事課にお尋ねします。

71ページの下、人事給与費の説明ですね、31億8,000万のところ。次のページの退職手当の説明であったんですが、定年退職者は、26年度は136名で、25年度は157名ということだったんですけど、それで、343億から318億ということで、30億近く減額になってるわけです。これ、補正のときにお聞きをしなくちゃいけなかったかもしれませんが、実質的に、25年度、今回の退職予定者は、定年退職と希望退職が何人ずつになってるのか、ちょっとお示してください。

○武田人事課長 ちょっと今の数字については確認をいたしますので、時間をいただけますか。

○鳥飼委員 はい、わかりました。それでは、その下のほうの東日本大震災、先ほど凶師委員から出されました被災地職員派遣事業1,126万7,000円についてお尋ねします。

26年度16名派遣予定、そして非常勤が3名、臨時職員が2名という代替になってるんですけど、延べで16名、実質、ずっと例えば6カ月で行く人とか、6カ月が2人で1人分になりますよね。16名ということですけども、そういうふうな計算をすれば、実質、何名、通しで行かれるということになるんでしょうか。

○武田人事課長 基本的には、今も派遣につきましては、派遣数の採用も見込んで採用しておりますので、ほとんど1年間通してということになりますけども、1つの枠だけは半年交替というのがありますので、16名の枠に対して延べ17名を派遣するというので予定をしております。

○鳥飼委員 前はそれで短期間だったけど、今は年間通してということですね。派遣ということですね。この非常勤3名、臨時職員2名という

のは、そうすると、例えば今まででしたら、Aさんが行くから、Aさんの代替で臨時職員の方にその間いてくださいというふうな形にすると。そういう方法だったんですけど、26年度の場合は、そういう考え方ではないということになるんですかね。

○武田人事課長 基本的には考え方は同じなんですけども、ただ、緊急突発的に派遣の要請を受けた場合とか、計画にはないようなものがあつた場合には、やはりどうしても臨時的に協力していかなければならない。そうなったときには、一時的に職員をあけて派遣しなきゃいけないということもあり得るだろうということも想定して、こういう予算を、今、予備的に計上しておるといってございませう。

○鳥飼委員 わかりました。そうすると、実際、県内で実務に当たってる人、プラス16名というのが別枠でいますよということですよ。わかりました。

それで、行政経営課にお尋ねをいたしますけど、いろいろと御説明がありまして、先ほど行財政改革のところでも説明がありました。4年間の行財政改革の締めくくりに年になるわけですけども、通常は6月議会でこういう結果とか、新しいのをこうしますというのが出てくるんだと思うんです。今、現状、見込みについて、簡単に結構なんですけども、答えられるとこがあれば答えていただきたいんですけど。

○平原行政経営課長 それは、今の進みぐあいということでしょうか。行財政改革については、23年度から4年間の計画でやっております、6月議会で御報告をしまして、今2年間の結果が出てきている段階でございませうが、本会議で十屋委員の質問にもお答えをいたしましたように、その半分の段階で、職員数ですとか、

おおむね順調に推移をしてきているかなと思います。6月に御報告したときも御質問がございましたように、行革に対する認知度ですとか行政機関に対する満足度とか、指標でつくっておりますものに対して、まだまだ足りない部分もございますので、その辺を頑張っていかなきゃいけないなということで考えております。

○鳥飼委員 失礼しました。27年度になるんですかね。締めというのはね。26年度で締めるんですよね。

○平原行政経営課長 26年度で締めますが、終わってから報告となります。次の報告については、当然、来年度準備してという形にはなるかと思っております。

○鳥飼委員 はい、わかりました。それで、6月議会のときにも申し上げましたけど、人の部分については、今落ちてきてるといふのがあるんですよね。もう4年分を1年で達成してるじゃないかというような議論もしまして、それは、若干見直しを、今、しておられるのかなと思っておりますけど、先ほどの人事課で出された16名というの、その中の数にも入ってるんですか。

○平原行政経営課長 報告しました3,804名という知事部局等の数ですとか、この中には入っております。

○鳥飼委員 入ってる。そうすると、やはり、確かに途中で入ってきて、応援もしっかりしなくちゃならないっていうのももちろんあるんですけど、それは、結局、十数名の人たちを、それ以外の人たちで全部何とかこなしていったということに形としてなるから、そこはしっかり考慮してやっていただきたい。よろしく願いしたいと思います。答弁ありませんけど、そういうことで。

さっきのはまだですね。終わりです。

○坂口委員 3点ほど。まず、説明資料、防災庁舎、23ページ。防災庁舎そのものだけじゃなくて、ゾーン整備ですよ、県庁を主体とした。いろんな話が出てますよね、古い建物をどうするんだとか。そういった最終的な構想っていうのは持っておられるんですかね。例えばなんですけど、道路なんかも、通行どめにして、下はアスファルト舗装がしてあってというようなぐあいで、仮に、あそこが芝生にでもできて、代替の道路がどこかにでも確保できるというようなことが可能ならば、全てを面で整備してしまって、もうちょっとやっぱりソフトな敷地にしてしまって、いろんな形で使えるという。例えばなんですけどそういったような、将来あそこをどういうぐあいに完成させるかっていうような大きい構想を持って進めない、ちょっともつたいたないような気もするんですよね。そこらっていうのは、今の考えの中にあるんですかね。

○川島総務課長 今回、新規事業といたしまして、基本構想の策定、基本実施設計の予算をお願いしてるところではございますが、この基本構想につきましては、現在、基本方針を定めておりますけれども、これをさらに具体的に、庁舎の内容の配置であるとか、それから既存庁舎の空きスペースをどう使うか。それと、5号館のあり方につきましては、防災庁舎の設置上、あのままでいいのかっていうようなこともございまして、そういったことを中心に、この基本構想の策定においては検討することとしております。

先般来、いろいろな議論がございましたわけですけれども、委員のおっしゃるような全体的な検討につきましても今後必要かと思いますが、どうしても防災庁舎を急いでやる必要があるも

のですから、それを優先して基本構想を策定したいと考えておるところでございます。

○坂口委員 かなり大きい財源が伴うっていうことだから、どこまでどう具体的に検討を進められるかとか表に出せるかというような、限界もあると思うんですけど、例えば本庁舎の老朽化とかですよね。今後のどうやっていくべきかっていうようなものも、もう具体的に検討をされてるか、されてないかがあると思うんですよね、全ての箱物から含めて。そういった中で、まずレイアウト一つ間違うと、やっぱり途中で後悔せんといかんようなことになる。だから、一つのゾーンとしての考え方っていうのはある程度持って、最終的にそこに行き着ける、行き着けないは別にしても、何らかのものを持ってやっていかないと。個別の箱物だけを計画をされていくっていうんじゃ、ちょっともったいないなっていうような気がしたもんですから。ちょっと漠然としすぎますけどですね。

○川畠総務課長 委員、御指摘のとおりでございます。具体的に全体的なことを詰めていくというのは、現時点ではなかなか難しゅうございますが、しかしながら、全体のイメージと申しますか、そういったものはどういうふうになっていくかということ、常に念頭に置きながら今回の基本構想の策定等を行っていきたいと考えております。

○坂口委員 よろしくお願ひします。それから、続けていいですかね。議案第34号、説明資料40ページですね。これの改正の内容の(1)55歳を超える職員の昇給ですけど、これについては、勧告に基づいて勤務成績が特に良好である場合に限り行くと、極めてすごく限定的なものとなるのかなというのと、それと、これはどういったことを根拠に「極めて良好な」ということ

を、誰が決めるのかということですね。

それと、そもそも、なぜ55歳以上でとまってしまうのかっていうこと。なかなかやっぱり民間との比較とかいうのが、まず大前提としてあるというのはわかるんですけども、今、民間っていうのは、今度のアベノミクスでもそうですけど、ベースアップまでできるところとか、それもできない、給与払えるかっていうようなところ、それからボーナスだって、恐らく過去最高のボーナスが出ようとするところと、ものすごい差があると思うんですよね。そういった経済の動きが激しい中で、公務員の給与というのは、いきなりランク上げをばんばん繰り返していくことはできないと思うんですね。

そこらを考えたときに、果たして、今の人事院の考え方っていうのはいいのかなっていう。最終的には、やっぱり人材を集めるっていう視点から、55歳といたら、自分の人生で見ると一番子供に金がかかったころですよ。まだ、今、かかっているんですよ。だから、そういったものをやったときに、運用の中で広き門にできるのかを見てみると、物すごく狭き門のような気がするんですけども、ここらはどんなぐあいに具体的に決まっていくことになるんですか。

○武田人事課長 議員、御指摘のとおり、高齢層、55歳を超えると、基本的には昇給がないということになります。人事委員会のほうが、民間の企業の同じ年齢層の人たちとの官民格差を比較したりすると、やはり、例えば賃金センサスなんかで見ましても、大体5万円ぐらひは民間のほうが低くなっておりまして、全国的な傾向でも、やはり公務員のほうがその年齢層については高いという傾向があるということ踏まえて、人事院がそういう勧告をし、また県の人事委員会もそれを受けて勧告をしたところござ

います。確かに、今までこの年齢層というのは非常に、やはり子育てとか、それから、ある程度、子育ても大学とかに進学をしてかなりお金のかかる世代ではあると思いますので、そういうことによる影響とといいますか、負担というのはかなりあるのではないかとすることは考えられます。どうしても地方公務員の給与の決定に当たりましては、そういう勧告を踏まえた決定ということになるものですから、そういう制度改正、見直しを行ったところでございます。

あと、もう一点、特に成績の良好であるという場合に限ってということになりますけれども、具体的に申し上げますと、例えば係長から課長補佐に昇任するとか、課長補佐から課長に昇任するというような、いわゆる昇任ですね。そういうケース等に限って、ある程度優秀だということ踏まえて例外を設けてるということでございます。これについては、基本的に人事評価とといいますか、勤務評定を各所属で行いながら、それを踏まえて全体を見て、人事課なりそれから総務部のほうで、そういう優秀な職員なり昇任させられる職員というのを決定している状況でございます。

○坂口委員 なかなか微妙なところですけど、ポストの問題と人間の問題とがあって、そこが必ずしも優秀だったら必ずチャンスが均等に与えられるかということ、どうも人事というのはそう単純じゃないような気もするんですよ。だから、ちょっと果たしてどうかなという。

なかなか難しい問題だから、これで次に移りますけど、予算説明資料の75ページ。ちょっとわからないものですから。

訴訟費ですよ。26年度の当初が129万5,000円で、25年度は125万9,000円ですよ。これは、大体どういうぐあいで、予算を組むのか。

○平原行政経営課長 この訴訟費というのは、訴訟が起こったときに直接払うものではないので、日ごろ、弁護士さんに相談する顧問弁護士的にお願いをしている部分でございます。その分で、消費税の関係で上がっているということでございます。

○坂口委員 顧問弁護士っていうと、桁違いな、まさかそこは思わなかったんですけど、たまたまこの数字が消費税でそんななったのと、顧問弁護士は今何名ぐらい持っておられるわけですか。

○平原行政経営課長 1名でございますが、事務所で3名弁護士さんがおられますので、その3名に相談するという形にしております。

○武田人事課長 先ほど、鳥飼委員のほうから御質問のありました年度末の退職者の状況でございますけれども、一応現時点での見込みということで御説明申し上げます。定年退職が111名、それから希望退職が17名、それから普通退職が11名ということで、139名を年度末退職ということで予定をしております。

そのほか、退職手当は支給されませんが、再任用で終了される方で退職される方、この方が12名予定をしておる状況でございます。

○鳥飼委員 今のは、26年度の予定でしょう。

○武田人事課長 これは26年3月31日末ですから、25年度で退職をされる予定の方です。

○鳥飼委員 26年の3月31日で退職される方が136ということですか。

○武田人事課長 26年3月31日ですから、今年度いっぱい辞められる方が139名。

○鳥飼委員 139。

○武田人事課長 はい。

○鳥飼委員 これは、27年の3月に辞める方は上がってるんですよ。

○武田人事課長 26年の当初予算に計上しますのは26年度末、ですから27年の3月31日で辞める方の予算が計上されてるということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございます。

○十屋委員 ちょっと人事課、重なりますけど、先ほど海外派遣の研修経費ということであるんですが、ここは何年ぐらいのサイクルで派遣されてるんですか、1,682万円ということで。CLAIRですかね。

○武田人事課長 一つは、自主研究の部分がございまして。短期のものがありますけども、これは、大体2週間程度ということで、本人がいろいろ企画をしまして、相手方とアポイントをしながら派遣されるというのが一つございまして。

それから、委員から御指摘のありましたCLAIRにつきましては、CLAIR本部、東京にありますけども、ここを1年、そして在外のCLAIR事務所、ここに2年間というのが基本のローテーションになっております。

○十屋委員 今行かれてる方は、もうそろそろ帰ってこられるんですかね。

○武田人事課長 25年度にソウルとシンガポールは行きましたので、来年までの予定です。来年度いっぱいということになります。

○十屋委員 その後をちょっと考えたんですけど、せっかくいろんなところへ行かれて経験されて、それをどういうふうに県の行政の中で。知識とか人脈とか、そういうことは大事だと思うんですよ。ですから、もう来年度、26年度に行って、また帰ってこられるというのであれば、今シンガポールに行ったらっしゃるんでしょうから、そこからのいろんな仕事を付するときに、人事課としては、どういうふうに今までの経験

上そういう人材を生かしてきたのかという、職場の配置に関してはどういう考え方なんですか。

○武田人事課長 議員、御指摘のとおり、海外で研修をされるということは、非常に本人にとっても有意義ですし、また、それが県に還元していただけるという意味では非常に大事なことだと思いますので、基本的にCLAIR等の海外で派遣された職員については、例えば国際課とか、それからあと商工のほうの物産関係とかです。当然、業務に関係のある分野に戻ってきていただくということを考えております。

それと、あと、継続的に派遣するべきということもございまして、来年度につきましては、また1名、CLAIRの本部のほうに派遣を予定しております。今、海外に行かれてる方が戻ってくるタイミングがうまく引き継ぎができるような形で、職員の派遣を行う予定にしております。

○十屋委員 大事ないろんな研修されて帰ってこられるので、生かしていかれるように、またそういうポストでお願いしたいと思います。

それと、行政経営課の76ページの県公報の発行に関する経費というのは、これは何回ぐらい発行されてるのか。1回こっきりなのか。ちょっと中身を教えてもらえますか。

○平原行政経営課長 この県公報っていうのは、条例ですとか規則とかを公布するときに出すやつでございまして、毎週2回、定期的に出しております。これが、年間100回ぐらいですかね。それから、あと、臨時的に出さないといけないものがございまして、これは、号外で出しますので、特に何回ということはないんですが、大体それでもやっぱり50回とか100回とか。

そんな感じですね。号外は数が増減しますので。

○十屋委員 わかりました。別な意味の公報かと思いましたが、条例改正とかそういうやつですね。わかりました。

それから、資料の34号の40ページ。特殊勤務手当の中で、法律の名前の中で、保護「等」ってあるんですけども、「等」が改正されたんですが、この「等」はどういうものが含まれるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○武田人事課長 この「等」については、ちょっと確認はしたいと思うんですが、この改正の内容につきましては、法の適用の対象の拡大ということで、いわゆる配偶者からの暴力のほかに、例えば同棲している交際相手からの暴力なりから保護を受けることが可能になるということで、対象が拡大されたというふうに伺っております。

○十屋委員 後でいいですよ。わかったら、また教えてください。

○丸山委員 行政経営課にお伺いしたいんですが、75ページに公社等関係の推進費が出ているんですけども、平成25年度に、外部監査のほうで出資法人に関する監査をやっていたというふうに思っております。外部監査のほうから何か指摘を受けて、こういうふうにしたほうがいいんじゃないとか、それに向けて、平成26年度、何らかの改正するような推進費っていうのが入っているものなのかというのを伺いしたいと思っております。

○平原行政経営課長 この予算については、通常うちの事務費でございまして、各公社については各公社のほうで各担当課がございまして、必要なものがあれば、そちらのほうで対応することになると思います。これは、あくまで需用費ですとかという事務費だけでございます。

○丸山委員 恐らく、各課、各部がやってると思ってるんですが、それを統括するのがやはり

行政経営課であれば、平成25年度、外部監査のほうで調査をいろいろやられてるというふうに思っておりますので、それをどう生かしていくのかっていうのをぜひやっていただきたいなという意味で言わせていただきました。特に、平成25年度、そういうふうにやられたということであれば、積極的に推進をされるものはやっていただきたいことをお願いしたいというふうに思っております。

○渡辺副委員長 済みません、1点だけお伺いします。

東京学生寮の話なんですけれども、まず、今のぐらいの部屋数というのでしょうか。何人収容が可能なところに、現状としてどれだけの利用があるのかということと、あと、先ほど御説明の中で、議案22号と43号の関係で、今は指定管理者制になってるけれども直営になる可能性もあるというお話があったのは、現実的にそういう検討があるということなのか、単純に条例を補完しておくための意味でそういう可能性を対応しておくというだけのことなのか、ちょっとその辺を御説明いただければと思います。

○川畠総務課長 まず、最初のお尋ねですけれども、東京学生寮につきましては、2名定員の部屋が50室ございまして、100名の定員となっております。今年度につきましては、4月時点の入寮者につきましては72名でございましたが、入寮期間が2年になっているものですから、2年生は少し早めに退寮いたします。2月時点では、これが57名というふうな数字になっております。

それから、先ほどの議案第22号と議案第43号の関係でございまして、現実的に、今、何かそういった支障が起きてる、問題が起きてるっていうことではございませんで、御指摘ありま

したように、今後、万一の場合に備えて条例の整備をしておくということでございます。

○渡辺副委員長 ありがとうございます。

○武田人事課長 先ほど、十屋委員のほうからございました「等」でございますが、やはり今ちょっと確認をいたしましたけども、配偶者以外の同棲の交際相手についても対象を拡大するということが、この法律の改正でございまして、本来なら、文法的には「配偶者等」というふうにつけるのが本来だとは思いますが、どうも国のほうの法律の命名の際に、そのあたりはちょっとソフトにということの趣旨もあったのかもしれませんが、最後に「等」をつけて、そういう法律の改正に伴う名称の変更ということになったようでございます。

○鳥飼委員 学生寮のことで、関連して。今は、指定管理者ですけど、使用料は実質幾らになってるんでしょうか。管理者の方は、幾ら取ってるんでしょうか。

○川畠総務課長 指定管理者が直接利用料金を収受しているわけですが、その利用料金の金額ということでよろしゅうございましょうか。

一応、1年間としますと、24年度の数字がはっきりしておりますので24年度で申し上げますと、約1,496万の利用料金を収受しております。

○鳥飼委員 1人当たりで。1室当たり。済みません。

○川畠総務課長 わかりました。済みません。ちょっと勘違いいたしました。

利用料金につきましては、先ほど申しましたとおり、条例では上限を定めているわけですが、実際には、指定管理者がその料金を定めるというふうになっております。現在の金額は、使用料と同じ1万8,600円というふうな金額になっております。

○鳥飼委員 わかりました。だから、条例変えることの意味はありますよね。それは置いといて。

4月時点で72名って言われたんですよね。そして、2年間だけど、2年生は早く出るので、2月時点では57名ですよということなんですが、希望者というのは、今そんなにいないということなんでしょうか。

○川畠総務課長 希望者につきましては、毎年100名の定員ですので、半分の50名を募集しております。2年間ですから、新1年生は50名を募集してるんですが、平成21年、22年度のころは、抽選を行っていた状況もございまして、23年度以降につきましては希望者が少し減ってきておまして、やっぱり少子化でありますとか、それから東京都周辺の大学への進学者数が、調べてみたら、ちょっと減ってきている。それから、従来からちょっとあったんですけども、やはり2人部屋ということもございまして、そこら辺が敬遠されるということもございまして、ここ数年、少し希望者が減ってきてる状況にございまして。

○鳥飼委員 部屋が悪すぎるとかですよ、ぜいたく言うなという話になるんですけど。ですから、部屋を改装するなり何か工夫をすればふえてくるとか、そういうのはあるのか、見込まれるのか、そんなことを検討したことはないのか、その辺をお尋ねします。

○川畠総務課長 学生寮につきましては2人1部屋ということでございますが、やはり住環境をよくするというので、平成19年度から5年ほどかけて、学生寮の個室の改修等も行ってきておまして、なかなかきれいにはしてきてるところでございまして。

そのほか、入寮者をふやすために、指定管理

者が、県内の高校を時期が来ましたら直接訪問してPRに努めましたり、私どものほうも教育委員会にお願いしながら、いろんな媒体を通じてPRを行っているところでございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

では、以上で第1班の審査を終了いたします。

では、次に第2班として、財政課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○福田財政課長 それでは、財政課の平成26年度当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の77ページをお願いいたします。

財政課の平成26年度当初予算額は、一般会計、特別会計合わせて2,098億4,122万円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が984億3,054万5,000円、公債管理特別会計が1,114億1,067万5,000円となっております。平成25年度当初予算に比べ、38億4,866万9,000円の増となっております。

26年度当初予算額が、25年度当初予算に比べて増加した理由としましては、公債管理特別会計における県債の元金償還額が増加したことが主な要因となっております。

以下、主な事項について御説明をいたします。79ページをお願いいたします。

まず、一般会計ではありますが、(目)一般管理費の、上から2番目の事項になりますが、(事項)諸費が31億5,375万6,000円であります。

その内訳は、1の部分で県税や税以外の収入について還付が生じた場合に備えた全庁的な経費として、30億670万円を財政課で一括計上しております。

また、2の部分では、各課ごとに執行額を見

込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般共通経費としまして1億4,705万6,000円をお願いしております。

次に、下から2段目の(目)財産管理費であります。これは、財政課において所管している基金に係る利子の積み立てに要する経費であります。

その内訳を基金ごとに見ますと、まず、一番下の(事項)財政調整積立金は1,478万8,000円、ページをめくっていただいて、80ページの一番上の(事項)県債管理基金積立金で7,717万3,000円、その下の(事項)県有施設維持整備基金積立金で2,300万3,000円、その下の(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で77万3,000円、そして、今回補正予算で新たに設置しました(事項)宮崎県地域経済活性化・雇用創出臨時基金積立金で1,501万6,000円をそれぞれお願いしております。

次に、その下からは公債費になります。次のページをごらんください。

まず、(目)元金の(事項)元金償還金であります。820億6,330万7,000円となっております。これは、県債の元金償還に要する経費であります。その主なものは、2の公債管理特別会計への繰出金となっております。この繰出金は、県債の償還を行う公債管理特別会計に対しまして、その財源を一般会計から繰り出すものでございます。

次は、その下の(目)利子の(事項)利子償還金であります。127億5,153万3,000円となっております。これは、県債の利子の支払いに要する経費であります。その主なものは、これも元金と同じく、2の公債管理特別会計繰出金となっております。

次は、(目)公債諸費の(事項)事務費であり

ますが、県債を発行するために要する事務経費として2,313万3,000円をお願いしております。

次に、その下の(事項)予備費であります、例年と同様に1億円を計上させていただいております。

続きまして、公債管理特別会計について御説明をいたします。ページをめくっていただいて、83ページになります。

公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金などにより県債に係る元金及び利子の償還等に要する経費を措置するものであります。

まず、(款)総務費ですが、(事項)県債管理基金積立金で13億6,070万円を計上しております。これは、将来の満期一括償還に備えて県債管理基金に積み立てを行うものであります。

次は、その下の(款)公債費ですが、1,100億4,997万5,000円を計上しております。その内訳としましては、元金が次の(事項)元金償還金で976億2,204万2,000円、利子は、その下の(事項)利子償還金で124億1,997万1,000円、ページをめくっていただきまして、次のページの公債諸費は、(事項)事務費で796万2,000円をお願いしております。

続きまして、議案そのものではありませんが、昨年の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明をいたします。

委員会資料とは別に配付されております「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」と書いてあります資料の1ページをお願いいたします。全部で13ページ程度の薄い冊子になっております。こちらは、決算特別委員会の指摘要望事項に対する現時点での対応状況を取りまとめたものでございますが、このうち、総括的指摘要望事項に係る対応状況について、私からまとめて御説明をいたします。

まず、1ページの総括的指摘要望事項の①、引き続き、財政改革に取り組むことについてあります。

平成26年度当初予算編成におきましては、収支不足額の圧縮や県債発行額の抑制、県債残高の圧縮といった財政改革の取り組みを着実に実施いたしました。社会保障関係費が増加した影響などにより、多額の基金取り崩しが必要となりますことから、財源調整のための基金が減少する見込みとなっております。今後とも、財政改革の取り組みによる財源確保等に努めることにより、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換を図ってまいります。

次に、②の将来負担比率の引き下げに努めることについてであります。

将来負担比率につきましては、これまで県債残高の圧縮等の財政改革に取り組んできた結果、早期健全化基準を大幅に下回っておりますが、今後、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中で、将来世代に過度な負担を課すことにならないよう、引き続き財政の健全化を図ってまいります。

次に、2ページをお願いいたします。

③のわかりやすい決算説明に努めることについてであります。

決算に関する説明資料につきましては、これまでも政策評価の結果の概要や当該年度の予算額を追加記載するなど、内容の充実等に努めてきたところでありますが、今後とも、より効果的かつ効率的な決算審査に資するよう、わかりやすい説明に努めてまいります。

次に、商工建設分科会からの御指摘ですが、④の監査における指摘事項をなくすよう努めることについてであります。

監査における指摘事項につきましては、年度

当初に再点検を行い、予算執行段階において十分に留意するよう、各部局に対して周知徹底を図っているところであります。改めて、職員一人一人の自覚を促すとともに、入念かつ複層的に確認を行うよう努めてまいります。

次に、3ページでございます。

商工建設分科会及び環境農林水産分科会からの御指摘の⑤、公共事業の効率的な予算執行に努めることについてであります。

これまで、公共事業等の経済への効果が1日も早く発揮されるよう早期執行に努めてきたところでありますが、今後の消費税率引き上げに伴う景気の下振れリスクに対応するため、国の経済対策に基づく事業の早期執行等について、改めて関係各部局に依頼しているところであります。

最後に、環境農林水産分科会からの御指摘の⑥、補助金の不用額の縮小に取り組むことについてであります。

補助金を含めた予算につきましては、計画的かつ効率的な執行に努めているところでありますが、今後、過年度の決算の状況等も踏まえた上で、さらなる予算の見直しや執行の効率化等に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課の平成26年度当初予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の85ページをごらんください。

税務課の平成26年度当初予算額は268億1,002万5,000円で、平成25年度当初予算に比べ、25億8万2,000円の増となっております。

それでは、当初予算の主なものにつきまして御説明をいたします。ページをめくっていただきまして、87ページをお開きください。

ページの中ほどに記載をしております(事項) 賦課徴収費の21億9,311万8,000円であります。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものとしたしましては、その下の説明欄、1の徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして、2億4,405万7,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして、15億702万円を計上しております。個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものでございまして、各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することとなっております。

次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費であります。2億4,958万5,000円を計上しておりますが、その主なものとしたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報奨金で2億3,763万6,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特約業者の徴収取り扱いに対する報奨金であります。

次、ページをめくっていただきまして、88ページをごらんください。

3の管理機能の充実費の(4)税務電算トータルシステム運営費でございます。1億463万4,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正に伴いますシステムの改造経費でございます。

次に、(款)諸支出金であります。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、税収の一定割合を交付する法定交付金で、232億8,985万7,000円を計上

しております。

主な事項につきまして御説明をいたします。

まず、(事項) 地方消費税清算金につきましては、本県に納付された地方消費税を、各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、95億9,615万5,000円を計上しております。

また、(事項) 利子割交付金から以下6つの各種交付金につきましては、いずれも市町村に対する法定交付金で、26年度の税収見込み額を基礎に算出したものであります。事項別の説明は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次、ページをめくっていただきまして、90ページをごらんいただきたいと思っております。

(事項) 利子割精算金につきましては、本県で徴収をしました利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額につきまして、関係する都道府県間で精算を行うために要するものでありまして、150万円を計上しております。

次に、資料かわりまして常任委員会資料の34ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。事項の2番目(税務課)の欄でありますけれども、平成27年度自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものでありまして、コンビニ納付のためのバーコード印刷やその読み取りテストを行うなど、円滑な業務の推進を図るため、平成26年度から27年度にかけての実施をお願いするもので、1,610万2,000円を計上しております。

予算案につきましては、以上でございます。

次に、35ページ、ごらんいただきたいと思っております。

議案第21号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をさせていただきます

す。

まず、1の改正理由ですが、自動車税の軽減税率適用の基準の一つである燃費基準を定める根拠となります、エネルギーの使用の合理化に関する法律、この法律の改正に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、自動車税の税率の特例を定めております附則第12条第2項におきまして、この条例で引用しております法律の題名が(1)のとおり、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改正されたことによりまして改正を行うものでございます。

次に、(2)でありますけれども、省エネ基準策定の対象につきまして、これまで自動車や家電製品など、みずからエネルギーを消費する機器がございましたが、この機器に加えまして、建築材料、断熱材等が対象となりましたことに伴いまして、引用条項及び文言の整理をするものでございます。「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」にそれぞれ改正するものでございます。

なお、今回の法律の改正によりまして、自動車の燃費基準自体には変更はございません。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から施行しますが、2の(1)の法律の題名の改正規定につきましては、法律の施行と合わせる必要がありますので、平成26年4月1日より施行することとしております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 済みません。今、説明の途中ですけれども、ここで午前中の部を終わって、あとは第2班の市町村課長の説明は午後をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 午後は1時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。では、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

○内村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴についてお諮りいたします。宮崎市の豊岡幹雄氏ほか3名から執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認、決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

それでは、傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、委員会の審議を始めます。

○甲斐市町村課長 市町村課の平成26年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

市町村課の平成26年度当初予算額は、26億7,063万4,000円でございます。前年度当初予算額に比べ、1億7,853万円の減となっております。

その主なものについて御説明いたします。ペ

ージをおめくりいただきまして、93ページをごらんください。

まず、ページ中ほどの(事項)地方分権促進費であります。これは、市町村への権限委譲に要する経費でありまして、予算額は4,462万7,000円をお願いしております。

94ページをごらんください。

一番上の(事項)自治調整費であります。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でありまして、予算額は7,270万1,000円をお願いしております。

このうち主なものを説明いたします。7の住民基本台帳ネットワークシステム事業費であります。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上を図るため、全国でネットワーク化されている住民基本台帳ネットワークシステムの全都道府県共同の負担経費や機器使用料等の運用経費でありまして、予算額は5,318万8,000円をお願いしております。

次に、8、みやざき新生連携・協働事業であります。これは、知事と市町村長との意見交換などを実施することで、県と市町村との対話による連携の強化を図り、分権時代にふさわしい「みやざき新生」を目指すための経費でありまして、予算額は166万4,000円をお願いしております。

次に、下の段の(事項)市町村合併支援費であります。予算額は8,764万円をお願いしております。これは、アの合併関係市町村財政健全化支援事業でありまして、平成20年度から21年度にかけて、高金利地方債の繰り上げ償還を支援するため、市町村21世紀基金等を活用した無利子貸し付けを実施したところではありますが、この貸し付けに係る償還金を同基金に積み立てるものであります。

95ページをごらんください。

(事項) 市町村公共施設整備促進費であります。予算額は9億17万9,000円をお願いしております。これは、市町村が取り組む防災・減災事業、行財政経営健全化事業、地域の活力創出事業などに対して無利子貸し付けを行い、重点的に支援するものであります。

次に、その下の、(事項) 市町村振興宝くじ事業費であります。これは、市町村振興宝くじとして発売される「サマージャンボ宝くじ」と、「オータムジャンボ宝くじ」の収益金等について、一旦、県が配分を受けた後に、その全額を公益財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものであります。予算額は、6億5,571万7,000円をお願いしております。

一番下の、(事項) 運営費であります。これは、選挙管理委員会委員の報酬等や選挙管理委員会の事務費でありまして、予算額は952万7,000円をお願いしております。

96ページをごらんください。

中ほどの、(事項) 知事選挙臨時啓発費から一番下の(事項) 県議会議員選挙執行費までは、来年1月に任期満了を迎える知事の選挙及び来年4月に任期満了を迎える県議会議員の選挙に要する費用であります。

まず、(事項) 知事選挙臨時啓発費であります。これは、知事選挙におけるテレビやラジオ、新聞等を用いた広報など、臨時啓発に要する経費でありまして、予算額は1,752万3,000円をお願いしております。

次に、その下の、(事項) 県議会議員選挙臨時啓発費であります。これは、県議会議員選挙におけるテレビやラジオ、新聞等を用いた広報など、臨時啓発に要する経費でありまして、予算額は470万1,000円をお願いしております。

次に、その下の、(事項) 知事選挙執行費であります。これは、投開票など、市町村が行う事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費など、知事選挙の執行に要する経費でありまして、予算額は4億9,655万7,000円をお願いしております。

次に、その下の、(事項) 県議会議員選挙執行費であります。これは、ポスター掲示場の設置など、市町村が行う事務に対する市町村交付金や投票用紙、その他必要となる資材の作成に要する経費など、県議会議員選挙の執行に要する経費でありまして、予算額は1億2,596万5,000円をお願いしております。

続きまして、総務政策常任委員会資料で御説明いたします。34ページをお開きください。

債務負担行為の追加であります。

上から3つ目の(市町村課)の欄であります。が、県議会議員選挙につきましては、年度当初の平成27年4月の執行が見込まれるところでありまして、その経費につきまして円滑な業務の推進と適正な選挙を執行する観点から、平成26年度から平成27年度にかけてお願いするものであります。

1つ目の県議会議員選挙臨時啓発費は、テレビ、ラジオ、新聞等の各種広告の制作や放送等について広告代理店と委託契約を締結するために、限度額691万1,000円を、また、2つ目の県議会議員選挙執行費は、選挙公報の発行について業者と契約を締結するために、限度額954万8,000円を計上しております。

続きまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。常任委員会資料により説明させていただきます。37ページをお開きください。

今回の改正事項は、当課が所管しております

国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付手数料、及び政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料の改正、並びに行政書士試験の実施を委任している指定試験機関等の名称の改正の3つでございます。

まず、手数料の改正についてであります。政治資金規正法に定める国会議員関係政治団体の少額領収書等や政治団体の収支報告書等の写しを交付する際に、光ディスクへの複写による写しの交付を行う場合がありますが、近年の光ディスクの普及状況や価格等を勘案し、CD-Rに係る金額を100円から80円に改めるとともに、DVD-Rによる交付に対応するため、新たに100円に当該少額領収書等（または収支報告書等）の写し1枚ごとに10円を加えた額として定めるものであります。

次に、指定試験機関等の名称の改正ですが、行政書士試験の実施を委任している財団法人行政書士試験研究センターの一般財団法人への移行に伴い、委任先の名称を行政書士法の規定に沿って改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第47号「宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。常任委員会資料の43ページをお開きください。

市町村税であります固定資産税につきましては、地方税法において、固定資産評価基準の細目については道府県知事が定めることとされており、その際に、道府県に設置する固定資産評価審議会の意見を聴取することとされております。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律、いわゆる第3次一括法において、地方税法に規定する固定資産評価審議会の委員定数が廃止されることに伴い、委員定数を条例で新たに規定する必要が生じたことによる改正でありまして、また、それに伴う地方税法の引用条項ずれについても、あわせて修正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、第3次一括法で規定された改正地方税法の施行期日であります平成26年4月1日とするものであります。

市町村課の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○内村委員長 それでは、各課長の説明が終了しました。議案についての質疑はありますか。

○函師委員 税務課のほうにちょっとお伺いしたいんですが、資料で言いますと87ページのところで、徴収活動費が上げられてるわけなんですけれども、日ごろの徴収活動で御苦労されてる点は理解してるつもりであります。その内容についてちょっとお伺いしたいんですが、こちらの資料、26年2月の定例議会の予算事項別明細書っていうのがありますけど、これの21ページのところで、歳出じゃなくて歳入のところをちょっとお伺いいたします。自動車税のところでは、この自動車税の歳入額が、前年度比ですると7,000万以上の減収になるというふうな予算になってるんですが、このあたりは、どういう根拠があつての金額設定になってるのですか。

○鶴田税務課長 自動車税の税収の平成26年度の見込みでありますけれども、自動車税につきましては、毎年4月1日現在の所有者に対しまして課税をするということでやっておりますが、毎年、課税対象となる自動車の台数がだんだん減ってきております。一つには、軽自動車に車をかえられる方が非常に多くなってきていると

いう状況もありまして、ここ数年、ずっと課税の対象となる台数が減ってきてるという状況、税金が当初と比べますと減るといふふうな一つの要因としては、それがあると考えております。

○凶師委員 関連してなんですが、以前、議会のほうにも申し入れがあった内容なんですけど、行政書士会のほうから、国の出先機関で転勤で来られてる方々の、自衛隊も含む形の、自動車の住所変更がされてないがゆえに、自動車税の徴収ができてないんじゃないかというような意見があって、機関を通して各部署には住所変更を速やかにするようというお願い等もしていただいているみたいなんですけども、実際、その状況っていうのは改善されていってるでしょうか。

○鶴田税務課長 確かに、県外ナンバーをつけて走る車というのはあります。それが、営業でたまたま宮崎県に来ている車なのか、それとも、宮崎県に住所を移していらっしゃる方がほかの県外のナンバーで走っていらっしゃるのか、いろいろあると思いますけれども、基本的には自動車のナンバー登録の変更につきましては、これは国のほうの運輸支局のほうがまず所管をしているという状況があります。ただ、私どもといたしましても、やはり宮崎県の道路を使って走っていらっしゃる、そういう車につきましては、やはり、いわゆる県税の税金の確保を図るといふ観点から、車の登録変更につきましてはお願いをしたいというのは思っております。

具体的に、例えば県税事務所の窓口でそういうパンフレットとかチラシを置いて周知をするとか、あるいは、今年度の例で申し上げますと、昨年8月になりますけれども、県と宮崎の運輸支局で一緒に——文書はちょっと別々の文書だったんですけれども——登録のナンバー変更、

これにつきましてお願いをしたいという周知の文書を、約50機関ほど宮崎県内に機関がありますけれども、送付をいたしております。非常に県外の方がいっぱいいらっしゃる、例えば自衛隊なんかについては、県税・総務事務所等の職員が直接出向きましてお願いをした。私ども、新田原基地のほうに伺わせていただきまして、お願いをさせていただいたとごさいます。

ただ、どれぐらい車が変わったかということにつきましては、申しわけありませんが、その実態の把握まではしておりません。以上でございます。

○凶師委員 非常に丁寧な説明でよくわかりましたし、またナンバー変更するということ、県内の道路を使用されてるということの意識づけといいますか、そういうことでの税金の納入につながるということは、本当に筋論だなというふうな気はしました。

ただ、自衛隊のほうの方との意見交換の中でもこういう提案をさせていただいたんですよ。速やかに変更をされてくださいという話をしたんですが、やはり、そこはもう強制はできないというところも言われたり、命令ではないというところで指導はできるようなんです。

ただ、これはちょっと今の質疑からずれていくんですが、実は、県内の出身者というか、こちらに住所があって県外に行く転勤者もナンバー変更してないから、税収的には変わらないんじゃないですかみたいなことを言われたこともあって、それ、ちょっと本末転倒だなという気はするんです。

これ、ちょっと要望でなんですが、自衛隊関係者との意見交換の中で出た意見は、もし、できるなら、ナンバー変更とか住所変更の手続業務を、県税事務所だけじゃなくて、どっか出張

所みたいなどこに出向いて手続ができるような体制がとれると、促進されるんじゃないかなという声もあったもんですから、そのあたり、御意見いかがですか。

○鶴田税務課長 ナンバーの変更につきましては、これからも引き続き、必要な周知ということについてはやってまいりたいと思っております。

ただ、今、御質問にありました出張所を設けてというところではありますが、それは基本的にはやっぱり国の運輸支局のほうの所管となりますので、運輸支局のほうといろいろ協議をする機会がありましたら、そういうお話があったということは伝えておきたいというふうに思っております。

○凶師委員 ちょっと予算の内容とはずれてしまいましたけれども、徴収活動で非常に御尽力されてるっていうのは、もう評価しておりますので、今後も税率が上がるように頑張っていたいただければと思います。以上です。

○坂口委員 関連して、今のは長年の課題ですよ、その登録の問題。ただ、その登録料がかなり要るっていうことと、特に、国家公務員、異動があって大変だっていう、そういう事情が一つある。でも、ここんところで、一番それを拘束できるのは、その運輸省の登録の云々じゃなくって、警察の車庫法ですよ。主たる駐車場を決めたときは、1週間以内にそこに登録しなければならない。だから、警察との連携ですね。

ただ、これ、詰めていったら、損得でいくと、宮崎は、むしろこれを徹底したら、県外の方が宮崎に持ってきて宮崎で登録されてる方と、宮崎が県外で登録してるのは、どうも微妙です。損得計算ではですね。でも、ただ法を遵守するとなれば、これは車庫法の関連になって、運輸

省はあんまり拘束力を持たないっていうこと。

引き続きいいですか。ちょっと予算の見方ですけど、説明資料の、例えば94ページ、住民基本台帳ネットワーク。これは、負担金はたしか年々軽減されていくのかなと思うんですけど、せんだっての補正で1,500万ぐらい減額やりましたよね。そういったものっていうのは、どんなぐあいになっての当初予算になってますかね。

○甲斐市町村課長 発足当初から比べますと、だんだんいろんな経費が合理化されておりましたり、全国的にセンターに負担する経費も縮減されてきたりしております。そういったものを、次の年度の当初予算にはできるだけ反映するようにしております。これまでも、約1,000万ほど、前年度に比べて下がったりとか、そういういろんな効果は出てきておるところです。

○坂口委員 それと、もう一つ、同じようなことなんですけど、次のページの振興協会の交付金、宝くじですね。これも、せんだっての補正でかなり減額やって、これ、何ぼやったですかね。やっぱり、かなりな額、減額したと思うんですけど。昨年は、6億3,000万ぐらいだったですか、当初予算が。それを減額しといて、今度6億5,500万ってことになる、売り上げの予測っていうんか、見込みっていうんか、これはどんなぐあいに立てられてます。

○甲斐市町村課長 市町村にとって市町村振興宝くじ、非常に重要な財源なんですけれども、宝くじにつきましては、ほかにも年末ジャンボとか、多種多様な宝くじもございまして、市町村振興宝くじで見ますと、残念ながら、このところ、対前年度、全国の売り上げ、宮崎県の売り上げともに、ちょっと少ない額になっております。昨年度の当初予算では6億7,700万ほど当初思っておったんですけども、2月補正で

減額をしました。26年度当初は、今回、6億5,500万ということで、昨年度当初に比べると、若干の縮減した当初予算にはしておるところです。

○坂口委員 減額が5,300万だったですか、補正。だから、かなりもう流れから6億ぐらいの予算のほうが、むしろ精度高いんじゃないかなんて。あんまりミートしてないかな。頑張ってる売っていただくことと、僕も久しぶりに買ってみたいかなっていう気もないでもないけどですね。

○内村委員長 答弁はいいですか。

○坂口委員 いいです。

○十屋委員 議案第47号の固定資産評価委員の条例改正で、定数のとこなんですけど、規定が廃止されるということで、新たにまた12名というのを決めるんでしょうけど、この12名っていう根拠といいますか。同じようにやってるっていうのは、何か特別理由があるんですか。

○甲斐市町村課長 固定資産税につきましては、宅地、田、畑、山林等ございまして、それぞれに、この12名の中に専門的な学識経験者等に審議をお願いしております。例えば、不動産鑑定士でありますとか、税理士、建築士、司法書士、農業団体の役員、あるいは林業関係の方、国税の方、市町村の職員等々ということで、これまでもそれぞれの役割のもと、12名をお願いしておりました。法律で12名ということになっておりました。これを、今回、条例のほうで規定することになりまして、私ども、12名以内ということで、現在は12名のままで任用をさせていただいておるところです。それぞれの役割分担で必要な方だと、現時点では思っております。

○十屋委員 あと、それともう一つ、全県下を網羅するんでしょうから、委員さんの配置はどういうふうになってますか。

○甲斐市町村課長 できるだけ地域バランスは

考えたいと思っておるんですけども、それぞれの専門機関で推薦をいただける方、例えば不動産鑑定士でありますとか税理士の方、こういう方は、宮崎、延岡、都城とか、当然、こういう町場になります。林業関係だとか農業関係の方々については、できるだけ山間部の山林という資産の評価もございまして、中山間地域の方をお願いするように、そういったことを、可能などころで、できるだけそれぞれの立場を反映していただけるようお願いしているところなんです。

○十屋委員 続けて市町村課ですけども、96ページ、選挙関係。知事選挙、我々の県議選も含めて広報啓発事業が載ってるんですが、ここ、いろんな選挙見ると、ずっと投票率が下がって、これは選挙管理委員会の管轄で、市町村課とは直接的には関係ないと思うんですけども、そういう中において、啓発事業でこの金額をかけていって、やっぱりそれなりの広報活動の効果がないといけないと思うんですよね。だから、選挙管理委員会とどういうふうに連携をとっていくのかなっていうのを、非常にちょっと見てるとこなんですけど、それはどういうふうにとられますか。

○甲斐市町村課長 非常に選挙啓発、大事なテーマでありまして、先ほど御説明しましたのは、それぞれの選挙に係る臨時啓発費ということで、集中的にやる啓発でございます。

それとは別に、毎年度、通年ベースで常時啓発ということ、これがまず一番根底で大事な部分だろうかと思っております。

先般も、「わけもんの主張」、若い世代の発表会をいたしました。ここに出てくる人たちは相当意識の高い人たちで、こういう人たちの御意見を広く皆さんに御紹介したいなど、若い世代

にも紹介したいなというふうに思っております。そういうことで、常時啓発の重要性というのは、引き続き大事なことでありますので、そういう若い人たちの力を活用する。

それから、明推協といいまして「明るい選挙推進協議会」、これは、いろんな各地域の立場の方々のお協力をいただくんですけども、いろんな各世代に訴えるいろんな手法も、引き続きやっていかなきゃいけないなと思っております。

○十屋委員 次に、税務課の87ページでちょっとお話を聞きたいんですけども、自動車税の収納で、さっきもちょっとありましたけども、コンビニ収納というのが797万7,000円あるんですが、この収納状況率とかはどのようなふうに推移されてますか。

○鶴田税務課長 コンビニ収納に係ります収納の状況ということでございますけれども、コンビニ収納につきましては、自動車税を主にやっております。いわゆる納期内納付の状況で申し上げますと、まず、件数でありますけれども、平成25年度、今年度の納期内納付の状況は、コンビニ収納で納付いたしました件数が8万5,524件でございます。それで、全体の納期内納付のうちの31%がコンビニ納付による納付という形でございます。

○十屋委員 ということは、推移とすると、伸びてってるっていうふうに理解させていただいてよろしいのかということと、(7)のクレジットカード収納事業っていうのもあるんですけど、そことの絡みはどうなんですか。

○鶴田税務課長 コンビニ収納につきましては、平成25年度が8万5,000件という、今、御説明申し上げますが、手元に持っております資料でいきますと、平成19年度の納期内納付で入りま

した件数が5万1,000件ございました。そのときの納期内納付の割合が、納期内納付のうちの18.3%がコンビニ収納という形でございます。それから、だんだん利用率が伸びてきておりまして、現在が31%ということで、納税者にとってのいわゆる納税の窓口ということで、非常に現在は浸透してきてるということで考えております。

それから、クレジットカードによる収納でありますけれども、同じく納期内納付の状況で申し上げますと、平成25年度が1万1,072件が納期内に納まっております。この割合でありますけれども、納期内納付だと4%がクレジット収納による収納ということでございます。

同じく、手元にちょっと平成20年の資料がございまして、平成20年度が、同じく納期内納付の状況でクレジットを活用しましたものが6,913件。そのときの利用率が2.5%という状況でございますので、割合としては、コンビニ収納ほどではありませんけれども、だんだんとやっぱりこのクレジット、いわゆる手元に現金がなくても納めていただけるという、そういった利便性の観点からいきますと、こちらのほうもだんだん伸びてきてると、効果が上がってきてるということで考えてるところでございます。

○十屋委員 ということは、コンビニで797万7,000円で、あとクレジットカード収納っていうと460万っていうような経費がかかるって、経費の違いがちょっと出てきてるっていうのは、相手側に対する支払い手数料の違いというふうに見ていいですか。

○鶴田税務課長 コンビニ収納の関係でありますけれども、コンビニ収納につきましては、コンビニに係る会社に払うんですけども、これが大体1台当たり61.7円という経費を払ってお

ります。

それから、クレジットカード収納につきましては、こちらのほうは県と利用者それぞれ負担をしていただいています。県の負担割合が1台につき105円を払ってます。その関係で、1台当たりの経費の違いによりまして経費の差が出てくるというふうに考えております。

○十屋委員 最後。ということは、コンビニ収納のほうをふやしていったほうが、県としてはいろいろな意味で利便性があるということですね。

○鶴田税務課長 経費的な面でいきますと、おっしゃるとおりだと思います。

○十屋委員 わかりました。

○鳥飼委員 市町村課で、94ページです。

一番下の、市町村合併支援費が2億から8,700万ということになってるんですけども、概要を御説明いただけませんか。

○甲斐市町村課長 合併関係市町村財政健全化支援事業につきましては、平成20年度、21年度に、当時、合併する市町村が抱えておりました高金利の地方債を、一定要件のもとで無利子の資金に借りかえるということで財政支援をいたしたところであります。全体としまして、約31億円ほどでございますけれども、貸し出しをしております。

それが、貸し出しは、もう20年度、21年度に終わっておりますので償還されます。そのうち、市町村21世紀基金と、それから一般財源からその原資を調達しておりました。返ってくる償還金額のうち、市町村21世紀基金に戻す部分の、いわゆる歳出といいますか、戻す部分の金額がここに出てきておるものがございます。昨年度と比べますと、昨年度は21世紀基金を活用した償還金が2億弱ございました。ことしは、そ

れが八千幾らですということで、これは、もうあと返ってくるだけの資金になりまして、それを元の基金に戻すということで、償還金の内訳がそういうことだということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、来年度以降は、どんどん減少していくということになりますかね。

○甲斐市町村課長 20年度、21年度に貸し出しをしましたときに、10年以内の償還期間、あるいは短いものは5年というものもございました。ということで、償還が返ってきますけれども、全て収束する方向で事業は幕引きになるといいますか、財源が返ってくるということです。

○鳥飼委員 わかりました。地方交付税の合併算定替えの期限もありますけど、今後の見込みといたしますか、国の支援も変わってきてると思いますが、そこを御説明ください。

○甲斐市町村課長 合併算定替えにつきましては、市町村が合併する前の団体を維持したと想定して、交付税が当面措置されると。それが、合併したことによりまして、激変緩和期間を過ぎまして、最終的には複数の市町村が1つの市町村になるわけでございますので、一本調整といたしますか、1つの団体として見られるということです。激変緩和期間は、本県では27年度から。ですから、26年度までは合併前の算定が適用されまして、27年度から、早いところでは算定替えの激変緩和の1年目に入っていくということでございます。

国のほうの考え方としましては、合併市町村に対しての財政支援、これは、一定のものは必要ではないかという議論になっております。ただ、しかし、この合併算定替えを全く元に戻すということではございません。合併したところの市町村においては、昔役場があったとこの旧市町村部の支所の機能というのは、これは大き

なものがあるということで、そこに着目した交付税での優遇措置というものは、来年度からも検討されるということが、地方財政計画の中でも触れてございました。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。やはり、県も合併の旗を振ったわけですから、特に大きなところはまだしも、入郷とか財政力の弱い過疎地域の分については、県としての独自の目配りというのが必要になってくるのではないかなと思いますので、その辺をお願いをしておきたいと思います。

次に、税務課、今、自動車税の話が十屋委員のほうから出ましたので、ここは省略します。

それから、財政課は特にないんですけど、予算編成過程の公表についてというのは、後で説明をされるときがあるんですかね。

○福田財政課長 来年度当初予算の編成過程についてですけれども、既に議員の皆さんにお配りしておりまして、あと、県のホームページのほうにも公表させていただいておりますが、この場での御説明は考えておりません。

○鳥飼委員 そういうことであれば、若干お話をしたいと思いますが、そういう消極的なことではなくて、やっぱ説明をしていただきたいと思いますね。財政課としての熱意もあると思います。それは、なかなか困難もあると思うんですけども。やはりこうやって議会前に、議会の資料として配付をしているわけですから、それは説明をすべきだと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

本会議でも申し上げましたので、詳しくは話しませんが、やはり県政に関心を持っていただくという意味では、予算編成過程の中途での公表をやらないと、全てが終わった後で編成過程を公表しますよとか、款別とか、そういう

ことをやってたんでは、県民の関心も高まりませんので、そこはしっかり受けとめていただいて、それに向けてどうするのかということをしっかり検討していただきたいと思います。そうしないと、やはり知事がこうやって予算をつけたよという形だけになって、県民がわかりやすい予算になっていかないと思いますので、そこは十分検討していただきたいということで、答弁いりませんが、お願いしたいと思います。

○丸山委員 財政課のほうに、説明で聞きそびれた気がして申しわけないけど、改めて御説明をお願いしたいんですが、税及び税外の還付金が21億から31億にふえているんですけども、この辺が具体的にどういう形になるのか。ひょっとしたら、2月補正のときに、これがどんぐらい減額になったと、実際、どういう見込みというふうに思えばいいのか。なぜ、こうなったのかって、そこをもう少し説明をしていただけたらありがたいかなと思ってるんですか。

○福田財政課長 資料の79ページの諸費でございますが、これが、平成25年度の当初予算では21億円余りであったものが、26年度当初予算では31億円ということで、10億円ふえとるということでございます。

内容としては、2つございまして、1点目が県税の償還金がございますが、こちらの見込みが、来年度膨らむだろうということで、県税の償還金を5億円プラスしております。

それと、もう一つが、国庫等返還金というのがあるんですけども、これにつきましても来年度伸びる可能性があるであろうと、見込みに基づいて、こちらも5億円ふやさせていただいたということで、合計10億円、当初予算ベースで増額になっておるということでございます。

○丸山委員 見込みっていうことで、大体それぐらい来るということで、平成25年度分も21億ぐらいですが、これぐらいあったっていうふうに理解してよろしいでしょうか。

○福田財政課長 平成25年度予算につきまして、もう2月補正で増額をお願いいたしました。そういう実績も踏まえて、26年度当初予算においては増額といいますか、この金額でお願いをしたいと考えております。

○丸山委員 はい、わかりました。続きまして、これは税務課ですかね。87ページの一番下のほうに書いてあります(2)のウとエに、報奨金という制度が軽油と産廃のほうであるんですが、この報奨金っていう制度がいろんな市町村の税金で納めるとあったので、最近こういう報奨金制度というのが少なくなっている中で残っている根拠と、今、どういう納付状況だからこうしなくちゃいけないっていう根拠があれば、教えていただきたいというふうに思っております。

○鶴田税務課長 軽油引取税と産業廃棄物税に係ります取扱報奨金の関係でありますけれども、この2つの税は、特別徴収制度というのをとっております。軽油引取税につきましては、元売り業者とか特約業者、あるいは産業廃棄物税につきましては、最終処分場が特別徴収義務者ということで、県民の方から税金を預かりまして、県のほうに納付していただくという税であります。一般的には、この特別徴収制度の場合につきましては、その徴収の取り扱い費用、基本的には交付すべきでないという考え方が一つ前提としてありますけれども、軽油引取税それから産業廃棄物税につきましては、この特別徴収事務につきまして、いわゆる報奨金という制度を実際につくっているという状況でございます。

なぜ、こういう制度を設けているのかといいますと、一つには、一般的にはここに入ります税金につきましては、いわゆる掛け売りといいますか、実際に物の取り引きがあった後に、しばらくしてお金が入ってくるというような流通の形態が1つございます。そのような状況もありますもんですから、通常必要とされる事務の一部を補助するという趣旨に鑑みまして、この制度が設けられているという状況でございます。

あと、軽油引取税については地方税に規定されてる税金でありますけれども、産業廃棄物税は法定外目的税ということで県が独自に設けている制度でありまして、軽油引取税と同様な実情であるということで、こちらのほうは交付要綱を定めまして、平成18年度から実施しているという状況でございます。こちらのほうの報奨金につきましては、そういった意味では特別徴収手続をしていただく分の事務的経費と実費弁償的な意味合いで交付をしているという状況です。

報奨金を支払います根拠となります税金でありますけれども、これは、あくまでも納期内納付で入ってきたものにつきまして、その税額の2.5%を目途に交付をしているという状況でございます。

○丸山委員 今ので納期内納付のやつ2.5%の。

○鶴田税務課長 納期内納付の分だけでございます。

○丸山委員 この報奨金。ちょっと複雑な税込、実費弁償というか、事務手続費用みたいなんですよということなんですけども、何か具体的にこのものが何に使われてるんだろうなど。実費の弁償であれば、何か報奨金という名目よりは、本来の名称なり、何かちょっと違うような感じ

もするんですが。人件費とかそういうほうなのか、もしくは、何かちょっと違うイメージがすぐつきそうだし、あと本当にこの金額が正しいのかっていうチェックが、人件費、本当に正しいのかとかいうのがわからない気がするものですから、ちょっとその辺が、積算のあり方なんかをもう少し教えていただくとありがたいかなと思ってるところなんですけども。

また、名前まで報奨金っていうのは、何かちょっとこれまでとちょっと違うイメージ。今のを聞きますと、事務手数料だろうなというふうに思ったんですが、ほかの件も大体このような形の名前で統一してるのか、全国統一なのか。その辺も含めて、ちょっと教えていただくとありがたいかなと思っておりますけども。

○鶴田税務課長 軽油引取税の報奨金につきましては、通常、必要とされる事務費の一部を補助するという観点から実施してるものでありますけれども、そもそもこの制度につきましては、ちょっと古くなりますけれども、昭和48年に、当時の自治省のほうからの通達によりまして制度が設けられてるという背景がございます。そういう意味から申し上げますと、名称を報奨金という名称にしてるかどうかはちょっと別でありますけれども、全国的に同様な制度で実施されているというふうに思っております。

○丸山委員 名目上は、報奨金ってなるとちょっとイメージが違うような気もしますし、今後詰めていただければかなと思ってます。

○鶴田税務課長 丸山委員の趣旨も十分踏まえた上で、また整理をさせていただきたいと思えます。

○丸山委員 簡単にいうと、コンビニ収納事業とかであれば、何となく手数料だなんてすぐわかるんですよ。1台当たり幾らとか。非常に古

い制度でずっとやってきているような気がするものですから、この辺も少ししかるべきものにしっかりしていただきたいなど。その団体に全部お願いしてるわけでしょうけども、その辺を少しわかりやすい形に。やっぱり税金でやるんでしょから、これはまた今後検討も含めてお願いしたいと思ってます。

○坂口委員 教わるっていう意味で。やっぱ税務課なんですけど、消費税の交付金ですね。25年度が105億で、124億余りで、これ、当然、率の見直しと思うんですけど、かなりふえてるっていうのがあるんですよ。

○鶴田税務課長 地方消費税につきましては、税率の引き上げがございましたので、それに関連して額が上がってきております。

○坂口委員 そうすると、ちょっと記憶が定かでないんですけど、5%中1%が、8%中トータルの1.54だったですかね。1.34と0.2だったですかね。

○鶴田税務課長 1.7%。

○坂口委員 そうなったときに、大体見込みとして、その中の50%市町村分だということで、あれは人口割だったですよ。都道府県分も人口割で決定したことになるんですかね。

○鶴田税務課長 地方消費税の清算基準のお話であると思えますけれども、今現在、26年度予算で出しております金額につきましては、現行の基準のままで整理をさせていただいております。と申しますのは、まだ今までのところ、地方消費税の清算基準の見直しにつきましては、具体的にまだ国のほうから何ら説明が来ておりません。このことにつきまして、総務省のほうにも確認をしておりますけれども、見直しの内容ですとか見直しの時期、こういったものも含めて現在検討しているという状況で、その内容

を、今、私どもも待っているという状況でございます。

○坂口委員 ということは、市町村も含めて8分の1、8分の6、8分の1の清算、大まかな計算だからそれでいいんでしょうけど、市町村分も含めて従前のということになるわけですかね。

○鶴田税務課長 実際の引き上げ分につきましては、市町村につきましては人口割という形になっておりますので、それを交付する形になりますけれども、現在、私どものほうで、歳入歳出のほうの清算金につきましては、あくまでも現行の基準のままの整理という形になると思います。

○坂口委員 ちょっと小さいこと聞き過ぎたんで。それで、もともと消費総額の考え方ですよ。率からいくと、かなり125億ぐらいっていうと、ちょっと遠慮した数字みたいな気がするんですけども、もうちょっと伸びていいのかなと思うんです。消費総額に対しての考え方っていうのは、どんな具体的に。当然、率引き上げで、消費も落ちるってことも心配されるんですけど、そこらを大まかでいいんですけどどういう見通しで。

○鶴田税務課長 徴収全体の税収額という形ではよろしいんでしょうか。

平成26年度の税収額につきましては、税率が引き上がりますので、そういった意味ではある程度増収となるというふうに見込んでいるわけでありまして、税収につきましては、本県の場合、9割は法人からの納付となります。譲渡割がほとんどを占めてるという状況なんですけれども。この法人からの申告納付につきましては、これは毎月納付されるわけではありまして、法人の決算に合わせて申告納付される

という状況でございます。また、法人の決算から国への納付が2カ月後となります。それから、国から県への払い込みまでが、また2カ月後ということで、4カ月かかるという時間のずれがございますので、そういった意味では、平成26年度、税率が引き上がりますけれども、その引き上がった分の効果が、全て26年度分の税収に反映されるというわけではないということで、1点は今回計上した税収という形で整理をさせていただきます。

○坂口委員 余りにもアバウト過ぎるんですけど、県と市町村分合わせて五十四、五億ぐらいは増収になるのかなと思ってたけど、これで見て40億ぐらいの数字でしか見込んでないから、もうちょっと見れるんじゃないかなって気がして。これから先のことだから。

○内村委員長 ほかにありませんか。

それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○酒井総務事務センター課長 それでは、総務事務センターの平成26年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の99ページをご覧ください。

当初予算額は、10億5,252万7,000円でございます。平成25年度当初予算と比べて7,004万1,000円の減額となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。101ページをお開きください。

まず、中ほどの、(事項)総務事務センター運営費、予算額4,420万9,000円でございます。これは、本庁及び各地区の総務事務センター運営

費や給与計算事務に係ります経費、それから職員の諸手当の届け出等をオンラインシステムで行っておりますけれども、それらに要する経費であります。

次に、一番下の、(事項)健康管理費、予算額6,568万円でございます。102ページをお開きください。

これは、職員の健康管理事業等に要する経費であります。

説明欄2の定期健康診断事業費は、全職員を対象とした定期健康診断を行うための経費であります。

3の特殊業務従事職員健康診断事業費は、放射線業務などの特殊業務に従事する職員を対象とした健康診断を行うための経費であります。

4の改善事業「職員の心の健康づくり対策事業」につきましては、後ほど、常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項)職員厚生費、予算額9,476万8,000円でございます。

1の(2)新規事業「職員の心身フレッシュアップ事業」につきましても、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

2の保健体育施設管理費は、職員健康プラザ建設費の地方職員共済組合への償還や、同プラザの施設管理業務に要する経費であります。

次に、(事項)物品管理及び調達事務費、予算額949万8,000円でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、物品調達の適正化を図るための経費であります。

なお、平成25年度と比べますと、大幅な減額となっておりますが、これは、PCBが含まれているノーカーボン紙の処分費用5,700万円余を臨時的経費として計上しておりましたけれども、平成26年2月に処分が終了したことに伴いまし

て、全額減額となったことによるものであります。

次に、(事項)車両管理事務費、予算額1,367万5,000円でございます。これは、県有車両の任意保険への加入、交通事故の防止のための講習会などに要する経費であります。

次に、(事項)恩給及び退職年金費、予算額1,591万6,000円でございます。103ページが一番上をごらんください。これは、元知事部局職員15名に係ります恩給関係の経費であります。

次に、(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額9,527万5,000円でございます。これは、元警察職員100名分に係る恩給関係の経費でございます。

次に、新規・改善事業について御説明をいたします。常任委員会資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

改善事業「職員の心の健康づくり対策事業」でございます。

この事業は、職員のメンタル対策として、平成20年度から3年ごとに見直しを行い、実施している事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景であります。職員の心身の健康を保持・増進するため、研修や相談事業を引き続き行いますとともに、これまで本庁に配置しております復職コーディネーター等に加えまして、今回、新たに出先機関に「こころの健康相談専門員」を配置し、出先機関でのメンタルサポート体制の充実を図るものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は1,037万7,000円で、全額一般財源であります。事業期間は平成26年度から28年度の3年間であります。

事業内容といたしましては、①健康相談事業として、健康診断の結果等から、健康管理医が

職員に対しまして医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善指導等を行うものであります。

②メンタルヘルス対策事業であります。現在、メンタルヘルス対策につきましては、総務事務センター健康管理担当の保健師と復職コーディネーターの2名で、相談事業や職場復帰のためのさまざまな事業を実施しているところであります。近年、出先機関を含め、メンタルヘルスに対する相談が非常に多くなってきておりますことから、今回、新たに「こころの健康相談専門員」、保健師を予定しておりますけれども、出先機関の3カ所程度ですが、保健師を配置し、メンタルヘルスに関する研修、啓発や、うつ病等の早期発見、早期治療につなげるための相談及び職員の円滑な職場復帰と再発防止のためのフォローアップなどを行うものであります。

③ライフプラン事業でありますけれども、職員相談員が職員の悩みや将来の生活設計に関する助言、指導を行うものであります。

3の事業効果でありますけれども、出先機関におけるメンタル対策の充実が図られますことによりまして、うつ病等に対する理解がさらに深まり、これを予防する体制や早期発見、早期治療が進み、職員の円滑な職場復帰や再発防止が図られるものと考えております。

また、職員の健康の回復・保持、職員の悩み事の解決や退職後の生活設計に係る支援が図られるものと考えております。

次に、25ページをお開きください。

新規事業「職員の心身フレッシュアップ事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景であります。

職員のメンタルダウンの原因の一つとして、職場でのコミュニケーション不足が言われております。そこで、各職場に配置しております元

気回復推進員の研修を拡充しまして、必要な知識・技能の習得を充実するとともに、職員が元気になるような職場環境の整備を行い、風通しのよい職場づくりを図り、職務能率の向上を目指すものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は233万2,000円で、全額一般財源であります。事業期間は平成26年度から28年度の3年間。

事業内容といたしましては、①元気回復推進員等パワーアップ事業として、各所属に配置する元気回復推進員等のスキルアップを図り、風通しのよい職場づくりを行うため、専門機関が企画する研修を実施するものであります。

また、②元気になる職場環境整備事業として、2行目の後段のほうに記載しておりますけれども、各地区で実施されております球技大会などへの助成や、県内各事務所の福利厚生施設の整備充実等を行うものであります。

3の事業効果であります。風通しのよい職場環境づくりと職員の心身のリフレッシュが図られ、メンタルダウンの予防につながるものと期待をしているところでございます。

総務事務センターは以上でございます。

○大坪危機管理局長 それでは、危機管理課に関する当初予算について御説明をいたします。

まず、歳出予算説明資料ですが、105ページをごらんください。

危機管理課の平成26年度当初予算額は、5億4,121万2,000円であります。右側に25年度当初予算が10億円余となっておりますので、比較しますと、約4億6,000万円の減ということになります。これは、昨年度、5億円の大規模災害対策基金を設置しましたので、それが減ったことが主な理由でございます。

それでは、当初予算の主な事業について御説

明します。107ページをごらんください。

107ページ、一番下になりますが、(事項) 防災対策費 1億639万1,000円でございます。主なものは、その次の108ページをごらんいただけますでしょうか。

大きいもので御説明しますと、説明欄の9ですが、減災力強化支援事業であります。これは、大規模災害に備えるために市町村が実施します避難場所や避難ルートの確保等、そういう避難対策ですとか、避難訓練に対して補助するものでございます。

それから、10番目の県民防災力向上推進事業であります。これは、県民の防災意識の啓発、さらには知識や技能の習得・向上、そういうものを目的としまして、地域での防災力の中核となります防災士の養成ですとか、あるいは全県的な防災士ネットワークの活動支援等々を実施するものでございます。

それから、11番目、大規模災害時における広域連携強化事業であります。これは、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に備えまして、国や九州各県の行政機関、市町村、その他の防災関係機関等を含めました広域連携の体制強化、さらには県内12カ所に指定しております後方支援拠点の活用によりまして、広域的災害への対応強化を図るものでございます。

次に、12番の宮崎県BCP推進事業であります。災害への対応ですとか、県民生活の安定確保等を図るために、昨年度、宮崎県業務継続計画(BCP)を策定しました。その中で、具体的に事前の備えについて規定していますので、それを順次、整備を進めまして、非常時におけます本県での対応力の強化を図ろうとするものでございます。

それから、13から15番の事業につきましては、

後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次に、中ほどの(事項) 危機管理総合調整推進事業費の983万2,000円でございます。これは、危機事象の発生を未然に防止するとともに、万一発生した場合に、迅速、的確に対応して、被害を最小化するというところで、実は災害監視室というものを危機管理局に隣接して設置してございます。そこでの24時間監視体制に要する経費等でございます。

次に、その下の(事項) 国民保護推進事業費の901万円でございます。これは、県の国民保護計画の見直し等やあるいは国民保護の訓練、さらには啓発、そういったものを実施するための経費でございます。

次に、109ページをごらんください。

一番下の(事項) 災害救助事業費8,903万9,000円でございます。

1の災害救助法に伴う救助費でございます。これは、災害救助法が適用された場合に食料等の給付や避難場所の設置など、被災者の救助に要する経費でございます。

次に、委員会資料をごらんいただけますでしょうか。26ページになります。

3つの新規事業について御説明をいたします。

まず、26ページ、わがまちの防災力強化支援事業でございます。1にございますように、災害発生した際に、地域の多様な主体が有機的に連携できるように、県が派遣するアドバイザーや防災士が、それぞれ地域の防災の診断を行います。その結果に基づきまして、それぞれの問題解決に向けた取り組みを実施しまして、それぞれの地域、「わがまちの防災力強化」を図ろうとするものでございます。

2の事業概要、(1)から(3)はそこに記載のとおりでございますが、(4)の事業の内容で、

①地域防災診断事業としましては、市町村と連携しながら県のほうでアドバイザー等の専門家を派遣しまして、地域での防災に関する診断をします。その結果に基づいて、それぞれの地域での解決するための取り組み、これを企画、立案して実施をしていこうというものでございます。

それから、②としましては、それぞれの地域で不足してます資機材の整備を助成するものでございます。

3の事業の効果としましては、市町村と防災士ネットワークとの連携が強化されるということ、そして防災士と地域との一体化が図れるということ、せっかく2,000名を超す防災士を現在養成してございます。その防災士との多様な主体との連携が強化されるのではないかと考えております。

さらに、これはモデル事業です。これを通して、それぞれの地域での防災力強化というのを図っていただきたいと考えております。具体的なイメージとしては、右側の27ページにつけてますので、後ほどごらんください。

それから、28ページめくっていただきまして、学んで備えて命を守る！減災力強化総合啓発事業でございます。

1点目の事業の目的等ですが、本年度新しい宮崎県地震減災計画を策定しました。その中で、やはり減災効果が高いものとしてしましては、建物の耐震化を進める、さらには津波からの早期避難を促進するということですので、これを大きな柱、重要課題と位置づけまして、それぞれの地域で自助、共助を通して、こういった点について推進を図っていこうというものでございます。

特に、正しい防災知識の普及、防災意識の啓

発、大事でございますので、それを年間を通して、集中的そして強力に進めていくということで、さまざまな行事を想定してるところでございます。

2の事業概要ですが、(4)になりますけども、①としましては、大規模災害対策普及・啓発集中キャンペーン事業と位置づけまして、県民目標を設定したり、あるいは5月の県防災の日にキックオフイベントなるものを開催したり、さらには学校や県民向けの啓発活動を進めていこうと考えております。

それから、②ですが、防災危機管理の普及・啓発事業としましては、津波防災の日前後に、防災に関するイベントを開催する。それから、最近の防災に関する知見に基づきますいろんな普及・啓発をやっていこうということで、いろんな資料ですとか図面、動画であるとか、そういうものを作成したりということの経費でございます。

事業の効果としましては、そういうものを集中的に実施することによって、県内の防災・減災力の強化を図っていこうというものでございます。

なお、この事業は年間を通して実施しますので、それぞれスケジューリングについて、29ページのほうに記載してるところでございます。

最後に、30ページになりますが、「総合防災訓練強化事業」でございます。総合防災訓練につきましては、従来から実施をしてきてますが、今回、新規事業としましたのはやはり南海トラフ巨大地震という極めて大きな災害の想定が出ましたので、それに対して、しっかりと一事業として独立をさせて、強力にやっていこうという趣旨でございます。

1の事業の目的・背景にございますように、

そのためには県の災害対策本部の運営、これは従来のパターンではなくて、新しい問題、課題を想定しながら進めなくてははいけませんので、そういった事柄について、年間を通して実践型の訓練をやっていこうということでございます。さらには、防災関係機関同士の顔の見える関係づくりというものも図っていきたいと考えております。

2の事業の概要ですが、(4)のところにありますように、年度当初に防災訓練の大綱を策定いたします。そして、②ですが、災害対策本部につきましても、年度3回程度、図上訓練をやりたいと考えております。その上で、③ですが、総合防災訓練を実施するというので、来年度については、県北地区、延岡市、日向市、そして門川町、こういったところを対象地域にして実施をしたいと考えてるところでございます。

そして、最後に3番目、事業の効果ですけども、そういう実践型訓練をすることによりまして、初動時の対応についての習熟を図る、そして必要な体制環境の整備をする、さらには訓練に至るさまざまな過程を通しての人材育成ですとか、関係機関との連携強化を図るということでございます。

危機管理課は以上でございます。

○厚山消防保安課長 消防保安課に関する当初予算につきまして御説明をいたします。

まず、歳出予算説明資料の111ページをお開きください。

消防保安課の平成26年度当初予算額は、36億1,187万8,000円でございます。平成25年度当初予算に比べ、12億4,675万5,000円の増となっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。113ページをお開きください。

まず、(事項)防災行政無線管理費、33億477万4,000円でございます。これは、防災行政無線等の無線設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費でございます。

説明欄5の(1)新総合防災情報ネットワーク整備事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、5の(2)新規事業「G空間を活用した災害時応急対策強化推進事業」でございます。これは、県の災害対策本部における大規模災害時の応急対策強化のため、G空間、いわゆる電子地図を活用した新たなシステムの構築とその効果を検証するもので、国の実証実験事業を受託するものであります。

次に、その下の(事項)航空消防防災推進事業費1億6,804万7,000円でございますが、これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理・運航に要する経費でありまして、平成25年度にヘリの5年点検を実施した関係で、25年度当初予算に比べまして、約7,500万円ほど減額となっております。

次に、その下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費、3,840万円でございます。

説明欄の1、消防常備・広域化推進支援事業についてであります。これは、大規模災害の発生に対応できる体制の構築につながる消防防災力強化のため、消防の広域化及び広域化を伴う消防常備化に取り組む市町村等に対し支援を行うものであります。

次に、114ページをお開きください。

2の改善事業「地域消防防災活動支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

一番上の(事項)消防指導費1,780万7,000円でございます。

説明欄 2 の救急振興財団に対する出捐等は、救急救命士を養成する目的で、平成 3 年に都道府県が共同出資して設立いたしました救急振興財団への負担金であります。

3 のふるさと消防団活性化支援事業につきましては、地域防災力の要である消防団の活性化及び消防団員の加入促進を図るため、消防団の広報・啓発活動や消防大会、消防操法大会等のイベントの開催、県消防協会等消防関係団体との連携等に要する経費であります。

次に、(事項) 予防指導費1,853万1,000円であります。これは、消防設備士に対する再講習や、危険物取扱者免状交付及び講習等に要する経費であります。

次に、(事項) 消防学校費5,792万4,000円あります。これは、消防職員、消防団員等を対象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

説明欄 4 の消防学校施設整備事業費は、消防学校の消防資機材を整備し、現場に即応でき、かつ災害等に対応できる教育訓練を展開するため、老朽化した資機材の更新等を行うものであります。

次に、115ページをごらんください。

一番上の(事項) 火薬類取締費67万9,000円、次の(事項) 高圧ガス保安対策費504万5,000円、一番下の(事項) 電気保安対策費67万1,000円は、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費であります。

次に、委員会資料で御説明いたします。31ページをお開きください。

改善事業の「地域消防防災活動支援事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景にありますように、消防本部等の消防防災活動の充実・強化に

必要な資機材及び女性団員による啓発活動等に必要な資機材の整備に対する支援により、地域消防防災体制の充実・強化を図り、また緊急消防援助隊の本県隊及び他県の部隊の訓練参加等による実働訓練を実施し、広域応援による災害対応力の強化を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は2,020万円、財源は特定財源がみやざき人財づくり基金で45万円、一般財源が1,975万円。事業期間は平成28年度までの3年間。事業内容としまして、①の市町村への補助事業としまして、消防本部及び消防団の資機材整備に対する支援であります(ア)の消防防災活動資機材整備事業、(イ)の緊急消防援助隊活動資機材整備事業、(ウ)の女性消防団活動資機材整備事業の三本立てとなっております。

②の県の事業につきましては、緊急消防援助隊の訓練で使用する仮施設等の経費及び他県の実働部隊が訓練に参加するのに必要な経費であります。

改善事業として見直しているのは、下線を引いている「女性消防団員の活動資機材の整備支援事業」と「他県部隊の参加等による訓練を実施」することとしている部分であります。これらの事業によりまして、消防防災力が一層強化されるものと考えております。

次に、資料の32ページをお開きください。

新総合防災情報ネットワーク整備事業であります。

まず、1の事業の目的・背景にありますように、県庁と国、県の出先機関、市町村及び防災機関等を地上系無線や光回線で結び、災害時のもとより、平常時から電話・ファクシミリ・各種データ伝送を用いて情報収集や配信を行う総合防災情報ネットワークについて、信頼性の向

上並びに機能強化を図るため、再整備を行うものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は29億2,751万6,000円、財源は特定財源が、県債で28億7,000万円、一般財源が5,751万6,000円。事業期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間。事業内容であります。まず、多重無線設備整備工事は、県庁と総合庁舎間を結び、電話・ファクシミリ、雨量・水位データ及びカメラ映像等の多量のデータを伝送しております無線機器の更新工事であり、平成25年度から26年度まで整備するものであります。

次に、260MHz デジタル無線設備整備工事は、中継局と市町村・消防本部、県の出先機関、防災機関及び県の公用車間を、現在、アナログ無線で結んでいたものをデジタル無線に更新するものであります。この工事は、後ほど、債務負担行為でお願いしますが、26年度から27年度までの継続事業として実施いたします。

次の中継局舎・電源設備整備工事は、老朽化した中継局の局舎及び電源設備を改修するものであります。

次の、災害対策用映像設備整備工事は、中継局等の無線鉄塔に15カ所監視カメラを設置し、津波や火山噴火等の映像をリアルタイムに視聴できるようにするものであります。

事業効果として、システムの再構築によりまして、災害や危機事象が発生した場合に、安定した通信手段の確保が可能となるとともに、防災関係機関との情報共有が図られ、迅速な対応業務が可能となるものであります。

次に、委員会資料の34ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

4段目の新総合防災情報ネットワーク整備事

業で実施する工事のうち、先ほど御説明したとおり、260MHz デジタル無線設備整備工事につきましては、26年度から27年度の継続事業として実施をお願いするものであります。限度額14億454万8,000円を計上しております。

予算議案については、以上であります。

次に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。

委員会資料38ページをお開きください。

まず、1の改正する事項であります。1の消防法の規定に基づく危険物製造所等の設置許可申請、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料と2の知事試験を実施する指定試験機関等の名称になります。

次に、2の改正の理由であります。1の手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたこと、2の指定試験機関等の名称につきましては、表記を法令の表記に合わせることにしたものであります。これらの理由により、使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行うものであります。

3の改正の内容の1であります。条例の別表第2の24の項の危険物製造所等の設置許可申請手数料は、大規模な製造所や石油備蓄基地などにある大規模なタンクなどの設置許可の申請手数料であります。

次に、28の項の危険物製造所等の設置許可に係る完成検査前検査手数料は、大規模なタンクを設置する際の溶接部の検査手数料であります。

また、35の項の特定屋外タンク貯蔵所、または移送取扱所の保安検査手数料は、大規模なタンクやパイプラインと呼ばれる移送取扱所の設備が、法令の基準を維持しているかどうかを検査するための手数料であります。

改正後の手数料金額につきましては、次のページの別紙、条例改正に伴う手数料新旧対照表記載のとおりとなり、25の区分について改正されます。

次に、(2)は、条例の別表第3の1の2の項の危険物取扱者試験と消防設備士試験を実施する財団法人消防試験研究センターを、消防法の該当条項の総務大臣が指定する者という表記に変更する修正であります。

また、同様に、5の項の火薬類の製造と取り扱いの保安責任者試験を実施する社団法人全国火薬保安協会を、火薬類取締法の該当条項の経済産業大臣が指定する者という表記に変更する修正であります。

4の施行期日につきましては、平成26年4月1日からとしております。

なお、当該審査事務につきましては、消防本部を設置している市町村においては消防本部の所管となっております。消防本部を設置していない、いわゆる非常備町村に係る施設については県が所管しておりますが、現在のところ、非常備町村には今回の改正の対象となる施設はございません。

消防保安課の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○内村委員長 各課長の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○凶師委員 総務事務センターにお伺いしたいんですが、職員のメンタルヘルスケアについての事業が、2つほど今回出されておりますけども、取り組みは非常に成果を期待するところですが、具体的にメンタルヘルス対策の中で、うつなどの早期発見、早期治療につなげる相談及び職場復帰等、再発防止のためのフォローアップを行うということについて、どのような専門

員を何名配置して、またどのような体制でこの相談を受けていくような計画があるのかを教えてください。

○酒井総務事務センター課長 現在の体制ですけれども、健康診断とかそういうものは別にしまして、メンタルヘルス対策だけで申し上げますと、相談員が一応6名という体制でやっております。その中には、専門の精神科医の方が1名、それから臨床心理士の方が2名、それから健康プラザのほうに配置しております保健師それからコーディネーターが各1名ということで、それから健康管理、それも含めまして、全体で6名という形で相談体制をやっております。そこで、復職のためのいろいろな支援会議、それから復職のために療養中の方の相談とか、そういうことをやっております。

今回、新たに出先機関に3カ所ですけれども、宮崎地区それから都城、延岡地区、3カ所に保健師さんを3名程度配置したいということで、1名ずつというようなイメージで考えておまして、ちょっと人数についてはまだ確定はいたしておりませんが、3カ所に配置をするという形で今計画をさせていただいてるところでございます。以上です。

○凶師委員 専門員の配置が重厚になっていくというのは本当にいいことだと思うんですが、うつ状態の方を早期に発見していくというのは、健康診断の時々心理テストを行うとか、もしくは各課から管理職の方々からの何か依頼があつて行うのか。それはもちろん自主的に相談に来られればいいんですが、まずそれは期待できないのではないかと思われまので、早期介入をしていくためにはどのような体制をとられていこうとしてるのか教えてください。

○酒井総務事務センター課長 早期発見という

のが、非常に難しい問題だろうというふうに思っております。一般的に、メンタル対策、我々が、今、健康管理のほうでやっています対策につきましては、一応、病休それから休職になられる方をどうやって職場に復帰させるかと。もちろん、事前に相談体制も充実させておりますけれども、最終的には、病休で休職になられるような方々を職場に戻す、そういうことを中心に、復職支援という形で体制を充実させているところでございます。最初の取っかかり、そこについてはそれぞれの職場それから専門医の相談体制、そういうものを充実させながら、どういう形でその方をメンタルケアしていくのかということ、個々に相談させていただきながら、最終的には職場に復帰させるということを中心に、復職支援体制としては充実をさせているところでございます。

○図師委員 最後にしますが、取り組みは評価するところなんですけれども、やはり職場復帰のプログラムはもちろん大切であって、またうつに関しては、うつになられたバックグラウンドが必ずあるわけで、そのあたりを専門的に介入していくには、もちろん相談員の方だけではなくて、医療機関にいかにつなげていくのか。ただ休ませるだけじゃなくて、ちゃんとした療養として休みやすい体制をとる。つまり、その職員さんだけにフォーカスするんじゃなくて、やはりその職場とか職員の方の啓蒙というか、教育も含めた形でやっていかれることが大切だろうなと思いますし、またやられてるんだと思うんですけれども、そういうあたりの今後のプランといいますか、教育も含めた何かお考えがあれば。

○酒井総務事務センター課長 補正予算の際に、メンタルチェックという法案が出される予定が

ありましたということで、補正予算のほうで減額を一部させていただいた分があったんですけども、これが、また今、厚生労働省のほうで、提案まではまだ出されていなく、提案予定となっております。今年度中には成立するのではないかなというような話もあります。

これに従ってやりますと、各職場においてストレスチェックということで、個人ごとにやっていただくような形になりまして、これは個人情報にもなりますので、秘密を十分守っていきながら、職場のストレスのぐあい、それから各班ごとの、担当ごとのストレスの状況とか、場合によっては個人の方に直接面接をしてどういう状況かということ、相談しながら、メンタルチェック、そしてケアをやっていくというようなことを、その法律次第になりますけれども、やれるものであれば、我々も独自にそういうことが計画できないかということについて、今後検討をしていきたいと思っております。

○図師委員 わかりました。

○鳥飼委員 何点かお尋ねします。まず、歳出予算説明資料の113ページ、厚山課長、最後の答弁になるかもしれませんが、消防保安課のところでちょっとお尋ねします。一番下の消防防災施設設備整備促進事業費ということで3,840万というふうに出ております。市町村の常備消防防災施設等の整備促進と、その下の消防常備広域化推進支援事業というのが1,820万というのがあるんですけども、これに関連しまして、準備が進んでおります西臼杵3町の常備消防の取り組み状況についてお尋ねしたいんです。

○厚山消防保安課長 消防常備広域化推進支援事業ということで一番下のほうに記載しておりますけれども、この事業は、いわゆる消防の広域化あるいは広域化を伴う常備化に対する市町村

への支援ということで、基金のほうから、昨年度は3,000万円の予算をいただきまして、本年度は、本年度事業に対しまして繰入金の欄がございますが、1,865万のうちの1,820万、これを大規模災害対策基金のほうから消防の支援事業、広域化を伴う常備化、こちらのほうの予算を計上しております。残りの45万につきましては、みやざき人財づくり基金からの女性消防団の装備資機材の支援事業ということで45万、計1,865万を計上させていただいております。

それと、西臼杵3町が、現在、27年4月の運用開始を目指しまして、今、常備化のために準備を進めております。25年度各種設計等を実施しまして、26年度に建物等の工事、これに入る計画で、現在、実施設計あるいは各種入札等の対応をとられていらっしゃるというふうに伺っております。

○鳥飼委員 消防職員はもう配置は終わって、訓練とか、もうスタートしていますか。

○厚山消防保安課長 職員につきましては、年次的に3町のほうで、消防署に30名をめどに採用等が進められております。したがって、27年4月でございますので、26年度内には訓練等々を実施する計画というふうに伺っております。

○鳥飼委員 後で消防学校のほうもお尋ねしたいと思いますが、当然、消防学校での初等訓練といいますかね。最初になったとき、6カ月ありますよね。それも、26年度中に終わる、もう終わってる人もいる、つかんでおられればちょっと御説明ください。

○厚山消防保安課長 手元に具体的な数字はちょっと持ってないんですけども、25年度そして26年度、それぞれ先ほど申しました3町のほうで採用して、それぞれ消防学校で半年間の研修を受けております。

○鳥飼委員 新体制で、念願の常備化ですので、なお一層の御支援をお願いしたいと思いますし、それ以外のところ、そこで何か動きとかを聞いておられればお願いします。

○厚山消防保安課長 消防の広域化、常備化に関しまして、先般の本会議でも、うちの統括監のほうから答弁があったと思うんですが、特に常備化に関しましては、3町含めまして、現状あるいは新たな県の広域化推進計画の策定に向けて、昨年来から各自治体を回らせていただきまして、首長さんあるいは関係担当課長、消防長さん等から、ヒアリングの形でお話を伺ったところなんです。その中で、残りの非常備4町村につきましても、村長さん、町長さん等からお話を直接お伺いしたんですけども、それぞれ、各自治体、大変苦勞されながら、特に救急の搬送の部門、ここで役場職員等あるいは病院職員等が中心になって対応されておりますが、そしたらいついつまでに常備化をという具体的な話まではまだ至っていないという状況で認識をしております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。それでは、それに関連して、一応、要望だけ。

念願のドクターヘリが飛ぶようになりまして、そのことで常備化が選択されないということになると、これは本末転倒ですので、そこら辺も今後の課題として受けとめをお願いしたいと思います。

では、続きまして、委員会資料のほうでお尋ねします。

総務事務センターなんですが、24ページに、職員のこころの健康づくり対策事業ということで改善事業が載っておりますが、先ほど、人事課の質問のときにも申し上げましたけど、被災地支援で16名、人を送ってるわけですけども、

人をどんどん減員をしてきた、そういう背景も一つ理解をすることで、しかし実態としてはそういうところもある。やはり、一番メンタルダウンのもとになるというのは、私は長時間労働なりそういうものが関連してくるのではないかなと思っています。この職員のこころの健康づくり対策事業についても、それに関連をしてこういうふうな対策をやらなくてはいけないという結果になってるんだらうと思うんですが、現在、休職者の状況といますか、病休者とかメンタルダウンの状況、それから復帰者の状況です。その辺について御説明いただきたいと思えます。

○酒井総務事務センター課長 これまでのメンタルダウンからの復帰者の状況について御説明をさせていただきたいと思えます。

これまで、平成20年度からこの事業を始めておりますけれども、20年度から実人員で154名ほどメンタルダウンの方がおられます。その中で、復職支援ということで試し出勤というのをやっています。これはある一定の期間、試しで出勤をしていただくという形なんですけれども、試し出勤をされた方が113名ほどおられます。そのうち、職場復帰をされた方が、これは26年の2月現在ですけど、99名の方が職場復帰をされており、約87%の方が復帰をしていただいております。まだ療養中の方、試し出勤中の方、それから、お仕事をもう辞められた方等もおられますけれども、約9割近い方が試し出勤をされて、復帰をされてるというような状況になっております。以上です。

○鳥飼委員 24年度から事業を始めて、154人のメンタルダウンの人がおられて、試し出勤を113人やって、99人が職場復帰をしたというような御説明で、退職の方もおられたということなん

ですけど、結果的に病休の期間が切れて退職ということになっていったのか、その状況が、もしわかれば御説明ください。

○酒井総務事務センター課長 期限が切れて退職ということは、多分、ちょっと人事課長にまたお答えもいただかなきゃいけないかもしれませんが、そういう例ではないのではないかとこのように考えております。退職の方は7名、それから死亡が2名ということなんですけど、これはあくまでもメンタルダウンをされていた方の人数ですので、ちょっと正確に人事課のほうで把握されてるのかどうかはちょっとわからないんですけれども、うちのほうで把握してる数字が一応そういう形になっております。

○鳥飼委員 人事課、何かありますか。なければ。

○武田人事課長 先ほど、鳥飼委員のほうから質問のごさいました、まず病休と休職の状況だけ、ちょっと御説明をしていきたいと思えます。まず、24年度でございますが、病休、これは90日間の有給休暇ということになりますけれども、傷病休暇の総数が48名、そのうちいわゆる精神疾患で病休ということの人数が26名ということになっております。それから、同じく24年度の休職、これは病気休暇が90日過ぎまして、さらに戻らない方については休職期間に入りますけれども、この方が24年度、36名、うち精神疾患の方が27名ということになっております。

それから、今年度でございますが、26年の1月末現在で御説明いたしますと、まず、病休の方が59名、うち精神疾患の方が37名、それから休職者の方が47名で、うち精神疾患の方が41名ということで、残念ながら、ちょっと昨年度に比べると今年度はふえているという状況でございます。

それから、先ほど総務事務センター課長が説明しましたように、いわゆる休職のままで退職ということではなくて、過去、退職された方の中で、そういう職場復帰プログラムの経験者の方で、基本的には、*復帰されてる方が退職していくというような形になるかと思えます。

○鳥飼委員 わかりました。なかなか難しい課題ではありますけども、ぜひ行政経営課の定員のフォローとあわせて、やはり総合的に対策を実施していただきますようお願いをしたいと思います。

次の、リフレッシュアップというのが25ページにありますけども、済みません、ちょっと私が知らないもんですから。職場の元気回復推進員っていうのが書いてありますけど、これはどなたがなっておられるんですかね。

○酒井総務事務センター課長 この元気回復推進員につきましては、「地方公共団体は、職員の健康、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」というふうに公務員法の中に規定がされておるんですけども、そういう趣旨を鑑みまして、宮崎県の職員安全衛生管理規程の中に、一応そういう規定を設けまして、その規定に基づいて元気回復推進員を配置してるという形になっております。

現在、一応、全所属という形をとっておるんですが、141所属269名を配置しているという形になっております。実際に、そこでその課所属のレクリエーション行事とか、いろんな計画を立てていただいて、その課の元気回復のためにいろんな事業をやっていただくという形で計画を立てていただく推進員でございます。

○鳥飼委員 何か辞令が出る、例えば各職場に総務課長という人がおられますけども、そうい

う人に充て職みたいにしてやるとか、具体的には。説明を、もう少しお願いします。

○酒井総務事務センター課長 そういう形ではなくて、一応所属長の推薦を受けて、できるだけ若い方をお願いをして、うちのほうに登録をしていただいているという形で、実際に辞令とか、そういう形で配置してるものではございません。

○鳥飼委員 わかりました。効果は出てますか。

○酒井総務事務センター課長 これは、23年度から配置はしてるんですけども、先ほど言いましたように、元気回復のための厚生計画というのをつくって、それに基づいて事業は実施しています。厚生計画に基づく計画についてはおおむねやっていたらいいんですが、実際に課内でのレクリエーションとか、そういうことについては、やはりなかなか今多忙な中で難しい点もあります。それをカバーするために、今回充実をさせていただきたいということで、新規を要求させていただいております。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。なかなか難しいかもしれないんですけど、あの手この手でやっていただく。しっかり必要などに人も配置をしていただくということでお願いしたい。

最後になりますが、ちょっとまた予算説明資料に戻っていただいて、114ページに消防学校費というのがあります。消防学校費5,792万4,000円。昨年度が6,800万でしたから、約1,100万ぐらいの減額になってるんですけども、その中の消防学校施設整備事業費ということで、機器の更新ということを説明されたんですが、この2,089万9,000円、概要をお願いします。

○厚山消防保安課長 消防学校施設整備事業費につきましてはですが、先ほど御説明したとおり、

※64ページに発言訂正あり

消防職員あるいは消防団員等の教育訓練のために、老朽化した資機材、これの更新を行う事業でございますけども、これは、5カ年計画で年次的に推進しているものでございます。24年度は消防ポンプ車等を整備いたしまして、昨年は化学防護服等々について整備しまして、今回につきましては、エンジンカッターとか訓練用の人形、こういった装備品、これを整備する計画でございます。その額が昨年度よりも1,000万程度減額しておるということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。消防学校施設機器、もうこれは余りにも老朽化してるということで5カ年計画をつくっていただいたんですけど、やはり各消防本部から払い下げを受けたものでやるとか、これじゃあ、宮崎県の消防学校として恥ずかしいんじゃないかということがありますんで、今後も充実をしていただくように取り組みをお願いしたいと思います。

○十屋委員 2つほど。危機管理課の、28ページの、学んで備えて命と守るという事業で、キックオフ大会からずっと1年間のスケジュールが横書きであるんですけど、ちょっと、個々のいろんな事業をやるときに、市町村との連携を当然やるっていうのはもう大前提の話の中で、どうかかわり合い方をしていくのかなというのを、ちょっとどっか一例を挙げて具体的に説明していただければ。

○大坪危機管理局長 このキャンペーンが本当に効果を発揮するためには、やっぱり県民にいかにもそのメッセージが届くかということになりますので、そのためには、市町村と十分な連携を図るということはとても大事でございます。来年度、新しい事業としまして、県防災の日にキックオフのイベントをしまして、例えば、県民一斉の訓練ということでシェイクアウト訓練

をやってみようかというふうなことを想定しております。シェイクアウト訓練といいますのは、日時をあらかじめ通知しといて、そこで大きな地震が発生したという想定のもとで、みんな一斉に避難行動をとると、そういうふうな訓練でございます。これは、その瞬間、避難行動をとるということだけではなくて、例えば、市町村とそこを連携して、市町村に避難場所を開設していただく、そこにみんな避難していくと。そして、その避難した場所で、一定の避難時の対応をすると。そういったことをすることによって、大災害が万一発生した場合の初動の対応について実体験していただくと、そんなことも、ぜひやってみたいと考えております。

○十屋委員 きょうも、いろんな意味で意識というか、一人一人の防災とか減災とか、災害に対する意識というのが大事だっていう中で、東日本大震災の中身が徐々に記憶から薄れつつあるんじゃないかという話等もいろいろ出てます。やっぱり一番大事なのは、いつも言われるように、自助、いつもどこか頭の隅に逃げるときはどうするんだって、今いる場所と、それから個々逃げる場所と、そこら辺のどこを頭に置いとかなきゃいけないんですが、なかなか日々の仕事に追われ、すぐすぐ忘れてしまうので、こういうことも、今おっしゃったように大事な取り組みかなと思うんです。これは県民全部に周知徹底してやるっていうのも、非常に大きな一大的なイベントとっちゃ失礼ですけど、なかなか困難が予想されるので、十分にやっぱり段取りを八分、段取りが終われば、もう全て終わるというふうに言われますので、このあたりはしっかりとまたやっていただければなというふうに思います。あとは、そういう意味で、市町村との連携を、いろんな事業をやられる中でしっか

りと取り組んでいただきたいと思います。

それから、32ページの、消防保安課の、これはずっとやってらっしゃるんですが、例えば、その下に図があって、今どの辺までできてるのかなというのが。25年から6年度で、ここに事業内容がずらずらと書いてあるんですが、矢印が点線であったり、矢印の点々が2つで多重無線回線とかって。どの辺ができてるのかっていうのが、この図でちょっとわかる範囲でいいですけど、説明いただければ。

○厚山消防保安課長 見にくくて大変恐縮です。カラー刷りであれば、もう少しわかりやすいのがあると思うんですが、下の凡例で大きな事業は多重無線回線と地上系無線回線。本年度お願いする260MHz デジタル無線というのが、この地上系無線回線になります。

それで、この多重無線回線、これは二点鎖線というそうなんですが、矢印の中に2点ありますけれども、例えば、中央下の県庁統制局、いわゆる県庁、これから各山に中継塔があります。この中継塔を結んで、その先が総合庁舎。両端に総合庁舎がございますけれども、これを結ぶのが多重無線回線で25年度、26年度でお願いする事業でございます。

それと、今回、地上系無線回線といいますのが、今度は中継局から、それぞれ、これでいいますと、右側の上、県の出先あるいは防災機関、その上に公用車、それと飛んで申しわけありません。左下になりますが、市町村役場と消防本部。中継局からそういった各機関への無線回線、これを、現在のアナログ無線からデジタル無線へ、本年度と来年度、2カ年で整備をするということで。現在、もう一つ、MJH21、光ケーブルですけども、黒の直線で、県庁を中心に各総合庁舎を結んでおりますが、この多重無線と

地上系無線が整備できた後には、この光回線とIPの統合ということで、自動的に——例えば地震等で地下ケーブルが寸断したとしても、今までであれば、大きな作業をして交換機で切りかえるという作業があるんですけども、完成後には、自動的にルートを探す、光から多重のほう、そして260MHzを通して、それぞれの関係機関と連絡がとれるようになるということで、二重化と。これを目指して、今やっておるところでございます。

○十屋委員 わかりました。MJH21は、宮崎ハイウェイ21ネットワークですね。なかなか我々も、去年もこの同じ説明が多分あったと思うんですけども、図的にどこからどこが終わって、どこがつながっていないのかなというのがちょっとわからなかったものですからお尋ねしました。ありがとうございました。私からは以上です。

○坂口委員 参考までに、わかってればですけど、総務事務センターですね。こころの健康づくり対策事業で、おおまかにメンタルダウンでの休職をされた方の割合なんですけど、出先での一定の人数に占める割合と、本課での一定の人数に占める割合っていうのはどんなぐあいなんですか。

○酒井総務事務センター課長 今、出先との関係は手元にありませんので、ちょっと時間いただきたいんですけども、例えば、メンタル相談の件数等を比較したものがございますので申し上げますと、宮崎地区のほうで出てきております相談が421件、それから都城が198件、延岡地区が257件、この3地区を合わせまして約900件程度でございます。それから、本庁が437件ですので、本庁が全体の約3分の1程度相談件数が上がっていると。出先のほうが3分の2、本庁が3分の1というような、相談件数だけで見ます

とそんなイメージになっております。

○坂口委員 実際わかってるわけじゃないんですけど、感覚的に、割と出先が大変な目なのかなっていうのを一つ感じるんですよね。出先が大変ってなると、特に事務所なんかでは、1つの係が二、三人ですよ。そんな中で、1人欠けたってなると、そこへの、またそれをカバーすべき人。どうしても、この公務っていうのは、やっぱニーズを100%消化していかんといかん。これが、製造工場とか企業だったら、オール人数で1人当たり何ぼの出来高上げればいってということで生産量減らせばいいけど、行政はそうはいかんわけでしょう。誰かがそれをカバーすることによっての負担ですよ。これも、臨時が代行するわけにはいかん業務というのがたくさんあると思うんですよ。だから、そこらが、今の定数適正化の取り組みと、そういった人員の確保と、それから、どうしても人事上、出先にそういった人が仮に偏っていけば、なかなかこれは歓迎すべきことじゃないなっていうようなことで。限界はあるんでしょうけど、この人事のあり方っていうのもそことしっかり絡めて、特に、人事に対しての異動の、要望っていうんか、意向っていうんか知らんけど、その人が本当にやりたがってる仕事と絶対苦手な仕事、避けたい仕事っていうのが一つあるのかなと。それから、人事上の配慮っていうのもすごく大きいんじゃないかっていう気がするんですね。フォローアップ事業として、職場に復帰した人が再発しないような、そういう防止のための取り組みをやってるということですけど、具体的に、ここらはどんなことに関してどういう取り組みをされてて、その再発を防いでるのか。特に、その中に、そういった人事とか職員配置の観点からのものっていうのはあるのかなっていう。

○武田人事課長 今、委員御指摘のとおり、非常に難しい問題です。例えば、メンタルダウンをされた方のいろんな状況をお聞きしたりしますと、やはり業務多忙によってメンタルダウンすることもありますし、例えば異動に伴って、自分がなかなか経験してなかった業務に当たって、その結果、ストレスがたまってメンタルダウンしたりとか、いろんなケースがございまして、一概になかなか言えない部分はあると思います。ただ、やはり、特に本庁での業務っていうのは、非常に精神的にストレスがたまりやすい部分が業務的にはあります。一方で、やはり出先機関の場合ですと、今、御指摘のとおり、特に、最近は公共事業が非常にふえてまいりまして、先ほど、ちょっと鳥飼委員のほうにも御説明しましたが、今年度、非常に病休なり休職者の数もふえてきておるんですが、そういう傾向がやはりあるのかなと。事業量がふえて、その上で、やはり職員に負担がかかってきている部分があるのかなというところも考えられますので、できるだけそういうメンタルダウンした職員に対しましては、先ほどの支援プログラム等を踏まえながら、あと、御本人の希望をできるだけ聞きながら、適正な配置をしていきたいというふうには考えております。これは、なかなか先ほどお話がありましたように、定数の問題なり、それから職員の人事の配置の問題なり、いろいろありますし、またそういう中で、どう職員のケアをしていくのかっていう問題も複雑に絡み合ってますので、関係する課が連携して、そういう対策を打っていきたいというふうには考えております。

○坂口委員 ストレスの軽重っていうと、本課、出先ってなかなか難しいと思うんですけども、例えば、個人的に考えれば、最初は何もわから

ずにあらゆる資料の請求とか執行部はやってましたよね。その煩雑さと、それに対する労力を見たとき、これはやっぱりちょっと考えんといかんってなぐあいで、本課も大変だと思うんですね。ただ、出先は出先で、例えば事務所に行くほとんど人がいないですよ。やっぱり対住民接触が多いもんですから。そうすると、いない中で誰が気づいてあげるかっていうこと、そういう兆候ってものを。それを誰がカバーしてあげるかっていうと、もう周りに人がいないんですね。中にはクレマーみたいな人が来て、ただでさえ忙しい中、何時間も拘束するわけでしょう。それでワンワンやってるけど、それをぼっと蹴れば、また新たな問題がそこに発生するんで、じっとそこをがまんしながら、——がまんするっていうと、ちょっと適当じゃないかもわからんけど——そこを対応して、ただでさえ足りない中に、出かけて行って人がいない中になって、フォローアップどころか気づくことすらできないんじゃないかって思うんですね。だから、本課になると、ある程度人数がいまますから気づきやすいっていうのとカバーしやすい、守りやすいっていう環境があると思うんですけど、量と質の問題での違い、軽重はちょっと言えないですけど、あるかもわからんけど、そこらのところですよ。なかなか難しいと思うんですけど、やっぱりなるだけ孤立してしまいうなところには、事前にそれが察知できればですよ。それとか、ある程度、初期的な相談でも入っておられるような職員の人に対しては、やっぱりそこを周りがガードできる、あるいはフォローできるようなことも、人事上、配慮が必要かなって気がするんですけど。

○武田人事課長 もう本当におっしゃるとおりでございます。

それで、今回の総務事務センターの新規で、いわゆる保健師の配置に関しても、アウトリーチという観点から、できるだけこちらのほうから職員のほうに働きかけて、相談がしやすいような雰囲気づくりとか、それから、なかなか今は健康プラザのほうで、宮崎だけにしかそういう相談員の方がいらっやいませんので、そういう悩んでる方が出先機関でそういうところに行って相談するにもなかなか行けないという状況がありましたけども、3地区にそういう相談員の方を置けることによりまして、より精神的にちょっと病んでる方とかそういう予備軍の方、そういう方をあらかじめキャッチしながら対応ができるんじゃないかなというふうには思ってます。

○坂口委員 これはもう何の仕事でも、公務員だろうと民間だろうとも一緒ですけど、例えば、県職の人で、僕が仲人してあげた人も、命を絶ってしまったんですよ。だから、一生懸命勉強して県に採用されて、本当によかったと思って、周りがみんな喜んだわけですよ。ところが、やっぱり仮にそれが救えるものなら、いかなる手だてを講じてでも、万全に万全を期しながら救ってほしいなっていう気持ち。それが救えなかったとか、そういう意味じゃないんですよ。感覚的な問題として。ですから、総合的に人事の面からも仕事量の面からも、そういったフォローアップの面からも、ちょっと言葉が適当なのをよう探さんですけど、監視っていうか、見てあげるっていうかですね。そういった面から、あらゆる手だてを講じて、やっぱり人を伸ばしてあげて救うべきだなっていう気がするもんですから。ものすごい難しいことを言ってるんですけど。これ、ぜひ、また今後、考え方の中に置きながら、万全を期していただきたいと。この

事業の成果は、すごく期待しております。答弁はいりません。

○井本委員 ここで、健康相談事業とメンタルヘルス対策事業とライフプラン事業と3つあるわけだけど、全部の県職員に、認知行動療法というのがあるじゃないですか。あれがどんなものであるかをちょっと勉強するだけでも、大分、私は違うと思いますよ。要するに、うつ病は、認知で出てくるんですよ。普通だったら、そんなことは考えんわなっていうことを考え出すんですよね。それが、その認知の曲がってるやつを、全部是正していくのが認知行動療法です。もちろん、行動も伴ってね。だから、認知がそもそもおかしくなるのが、うつ病のそもそもの原因。人間、みんな持つとるんですよ。どっか、ちょっと人と違った認知の仕方をね。その辺を、ちょっと勉強してみたら、大分違うんじゃないのかなという。これ、提案だけだね。

それと、次のページの、職員の心身フレッシュアップ事業なんだけど、これはこれでいいんだけども、「風通しのよい」という言葉がちょっと気になってる。普通、風通しがいいちゅうたら、下から上のほうに意見が通るのを、風通しがいいという言い方をするんじゃないの。何か、別の言葉があってもいいような。和気あいあいの職場をつくるとか、何かちょっと言葉がね。普通は風通しがよいちゅうたら、どんな感じ。これ、公表するんじゃないかと、私は思うんだけど。ちょっとどうですか、その辺は。

○酒井総務事務センター課長 委員の御指摘もありますけれども、風通し、風が吹き抜ければいいという感じではなくて、風が吹き抜けるような感じで、お互いに上も下もお話ができると、そういうような環境づくりが理想と、そういう

ことでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○井本委員 それから、28ページの真ん中のシェイクアウトちゅうのは、これは言葉としてあるんですか。

○大坪危機管理局長 用語としてございまして、アメリカで考案された訓練の一方法だそうですが、もとは、日本の小学校とかの避難訓練だそうです。あんなふうに、一斉にみんなで退避行動をとって、安全な場所に避難する。それをごらんになったアメリカの方が、これはいいということで、アメリカで考案をされてでき上がった制度だそうございまして、現在、各国でいろんな形で実施されてるようございまして。広く訓練をするということでは有効かなと考えております。

○井本委員 それから、最後に、新総合防災非常ネットワーク整備事業だけど、これは1社だけで全部やとるんですか。それとも、何社かでやとるんですか。

○厚山消防保安課長 この事業につきましては、例えば大分県さんとかは一括1つの事業でやったというふうには聞いておりますけど、本県の場合は、もう23年度の設計段階からそれぞれの事業に分けてまして、例えば平成25年度も約10あたりの請負工事を入札で実施しております。基本的には、県内の業者さんにということですが、中には多重無線のように、もう県内ではちょっと対応できない機器もございまして、その点も考慮しながら、できるだけ県内を優先にとというような意識のもとに工事をいろいろ割り振りしながら、個別に契約を結んで実施をしております。

○井本委員 わかりました。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了します。

ここで10分休憩をとらせていただきます。まだ総括が残ってますので、3時半まで休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時29分再開

○内村委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○平原行政経営課長 平成26年度の組織改正案について御説明をいたします。総務政策常任委員会資料の44ページをお願いいたします。

今回の組織改正は、1の基本的な考え方にありますように、県総合計画の推進や危機管理体制の充実・強化等の観点から見直しを行ったところでございます。

2の組織改正の内容であります。今回5点ございます。

まず、1点目は、午前中に予算の説明がございました防災拠点庁舎の整備を迅速に行うため、総務課に課内室として防災拠点庁舎整備室を設置いたします。

2点目は、昨年、法律が成立をいたしまして、平成28年1月から順次運用が開始されます社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の周知・広報やシステム整備等を着実に推進するため、情報政策課に「マイナンバー制度担当」を設置いたします。

3点目は、平成27年度に予定されております子ども・子育て関連3法の本格施行に向けまして、子ども・子育て支援事業支援計画の策定な

ど、新たな支援制度への移行に伴う企画業務を着実に推進するため、こども政策課に「こども企画担当」を設置いたします。

次に、4点目ですが、最近増加しております児童虐待への対応強化等を図るため、南部及び北部の福祉こどもセンターの副所長を2人体制といたします。

なお、中央福祉こどもセンターにおきましては、既に今年度から副所長2人制といたしております。

最後の、5点目の、水産試験場の体制強化につきましては、「儲かる水産業」を目指し、本場の2つの部を再編いたしますとともに、小林分場の部並みの内水面支場への格上げを行います。

これらの組織改正の結果、下の表のとおり、知事部局の組織数は課内室が1増となる予定でございます。

改正の概要は以上ですが、45ページから47ページにかけて、改正前後の組織図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○甲斐市町村課長 議案第46号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関しまして御報告いたします。委員会資料の48ページをお開きください。

県では、住民に身近な行政サービスはできる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村への権限委譲を推進しているところであります。

今回、2の改正の概要にありますとおり、法令改正に伴う1件の改正をお願いしております。本議案は、環境農林水産常任委員会に付託されておりますので、改正内容についての詳細な説

明は省略させていただきます。

49ページをごらんください。

参考としまして、平成17年からの委譲事務数の推移や、平成26年4月1日時点での市町村別の委譲事務数を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

市町村課からの報告は以上であります。

○大坪危機管理局長 それでは、委員会資料の50ページをごらんください。

宮崎県地域防災計画における原子力災害対策編の新設についてでございます。

1の背景にありますように、福島原発の事故を契機としまして、原子力災害対策特別措置法の改正、それから、新たな対策指針の決定がなされまして、都道府県等に対しましても、この指針に基づきますそれぞれ各県の地域防災計画の策定が求められてるところでございます。

この中で、原子力災害対策重点区域を有する都道府県等には、地域防災計画の中に原子力災害対策編を定めることが義務づけられたところでございます。

この重点区域につきましては、その中ほどの表に整理してございますように、1つは、原子炉から半径5キロ以内の「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」、それから、2つ目が半径30キロ以内の「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」が該当いたします。さらに、それ以外であっても、プルームという放射性物質を含む気流が通過するときの被爆を避けるための防護措置を実施すべき区域、これがPPAというんですが、それも該当するんですが、このPPAにつきましては、まだ具体的な目安が決定されていない状況でございます。

そこで、右側の51ページになりますが、そのような中での本県の基本的考え方でございます。

本県では、川内原発から50キロ以上の距離がありますけども、現段階では、原子力災害対策重点区域に該当するかどうかの判断は示されておりません。したがって、法的義務づけは生じていないという段階でございます。

しかしながら、福島原発事故の教訓を踏まえまして、昨年7月に九州電力と覚書を締結しまして、情報伝達訓練や伝達試験等を実施してるところでございます。さらに、今後、万一の事態に備えて、現段階での対策や方針を定めておくことが重要ですので、本県の地域防災計画の中に「原子力災害対策編」を新設することとしたいと考えております。

その内容につきましては、3にありますように、まず、第1章で原子力災害対策に関する基本的な考え方等をまとめまして、そして第2章で予防計画としまして原子力災害に関する情報の収集・連絡や、迅速な対策推進のための体制整備、さらに、第3章で応急対策計画として住民への的確な情報伝達や避難等の防護活動、そして第4章で復旧・復興計画として放射線モニタリングの実施や健康相談などについて取りまとめていきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールですけども、3月19日開催予定の防災会議で計画案を審議し、決定していただくという予定でございます。

説明は以上でございます。

○内村委員長 説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○十屋委員 今、最後にあった原子力の3段階の重点区域の目安があるのですが、国の判断が示されていないということで、県民の不安とかそれはもう当然あるのですが、もし川内原発なり、風に乗ってきて被害が出たときも——当然出る可能性としてはゼロじゃないと思うので

——国の法律であります原子力災害特別措置法、それに合致しないときには、やっぱりいろんな国と県との関係で、補助金の絡みとか補償問題とかさまざまなことも想定されるんですよね。だから、そういうところがあっちゃならないとは思いますが、もし100万分の1の万が一の確率で起きた場合に、そこら辺の法律の枠の外に置かれないように——宮崎としてもそういう影響が、出ないことが第一なんだけど、出たときには、そこら辺の、国からのいろんな支援等を含めて視野に入れた行動で要望活動をするなり、国のほうに、そこにあるように判断が示されていないというのが一番大きな引っかかる点なんですけど、その辺を粘り強く要望していただきたいというのが、私からのお願いであります。

○鳥飼委員 関連して。きょうは3月11日ということで、大変な状況がまだ回復をしていないということがまた再確認されました。今回、このように地域防災計画に原子力災害対策編を新設するという事になったことは評価をしたいというふうに思います。具体的には防災会議で示されるということですから、もう原案はできてるだろうとは思いますが、やはり考え方として、基本としては、やはりそういう事故は起きるという前提に立ってさまざまなことを決めていくと、そのことが大事だというふうに思ってるんですけども、その点についてはどんな受けとめ方でしょうか。

○大坪危機管理局長 この原発の問題に関しましては、もう何よりも安全性が優先されるのは当然でございます。大変厳しい審査を踏まえて運営がされるんでしょうけども、やっぱり安全神話にとらわれてはいけないと思います。危機管理を所管する者としましては、それでもなおか

つ絶対に大丈夫ということは言い切れないわけでしょうから、そういった場合にどう対処するかという備えをしておくということが大事だろうということで、今回、こういった作業を進めているということでございます。

各県の動向も十分勉強しながら、遜色のないような内容で整理をしていきたいと。そして計画ができましたら、それに基づく県民への周知ですとかいろんな広報とか、場合によっては訓練とか、そんなことも考えていきたいと考えております。

○鳥飼委員 子ども・被災者支援法という法律が早くにできたんですけども、基本方針がなかなか決められないという、決めないという状況があって、決定をした基本方針についても、非常に法の精神からすると矮小化をされたようになってるということで、かなり批判が起きたこともございます。

ですから、国から現段階では示されていないということなんですけども、やはり県として、自治体として独自の意思決定を行うということで、住民の安全を守るということ、避難訓練なり防活のあり方とかいうのも入ってますので、ぜひ立派なものをつくっていただきたいと思います。これは、要望に。

それから、もう一つですが、この組織改正案で、46ページの南部こどもセンターの体制強化というところで、副所長、児童担当となっていて、上の現行を見てもみますと、総務課長の下の総務企画担当、指導監査担当の5地区の指導監査担当というのが、改正後ではなくなってるんですけども、この指導監査については、南部福祉こどもセンターの所管してる部分についてはどういふふうになっていくのか、御説明をお願いします。

○平原行政経営課長 この南部福祉の指導監査の部分につきましては、集中化をするということで、中央福祉こどもセンターのほうに移管をいたしまして、そちらで所管することになります。ちなみに、西臼杵とかの分も、北部のほうに集中化をいたしまして、北部と中央の2つで監査指導をやるということになります。

○鳥飼委員 わかりました。

○渡辺副委員長 済みません。まず、危機管理のほうのお話なんですけど、今、るるお話もありましたように、また、本会議でもいろいろ議論は行われてたかと思えます。川内原発に関して、まだそういうPPAに入るかどうかという国の方針も見えないという状況なんですけど、今回の原子力災害の対策編を新設するという中では、県北に近い伊方原発とは、前委員会でも伺ったときには、電力会社が違うこともあって、なかなかやりとりは今の中では想定が難しいというお話でしたけれども、そういうものも含めた全般的な対策と考えればいいのか。あくまでも宮崎の場合は川内を想定したものなのかという意味では、その辺はいかがでしょうか。

○大坪危機管理局長 最短では、川内原発54キロということですので、まずは川内原発を対象とした計画ということになりますが、今回まとめようとする計画の中では、愛媛県にございます伊方原発、これも県北ではやっぱり80キロから90キロぐらいの距離になりますし、あるいは玄海原発、これは西臼杵のほうですと150キロぐらいになります。したがって、そういう伊方とか玄海での万一の事故等があった場合も、今回の準じて対応するという中身を盛り込もうと考えております。

○渡辺副委員長 もう、とにかくそういうことが起きないということがまず一番のことだと思

うんですが、福島のを考えれば、もちろん東のほうへ全体の流れが大きかったんですが、西側にもやっぱりなかなか想像はしないような形でも影響も出てるっていうのもありますので、福島で起きてしまったことから、学習っていうのは変かもしれませんが、幅広い想定で考えていただいて、いざというときに想定がないから行動ができないということだと、何のための福島の事故だったかということになってしまいかと思います。これも意見にしますが、よろしくお願いたします。

あと、もう一点だけ。組織改正案についてなんですが、ちょっと漠然とした話ですが、昨年度までの組織の新設だったり、いろんないじる作業に比べると、ちょっと小規模かなという気がして、それが悪いというわけじゃ全然ないんですけども……。今年度の組織改正というのが、河野知事の4年目にこれから入っていくという中で、全体的な今の取り組む狙いといいますか、目的の中での位置づけとして、どういう段階での組織改正に当たるのかということも、ちょっと済みません、漠然と申しわけないですが、御説明いただければ。

○平原行政経営課長 組織改正につきましては、資料の44ページの基本的な考え方に書いてございますように、来年度までを期間としてます行革プランの中で、総合計画を推進するためというのと危機管理体制の充実・強化というのを中心に挙げまして、これまでも毎年度見直しをしてきております。最近では、23年度に畜産口蹄疫復興対策局ですとか、24年度は危機管理統括監を設置するなど、口蹄疫等の発生を踏まえまして、危機管理体制の充実・強化に重点的に取り組んでまいりました。また今年度、25年度については、フードビジネス推進課とか観光物産

東アジア戦略局の設置など、復興から新たな成長ということでそういう取り組みをして、来年度4年目ということでございます。プランの4年目ということが一つと、特に今年度そういう大きな改正をやったということもございまして、今年度はごらんとおり、小幅な改正になったということでございます。

○渡辺副委員長 ありがとうございます。

○丸山委員 組織改正のことで、特にこども福祉センター絡みなんですけど、新しく副所長もつくっていただけるということなんですけど、基本的に適材適所の人があるのかっていうのが大きいというふうに思っております。本来は、現場担当が一番近い、住民に近いとこの人をふやしたほうがいいんですけども、管理職みたいな人をふやしたってことになると、管理職の人がやっぱり現場の経験のある方でないと判断がつかない。結局、何のためにポストをつくったのかわからなくなるというふうに思っているんですけど、ある程度、適材適所でしっかり置いていくというようなことを考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○平原行政経営課長 今回の組織の改正の趣旨というのは、この児童担当の副所長が児童相談所の所長を兼ねておりまして、こちらのほうを専門的、迅速に対応するために、ここを専任配置をするというのが基本的な考え方でございまして、人事配置についても、そういう方向で検討がなされるものと思っております。

○丸山委員 ぜひ、適材適所といいますか、ちゃんとしないと。ただポストだけつくってしまって、結局判断ができなくなってしまって対策がおくれるということがないように、しっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

あと、もう一つ、最後になります。原発の関

係のことでお伺いしたいんですが、本当にちょっと宮崎の中途半端な形になっているところなんですけども、一番想定するのは、可能性があるとするばすね、起きたらいけないんですが、鹿児島県からの避難される方々を、どうやって受け入れていくのかということも含めてのこの計画になるのか。あと、これはもう宮崎県だけのことだからという、県民向けにつくるのか、どういうふうなイメージを持てばよろしいんでしょうか。

○大坪危機管理局長 川内原発の事故に関しましては、その両面があるというふうに思っております。したがって、今回の原子力対策編につきましても、県民に対してどう措置をするかということとあわせて、県外からの避難民をどう受け入れるかということも一緒に書き込んでいきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、混乱が起きないように。恐らく、除染とか、鹿児島から避難民を受け入れるとか、そういうのが非常に問題になる、実際そうなるんじゃないかなというふうに想定するもんですから、それは、うまくちゃんとしっかり計画を立てられて。かつ、つくるのであれば、ちゃんと鹿児島とか隣県との訓練のあり方とかいうのも、しっかりと今後はやっていただきたいかなということをお願いしておきます。終わります。

○坂口委員 さっきの地方計画の中の原子力災害対策編、それとまたあわせてなんですけど、せんだってからの補正のときに尋ねたPCBの処理の延期ですよね。どういう形でそれが外に出るか、いろんなケースがあるとは思いますが、ほかに、例えば火薬類とか、それからガソリンを初めとした燃料類とか、ガスとかですよね。そういった危険物とか、それに化学製品み

たいな有害有毒物質ですよ。そういったものがかなりあると思うんですよ、県内に。そういったものに対しての、どういう危機があるのか。そして、万が一、そういうことが発生したらどうなるのかっていうようなことについては、危機管理局としてはどんなぐあいに取り組み立てるんですか。

○大坪危機管理局長 平成16年度に危機管理局ができたときに、宮崎県危機管理指針というものを策定しまして、当時、たしか30ちょっとのいろんな事象に対してどう備えるかという整理をしました。それから10年近くたちまして、平成25年の5月に、この指針を全面的に改定しまして、想定されるいろんな危機事象について、こんなふうに対応しようというおおよそのマニュアルをつくりました。その中に、おっしゃいましたように、いろんな危険物等による被害、事故が発生した場合どうするかということについても、総括的な対応の仕方と、それから所管部局を整理しまして、所管部局のほうで具体的なマニュアルをつくるという格好にしております。したがって、そういう問題についても、一応の対応指針は持っているという状況でございます。

○坂口委員 同時にあわせ持ったほうがいいかなって。特に、ストック量の動きとかも届け出になるのか、いろいろあると思うんですけど、そういったものも含めて、常にやっぱりリアルタイムで把握しながらっていうのはぜひ必要かなと思いますもんですから。できれば、もうそれも、この何々編っていったように位置づけてもらえるかなと思いますね。これは、もう要望で。

○大坪危機管理局長 県の地域防災計画の中にも、当然、それほど詳細ではないんですが、い

ろんな大きな事故が発生した場合、どう対応するかということが入ってございます。ただ、議員おっしゃいましたように、時々刻々変化してる状況を十分把握しながら、所管部局とも連携してするというのはとても大事ですので、そういった方向で努めてまいりたいと思います。

○坂口委員 ぜひお願いします。もう言い出したらきりがありませんけど、例えば、動物園あたりの危険な動物とか、マニアが飼ってる危険な動物とか、野に出せない動物ですね。こういったものについても、もう際限ないんですけど、やっぱり可能な限り把握しておいて、対策を講じられるような心構えっていうか、準備っていうのは必要かなと思います。これも、お願いで。

○井本委員 この権限委譲の推移の表を見たんだから、ちょっと気になって。

地方分権一括法ができたのは、あれは何年前だったですかね。あれからもう10年ぐらいになるかね。あの後、我々も東京のほうで、全国から県議会議員が集まって勉強会やらやったわけだけど、そのとき問題になったのは、やっぱり結局は事務だけを我々は押しつけられるけども、法律は相変わらず上があって、それで、我々がやろうとしても権限はない。全部、事務だけを押しつけるというふうなことで、何かのとき、参議院の方も来られてて本当にそのとおりでということで、法の占拠率というか、占有率というか、何かそういう言葉で、80%とか90%とか何とかいう言葉をあのとき言いよりましたけどね。あの状態は、今でも変わらないのかなと思って。その辺はわかりませんか。

○甲斐市町村課長 今回の御報告の関係につきましては、県から知事が持つてる権限を市町村にということでございます。国から県ということにつきましては、総合政策課で持つておるわ

けですけども、その縦の流れのところでは権限と税財源の一体的な委譲と申しますか、そういうことは引き続きの課題ではあるかと思っております。

私どもの今回の報告案件は、できるだけ身近な行政は市町村で担うことができるといふことでお示ししながら、市町村の受け入れ体制等も踏まえて、選択をしていただくといふことで進めてるものでございます。

○井本委員 もし、その占拠率みたいなやつが、後でわかったら教えてください。もしわかったら。後でいいです。

○内村委員長 よろしいですか。では、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上でその他報告事項について終了します。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

その前に、ちょっと時間を延長したいと思いますので、委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、引き続き審議を行います。

総務全般について質疑はありませんか。

○井本委員 たいしたことないんですけど、総務、基金が254億だけど、去年の当初予算のときには、幾らだったんだっけ。心配せんでええのかな。

○福田財政課長 平成25年度の当初予算編成時点では194億円でしたので、そのときと比べれば改善をしておるといふことでございます。

○丸山委員 財政課長のほうから、決算特別委

員会における指摘要望事項の対応はお伺いいたしました。これは我々特別委員会を議会で作ったやつは対応いただいたんですが、外部監査からの指摘もいろいろこれまであつてきてると思うんです。それについて、我々、ちょっと外部監査だからといふことで余り認識してなかったんです。結構、外部監査も費用かけていろんなことをしていただいているといふふうに思ってるんですが、県として、外部監査の意見をどのように反映してるのかなといふのがちょっとわかりづらいもんですから、その辺がもしわかってれば、答えられる範囲でいいですのでお伺いしたいといふふうに思っております。

○福田財政課長 お配りしております「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」という冊子の、ちょうど2ページなんですが、2ページの④の部分で、監査の指摘事項についても触れさせていただいておるといふところがございます。当然、監査における指摘事項につきましても、年度当初に再点検を行うという形で再度留意するといふことで周知徹底図っておりますし、入念かつ複層的なチェックをするといふところで気をつけておるところでございます。

○丸山委員 これは、監査全般であつて、外部監査からの特別に項目をつくって調査を1年間やられていることについて、もう平成9年か10年から、外部監査を結構ずっとやってるんですが、それに対する対応がどうなってるんだろなつていふのが、ちょっと最近気になってるもんですから、改めてこの辺——これ、多分、監査全般のことであつて、特別、外部監査でこの項目をやりますよと、1年間かけてずっとやられますよね。それに対する県として対応はしっかりやっただいてるのかなといふのが、非

常に最近ちょっと気になってるもので、改めてお伺いしてるところであります。

○日隈総務部次長（財務・市町村担当） 外部監査の関係だけ、私から回答させてください。財政課が長いものですから。

必要に応じて、外部監査人との意見交換も、これまで何回かさせていただいています。指摘事項も結構いただいております。できること、できないこと、ありますけれども、必要な分については、これまでもしっかり踏まえて対応してきております。毎年、外部監査人のほうも、監査対象を県内部だけじゃなくって、外郭団体あるいは公社等についてもメスを入れてきておりますので、そういった面も含めて、必要な対応をさせていただいてるというような状況でございます。以上です。

○丸山委員 できれば、いつの場でも構いませんけれども、こういうふうに対応しましたというのを、議会のほうにも少し報告できるようなシステムを検討していただきたいということを要望したいと思っております。

○鳥飼委員 7ページですね。県債、地方交付税のことがいろいろと書いてあります。26年度予算では、交付税は1,849億ですね。臨財債が342億ということで、2,192億が交付税と臨財債ということなんですけれども、これが本来の交付税ということだろうと思うんですね。そういうことで理解はしてるんですが、しかし、それはうどん屋の釜じゃないですけど、国が言ってることであって、その後、いや、これはちょっと違うのよねというのは、十分といっちは言い過ぎかもしれませんが、そういうことが考えられるわけですよ。ですから、その下の県債の状況で、県債発行額、県債残高が1兆245億で、括弧書きは臨財債と口蹄疫転貸債を除いた数値

ということで、5,345億円になってます。この表記ですつときたわけですけども、果たしてこれでいいんだろうかと。途中で足をすくわれることがあるんじゃないかなという気もしててですね。聞いても、なかなかそういう答えにはならないと思いますが、こういう起債のあり方について、臨財債を除いた数値ということで、口蹄疫転貸債はもう当然としても、こういう理屈がずっと通っていくんだろうかというような疑問があるんですけども、そこらあたりはどのように考えておられますか。

○福田財政課長 県債残高につきましては、平成26年度当初予算案におきまして、1兆円余りということで抑制をしておりますし、臨財債それから口蹄疫対策転貸債等を除いた額についても減らしておるところでございます。

一方、臨時財政対策債につきましては、今年度、新規発行を大幅に抑制しておるところでありまして、前年比でマイナス8.7%という状況でございます。

そうは言いましても、公債費に占める臨財債の割合それから県債残高に占める割合、いずれも大きなものがありますので、そういう意味では今後法定率の引き上げを含みます地方交付税の財源確保につきまして、引き続き国に対して要望をしていきたいと考えております。

○鳥飼委員 やはり情勢として、地方が思っているようにうまく運んでいけばいいとは思ってるんですけど、そううまく運ばないことがあり得るということを含めて、やはり考えていく必要があるし、皆さん方もそうですけど、我々もそうですし、そのことをやっぱりしっかり頭に入れておかなきゃならないんじゃないかというふうなことを指摘しておきたいと思えます。

それと、要望なんですけども、5ページの基

金のところなんです、基金残高が26年度は254億円ということで大丈夫かなというような意見も出てくるわけです。財政課が頑張ってもらって、それなりに戻すといえますかね、3月には戻してもらってる、積み立ててもらってるのが現状なんですけど。例えば21年度で427億になってますけど、21年度の見込みで、末には200億ぐらいの見込みでしたが、結果、残高は427億になってますというような起債方法をちょっと工夫してもらったほうが、財政課がどれだけ頑張ったかというのがわかるし、その推移もわかりますのでね。だから、そういうふうな工夫をしていただきたいと思ってるんですけども。

○**福田財政課長** 基金残高につきましては、今、5ページに記載のとおり表記しております。

どれだけ頑張ったかについては、例えば常任委員会資料の14ページを少しごらんいただきまして、14ページに財政改革の取り組み状況を書いております。下のほうに表がございまして、その表の平成26年度の欄を見ていただきますと、残高が254億円です。中期財政見通しでは19億円の見通しでしたので、それと比べていただければ、相当財政改革の取り組みが進んでるという状況はわかるところでございます。これは、委員の御指摘もありましたので、今後、どういう起債の方法があり得るのかということについては考えてみたいと思っております。

○**鳥飼委員** 検討してください。お願いします。

○**武田人事課長** 先ほど、鳥飼委員のほうから、メンタル復職支援会議を受けた中でそのまま退職した人がいるということで、こちらのほうから説明をさせていただいて、その上でどういう状況かと質問がございました。私のほうで、復職をした上で退職してますということでお答えしたところなんですけども、復職支援会議に一

応かかって、メンタルのそういう復帰プログラムにかかったところ、状況が悪くなって、そのままもう休職にまた入ってしましまして、そして復帰がもうめどが立たずに、自分の御希望で退職されたというケースが何人かいらっしゃったということでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

○**鶴田税務課長** 十屋委員のほうから、税務課に対する歳出のところの御質問がありまして、クレジット収納に係る1台当たりの経費につきまして、県の負担も105円というふうに、私、お答え申し上げました。これは、平成25年度現在までの実績としては県の負担は105円なんですけれども、4月から消費税率が引き上がりますので、その関係で108円ということで、補足して御説明させていただきます。

○**内村委員長** その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**内村委員長** では、次に、請願の審査に移ります。

請願第30号、第38号及び第45号については、県執行部は所管しておりませんので、執行部の説明は省略いたします。

関連して、委員から質疑はありませんか。

○**鳥飼委員** 「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願」が出ています。このことについて、いろいろと国会も含めて国民的にも議論になったところなんです、この4つの事象、それが国民の知る権利とかを妨げるんじゃないかということで、いろんな問題指摘が行われたんですけど、基本的な考え方、何かあれば。国が決めた法律ですから、なかなか難しいと思うんですけども、あればお伺いしたいと思います。

○**川畠総務課長** どこが所管するかということで、なかなか難しいところがございますが、特

段ございません。

○鳥飼委員 総務課で担当されるということですね。

○川島総務課長 所管については難しいところがございますが、私のほうから特に意見はないということで申し上げさせていただきました。

○鳥飼委員 わかりました。それで、県の行政機関といいますか、自治体にかかわってくる部分というのはないんでしょうかね。特定秘密は、行政庁が指定をするとかなってるようなんですけども、それは県の行政に影響が出てくるような点とかいうのはないんでしょうか。

○川島総務課長 私もあんまり詳しく勉強しておりませんで、なかなか責任持った答弁がちょっとできないところでございますけれども。

4つの項目がございます。防衛、外交、特定有害活動の防止、スパイ関係かと思えます。テロリズムの防止というようなことがございますので、もし、本県で例えばテロが起きたりとか、起こるようなおそれがあるような場合には、例えば警察本部であるとか、そういうところは何がしかの情報を国のほうとやりとりすることがあるのかなというふうには思っております。

○鳥飼委員 国家公務員には懲役10年とかありますけど、一般の守秘義務違反とか、一般人にも影響を受けるところがあるんですよね。一般の人、民間人ですね。ですから、やはり都道府県としても、そういう民間人をどう守っていくのかというようなところで発言をしていく必要もあるんじゃないかなというふうに思ってるんです。所管するところがどこかっていうような、川島課長の感じですから、そこはなかなか難しいかもしれませんが、それだけ大きな問題を抱えているということですから、そこは十分研究なりをしていただいて。どこがしっかり所管

をしていって、県の行政機関に影響はないのか、どういう影響があるのかということも含め、それから、民間人にもどんな影響があるのかとか、そういうところを、しっかり対応、検討をお願いしておきたいと思っておりますけどね。

○内村委員長 よろしいですか。それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、長時間にわたりどうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時14分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

あすの日程についてですが、午前10時から総合政策部の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了いたします。

午後4時14分散会

平成26年 3 月 12 日 (水曜日)

情報政策課長 甲斐丈勝

午前 9 時 59 分再開

事務局職員出席者

出席委員 (8 人)

委員 長	内村 仁子
副委員 長	渡辺 創
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	丸山 裕次郎
委員	十屋 幸平
委員	鳥飼 謙二
委員	凶師 博規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

政策調査課主査	藤村 正
議事課主任主事	野中 啓史

○内村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、今回、委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思ひます。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案でございますが、議案第 1 号「平成26年度宮崎県一般会計予算」のほか、議案第 2 号「平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の 2 件であります。

右側の資料 1 ページをごらんいただきたいと思ひます。

総合政策部の平成26年度一般会計当初予算額でございますが、一般会計の表、一番下の合計欄にありますように143億4,795万1,000円となり、25年度当初予算と比較いたしまして4億1,406万円の増、率にして103%であります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように、5,778万5,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして4,239万9,000円の減、率にして57.7%であります。

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	土持 正弘
総合政策部次長 (政策推進担当)	永山 英也
総合政策部次長 (県民生活担当)	舟田 美揮子
部参事兼総合政策課長	金子 洋士
秘書広報課長	片寄 元道
広報戦略室長	藪田 亨
統計調査課長	稲吉 孝和
総合交通課長	奥野 信利
中山間・地域政策課長	川原 光男
フードビジネス 推進課長	井手 義哉
生活・協働・ 男女参画課長	松岡 弘高
交通・地域安全対策監	野元 猛敏
文化文教・国際課長	菓子野 信男
人権同和対策課長	田村 吉彦

次に、資料の3ページをごらんください。

これは、平成26年度総合政策部に関する主な重点施策関連事業等を、新規・改善事業を中心に整理したものでございます。

来年度は、当部の所管する県総合計画アクションプランの総仕上げの年でありまして、「復興から新たな成長へ」の歩みを、より確かなものにするとの考えのもと、重点施策を構築したところであります。

まず、「重点施策1 将来の発展と地域を支える人財づくり」につきましては、本県の将来にわたる発展を担い、地域を支える多様な「人財」の育成を図りますために、今回、20億円のみやざき人財づくり基金を設置するものであります。

「重点施策2 競争力と成長性のある産業づくり」に関しましては、フードビジネスの本格的な振興を図るさまざまな事業の一環としまして、外部人材の活用や人材育成等を行います、みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業に、今年度に引き続き取り組むものであります。

また、「東九州の新時代」を見据えた総合交通網の充実・強化を図りますために、路線バスへの全国共通ICカードの導入支援や、長距離フェリーの利用促進、台湾便増便への対応、細島港への遠距離貨物の集荷促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、「重点施策3 安全・安心で魅力ある地域づくり」の明日の地域づくり支援事業につきましては、地域の自立と活性化を図るための取り組みを支援するものであります。

「アクションプラン関連事業」では、交通安全対策啓発事業により、高齢者等の事故防止について、重点的に広報・啓発に取り組むとともに、ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県

人移住100周年記念事業によりまして、本県とブラジル県人会のきずなをより深めてまいりたいと考えております。

「その他の新規・改善事業」の社会保障・税番号制度システム整備事業は、いわゆるマイナンバーに関する情報システムを整備するものであります。

次の4ページ、5ページを開いていただきますと、平成26年度の重点施策の関連事業といたしまして、その他の事業も含め、当部関係の事業を整理いたしております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

目次にお戻りいただきたいと思っております。

IIの特別議案であります。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、それから議案第37号「みやざき人財づくり基金条例」、議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の3つの議案審議をお願いいたしております。

以上が、議案の概要であります。詳細は担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に、その他報告事項として、目次に記載のとおり、宮崎県いじめ防止基本方針につきまして、1件の報告事項がございます。

これは先般、県教育委員会において決定をされたものでございます。これにつきましても、後ほど担当課長より御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子総合政策課長 総合政策課でございます。

それでは、当課の当初予算案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元のこの「平成26年度歳出予算説明資料」、11ページをお願いいたします。

当課の平成26年度の一般会計当初予算は、総額で27億6,573万6,000円で、内訳は、一般会計が27億795万1,000円、前年度と比べまして約10億6,000万円の減、率にして28%の減となっておりますが、これは昨年度は、総額30億円のみやざき成長産業育成加速化基金を設置したことが、主な要因となっております。

また、その下の開発事業特別資金特別会計は5,778万5,000円で、前年度に比べまして約4,200万円の減、率にして42%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

13ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)連絡調整費1,361万1,000円は、部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

次に、(事項)総合企画調整費1,451万3,000円は、全国、九州知事会の負担金や国への要望等に要する経費であります。

次に、(事項)地方分権促進費335万9,000円は、市町村間や隣県等との広域連携の推進に要する経費であります。

14ページをお開きください。

次に、(事項)県外事務所費7,537万5,000円は、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営や維持管理等に要する経費であります。

次に、1つ飛びまして、(事項)県計画総合推進費の20億5,515万円ではありますが、主なものについて御説明いたします。

まず、説明欄1の総合計画策定・戦略展開事業の2,871万9,000円は、アクションプランを含む総合計画の見直しや進行管理、戦略的な施策展開のための調査委託等に要する経費でありま

す。

次に、2の東日本大震災復興活動支援事業の1,694万2,000円は、被災地・被災者の状況や現地のニーズの変化に柔軟に対応した多様な形の息の長い復興支援を行いますため、県内の民間団体が行う被災地のコミュニティーづくりや心のケア、雇用確保の支援などの復興活動を支援するものであります。

4、みやざき成長産業育成加速化基金事業の382万1,000円は、基金の運用利息を積み立てるものであります。

5、みやざき元気！地産地消県民運動推進事業の395万3,000円は、本県農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品の購入促進、県内観光やイベントへの参加など、広い意味での地産地消を県民に促し、県内の消費需要の喚起を図るために要する経費であります。

7の新規事業「みやざき人財づくり基金設置事業」につきましては、後ほど、常任委員会資料で説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、以上であります。

16ページをお願いいたします。

開発事業特別資金特別会計は、九州電力の株式配当金を原資とする開発事業特別資金を主な財源としております。

このうち、一番下の(事項)繰出金の5,760万1,000円につきましては、一般会計に資金を繰り出しまして、環境森林部所管の新エネルギーや森林バイオマス、農政水産部所管の木質ペレット暖房機への転換加速化、さらには小水力発電等の事業に充当するものであります。

特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして、お手元の常任委員会資料の7ページをお願いいたします。

新規事業「みやぎき人財づくり基金設置事業」であります。

1の事業目的にありますとおり、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中、本県の将来にわたる発展を担い、地域を支える多様な「人財」を育成し、子供たちが夢や目標を描くことができる社会や、県民が持てる力を発揮し、生き生きと活動できる社会を構築するため、当基金を設置するものでありまして、これは、本会議でも知事がたびたび答弁しましたように、県づくりは人づくりという思いを受けた事業でございます。

なお、2にありますとおり、基金設置の条例を制定いたしますが、その案につきましては、後ほど御説明いたします。

3の事業概要等ではありますが、基金の総額は20億円で、平成26年度から30年度までの5年間に事業を実施することとしております。

(3)基金の対象事業、大きく2つからなっております。①の人財の育成や活躍の支援に関する事業、いわゆるソフト事業といたしまして、グローバル、あるいはイノベーション、地域活力などをキーワードに、次世代を担う子供たちや若者、産業や雇用の核となる人財の育成、女性や高齢者の活躍支援等に取り組んでまいります。

そして、②にありますとおり、その人財育成や活躍を支援します拠点としまして、県教育研修センターを改修し、従来からの教職員研修や教育相談等を一層充実させますとともに、キャリア教育あるいは地域や企業等と連携しました生涯学習機能等を新たに付加していくこととしております。

来年度は、当基金から小・中・高の総合的な学力向上や若年者等への就業支援を行う事業等

に約1億円、それから教育研修センターの改修に係る設計委託事業等に約2億7,000万円、計3億7,000万円程度を充てることとしております。

4にありますとおり、本基金を活用した人財育成や活躍支援の事業に積極的に取り組むことによりまして、あすの産業や地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、同じ資料の36ページをお開きください。

議案第37号「みやぎき人財づくり基金条例」についてであります。

第1条の設置目的等につきましては、先ほど御説明したとおりでありまして、地方自治法第241条の規定に基づいて設置することとしております。

第2条にありますとおり、基金として積み立てる額は予算で定める額として、来年度については20億円を措置しております。

第6条にありますとおり、当該基金は、いわゆる取り崩し型基金でありまして、設置目的に沿う事業の経費として充てる場合に限りまして、その全部または一部を処分できると規定しております。

附則第2条にありますとおり、平成32年3月31日までの時限措置というふうになっております。

最後に、資料は用意してございませんが、来月からの消費増税に備えまして、県におきましては、関係部局におきまして、民間企業における消費税の適正な転嫁や表示に係る相談窓口、あるいは情報受付窓口を設置、あるいは県発注工事契約等におきます適正な転嫁、それから低所得者や子育て世代に対します給付措置の市町村への周知等を実施するなどによりまして、国や市町村とも協力しながら、広報・啓発を含め

た対応をしているところであります。

当課からは以上でございます。

○片寄秘書広報課長 秘書広報課の当初予算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」これの17ページをお願いいたします。

秘書広報課の平成26年度一般会計当初予算額は、4億7,397万5,000円でございます、平成25年度当初予算と比較いたしまして3,777万4,000円、率にしまして約8.7%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)秘書業務費3,800万9,000円でございます。これは、知事や副知事の活動経費や秘書業務などに要する事務的経費であります。

次に、その下の(事項)広報活動費2億1,958万1,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用して、県の重点施策など県政全般の広報活動に要する経費であります。

説明の欄でございますけども、まず、1、印刷広報事業4,828万7,000円でございます。これは、県の広報紙である「県広報みやざき」を年6回、1回につき36万部作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様に配布するものであります。

次に、3の新聞広報事業、7,213万円でございます。これは、いわゆる新聞広告という形で、随時、県の重点施策等、県政に関する情報提供を行いますとともに、毎月2回「県政けいじばん」というコーナーで、県からのお知らせを掲載するものであります。

次に、4のテレビ・ラジオ放送事業7,306

万8,000円でございますが、これは、テレビ2局、ラジオ2局で、県政番組の制作、放送を行うものであります。

6の県ホームページ情報発信事業、1,108万7,000円でございますが、これは、県ホームページの作成・更新及びその維持管理を行うものであります。

7の「楠並木ちゃんねる」情報発信事業、85万9,000円でございますが、これは、さまざまな県政情報等を動画で発信するとともに、職員の広報研修を行うものであります。

20ページをお願いいたします。

一番上にあります、8の新規事業「県ホームページ魅力発信・充実強化事業」につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)広聴活動費152万5,000円でございます。これは、県民の皆様の御意見を県政に反映させるために、知事と県民の皆様が直接、意見交換を行う知事とのふれあいフォーラムを開催するとともに、電話やメール等による県民の声事業などを実施するための経費であります。

次に、(事項)県政相談費423万2,000円でございます。これは、県庁本館の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に10カ所設置しております県政相談室の運営のための経費であります。

続きまして、主な新規・重点事業を御説明いたします。

常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

新規事業「県ホームページ魅力発信・充実強化事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景であります、現在の県ホームページは平成17年に構築され、7年が経過しております。地域間競争の激化や

大規模災害の経験、情報通信技術の急速な進展等を背景に、取り巻く環境は大きく変化していると考えております。

そこで、この事業では、ホームページのリニューアルを行うことにより、東九州の新時代を見据え、宮崎の魅力・ポテンシャルを効果的にアピールし、また、災害情報等を適時・的確に提供するとともに、全ての利用者が使いやすいものとなるよう、機能・デザイン等の改善・充実に取り組み、情報発信力の強化を図ろうとするものであります。

次に、2の事業の概要であります。

この事業は、後ほど具体的に説明いたしますが、システム等の構築及び保守管理の業務を一体的に取り組むものでございまして、平成26年度の予算額は、ここに記載のとおり199万5,000円とし、平成27年度から31年度までの事業費3,790万5,000円につきましては、債務負担行為の設定を予定しております。

財源は全額一般財源でお願いしたいと考えております。

(4) 事業内容につきましては、ここに掲げております①から③の3つの側面から取り組んでいきたいと考えております。

まず、①情報掲載システムのリニューアルであります。

本事業では、ホームページ全体を構築・編集するための基礎となるシステムをリニューアルし、利用者視点での機能・操作性の向上を図ることとしております。

次に、②ページ設計見直し・コンテンツ制作につきましては、恐れ入りますが、右側の9ページにイメージを掲載しておりますので、こちらに基づき説明させていただきます。

まず、一番上の「魅力の効果的発信」であり

ます。

現行のホームページは、文字情報が多く、比較的インパクトがやや弱いものとなっておりますことから、右側のイメージに示すとおり、トップページに本県の魅力や重点施策等の画像を積極的に配置するなどによりまして、本県のアピール力を高めたいと考えております。

次に、真ん中の「情報の適時・的確な発信」であります。

最初の黒丸、災害・緊急時の柔軟な公開フローの設定とございますように、災害緊急時に各課の判断で迅速な情報公開が可能となるよう、柔軟な公開フローを設定いたしますとともに、その下の黒丸でございますけれども、大規模災害の際には、防災情報等に特化した専用トップページ、これに切りかわるようにするものであります。

最後に、一番下の「利用者の利便性向上」であります。

現状では、さまざまな情報が時系列で表示され、目的情報を探しにくくなっておりますことから、情報(カテゴリー)分類を整理することなどによりまして、目的の情報にたどり着きやすくするなど、ページ全体の設計やそれに伴うデザイン・コンテンツ等の制作を行うものであります。

恐れ入りますが、左側の8ページにお戻りいただきたいと思っております。

(4) 事業内容の③運用面の体制強化でございますが、ホームページ作成や管理運営を円滑・安定的に行うため、ガイドラインの整備や研修の実施、システム等の保守管理を行うこととしております。

最後に、3の事業効果であります。

本事業によりまして、本県の魅力や災害情報

等の効果的で適時・的確な発信が可能となるほか、利用者にとって利便性が高まり、提供する情報の量・質も向上することが期待できるものと考えております。

なお、先ほど御説明しました債務負担についてでございますけども、恐れ入りますが、こちらの「平成26年度2月定例県議会提出議案（平成26年度当初分）」の冊子でございますけども、これの9ページをお願いいたします。

一番上の県ホームページ魅力発信・充実強化事業でございます、平成26年度予算額の199万5,000円を除いた3,790万5,000円を、債務負担行為として議案の提出をさせていただきます。

秘書広報課は、以上でございます。

○稲吉統計調査課長 それでは、統計調査課の当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」の21ページをお開きください。

統計調査課の平成26年度一般会計当初予算は、左から2列目にあります4億6,242万8,000円をお願いしておりまして、平成25年度当初予算と比較しまして9,943万9,000円の増、率にしまして約27.4%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

24ページをお開きください。

下から2番目にあります経済センサス費6,015万5,000円でございます。

この経済センサス基礎調査は、国の委託を受けて5年ごとに実施される調査であり、我が国全体の経済活動を同一時点で産業横断的に把握するため、日本全国にある全ての事業所及び企業を対象として、平成26年7月1日現在で調査を行い、今回が2回目となります。

調査方法につきましては、支社等を有する企

業等については、国が一括して郵送調査を行い、県では、市町村を介して調査員を任用し、単独事業所や新設された事業所について調査を行います。

なお、今回は、記入者負担の軽減を図るため、5年ごとに実施しています卸売業、小売業者を対象とした商業統計調査を、この経済センサス基礎調査と一緒にすることとしております。

調査結果につきましては、それぞれ国が平成27年6月末までに速報値を、平成27年11月以降に確報値を順次公表いたします。県も国の公表を受けまして、本県分を取りまとめ、事業所及び企業に対する各種政策立案のための基礎資料として提供をまいります。

次に、25ページの一番上にあります農林業センサス費についてであります。後ほど常任委員会資料のほうで御説明いたします。

次に、下から3段目の全国消費実態調査費3,448万6,000円でございます。これは、国の委託を受けて5年ごとに、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得るものであります。

平成26年9月から11月にかけて、県内13の市町村から抽出した世帯を対象に調査を行います。調査結果につきましては、国の公表後、本県分を取りまとめ、税制・年金・福祉政策の検討などの基礎資料として提供をまいります。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。農林業センサス費についてであります。

1の事業目的にありますとおり、我が国の農林業の生産構造や就業構造の実態とその変化を明らかにし、国の「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」に基づく諸政策並びに農林業に関する諸統計に必要な基礎資料を整備するもので、国の委託を受けて5年ごとに実施しています。

2の事業概要であります。予算額は8,565万円で、財源は全額国費から受け入れます。

また、事業期間は、平成26年度から27年度までの2カ年を予定しております。

事業内容としましては、平成27年2月1日現在で、県内に所在する全ての農林業経営体を対象に、市町村を介して調査員を任用し、③にお示ししております各種項目について調査を行います。

3の事業効果であります。農林業経営体の経営状況を把握することにより、経営規模や組織形態、地域などの実情に応じた農林業振興施策に利活用することができます。

調査結果につきましては、国の公表後、本県分を取りまとめ、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するための基礎資料として提供してまいります。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、決算特別委員会で御指摘、御要望いただきました件について御説明いたします。

別冊の資料の「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」でございます。

4ページをお願いいたします。

統計情報の利活用に関して、個別的指摘要望事項において、施策を推進する上で必要な統計調査を実施し、詳細な分析を加えるとともに、民間のシンクタンクとの情報交換に努め、各部局と連携し、効果的な施策の展開を図ることと

の指摘をいただいております。

御指摘への対応といたしまして、平成26年度当初予算(案)におきましては、国からの各種委託統計調査を初め、産業動態統計調査や現住人口調査などの県単独調査を実施し、本県の社会・経済情勢を的確に把握していくこととしております。

また、調査結果につきましては、これまで以上にさまざまな角度からきめ細かな分析を行うとともに、報告書等にとりまとめの上、各部局への提供はもとより、広く県民の方々に対しても提供してまいります。

さらに、県内の経済や産業の動向等に関し、民間のシンクタンクや国の関係機関などとの意見交換会を定期的開催し、情報の共有化を図ることなどにより、統計データの評価・分析の制度を高めるとともに、これらの関係機関との連携を深めていくこととしております。

今後とも、より詳細な分析を加えた正確な統計データを提供し、県における効果的な諸施策の展開が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

統計調査課からの説明は、以上でございます。

○内村委員長 各課長の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○井本委員 このみやざき人財づくり基金設置事業ですが、20億も本当に知事の決断が、えらい大したもんだなと実は評価しているんです。いよいよ知事のカラーが出てきたのかなと思っているんですけど、その辺の思いというか、そんなのはどんなもんなんですかね。

○金子総合政策課長 これはやはり本会議でもかなりこれに関しての数値に対する御質問がありまして、やっぱり県づくり、人づくりという思いを今年度はちょうど130年の節目ということ

もありまして、それを振り返ったときに、先人たちのその努力、困難への挑戦というのが一つございました。

それから、今度、開通いたします東九州の「宮崎－延岡間」につきましても、やはり半世紀にわたります取り組みが、ようやく実を結ぶというような形になりまして、今後の宮崎を展望した場合に、やっぱり人口減、高齢化という大きな課題に真正面から向き合うということも、おっしゃっておられまして。であれば、やはりそこはもう人の力、これを伸ばしていくしかないということの決断であったものでございまして、これは知事のトップダウンによりまして、その20億という形で。しかも短期的ではなく、5年間にわたって中長期にわたり腰を据えて取り組んでいくんだという形で、ソフト・ハード両面からやっていくということでございます。

その知事のお考えにつきましては、また来年度から総合計画の見直し等もやっていくつもりでおりますけれども、また、知事の政策提案あたり、もうちょっと多分、織り込まれていくんだらうと思います。それとうまく連携させながら、次の計画にも、きちんと反映させるように、私どもの事務局としてもやっていきたいと思っております。

○井本委員 基金の対象事業として、ここに一つ、①、②と書いてあるんだけど、もう具体的に、こういうものに入れるということは決まっておるんですか。まだ、その辺は全くか。

○金子総合政策課長 とりあえず、今年度は初年度ということで、大きな方向性は、ここに書いてあるとおりで示させていただいたところがありますが、まだ基本的に、こういった方針というのを定まっていないう状況にございます。来年度早々にでも、方針の定め、策定のほうに向

けて、努めてまいりたいと思いますし、先ほども言いましたとおり、次のアクションプランにも当然、4年間、かかってくるかと思っておりますので、そこともうまくすり合わせをしながら、定めていきたいと思っております。

○井本委員 わかりました。

○鳥飼委員 みやざき人財づくり基金設置事業が出ましたので、関連してお尋ねします。

予算の予算編成が出る透明化の段階では、部長要求では上がっていなかったわけです。いろいろお聞きすると、従前からそういう議論はやっていたということを知っているんですけども、その議論の課内といいますか部内での議論の状況をお尋ねします。

○金子総合政策課長 これにつきましては、本会議でも御質問いただきまして、従前から私も、あるいは財政課との間で、必要性とか重要性の議論っていうのは深めてきたところではありますが、何せこれだけの資金がかかるということがありまして、当部のいわゆる予算要求の枠からは、どうしてもはみ出てしまうということでありました。

ただ、この人財づくりについての必要性の議論といいますのは、私どもと財政課とでも調整をさせた上で、知事審査の中で、きちんと事業を説明させていただくという場をつくったところでありまして、その上で、知事の判断のもと、措置するというふうになったところがございます。

○鳥飼委員 また、細かいことのようにですけど、それは部として2億とか3億とか要求をする。それで、知事の査定で20億になるというのだったらわかるんです。部の議論というのが、やられていたということではあるんですけど、そこら辺が、どうも不明確な点があるもんですから、

予算をつくっていく過程で、こういうようなことは、余りあり得ないんじゃないかと。成長産業基金についても、若干、ついていたやつが査定であるというのはもちろんあるわけですが、そこら辺についてはどんなふうに感じておりますか。

○金子総合政策課長 やはり人づくりの必要性については、私どものほうからも十分思いは伝えたところでありまして、その全体的な額については、さまざまな財政状況等を踏まえながら、最終的には知事の判断ということになったわけでございます。我々がやりたい方向性、それから教育研修センターの改修とセットになった、そういった事業の柱については議論させていただきまして、最終的な額につきましては、知事の判断のほうに委ねたというのが現実でございます。

○鳥飼委員 もう今後のことなんですが、やはり額については、一定程度のものを部長段階で要求しておくべきだというふうに思います。こういう形では、部長の要求というのが何もなかったところに、ぼんと上から来たというようにとられますから、そこはやっぱり十分留意をしていただきたいと思います。

それから、対象事業でソフト事業に1億7,000万、そしてからハードが2億程度ということなんですけども——例えば、そのハードのほうの教育研修センター、確かに人財育成、養成、学校の先生たちをというのは、もちろんあるんですけど、そうすると、農業大学校をこうやって整備をするという場合にも、適用するということになるのか。今後、5年間で予算化していくわけなんですけども、その辺の考え方についてお聞きをします。

○金子総合政策課長 現時点の20億の中では、

ハードの分については、教育研修センターの改修のみということでございます。

○鳥飼委員 そうすると、残りがあと17億か、16億ちょっとあるわけですね。それについてソフト事業でいくということによろしいんですか。

○金子総合政策課長 一応、ハードとソフト、今のところ半々ずつぐらいかなというふうに見込んでおるところでございます。

○鳥飼委員 でしょう。だからそうすると、例えば農業大学校も、農業後継者を育成するところだから人財育成ですよ。そういうところにもつながっていくのかということですよ。

○金子総合政策課長 20億のうち、研修センターの改修経費が大体10億程度というふうに見込んでおりまして、残りについてはソフト事業に充てるということでございます。

○鳥飼委員 だから、ハード面が人財養成にかかわるものだったら、これ、同じ理屈でしょう。だから、同じ理屈でやっていくんですかということをお聞きしているんです。

だから、農業大学校もあるし、その人財育成に関するところといたら、いろんなところがあるでしょう。もうそういうふうにして考えてくださいということで、よろしいんですかと言っているんですよ。

いや、ハード事業もこれだけですよということにするのか、今後も、やっぱそういうのがありますよというのを聞いているんです。

○金子総合政策課長 今回の20億の措置では、教育研修センターの改修のみという、ハードはそれでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

○坂口委員 ちょっと関連してなんですけど、そもそもこれはやっぱり知事の政治判断と思うんです。去年の11月議会かな、これに3本柱の

筆頭に人財づくりを上げているけど、本県で人財をつくっていくためには、まず、教育センターの見直しなんかも含めたり、生涯学習機能なんかも視野に入れた人財を養成していくための指導者となるべき人財ですね。こういったものの確保から、もうゼロからスタートしなきゃだめじゃないかということを、知事にお尋ねして、やっぱ英断が必要だということを、僕は議員の一人として提言しているんです。

知事が、それにやっぱり政治判断として僕は答えてくれた予算措置だった、それが100%とは言いませんよ。もちろん、県の執行部の皆さんも含めた中での判断というか、考えは当然あったんでしょうけど。そういう意味でのこれは政治判断だから、予算編成過程での、前の年からずっとボトムアップで積み上げてきて、前回の事業とか監査の結果でいろんなことを判断しながら、事務的に積み上げる予算とはまた別だ思うんですね、予算編成もですよ。

そこはひとつ、我々が求めている知事がリーダーシップを発揮して、自分なりのビジョンを目指すために、具現化するために必要な政治判断でやった予算だということを、しっかり認識して、ひとつ議会側に説明していただきたい。

そんな意味から、農大校とかほかの学校とかいう既存のハード、あるいはそこで取り組んでしていくというのは、その事業の中で、また精査をしていきながら判断して事務的に詰める予算だということ、そこはやっぱりしっかり仕分けをしてほしいなという考えで今、聞いていたんですが、そこらに対してのまず基本的な考え方というのを聞かしていただきたい。

○金子総合政策課長 まさにそのとおりでございます、これは、もう知事の思い——今の教育といいますのは、いわゆる本来の学校教育プ

ラス、やはり生涯学習と、あるいは社会教育とかトータルのもの、人生のあらゆるライフステージにおいても、学習ということを通じていくというんでしょうか、機会をつくっていくということが、生涯学習社会をつくっていくという知事の思いがございます。そういった意味で、研修センターに、さらに機能を付加してやりたいというお気持ちがありましたものですから、一応、そこで機能強化ということで、宮崎県の人財育成のまさに拠点という形で、あそこを高めていきたいということでございます。

おっしゃったように、他のいろんな人財育成機関はございますけど、それについてはまた既存の他部局の事業との中で、必要に応じた形での対応というのが出てくるかなというふうに思います。

○坂口委員 やっぱ今、いろんな社会の流れとか、それから具体的には、東九州道の全線供用とか、そういった今後の宮崎を考えたときに、あすの宮崎、それから100年先の大計に立った宮崎のために、やっぱりどうしても必要なのが人財だと。まずはそれ、人財を養成するところから始めようという、やっぱり英断だと思うんですね、それ、政治判断ですから。

選挙で信託を受けてきた方の判断だから、やっぱり、それは尊重すべきじゃないかなということで、僕は大きいこの事業を評価しているんですよ。

だから、そんな中でとりあえずは、もうそのための最低限必要な人づくりのためにということでの20億基金だから、この基金がなかったら、逆に教育研修センターの整備というものは、当然、今の計画の中ではなかったと。そう判断するのが僕は正しい、今回のこの英断によるやっぱり基金事業だという理解をしているんですね。

ですから、ぜひ、やっぱりこのことは集中的に、20億の中で知事が期待する、そして今後、あすの宮崎のために必要な人財を、もうしっかり確保して行ってほしいということを、これはお願いをしておきます。

それから、開発事業特別資金なんですけど、実は、環境森林部の政審会勉強会のときに——これは農水でもあるみたいなんですけど——3カ年事業に、この原資を充てている事業が結構あったんですよね。繰越金、繰入金として、それを県単事業で使っていくと。

ところが、開発事業特別資金というのは審議員がいて——議会からも出しているんですけど——毎年毎年、あれは審査会ですかね、事業審査会か何か、ここで承認をして行って支出なりをやっていく事業なんです。

だから、これ、3カ年継続事業とかに充てるというのは、ひょっとしたら、来年はそれはノーだと、開発事業特別資金は違うところに使うんだと。もっとやっぱり優先すべき用途先があったんだとなると、そこで、3年事業の2年目は切れてしまいますよね。

じゃあ、そのとき、一般財源から持ってくるかということ、それは来年度、一般会計から出しますよとか、一般財源から出しますよとって約束した事業というのは、ここでは協議対象にならないと思うんですね。また、それは担保されないように思うんですね。

だから、この開発事業特別資金の用途というものについては、あくまでも単年度事業でここは入れているという——3カ年やらなきゃ成果の出ないような事業とか、3カ年、最低限必要な事業というのには、これは支出されるのは、余り好ましいことじゃないんじゃないかなという判断というか、そういう理解をしながら、政

審会では説明会を受けてたんですけど、そこらはどんななんですかね、これは今後の課題としてですけど。

○金子総合政策課長 今、委員が言われたのが、総合開発事業の審議会の中で、函師委員からも御参画いただいて、今年度やっているところでございます。

これ、毎年度毎年度、使途についての審議を審査をいただくということになっておりまして、その3カ年分をまとめてというふうな審議、語り方はしておらないところでございます、その都度その都度。

今、この資金をめぐる状況につきまして、例の九電の配当が、もう24年の中間配当からとまっております、もうだんだんと底をつきつつある状況でございまして、そういった中で、今年度は前年度に比べて大きく落としました。やはり、むやみやたらに使えないというところがございましたので、減額をしたところでございます。

そういった中で、この資金の使途については、新エネルギーの普及に関する事項ということで過去の審議会での方向性が出ているものから、それに沿った事業ということで、4つの事業を今回、採択したところでございます。

じゃあ、27年度以降、どうなるかということにつきましては、また、そのときの資金の状況等、また、事業の状況を見ながら判断していくということでございます。そのように、その都度その都度、毎年毎年、判断していきたいと思っております。

○坂口委員 いや、そうじゃなくって、やっぱり開発事業の資金を入れるとすれば、単年度で完結する事業じゃないと、来年度は底がついたり、あるいは、もっと優先すべき事業に支出す

るよということ、まず決められないということになりますよね。

でないと、その事業は3カ年の継続事業だから、3年しなきゃ成果が出ないとか完結しない事業でしょう。そこに単年度単年度、決済していく金を入れるというのは、どうも予算措置のあり方として、理解がいま一つできないんじゃないかなという考えを持っているんですよね。

だから、具体的に言えば、じゃあ来年度、もうこの金は、この事業に出しませんよと。これ、ことしは何だったですかね、企画の開発事業特別資金は……。

環境が持っている木質バイオマス関連の事業が、これ来年、だめですとなったとき、一般財源から持ってこられて、3カ年やるんだということで承認を受けているわけでしょう。これは議会からも委員を出しているから、議会の責任でもあるんですけど。

だから、そこらはやっぱり予算編成のときに、しっかり3年必要な事業なら、間違いなく3カ年、あるときは債務負担行為でもいいです。

とにかくそれは通常の一般会計から出していないと、底をつきましたと。3年の予定で、去年、ここで開発事業の了解をもらって、我々も、言質がここから出てくるんなら、来年もだろうなと思うところでカットしたとしたとき、いや、もう金ないんですわとか、いや、これは別な機関で決定することですから、そこには、もう出しませんよとやられたときは、もう人質はとられたようなものか、その人質を手放すかの選択を来年、迫られることになり得る予算措置のあり方じゃないかなということで、その3年やっちゃだめだというんじゃないんですよ。

そういうぐあいな不安定な予算の計上、あるいは予算の組み方というのは、ちょっとやっぱ

り工夫を要するんじゃないかなという、ちょっと疑問を持っていますということ。

○金子総合政策課長 御趣旨はよくわかりました。

ただ、一般会計でやる予算につきましても、3カ年というふうに、普通は計画期間としますが、やはり毎年度毎年度、財政課との議論を経て——3年決まったから、3年、当然やるんだという議論にはならないわけで、その都度その都度、判断していくような状況になります。

そういった中で、今回の資金を充てる事業につきましても、3カ年、保証されているものでも必ずしもないということでありまして。ぜひとも目標数に達するまで、例えば加温器なんかは500台入れたいと、日本一を目指したいというふうな農政のほうが持っておりまして、であれば、いわゆる部の優先順位を考慮した上で、開発基金が難しければ、一般財源からでもやるというふうな、やはりそこ辺の政策判断というのは、毎年度毎年度、出てくるかなというふうには思います。

○坂口委員 ちょっとくどくなるけど、それだと議会は審査できないんです。これ、3カ年間で目標を達成するために、今年度は何ぼ予算が必要なんだということでやっていくわけだから、来年度、またイエスかノーかを判断してくれって、そんなもんじゃないんです。

我々は3年と示せば、3年後の完結した姿を想定してて、それでいかに宮崎の農業の底上げが図れるか、そういう判断からやっていますよ。

だから、今のような説明だと、これはやっぱり来年度の担保をどうするんだと、環境でも何でも。来年、再来年で何百台設置するというじゃないか。来年、開発事業資金が底を尽きたらどうするんだ。今回みたいに5,300万出せるの

か。2,000万しか出せないじゃないか。あと3,000万どうするんだといったときに、どんな説明しますか。今の理論だと、いや、もうそのときは断念しますわとしか言えないじゃないですか。

だから、余り難しくならないうちに、やっぱり検討の余地は、僕はあるかないかだけ答えてほしい。

○金子総合政策課長 御趣旨を踏まえて、やはりこの資金の使い方について十分検討してまいります。

○坂口委員 ぜひ、やっぱり予算というのは、もうちょっと重みがあるもんだと思うんですよ、税金だから。来年、再来年かけて出しますよと。出さなきゃ、最終点に到達しませんという説明をしながら、来年はまた出すか出さないか、お互いで判断しましょうなんて、そんなんじゃ、やっぱり僕は余りいい姿じゃない、それは僕個人の見解かもわかんないけど、ぜひお願いをしておきます。

それから、統計ですけど、なかなか難しい、そのニーズがどれぐらいあるか、ちょっとわからないまんまにお尋ねするんですけど、統計調査に全体で何ぼだったですかね、2億幾らか、1億8,000万だったかな、その中の県費が幾つか入っているんですよ。ああ、一般財源は5,400万余りですね。

そうすると、その中で何ぼか、県の独自の基礎調査みたいなのをやられているんですけども、何が必要か——今、具体的にあるわけじゃないんですけど、もうちょっとやっぱり県の調査を、この国の調査に乗っかるなり、あるいはそのタイミングと同一して、やられていいんじゃないかなと。県の調査部分というのは、その10分の1の四百数十万ぐらいしかないような気がするんですよ。

人件費なんかについても、二十数%ぐらいですか、やっぱり県費から出ているって見たときに、もうちょっと県の今後、長計を組んでいくなり、あるいは実態を知るなり、あるいはニーズをつかむなりしたときに、県独自の調査というのは、もうちょっと積極的にやられていいような気がするんですけど、どんなですかね。

○稲吉統計調査課長 ただいま御指摘ありましたように、県の統計調査課の予算の全体の中で5,443万3,000円、一般財源が入っております。

ただ、県の統計費、25ページに書いてありますが、426万9,000円でございます。これについては、県民経済計算でありますとか、鉱工業指数であるとか、そういう経済に関するほかの所屬に属さない県の動きを捉えるということで、組んでおるところでございます。

御指摘のとおり、私どもも、県の施策の支援ということで、いろんな組み立てをする必要があるんだろうなということで——実は、新規事業をちょっと要求はしたところであったんですけど、ただ結果的に、そこまで今回は成立いたしませんでした。

ただ、詳細については割愛をさせていただきますが、統計調査課としまして、例えば鉱工業指数の企業の生産の動きについて、それぞれのデータの動きはわかるんですが、電子デバイスのその動きが増産になったり、その動きが上がったのに、なぜ上がったのかというところの説明が、なかなかつかないということがありまして、それをどう補足して、いろんなデータの提供する場合の説明資料の中に加味していくかということで、今回、企業等のそういう訪問も考えておったところです。

やはりデータだけではなくて、そのデータを受けた方、あるいは各部局がその利用をする

中で、分析に役立つようなデータの提供の仕方ということが、やはり課題にあるのかなということで、今回、そこを検討したところであります。ただ、今後も、統計調査課としましては、いろんな経済指標の提供の仕方なり、それぞれシンクタンク等、あるいは国とそれぞれに独自のデータを持っておりますし、また、シンクタンクのことについては、それぞれがまた企業等も訪問しておりますので、その辺の情報交換の中で定期的にその経済の動きを我々なりに把握して、それをまた、各部局に還元をしていきたいというふうに考えております。

また、今後、いろんな各部局からの要請がありましたときには——例えば、ちょっと事例としましては、昨年度、農政水産部でTPPに関する県民調査を委託しましたが、これについても、調査の設計の仕方なり統計調査課のほうに事前に相談がありました。あるいは、この県単の調査をするとすると、総務省のほうに承認をいただかなきゃいけないと、届け出をいただかないとということ、1カ月前までには、その協議を済ませることになっております。そういう支援の仕方なり、そこでまた、各部局からいろんなニーズが出てくれば、それをまた今後、私たちが使えるような形で、事業の組み立てなり、そういうところで、今後また、努力していきたいというふうに考えております。

○坂口委員 何か、物すごく今、世の中が複雑化というんでしょうか、そしてそんな中で、県民のニーズとか生き方に対しての価値観とか、物すごく多様化してきているんですね。

だから、そんな中で、何か独自にやっぱり政策をつくり上げていく以前の基礎的な資料として、今までになかったような——これは僕も何か具体的なものがあるかという、そうでなく

て、感覚的に何かあるんじゃないかなというぐらいのことしかわからないんですけど、基礎的な部分にかけての新たな視点からの必要な調査対象というのが、何かありそうな気がするんですね。

ですから、各部あたりが、先ほどのように、知事がある判断をしていって、こういう方向を目指そうと、こういう意見をつくり上げようとしたときに、何か出てきそうな気がするもんですから、ぜひ頑張ってくださいなと。

せめて、やっぱり国に相乗りしてでも、4分の1ぐらいは県のためのストックをする、そういった調査というものをぜひやっていただけたらなど。これはもう漠然とし過ぎてて答えもならないでしょうけど、これはお願いをしておきます。

○稲吉統計調査課長 全国知事会の絡みでも、これまでのいろんな経済の動きであり、あるいは県民経済計算とか、1人当たりの所得とか、そういう所得面とか、そういう物的なものの幸福度というよりも、やはり幸せ度という一つのそういう指標的なものも、知事会の中で、そういう各県が勉強会といいますか、そういうことの検討も内々にやっている動きもあります。その辺で新しい視点でのその指標のあらわし方、そういうことも今後の課題ではないかなというふうに思っております。

○坂口委員 よろしくお願ひします。

○十屋委員 先ほどから議論されてます人財づくり基金ですけども、一応、方向性として、知事の英断があつて、人財づくりを進めるということでお話しいただきました。それと、26年度からアクションプランの政策に取りかかる、そこまでは順当にいくと思うんですね。

その次の、教育センターをつくった後の、こ

をどういうふうに活用していくかという——例えば民間とか、いろんなそれこそ先ほど坂口委員が言われましたけども、人を育てるための人を、ここと今までの教育研修センターの体制のままなのか、どういう構想をもって人づくりをするのは、現時点で考えていらっしゃることをちょっとお聞きしたいんですけど。

○金子総合政策課長 まだ、県教委とも議論の構築の途中でございますが、明確ではありませんけども、やはりおっしゃられたように、人づくりのための人づくりの拠点みたいな意味合いは大いにあるかと思えます。

やはり、例えば生涯学習、社会教育といいますのは、県内各地に公民館や図書館等があり、さまざまな施設でありスタッフはおるんですけど、やはりそういった方々を引っ張っていく人財というんでしょうか、そういったものをこのセンターが育てていく、そういう中核的な役割、こういうのは担わせるべきじゃないのかという議論も、一つあったりいたします。

また、具体的にこういう機能でやっていくというものにつきましては、現時点では持ち合わせはないんですけども、十分に人づくりのいわゆる総合拠点というコンセプトを踏まえて——これ一つ言いますのは、学校教育だけの問題ではなくて、産業人財、産業教育の分野とか、あるいは女性・高齢者という形でありまして、だからこそ、知事のほうから、この基金のハンドリングも当課で持てと、そういうふうな指示もいただいたところであります。一方では、私どもは成長産業の基金も持っております。

そういった関係で、相互にうまく連携させながら、さまざまな次世代、そして産業人財、女性・高齢者という形でやって、人財育成のさまざまなノウハウの蓄積、ネットワークの構築、

そういった機能を付加できればというふうに思っています。

○十屋委員 つまり、いわゆる今、ハンドリングと言われましたけども、総合政策部として、もうここは、ずっと県の政策の中のことを反映させるということで、教育行政とか障がい福祉、いろんな人財づくりありますけど、ここに出ている3つの柱の中では、先ほど言ったグローバルとイノベーションという言葉も使われましたけども、大事な部分なんですよ。

だから、僕は、もうつくったら任せっきりじゃなくて、必ずやっぱり政策的にかかわってほしいなというふうに思います。

それからもう一つは、5年間という短期で人は育つわけでないというのは、御案内のとおりなんで、あと、この基金を使って、5年間、一応、いろいろアクションプランの中でやっていくんでしょうけど、その後のこともやっぱり息の長いものにするという考え方も一つ持つておかないと。短期で5年で育つんだったら何の苦労もないんですが、そういうところも含めて、この基金というのをしっかりと生かしていただきたいなというふうに思います。

だから、この基金がずっと続くかもしれないし、途中でやめることのないように、やっぱり人づくりをやっていただきたいというふうに思います。

それから、ほかのところに移ります。

秘書広報課にちょっとお尋ねしたいんですが、知事の秘書業務費というのが、ちょっと多くなっているんですが、一生懸命頑張ろうという姿勢なのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○片寄秘書広報課長 秘書業務費が約3,800万と。恐れ入りますが、19ページを見ていただき

ますと、一番右側に平成25年度の当初予算と11月現在の額が出ております。これは6月補正で秘書業務費410万ほど、補正増をやらせていただきました。補正増の額とこの3,800万を見ますと、大体1,300万強ぐらいになってまいりますけども、この増加分については、一つには、副知事の公用車、これの委託分——もともと1台、公用車がございまして、総務事務センターのほうで所管してございました。

今年度の年度当初は、まず総務事務センターから予算の400万、分任をいただきました。それと6月補正で200万ちょい補正をさせていただきますまして、全体で600万強の予算で今年度運営しております。来年度予算では、この分が丸々当課で計上させていただきますまして、まずこの分、約400万強がふえております。

それと、残りの分は、来年度——先般2月に決定がされましたけども——第26回「みどりの愛護」のつどいというのが、平成27年に本県で開催されますけども、これが全国から1,500名ぐらい出席者がございます。また、皇室の御来県が慣例としてございますので、26年度は、その準備でいろいろ旅費とかその分を計上させていただいている、この増額分が秘書業務費の増額の理由でございます。以上でございます。

○十屋委員 はい、よくわかりました。ありがとうございました。

それと、新規事業のホームページのリニューアルということなんですが、どの程度のアクセス数があるのかというのをまずお聞きしたいですね。

いろいろ見やすくされるということで、これまでこのイメージの、9ページの真ん中にあっただようにホームページを作成して、今度は各課で瞬時に出すというのは——特に災害を特筆で

書かれていますけど、これは全課ということで理解してよろしいですか。

○藪田広報戦略室長 まず、1点目の御質問の現在の県ホームページのアクセス数でございますけれども、年間のアクセス数が約2,580万件程度になっております。月平均にしますと215万件程度になっております。

2点目の御質問について、ホームページの見直しに伴って、情報公開のフローをどうするかということですが、現在は、各課で作成していただいたものを広報戦略室のほうで調整し、最終的に承認しております。今回の見直しによりまして、各課のほうでも承認できるようなフローをつくらうと思っております。基本的には、従来同様、広報戦略室のほうで承認していきたいと思っております。

ただし、やはり緊急時、休みの日ですとか夜間ですとか、そういうときに県民の皆さんに緊急にお知らせする必要があったときに、それぞれの担当課のほうでも、それをその担当課の判断で承認し、公開できるようなシステムを構築していきたいということで——想定されるのが、危機管理部門ですとか、それから家畜防疫対策部門、それから感染症対策、そういったところについて、こういった承認を設けていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 先ほど、2,580万件というのは増加傾向にあるのか、それだけ宮崎県が注目を浴びているというふうに理解しているのかというのが一つ。

もう一つ、情報の出し方は間違うといけませんので、やっぱりどこかが責任を持たなきゃいけないと思うんですね。

だから、そういう意味からすると、もろ刃の剣で、いい面と怖い面と両方あるので、それを

どうすり合わせするかなというのが、ちょっと何か難しいなと思って、それで各課全部やるんですかとお聞きしたんですよね。

だから、出し方と中身についても、やっぱりある程度精査しないと。今は大変ですから、1回出しちゃうと。問題になっていますので。

○藪田広報戦略室長 まず、1点目の御質問のそのアクセス件数の増減の傾向ですけれども、平成22年度に口蹄疫ですとか鳥インフルエンザが発生したときに、4,000万件近い数がございます、この年は突出しております。

その後、大体二千五、六百万件程度ということで、それからいきますと、ちょっと減少にはなっているんですけれども、22年度の数値が、そういうことで異常な数値になっております。

それから、2点目の御質問ですけれども、従来どおり、県のホームページ作成につきましては、その内容につきましては、やはりそれぞれの担当課のほうで責任持って、その内容を精査していただいて、県のホームページとして掲載する。その上で、いわゆるルール、専門的な約束事がいろいろございます。そういったものを広報戦略室のほうでチェックをさせていただいた上で公開しております。

今後につきましては、当然、その内容につきましては、それぞれの担当課のほうできちっと精査していただいて出すこととなりますけれども、今回は、特定のところには、その承認の権限を与えるということになります。当然、このシステムを見直した後に、そういう権限を付与するところにつきましては、承認に当たってどういうことをすればいいのかと、こちらのほうでガイドラインをきちっと設けた上で、そこに対して研修をやっていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 ちょっと細かいことを聞きますけど、いわゆるホームページにアップするときに、どういうチェックするんですか。例えば、今、やっていたらしゃることでもいいんですけど。

言うのは、書類で来るのかメールで来るのか、何で来るのかちょっとわからないんですけど、どういうふうな体制で秘書広報課のほうに来て、それをアップさせる判断、そしてオーケーというのを出すのか、そのあたりをちょっと。

○藪田広報戦略室長 各課でつくっていただいたホームページの原案といたしますか、それをいただいた上で、ホームページにアップする際に、実際に利用者が見るときに、機種依存文字とかありまして、その特定の機種でしか、それが表現できない文字とかございます。

それを使ってしまうと、利用者が見たときに文字が化けてしまうとかというような事例がある、そういったもののチェックですとか、あるいは、障がい者の方が、音声読み上げのソフトを使って利用する場合がありますけど、そのときの音声読みのルールというのがあります。情報を掲載する順番が、表形式ですと、順番に並べるときに、縦ではなくて横に並べないと順番に読まないとか、そういった細かい専門的なところがございます。その部分を広報戦略室のほうと、うちのほうで専門の方に、ヘルプデスクを設けて常駐していただいておりますので、そういった技術的なチェックをした上で、間違いのないことを確認した上で掲載をしております。

○十屋委員 テクニカルなことは、もうそれでいいと思うんですけど、あの中身の情報の内容ですよね、それをどうチェックするかなんですよね。

だから、もう出てきたものを丸々数字的なものとか信用して、そのまま今、言われた技術的

な部分で問題なければ、もう載せちゃうのか、そのあたりはどうなんですか。

というのは、我々がいただく書類もたまに間違っているじゃないですか。それ、人間誰しもあるんで、私たちだってあります。

だから、そのときの細かなチェックはできないんですよね、担当課を信用せん限りは。なかなかこのデータが、正しいのか間違いなのかっていうのは。だから、そこらあたりはどうされているのかなと思って。

○藪田広報戦略室長 一度、ホームページに掲載してしまうと、なかなか難しいとは、そのとおりでございますけども、ただ、正直申し上げて、その中身のチェックまでは、広報戦略室のほうで、それが正しいものかどうかというのは判断ができません。やはりそれぞれの担当課において、きちっと複数の方で中身をチェックしていただくということが、必要になろうかと思っております。

○十屋委員 ちゃんと十分に精査されてやるから、最終的には間違いはないんだと思うんです。今はホームページとか何か、全部、我々はパソコンをよく使いますが、間違った情報でも、もう全部信用しちゃうんですよね。

だから、そのあたりの怖さというのを十分御理解いただいていると思うので、新しくつくる時には、なおさらそのあたりを十分に、チェック体制等、情報の共有という意味で何かのデータがあって、それとまた突合するなりしていけば、なかなかいいんだけど。

でも、そんな業務をしていたらほかの仕事ができないし、非常に難しいんじゃないかというふうに思うんです。今度、リニューアルして、2,500万件よりまだアップできるように。それは県政全般が元気になれば、どんどんアップ

もふえると思うんですけど、そこら辺で頑張っ
てほしいなというふうに思います。以上です。

○丸山委員 また、ホームページ関係で関連してなんですけども、債務負担行為があるんですが、どういうことを考えればいいのかというのがよくわからない。ことしの当初予算のほうでも、19ページに、県ホームページ情報発信事業で1,100万ぐらいあるんですけど、その辺の絡みがちょっとよくわからなくて、何でホームページを更新するのに200万程度かかるのかなと思ってているんです。その債務負担行為で3,800万ぐらいで4年間で見ているんですけど、かなり大きな金額であろうかなと思います。その辺のことを少しちょっと、どういうことをやろうと考えているのかということをお伺いしたいかなと思ってているんですが。

○藪田広報戦略室長 丸山委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今、先ほど御意見がございました、県ホームページ情報発信事業として、別途1,100万強の予算を計上しておりますけれども、リニューアル時期が27年1月から、新しいホームページを開設したいというふうに考えておきまして、それまでの期間は、従前どおり、今のホームページを運営していきたいというふうに思っております。

ですから、この県ホームページ情報発信事業で掲載させていただいています1,100万というのは、12月までに必要となる経費というふうに御理解いただければというふうに思っております。

それから、債務負担行為を含めた考え方でございますけれども、今回の新しい情報掲載システムの導入、それからページ設計の見直しに当たりまして、その開発の部分の予算と、それから実際に

先ほど申し上げた27年の1月からの運用管理、これを一体として委託をしたいというふうに考えております。

これは一般論ですけれども、こういうシステムの開発をした場合に、その運用を考えたときに、どうしても、その開発したところが独占的に受託してしまうということで、そこに競争性が働かないものですから、高めになってしまうというようなこともございます。

それで、今後、一体化することによって、その辺のリスクが若干低下できるのではないかと。それから、開発も含めて全体として、こういう債務負担を設定することで、予算が年間で平準化できるというメリットがあるのではないかと。ということで、ほかにも県の中で、こういった形での債務負担行為を設定した中でのシステムを導入という事例もございました。それを参考にさせていただいて、今回は、こういう予算を計上させていただきました。

26年度の約200万の予算ですけれども、27年の1月から5年間の契約を結ぼうと。60カ月になりますので、26年度分は1月から3月分の費用ということで、60分の3ということで20分の1ですか、その分の予算が199万5,000円ということになっております。

○丸山委員 我々のホームページと違うものから、多分、かなりお金がかかっているのかなという、月当たり、割ると70万、80万ぐらいかかっているというふうに考えると、非常に有効的に活用してもらわないと困るし、情報発信をしっかりとやらしてもらわないと困るかなというのは、改めて感じました。

我々のプロバイダー契約なんかすると、物すごく年間に何万というぐらいで済んでいるのに、えらい高いものだたと少し感じているものです

から。これは本当に、ちゃんとした情報発信して、それが県民に立って、本当に利益にあるようなホームページにしてもらわないと。やっぱり、かなり月にお金がかかっているんで。

ただ、載っているだけじゃなくて、いかに本当に県民が利用しやすいのをちゃんと考えないと、かかっているなというふうに思うので。

ちょっと率直的に、普通のホームページを個人個人で持っている方がいらっしゃれば、フェイスブックとか、無料でずっと発信できるんですよね。すると、物すごく金がかかっているんだなという認識を何となく思ってしまったので、本当に有効活用できるようなシステムになっていただくようお願いしたいというふうに思います。

○鳥飼委員 この予算のところですよね。26年度が199万5,000円の予算、3,790万が27年から31年度の債務負担行為ということで、結局、4,000万になるんですかね。

議案のほうでは、この9ページですね。平成26年度からという記載になっているんですけど、27年の1月、2月、3月が入っているからという理解ですかね。そこを教えてください。こっこの議案のほうの、先ほど債務負担行為で説明があったところで、これでは、26年度から31年度までの3,790万5,000円というふうな書き方になっているんですけど。

○藪田広報戦略室長 鳥飼委員がおっしゃったように、議案書のほうでは、26年度から31年度という表記になっていますが、議案書上のルールでそういう表記をしております。委員会資料のほうで掲載させていただいていますのが、より予算の負担としてわかりやすい形です。26年度当初予算で計上させていただいている金額が199万5,000円で、27年度以降31年度にかけ

て、26年度に契約を結びますので、トータルで負担する金額として、3,790万5,000円ということでございます。

3,790万5,000円について、債務負担を設定する年度が26年度ということで、議案書上は26年度からというふうになっておりますけれども、そういうことで記載しております。

○鳥飼委員 そういうルールというか財政課が処理をしているので、こういうふうに記載をしているということですか。わかりました。

○渡辺副委員長 ホームページの関連でお伺いします。まだイメージで全然具体的な策定ではないんだと思うんですけども、バナー広告の欄が入っていませんけど、新しくつくるホームページで、バナー広告は基本的に落とすという考え方なんでしょうか。

○藪田広報戦略室長 バナー広告につきましては、やはり県の貴重な財源になっておりますので、リニューアル後につきましても、バナー広告については設けていきたいというふうに考えております。

ただ、そのバナー広告の場所をどこにするかということにつきましては、今現在、トップページの右側のところがございます。ここが、広告という意味では非常に目立つところにあるんですけども、一方、県の情報を発信するという意味では、このスペースが非常に貴重な部分なものですから、従前どおり、この部分に置くのか、もしくは、一番下の部分に置くのかということは今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺副委員長 今、バナー広告の収入というのは、年間、幾らぐらいなんでしょうか。

○藪田広報戦略室長 バナー広告についての収入でございますけれども、今年度が435万2,000

円、その前年度が350万9,000円になっております。

○渡辺副委員長 多分、新聞社のサイトとかで見ても、今、室長からお話があったように、右横は価格が高くて、下段に落とせば値段が大きく落ちるといような実態ですから、400万を仮に半分ぐらい落ちたら200万ぐらい……。

収入確保はもちろん、大切な努力が必要かと思うんですが、今の県のホームページを見ても、正直言って、県の特設サイトへの引っ張りの印象が薄くて、右のバナー広告だけが物すごい目立ちます。その県の情報発信の効果というのを考える上では、そうしたほうがいいというんじゃないんですけど、思い切って——今まで広告いただいているところのおつき合いもあるでしょうけれども——その落とすというのも考え方としては。もともとバナー広告はどんどん進んできて取り入れてきたけれども、一定落ち着く中で、冷静にどっちがいいかというのは、ひとつ考えてもいいのかなという気がするので、それは意見としてとどめます。

あと、続けて伺いますが今のホームページでもありますが、楠並木ちゃんねるとか、ディスカバーみやぎとか、記紀編さんとか、特設サイトへの誘導がかかっているかと思うんですけども、その県のトップページからの誘導がどのくらい効いているのかというのは、数字は求めませんが、把握はしていらっしゃるんでしょうか。

○藪田広報戦略室長 済みません、私の理解不足かもしれませんが、そこは具体的に、トップページがどのくらいそれぞれのサイトに誘導しているかというのは、ちょっと把握しておりません。

○渡辺副委員長 今の答弁は結構ですけども、

結局、今回のホームページ、新しくする目的というのは、そういう県として積極的に情報発信したり、中身への誘導性を高めるというのも、狙いの一つということかと思えます。変えたから前のことはわかりませんが、新しくしましたという話よりも、変える前の時点で、どのぐらいホームページを——ほかのルートもあるかわかりませんが——県のホームページから誘導できているのかという情報把握をしっかりとっておかなければ、ホームページを新しくして、効果があったかどうかという判断もつかないだろうというふうに想像しますので、もうその分、また意識して、お時間のあるときにも、またデータとかを教えていただければというふうに思います。意見で結構です。

○片寄秘書広報課長 済みません、来年度、そのホームページのリニューアルをやるという前の段階で、今年度、職員とかにまずアンケートをいろいろ実施しております。また、専門業者、日本広告協会のほうにもいろいろアドバイスを求めておまして、現在のホームページ、どこら辺が弱いのかというところをいろいろ今、分析しているところでございます。

その中でも、誘導の部分については、ちょっと弱いという意見もいただいておりますので、今回のリニューアルの中で、そういった意見を参考に、また内部できっちり議論をしながら、使いやすいホームページにしていきたいというふうに考えてございます。

○坂口委員 今の契約のあり方について。3,700万は、もうこれ固定されてて、その中にどれだけのものを閉じ込められるかというプロポーザルでいかれるのか。必要最小限というか必要とするものを提示して、それにどういった提案をしてくるのかというのを審査した中でやられる

のか。

それには当然、価格も、その審査対象の一つに、評点でも与えてやられるのか。具体的には3,700万というのは動くんですか、動かないんですか。

○藪田広報戦略室長 トータルとして約4,000万、26年度当初予算分も含めて約4,000万になりますけれども、この予算の範囲内で、仕様の中で最低限、私どものほうで求めていく機能を示した上で、プロポーザル方式のほうで、それにプラスアルファの提案をしていただきたい。ぜひ参加する企業からはしていただいて、価格面も含めて、最終的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 価格も提案の評価対象の一つに入っているの、プロポーザル方式になるわけですかね。

○藪田広報戦略室長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員 はい、わかりました。

○丸山委員 まず、統計調査課のほうに指摘要望事項に対応することということで答弁をいただいたんですが、この中で、4ページのほうに、今後は民間のシンクタンクや国の関係機関と意見交換を定期的で開催し、情報の共有化を図るということで、積極的に連携を深めていきたいということを言われているんです。予算上的には、どこに反映されているのかなというのがわからなかったんですけども、こう新しくすれば、ある程度、シンクタンクに頼むとかすれば、予算が発生するんじゃないかというふうに思っているんで、その辺はどう見ればよろしいんですか。

○稲吉統計調査課長 このシンクタンクの意見交換ですが、統計情報調査分析意見交換会とい

うことで、24年の新規事業でつくりました、県民共有・確かな統計基盤づくり事業費の中の一環ということで、事業として実施しております。

ただ、参加していただける日銀であるとか宮銀のところとかそういうところですが、謝金ぐらいです。実際は謝金等を国の機関等もありますので、ほとんどお支払いしていないというのが実情でございます。

○丸山委員 地元だけではなくて、やっぱりほかの県外にいるシンクタンクとか、いろいろあると思うんですね。どういうところに頼むかによって、その見方とか変わってくるだろうし、積極的にこのデータを生かすためには、この中の予算があれば、うまく県内にこだわらず、県外のシンクタンクにも少しアドバイスをいただくとか、そういうこともしていただかないと。井の中の蛙よりは、やっぱり他のほうから見た意見というの、結構、聞かないと、間違ってしまうこともあるというふうに思っていますが、その辺の検討はできるんでしょうか。

○稲吉統計調査課長 現在のこの分析意見交換会については、メンバーとしましては、宮崎財務事務所、それから宮崎労働局、それから日銀の鹿児島支店、それから九州財務局、みやぎん経済研究所等で参加していただいております。

ただ、これは、現在の段階では、一応、内輪のといえますか、フリーにいろんな意見交換会をするということです。やはり外部の方たちが入ると、民間シンクタンクの方も、なかなかしゃべりづらいということも意見でありますので、これについてはフリートーキングの形で、いろんな内容を今、議論をさせていただいて、その中で私たちも県が持っているデータ等も、その場に出しながら、意見を聞かせていただいているという状況でございます。

○丸山委員 本当にデータを生かすというのが大きな役目だろうと思っており、総合政策部というのは、やっぱり知事の知恵袋だというふうに思っていますので、しっかりとしたデータを生かす形で議論をしていただければありがたいなと思っています。

引き続き、人財づくりのほうの基金についてお伺いします。総合政策部には、活性化基金も30億、人財づくり基金も20億あるんですが、活性化基金の用途に関しても、本来、私は財政課が査定するのではなくて、総合政策部がしっかり査定をずっとしていくんだらうなというイメージを持っていたんです。結構、いろいろ、かなり財政課とのバトルがあって、なかなか使いにくかったというふうなうわさを少し聞くんです。活性化基金と人財づくり基金の審査のあり方とかは、どのように。これ、知事の思いがつくった基金であります。知事が本当に査定できるのか、それともどこが査定をしているのかということも含めてお伺いしたいと思っています。

○金子総合政策課長 私どもは、やはり各部の政策推進、それを全体総合調整していくという役割がありますので、当然、財政当局との折衝においても、各部任せにすることなく、私どもが共同して協調して、事業のあり方等についてのヒアリング、要求をちゃんとさせていただいているところでもあります。まさにそれが私どもの課、持たせていただいている証なんじゃないかなというふうに思っています。

今回も、成長産業分野につきましても、かなり増額で認めていただいたようなところもありますので、そういった分野は、やはり私どもの関与といたしましうか、一緒になって、財政当局と折衝をした結果というのが、具体的にあらわれているんじゃないかなというふうに思いま

す。

今後につきましても、当然のことながら、主体的な関与というのは、私どものミッションとしてやっていきたいというふうに思っています。

○丸山委員 やっぱり知事が肝を入れつくった基金であればこそ、しっかりと思いをやっていただきたいなというような思いがあります。

この中で、あと気になるのが、いろいろこの基金の対象事業が、1、2、書いてあり、2は、センターをつくる箱物ですね。こうつくりましたでわかるんです。最低でも5年間ということであれば、どれぐらいの雇用——例えば女性の活用に向けた、女性の就業者がどれぐらいだから、これを5年後伸ばしたいとか、そういうような具体的な目標があって、今後毎年、使っていくんですよという基準とか、ある程度、数値目標がないと。何か今、現状がどうだからというのをしっかり把握して、5年後にはこういう目標にしたいんだという数値目標があるんでしょうか。

○金子総合政策課長 現時点では、その目標までは立てておらないところであります。

ただ、事業をやりっ放しということじゃなくて、何らかのやはり目標像というんでしょうか、そういったものはきちっとつくっていききたいと思しますので、先ほどちょっと御答弁をさせていただきましたが、基本的な方針の中で具体化をしていきたいというふうに思っています。

○丸山委員 なかなか人財づくり、人づくりというのは難しいのはわかっているんですが、今、現状だけしっかりと捉えていただいて、今後、最低でも目標は——長期計画とかよくしていますよね——それをここに合わせてやるんだというような形を。目標がないと、ベクトルがぶれてしまうと、本当に何のための20億円の基金を

つくったかになってしまって、パフォーマンスだったんじゃないかというふうになってしまいかねませんので。我々議会としてチェックできる数値ぐらいは、しっかり出していただいて。現状はこうで、5年後にはこうしたいんだという知事の思いを含めて、しっかり出していただくようにこれはお願いをしたいと思っております。

それと最後に、県外事務所の運営費のことについてちょっとお伺いします。先ほどの補正予算でも減額があり、ちょっと気になっているのが、この前もちょっと議論した中に、最近、国の事業が、空飛ぶ交付金という形で、県を通さずにやっている事業が多くて、いかに情報をキャッチするのか。非常に大きな役目が県外事務所、特に東京事務所なんかあるというふうに思っているんですが、その辺の機能強化はぜひやっていただきたいと思っているんですけども、そのような考えがあるような運営費というふうに思っているのか。

どのような県外事務所側の役割を、しっかり担うような形の運営費にしていきたいと思っているんです。ほとんど予算は変わっていないという、現状維持というのではなくて、キャッチアップをする、もう強化するような形でやっていただきたいというふうに思っているんですが、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○金子総合政策課長 現状維持だという御指摘ではございますけど、この厳しい財政状況の中、やはりそれなりの相応の額は確保させていただいているというふうに、私どもは思っております。

おっしゃいますとおり、もうやはり情報をいかにとるか、そして地元におろすか、そういつ

た最前線基地でありますので、必要な予算については、私どもとしては十分に確保してまいりますし、ただ、やはり効果的な使い方というんでしょうか、そういったのも十分踏まえつつ、県外事務所としての役割というのは、高めていく必要があるというふうに思っています。

○丸山委員 いろいろ会議があつて、その後、交流会とかよくあると思うんです。そういう交流会に参加するときに、自腹を切るのではなくて、ある程度、情報をキャッチするために、それぐらいの形をするぐらいがないと。最近、非常に厳しい厳しいと言って、10年ぐらい前から食糧費というものをどんどんカットし過ぎて、本当にうまく情報をキャッチできているのかなと。

例えば10万使っても、100万の予算を、情報源を得られるというのであれば、私は、どんどんそういうのはしっかり自信を持って出してもいいんじゃないかなというふうに思っているんです。

特に県外事務所、企業誘致を含めて、しっかりと予算づけは、使えることは使っていただく、自信を持って使えるような形をしてやらないと。財政が厳しいので、これ、使ったらいかんいかんというのではなくて、そのような考え方は運営費の中に入っているのでしょうか。

○金子総合政策課長 各事務所にやはり食糧費というような形で、いわゆる営業経費は盛り込んでおるところでございます。

それぞれ役所という限界等もありまして、民間企業並みにといたしましょうか、用意できるかどうかはちょっと自信がないところではありますけど、やはり小まめにとにかく出向いていき、人つながりのネットワークをつくっていくこと、そういった中で、やはり何らかの情報がキャッ

チできるというんでしょうか。そういった意味では、歩いて何ぼの世界かなというふうに思っておりますし、そういった意味で、県外事務所のほうにハッパをかけまして、委員がおっしゃるとおり、宮崎県にとって一番いい情報というのをいち早くキャッチして、流してもらうような形で周知徹底をしていきたいというふうに思います。

○丸山委員 ちなみに、各県外事務所の食糧費とかは、どれぐらいずつ計上されているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○金子総合政策課長 順番に申し上げますと、東京事務所が70万6,000円でございます。それから、大阪事務所は30万8,000円でございます。そして福岡が7万1,000円でございます。そういった意味では、東京のほうにかなり傾斜配分しているところでございます。

○丸山委員 ちなみに、2月補正でどれぐらい減額補正をされましたか。

○金子総合政策課長 手元の資料では、食糧費の分だけが小分けしたものがちょっとないものですから、ちょっとお時間をいただいてよろしゅうございますか。

○丸山委員 ぜひ自信を持って、もうちょっとあってもいいぐらいなのかなというふうに思っていますので、しっかりと自信を持って使うべきものは使っていただいて。先ほど言ったように、10万を使っても100万の情報をとるといぐらいの気持ちを——東京は70万とか大阪が7万とか、これで本当に情報がキャッチできるのかなと……。

交際費なりを含めると、もっと本来はあってもいいような気がしますので、その辺はちょっと財政が厳しい厳しいと言いつつ、使えるものはしっかり使っていただいて、自信を持っていっ

ていただくと、ありがたいのかなというふうな
思いであります。

○金子総合政策課長 今、わかりまして、食糧
費については2月補正では減額はいたしており
ません。落としておりません。

○丸山委員 執行されたかどうかわかりますか。

○金子総合政策課長 そこまではちょっと。申
しわけございません。

○丸山委員 わかりました。自信を持って使っ
てもいいよということを伝えていただいて、しっ
かりそれ以上の成果を出していただければ、議
会も何も言いませんので、と私自身は思います。
ほかの議員がどう思うかわかりませんが、私
はそういう気持ちでありますので、ぜひ情報を
キャッチするための費用であれば、自信を持っ
て使っていただきたいと思っております。以上
です。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 食糧
費については、なかなか過去の経緯等もあって
難しいところもあるのも事実ですけれども、しっ
かりと情報をとれとか、活動をしろというのは、
もうおっしゃるとおりだというふうに思ってい
ます。

もちろん、県外事務所もそうですけれども、
本庁にいる面々も含めて、もう少し国とか関係
機関にアプローチすることは必要だというふう
に、最近、痛切に感じております。手段がなく
して戦えるのかということと言われるのかもし
れませんが、やっぱり知恵と足で稼ぐというこ
ともあると思いますので、御理解をいただけれ
ばというふうに思っております。

やる気は十分ありますので、よろしく願ひ
いたします。

○坂口委員 食糧費の情報開示対象項目ですよ
ね、ここらがどんなになっているかは、また改

めて教えていただければ。

情報開示を僕が請求したとしますよね。何に
誰と使ったのって、いつなので。

○金子総合政策課長 済みません、ちょっとお
時間をいただいてよろしいでしょうか。

○坂口委員 いや、あんまりこれ、詳しくは要
らないんですが、例えば、夜、会食でもしなが
ら情報交換をやったとか一杯やりながら。開示
請求する人は相手方の名前まで求めますよ。出
さざるを得ないわけでしょう。だから、そんな
営業なんてありっこないですよ。

だから、食糧費が70万組んでも、執行するの
に精いっぱいぐらいで、じゃあ、自腹を切って
やるかとなると、今度は給料はカットカットで、
やっぱり目に見えない経費が要るわけでしょう。

だから、こういったやっぱりそれだけのこと
をやらざるを得ない。しかも、その絵に描いた
お札しか、これ、使ったら大変なお札しか置い
ていないところで、ここが一番というときはやっ
ぱりあるもんですよ。

そういうときは、やっぱり公の精神で、そう
いったところに立って頑張っておられるのが、
現実じゃないかなと思うんですよね。これ、東
京事務所あたりで実態を見てても。

だから、若い職員の方なんかが行っても、情
報は、やっぱり物すごい早いですよ、個人差はあ
るんかもわからんけど。そこらをやっぱり今度、
人事全体のあり方として、どう評価するかなと。
精いっぱいのその努力、足を運ぶことに対して
の答えかなと。

県民としてそれに応えていく答えですね、そ
れは。やっぱりそこらかなと思うんですから、
なかなかここでは詳しく話せないけど、何かそ
こらをちょっと。

○十屋委員 次長、足と知恵で稼ぐと言ったん

ですが、名刺も自腹でしょう。ということは、その名刺を配るだけでも相当使いますよね。そのあたりは、やっぱりきちんとしないと。これ、自治法上いろいろあるのかもしれないですけど、何かの形でやらないと。面識あればいいけど、ないところは名刺を配って回るわけでしょう。

そしたら、もう玉がなくなったら、情報のとりようがないじゃないですか。だから、年間、東京の職員さんが、どの程度、名刺を使われるかわかりませんが、相当、やっぱり頻繁にいろんなところに出かけるのであれば、食糧費も含めていろんなのに経費がかかると思うんで。逆に言うと、名刺がないと何もできない世界でしょうから、そこら辺はやっぱりちょっと考えなきゃいかんのかなというふうに思いますけどね。別な経費で。法に触れないように、自分でつくるちゅうのもあるけど。

○金子総合政策課長 県職員の場合、全部、各自自腹で基本、用立てるといような形になっておりますが、例えば知事あたりについては、やはり公費を当てているかと思えます。いわゆる江戸の出先の一スタッフですから、さまざまな活動の際に、必要な部分ではないかなと思えますが、今、おっしゃったように、ちょっと法的な縛りとかそこら辺も踏まえまして、工夫できる余地がないかどうかは、ちょっと検討してみたいと思えます。

それから、食糧費だけが、今、話題になっておりますが、旅費については、例えば東京の場合770万ほどということで、かなり確保してございますので、そういった意味では、足で稼ぐことについては用意しているところでございます。

○鳥飼委員 聞きたいところは総括質疑のほうでまた聞くとして、関連して、今、名刺のこととかいろいろ出ました。やはり県の行政が動い

ていくということが一番大事ですから、ぜひそういう観点で、名刺が必要なら名刺をつくと。それを公費でつくんなさいと、それは知事から一兵卒に至るまでやっぱ同じことじゃないかと。頻度はまた別でしょうけど。

それから、出張についても、東京に出張したら現実赤字になると、こういうこっちゃ、やっぱしだめですよ。

確かに節約をする。そして、人からいろいろ言われたいということは大事かもしれませんが、やはり業務が進まないことには何もならんわけですから、そこも含めて、財政課とか人事課とか、ああいうところではいろいろ議論するんですけど、総合政策部でこういう議論が出たのは初めてですから、筆頭部として、そこを引っ張っていくということをぜひお願いしておきたいと思えます。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上で第1班の3課のほうの審査を終了いたします。

午後は1時から開会いたしますのでよろしくお願ひします。暫時休憩します。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、総合交通課、中山間・地域政策課、フードビジネス推進課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○奥野総合交通課長 総合交通課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の27ページをお願いします。

総合交通課の26年度の当初予算額は、一番上

ですが、総額で10億6,201万1,000円でございます。これは、25年度当初予算と比較いたしますと、4,583万8,000円の増、約4.5%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

次の29ページをお開きください。

中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費6,561万8,000円であります。これは、交通基盤の整備や輸送機能の強化を行うなど、国内外の広域的な交通ネットワークの形成に要する経費であります。

このうち、下の説明欄1の陸上輸送網整備事業の(3)宮崎県地域鉄道活性化・利用促進支援事業464万であります。これは、県内鉄道の活性化を図るため、吉都線・日南線の利用促進団体に対する支援、あるいは日南線観光列車の「海幸山幸」の平日臨時運行、それから、観光列車「海幸山幸」を利用した利用促進事業への支援などを行うものでございます。

なお、3の物流対策事業の(2)宮崎県物流効率化支援事業と、その下の4の長距離フェリー航路活性化緊急対策支援事業につきましては、後ほど、委員会資料のほうで御説明したいと思います。

続きまして、その下の一番下ですが、(事項)地域交通ネットワーク推進費3億3,532万3,000円あります。これは、地域住民の日常生活交通手段であります、バスや離島航路といった、公共輸送サービスの確保に要する経費であります。

ページをめくっていただきまして、30ページの一番上でございます。

一番上の1、地方バス路線等運行維持対策事業2億7,794万4,000円ありますが、これは、

県内のバス路線が、利用者の減少などによりまして大変厳しい状況にありますことから、国や市町村と連携しながら、住民の生活に必要なバス路線の維持を図るため、運行費等の補助を行うものでございます。

次に、2のバス路線活性化対策事業1,259万1,000円ありますけれども、これは県内のバス路線が地域の実情に合った公共交通となりますように、バス路線の再構築に取り組む市町村を支援することによりまして、バス路線の活性化や住民の生活に必要不可欠な移動手段の確保を図るというものでございます。

なお、次の3の陸上交通アクセス強化支援事業につきましては、委員会資料のほうで御説明いたします。

次に、4の離島航路運航維持対策事業1,012万2,000円ありますが、離島航路は、本土と離島を結ぶ唯一の交通手段でありまして、離島住民にとっては必要不可欠なものでございますけれども、近年、離島住民の減少とか燃料の高騰などによりまして、その経営環境は極めて厳しいということになっております。このため、離島住民の交通手段を確保するため、国、あと延岡市と連携しまして、離島航路を運航する航路事業者に補助を行うものでございます。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費1億810万あります。これは、本県の経済活動や観光誘客などにとって重要な基盤であります宮崎空港の国内線・国際線の航空ネットワークの維持・充実に要する経費でございます。

1の「みやぎきの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきたいと思っております。

次に、その下の(事項)高千穂線鉄道施設整

理基金事業費 2億8,237万円でございます。これは、旧高千穂線の不要施設の撤去に要する経費でありまして、平成22年度に決定いたしました積み立て計画や撤去計画に基づきまして、下の1番にありますように、26年度も県と沿線自治体合わせまして1億1,141万3,000円の基金積み立てを行います。

それとともに、次の2にありますように、1つの施設の撤去に係ります沿線自治体へ補助するというところで、1億7,095万7,000円を予定しているところでございます。

最後に、一番下の(事項)運輸事業振興助成費1億8,222万8,000円でございます。これは、県のバス協会やトラック協会が行います交通安全対策とか、環境の保全事業など、運輸事業の振興を図るために、国の助成制度に基づいて補助を行うものでございます。

歳出予算説明資料は以上でございます。

続きまして、主な新規・重点事業でございます。

お手元の委員会資料のほうをお願いいたします。12ページでございます。

まず、宮崎県物流効率化支援事業でございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、陸上トラック輸送などから、県内港発着の海上定期航路、県内貨物駅発着の貨物列車にシフトした貨物、またあるいは企業立地等により新たに発生した貨物で、これらの輸送機関を利用するものに対して補助を行うことによりまして、荷寄せを促進すると、そういうものでございまして、平成21年度から実施しているものであります。

このたび、東九州自動車道の開通によりまして、重要港湾であります細島港の貨物量を増加

させる環境が整いつつある一方で、県外港湾等との競争激化も想定されますので、今回、新たに遠距離貨物増加対策を実施しまして、県外などからの広域的な集荷を促進するものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は3,991万円です。(4)の事業内容にありますように、県内港発着の海上定期輸送航路等を利用する荷主及び運送事業者に対しまして、事業期間内に輸送した対象貨物の量に応じまして補助を行いますので、1申請当たりの補助上限額は1,000万円ということになっております。

また、③にありますように、これまでの大口割増とか下り荷割増を継続いたしますとともに、26年度から、細島港の国際コンテナに限定しまして、遠距離割増を新設いたしましたところです。

この遠距離割増は、県外貨物と原則として産地から細島港までの輸送距離が60キロメートルを超える県内貨物を対象にしまして、補助額を通常の1.5倍に割増ししまして、細島港への国際コンテナ貨物の集荷を促すものであります。

3の事業効果につきましては、県内港湾や貨物駅に貨物を集め、物流の効率化が図られるということと、場所によって、本県製品の競争力が高まると。そしてまた、地球温暖化対策、あるいは長距離輸送が海上輸送にすることで減るということで、運転手の勤務時間の縮減などの効果も期待できるのではないかと。

さらに、重要な国際コンテナ港である細島港への広域的な集荷を促すことができるというふうに考えておるところでございます。

次に、15ページをお願いします。

長距離フェリー航路活性化緊急対策支援事業でございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にありま

すとおろ、本県唯一の長距離フェリー航路であります、宮崎—大阪航路、これがことしの秋に神戸航路へ変更される見通しであります。この航路変更を契機に、宮崎市などと連携しまして航路のPR支援等を行いまして、利用を促進し、同航路の安定化・活性化を図るといふようなものでございます。

次に、2の事業の概要についてです。予算額は1,281万8,000円、(4)の事業の内容ですが、3つの事業で構成してございまして、まず、①の団体客のところでは、本県発着の10名以上の団体旅行商品、あるいは中学校・高校の先生を対象とした修学旅行モニターツアー、この経費を補助しまして、団体客等の増加につなげていくものでございます。

次に、②でインターネットを通じて予約した乗用車に対して補助を行いますことで、運営コストの削減とか、乗用車の利用客の増加を図るものでございます。

最後に③ですが、神戸航路のPR支援としまして、インターネット、あるいは就航記念イベントの実施などでのPR経費に補助をしまして、航路の周知を図るといふようなものでございます。

補助率は事業費の3分の1で、宮崎市が同額を補助するという予定になっております。

3の事業効果につきましては、新たな旅客需要の掘り起し、あるいはインターネット活用でコスト削減が可能になると。そして、ひいては運航会社の経営体質の強化ができるのではないかとこのように考えておるところでございます。

次に、16ページでございます。

新規事業の「陸上交通アクセス強化支援事業」であります。

この事業は、1、事業の目的・背景にありま

すように、東九州自動車道の開通、あるいは東京オリンピック開催などを見据えまして、国内外の「ヒト」、「モノ」、「カネ」を本県に取り込みながら、本県への経済波及効果を最大限に発揮するということで、路線バスへの全国共通ICカードの導入を支援しまして、県外からの誘客を促進と。また、県内観光地や商業施設等への移動の円滑化といふのを図るといふものでございます。

2の事業の概要についてです。予算額は3,466万6,000円、(4)の事業内容につきましては、一応、国内に10種類あります交通系ICカード、これと相互利用可能な共通ICカードシステムのバス路線への導入支援としまして、バスの車載器、あるいは窓口処理端末などの導入経費に対して補助を行うものでございます。

3の事業効果につきましては、まず、全国共通ICカードが県内で使用可能となることによりまして、県外からの観光客が、気軽に県内の公共交通機関を利用できるようになるということで、また、他県と競争できる環境が整うのではないかと。

それから、県内の商業施設等での買い物にも利用できるということで、消費意欲を喚起されまして、地域経済の活性化にも寄与できるのではないかと。

さらに、県民の公共交通利用の心理的なバリアといふのが解消されたり、また、さまざまなその機能が付加されておりますので、いろんなインセンティブが働きまして、利用促進効果も期待できるのではないかと考えたところでございます。

次に、18ページをごらんください。

「みやざきの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、本県の航空路線、地域経済の活性化などを図る上で、欠くことのできない重要な交通基盤ということです。

それで、宮崎空港の交通ネットワークの維持や、本県の新たな成長に資する取り組みというのを加速させるために、ソウル線、台北線の充実、あるいは東アジア地域との新たな路線の開設に向けた取り組みを推進するものです。

2の事業の概要ですが、予算額は1億810万円、(4)の事業内容につきまして、本事業は、大きく①の国際線と②の国内線の維持・充実ということで構成しております。

どの事業も、県や市町村、関係団体、企業で構成しております宮崎空港振興協議会というのがありますが、ここを通して実施するものでございます。

①の国際線につきましては、まず1つ目のアにありますように、ソウル線、台北線、これの運行経費の一部を補助します。それと、増便後の利用者の確保ですとか、路線の充実を図るということで、航空会社が直接実施します販売促進対策、あるいは利用促進対策の経費も支援したいと考えております。

また、イにありますように、県民の安定した利用を促進するというので、団体、ビジネス、修学旅行、こういったものの支援、また、利用促進キャンペーンとか、台北線が5周年を迎えますので、その記念事業などのPR事業を実施したいと思っております。

また、ウにありますように、東アジア地域との新規航空路線の開設に向けまして、東アジア地域との国際チャーター便を企画・実施する旅行会社に対しまして、支援を行いたいと考えております。

次に②の国内線につきましては、まずアにあ

りますように、利用促進キャンペーンとか、あるいは記念セレモニーの支援・協賛を行うとともに、国や航空会社等へのいろいろな要望、路線維持等の要望活動を行います。

また、イにありますように、成田あるいは関西空港との間に路線を開設しておりますLCCに対して、就航に要する経費を補助するというようなことも考えております。

3の事業効果につきましては、航空ネットワークの維持・充実するということによりまして、県民の利便性が向上するというはもとより、東京オリンピックのキャンプ誘致とか誘客、あるいは東九州自動車道を活用した広域観光の展開、それによって、外国人観光客が増加すると、そういった本県の新たな成長に資する取り組みが加速化されまして、地域経済の活性化等を行うことができるんじゃないかと考えております。

総合交通課については、以上でございます。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」の31ページをお願いいたします。

中山間・地域政策課の平成26年度当初予算額は、5億1,218万円ございまして、平成25年度当初予算と比較いたしまして7,149万9,000円の減、率にしまして約12%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

ページの中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費1億2,219万4,000円であります。これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。

説明欄の1、中山間地域振興計画推進事業につきましては、中山間地域の果たしている役割

等についての理解促進や、中山間地域と都市部との交流促進など、中山間地域をみんなで支える県民運動を推進するため、テレビCMや新聞広告、シンポジウムの開催などによる広報・啓発活動を行うものであります。

また、地域住民や関係団体、市町村、県等で構成いたします、中山間地域振興協議会を開催いたしますとともに、大学等との連携のもと、県と市町村が共同で行う地域の課題の調査・研究や、地域活性化に向けた実証事業の検討など、持続可能な中山間地域づくりを推進するための経費であります。

次に、2の中山間地域産業振興センター設置事業につきましては、中山間地域の活性化を図るため設置しております中山間地域産業振興センターにおきまして、引き続き、地域資源を活用した産業振興の取り組みの支援を行うものであります。

3の「未来へつなげよう！持続可能な集落づくり支援事業」につきましては、集落点検や住民同士による話し合いの促進等によって、集落住民と市町村による協働の取り組みを支援していくものであります。

4、もっと「いきいき集落」サポート事業につきましては、地域活性化に意欲的に取り組む集落をふやしていくため、元気な集落づくりの取り組みでございます「いきいき集落」等の取り組みを支援するものであります。

6の地域力磨き上げ応援事業につきましては、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みについて、ハード・ソフト両面から重点的に支援していくものであります。

7、㊸明日の地域づくり支援事業につきましては、後ほど総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 過疎対策等推進費273万6,000円ではありますが、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。

34ページをお願いいたします。

(事項) ふるさとづくり推進事業費2,404万7,000円ではありますが、これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費であります。

説明欄5の県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点事業につきましては、宮崎駅前のKITENビル内に、さまざまな地域づくり活動の分野で、民間団体や企業等、県民が連携して取り組む拠点として設置しておりますセンターを活用いたしまして、地域づくりに関する相談や各種研修会の実施などにより、地域づくり活動に向けた意識啓発や活動のより一層の促進を図るための経費であります。

次に、(事項) 地域活性化促進費5,470万3,000円ではありますが、これは、地域活性化の推進に要する経費であります。

説明欄3の宮崎県市町村間連携支援基金事業につきましては、各地域の市町村間連携推進計画に沿って、市町村が連携して行う事業に対して交付金を交付する事業であります。

次に、(事項) 移住・定住促進費1,850万円ではありますが、これは、本県への移住・定住を促進するために、市町村や関係機関、地域住民等と連携して、移住者の受け入れ体制の充実を図るとともに、都市住民等を対象に本県の魅力などの情報発信や市町村、さらには地域住民等が一体となった移住促進の仕組みづくりについて支援する事業であります。

35ページをお願いいたします。

(事項) エネルギー対策推進費1億6,020万8,000円ではありますが、これは、水力発電施設

等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等への交付金を交付するものであります。

次に、(事項)土地利用対策費3,087万2,000円ではありますが、これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費であります。

説明欄4の地価調査費につきましては、一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う、基準値の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費であります。

続きまして、改善事業につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、総務政策常任委員会資料の20ページをお願いいたします。

改善事業「明日の地域づくり支援事業」についてであります。

これは、現在、市町村の地域づくりの取り組みを支援しております、先ほども御説明いたしましたけれども、地域力磨き上げ応援事業の改善事業でございます。人口減少や高齢化の進展など、市町村におきましては、引き続き地域資源を活用した地域づくりや、地域活性化の取り組みが求められておりますとともに、東九州道の開通など、地域を取り巻く情勢の変化を踏まえた長期的な視点からの施策の構築や、地域活性化の取り組みも重要でありますことから、引き続き、このような市町村の取り組みを支援していくものであります。

2の事業の概要であります。予算額は4,036万3,000円をお願いしております。事業期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年ですが、原則として1事業の事業期間は3年としておりますので、新規事業の採択といたしましては、平成28年度までとなります。

(4)の事業内容であります。大きく①の地域政策形成に対する支援と、②の地域づくり活動支援の2つの柱としております。

まず、①の地域政策形成支援につきましては、アの現行の地域再生アドバイザーの短期派遣に加えまして、新たにイの地域政策形成研究支援に取り組むこととしております。

これらは、地域づくりの核となる人材や市町村職員等を対象に、地域づくりの実践者等を招いての研修会や、大学が開設する地域づくりに関する講座等の受講への補助を行うことなどによりまして、地域における戦略的な地域づくり政策の立案や実践の担い手、効果的なサポートなど、地域づくりを担う人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

②の地域づくり活動の支援につきましては、これらは、市町村の地域活性化事業に対する補助金の交付事業であります。アの現行の一般市町村枠及び条件不利市町村枠の枠組みとともに、新たにイの明日の地域づくり枠とウの地域企画枠を設けることとしております。

まず、イの明日の地域づくり枠につきましては、市町村の、より総合的・長期的な地域づくりの取り組みを支援するため、市町村の策定する骨太の地域計画に基づく地域活性化の取り組みを検討の関係部局と連携しながら、各種施策の総合的な活用などにより、中山間地域活性化のモデルとなるような取り組みを支援してまいりたいと考えております。

ウの地域企画枠につきましては、これは地域において県と市町村が一体となって、その地域の将来像を描き、地域づくりを進めていくため、農林振興局や西臼杵市庁と市町村が連携して取り組む地域づくり計画の策定等を支援する枠組みを設けるものであります。

3の事業効果であります。市町村が実施いたします地域づくり事業への補助にとどまらず、地域づくりにかかわる人材の育成や事業の企画、計画段階から事業の実施までの各段階の支援を充実させることによりまして、より一層、効果的・積極的な地域づくりの取り組みに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項について御説明いたします。

別冊の資料をお願いいたします。

「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」の4ページでございます。

下の段、②でございますが、移住・定住の促進に関しまして、追跡調査等により移住者の状況を把握し、移住相談会等の施策に反映させるとともに、定住につながるように市町村と連携し、フォローアップに努めることとの御指摘をいただいたところでございます。

御指摘の対応でございますが、移住の促進につきましては、移住希望者のニーズに応じた移住サポートや、移住された方々へのフォローアップが大変重要でありますことから、今年度は、移住者の方で組織され、情報交換や交流を行う場となっております日南市移住者の会に、市とともに当課からも職員が出席いたしまして、移住に向けた準備段階や、移住後の生活における課題等について直接お話をお伺いしたほか、移住体験ツアーなどを実施する中で、参加者の意見等をお聞きして、移住希望者のニーズの把握に努めたところでございます。

また、加えまして、市町村における移住の取り組みを支援する「移住等促進支援事業」によりまして、移住者間の交流など移住後の支援に取り組まれる市町村への補助を実施して、フ

ローアップの取り組みも推進したところであります。

また、平成26年度当初予算におきましても、新たに移住者の受け入れをサポートする団体への支援等も補助対象に加えたところでございまして、今後とも市町村とも一層の連携を図りながら、さまざまな機会を通じまして、移住者の状況把握に努めるとともに、移住者の立場に立ったサポートやフォローなど、定住につながる移住施策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○井手フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の当初予算案について御説明させていただきます。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」にお戻りいただき、37ページをお開きいただきたいと思います。

フードビジネス推進課の平成26年度当初予算は、8億5,021万1,000円をお願いしております。平成25年度当初予算と比較しますと、8億2,024万5,000円の増、みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業の補正予算が成立しました後の11月現計予算からは、6億6,516万2,000円の増となっております。

主な内容について御説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。

まず、中ほどの(事項)高等教育整備促進費240万2,000円でございます。県内11の高等教育機関からなります高等教育コンソーシアム宮崎が実施いたします教育研究機能の向上事業や産業界・地域社会と連携した取り組み等を支援しまして、本県の高等教育環境の充実を図るものであります。

次に、(事項)フードビジネス総合推進費1,298万1,000円でございます。これにつきましては、

フードビジネス推進の基本的な方針を決定するフードビジネス推進会議等の運営など、県内「産・学・官・金」の有するさまざまな経営資源の結集や、分野の垣根を越えた連携、参入の促進等を図りまして、フードビジネスの推進、展開していくために必要な体制の構築を図るためでございます。

次に、(事項) 地域科学技術振興費321万1,000円であります。これにつきましては、大学等の研究シーズをわかりやすく紹介しますシーズ集の作成など、県内産学官の連携を促進しまして、新産業、新事業の創出を図るための事業経費でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

(事項) みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費でございます。これにつきましては、下の説明欄にございますが、常任委員会資料のほうで御説明差し上げたいと思っております。23ページをお願いいたします。

みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業でございますが、まず、1の事業目的・背景にありますとおり、フードビジネスの拡大・創出を図り、食関連産業の成長産業化による雇用の創出を図るために、平成25年度に引き続きまして、当該事業を実施することとしております。

その具体的な中身につきましては、2の事業の概要でございますけれども、予算額7億6,021万円でございます。昨年度、中途からの実施になりました平成25年度に比べますと、約6億円の増となります。

事業期間につきましては、国の戦略産業雇用創出プロジェクトで認められております、平成25年度から3年間、27年度までを予定しております。また、(4)のほうの事業内容に記しておりますよ

うに、引き続き3本の柱にのっとり構成をしております。

その3本の柱でございますが、(4)事業内容、①のフードビジネスの推進体制整備でございます。昨年11月に、K I T E N内に設置しましたフードビジネス相談ステーションの運営とともに、フードビジネスに係る人材育成プログラムの作成、試験研究体制の強化を図ることとしております。

②のフードビジネス関連産業の雇用拡大でございますが、これにつきましては、フードビジネスプロジェクト、10のテーマを定めておりますが、このテーマごとに関係団体や企業における外部専門家の活用、人材育成等に係る委託、また補助を行いまして、販路の開拓や商品開発による雇用の拡大を図るものでございます。

また、③フードビジネス関連企業への就職支援でございます。次年度につきましては、若年求職者に加えまして、障がい者も対象とした知識・技能の習得支援、就業体験等を行うこととしております。

3の事業効果でございます。これにつきましては、これらの取り組みを進めていきまして、フードビジネスの成長産業化を加速させまして、新たな事業や雇用の創出、そしてひいては地域経済の活性化を図るということを効果としております。

フードビジネス推進課は、以上でございます。

○内村委員長 それでは、各課長の説明が終わりました。

議案についての質疑はありますか。

○図師委員 まず、総合交通課のほうにお伺いしたいんですが、別冊の資料の16ページ、陸上交通アクセス強化支援事業、内容はよく理解できるんです。これはまずバスからというような

理解でいいんでしょうか。

○奥野総合交通課長 はい。まず、バス事業者ということで、具体的には宮崎交通を考えておられます。

○函師委員 JRには、いつというのは。

○奥野総合交通課長 JRにつきましては、実は九州管内でSUGOKAというICカードが発行されておまして、ただ、これが宮崎県内だけ使えないという、そういう残念な状況にあるものですから、今回のこの事業で、バスにまず導入することで、JR九州に対しても、間接的な効果といいますか、導入されるようなプレッシャーといいますかそういった効果も期待できたらいいかと、ちょっと思っておるところでございます。

○函師委員 間接的と言わずに直接的なアプローチを、JR側にもどんどんされたらいいと思います。

それからもう一つ、これはポイントがたまるとか、お買い物ができるという機能も搭載されているようなんですが、心配になっているのは、そのポイントが使える店舗側への支援というのは、今、何か考えられているものはないんですか。

例えば、機械を設置しなきゃいけない費用とか、システムを変更しなきゃいけないというのが、店舗側に出てくると思うんですけども、そういうものの支援は今のところは、どういうふうな考えがあるのか。

○奥野総合交通課長 まず、今回の事業では、まずバス事業者を対象にしております。今、委員がおっしゃった点につきまして、確かにいろんな経済波及効果が期待できると思いますので、バス事業者のほうでも、次のステップとして、そういった商業施設なり、ひいては、いろんな

会社企業とか、そこまで広げられないかということを考えておるところでございます。

○函師委員 もう今、おっしゃられたとおり、バスでとまるわけにはいけないわけで、さらに県民の利便性を考えて拡大をしていただきたいと思います。

続きまして、同じ資料、20ページの地域づくりの支援事業、この内容も非常に理解はしているところなんです、ちょっと素朴な質問で、事業内容の②地域づくり活動支援のウで、市町村が農林振興局及び西臼杵支庁というのは、ここだけ何か特定されているような気がしたんですが、この意味はどこにあるんでしょうか。ここだけ特定されたのはなぜですか。

○川原中山間・地域政策課長 これは、県の出先機関としましては、西臼杵地域のみが西臼杵支庁という名称でございまして、残りは農林振興局というのが設置してありますので、この違いでございます。

○函師委員 理解しました。続きまして、こちらの予算説明資料の中で、やはり中山間・地域政策課のほうの34ページにありますが、移住・定住促進費が前年度とすると半減ということなんですが、これは東北からの移住者が、もうある程度、落ち着いたというようなところでの減額なのか、その理由をちょっと教えてください。

○川原中山間・地域政策課長 この移住対策につきましては、2つの区分になっております。一つが、本来の意味の移住・定住促進事業の部分と、もう一つ、先ほど委員のほうが言われました東日本大震災の関係の事業でございまして、東日本大震災の被災者の方々の雇用事業ということで、本年度まで、東日本大震災受け入れ応援事業というのを実施しておりましたけども、これの財源としておりました、緊急雇用創出特

例基金事業、これが今年度で終了するという
ことでございます。これに伴う予算というこ
とで1,800万円、今年度計上しておりましたが、こ
の分が丸々減額ということでの全体的な予算の
減ということでございます。

○**函師委員** これは理解ができるんですが、ニ
ーズはいかがなんですかね。もう移住者として
のいろんな問い合わせとか、また、こちらに移
住されてきた方々が宮崎のよさを発信してい
ただいて、今後もさらに移住者がふえていくと
いうような可能性というものは、ないものでし
ょうか。

○**川原中山間・地域政策課長** この移住事業、
東日本大震災受け入れ事業につきましては、先
ほど説明しましたように、財源が国の緊急雇用
創出特例基金事業を使っております関係で、こ
れの事業終了に伴うということでございます。

○**函師委員** 言いたいのは、そのニーズがあれ
ば、その基金がなくなったからとかではなくて、
やはりそこに伴うような予算措置をしていただ
きたいなと思うんですが、いかがですか。

○**川原中山間・地域政策課長** 基金事業としま
しては、今、申しましたように、終了という形
にはなるんですけども、この全体の移住・定住
促進事業の中で、当然のことながら、そういっ
た希望者なり移住につきましては、この事業で
引き続き取り組んでいくということになります。

○**函師委員** 知事もおっしゃられた、瓦れき受
け入れができなかったということにかわって、
最大限の東北支援をしていきますというような
ことを言われていましたので、県としても、さ
らにその受け入れをしていきますよというのは、
ぜひ発信していただきたいと思いますと思いま
す。

○**渡辺副委員長** 先ほどありましたICカード
の関連で、ちょっと幾つか基本的なことをお伺

いします。

これ、まず確認ですが、今、宮交さんは、バ
スカード、宮交バスカを導入されていると思
いますが、技術的にはそれを転用できるのか、全
く新しいカードシステムなのかという意味では、
どうなんでしょうか。

○**奥野総合交通課長** 今、宮交さんが入れてら
れるバスカについては、余り汎用性がないと。
全国の共通ICカードと相互利用ができないと
いうことで、新しいものを導入したいというこ
とでございます。

○**渡辺副委員長** その場合、ただ、今のバスカ
も500円のデポジットを取って、それは多分、宮
交さんの経営のことを考えると、非常に貴重な
財源にもなっているかと思うんですけども、プ
ラスSuicaとかPASMOと同じようなシ
ステムであれば、やはり500円のデポジットを
取って新しいカードを発行するということにな
ると思うんです。予算がまだ通ってない段階で
聞くのもあれかもしれませんが、そういう段取
りは、すんなり今回の予算が通った場合に、ど
ういう予定で、利用者の方にも、さまざまな負
担といたしますか、切りかえの作業等は必要にな
ると思うんですけども、どういう流れといいま
すか、スケジュール感でその辺は考えていらっ
しゃるんでしょうか。

あわせて現状の宮交さんのそのバスカが、ど
のぐらい発行されていて、かつ今後、この全国
共通のICカードシステムに変わった場合に、
県内でどのぐらいの新規カード——名前等は決
まってないかもしれませんが——が発行される
という見込みを持っていらっしゃるのかという
のは、いかがでしょうか。

○**奥野総合交通課長** ICカードの導入の流れ
でございますが、新しいカードは、来年、平成27

年の4月から導入ということで。今のバスカを、確かに委員のおっしゃるように、デポジットをして預かっております。

それを含めて、新しい今度のカード、nimocaになる予定なんですけど、nimocaのほうに、それをスムーズに切りかえていくように、今、いろんな調整をされているように聞いております。

それから、枚数の関係です。現在、バスカが19万枚というふうに聞いております。今後の次の新しいカードにつきましては、それがいろんな利便性も含めて5割ぐらいふえるんじゃないかということで、一応、28万枚を今、考えておるようでございます。

○渡辺副委員長 ちょっと細かい仕組みはわかりませんが、今、nimocaを導入することですよね。西鉄さんのカードを使うということですよ。

ちょっと仕組み上、そのデポジットの関係性とか、そのどう収益を分けるかわからないんです。さっきの凶師委員の質問じゃないですが、だったら、SUGOCAを入れて、JR九州さんに、そういうお付き合いの面でも——それは余りシステム的に関係ないんですか、どこのカードを入れても、宮交で入れる分としてということでは、いかがでしょうか。

○奥野総合交通課長 宮崎交通のほうとも、nimocaを選定する上で、いろいろ検討したようございます。

一番はやっぱりポイントになったのが、やはりバスに最適なシステムだということで、確かにJR系、鉄道系もあるんですけども、バスは、やはり鉄道と比べて定期券とかいろいろ考え方が複雑になる分があるということで、nimocaがやはり一番、宮崎交通の仕様にも一番合っ

たということで選定されたようでございます。

○渡辺副委員長 ちょっと確認なんですけど、東京は、JRも私鉄もバスも、全部同じカードで行けるかと思うんです。ちょっと最近行ってないんですけど、昔、関西は私鉄系はJRのカードで乗れなかったりしたかと思うんですけども、もう今、それは全部、あの辺も一緒になっているのかということと、あと、全国で10枚同システムのカードをとということでしたけれども、何かのときでいいんで、資料で共通利用ができる交通システムの部分の一覧表みたいなものを、いつかいただけないかと思っておりますので、お願いします。

○奥野総合交通課長 資料のほうは、また御提供したいと思います。

それと、この共通利用が昨年3月ぐらいから始まりましたが、今は、全国の150業者ぐらいで、完全に相互利用ができるということで、1枚のカードを持っておれば、バス、JR、私鉄、地下鉄、何でも乗れるということになります。

○十屋委員 物流効率化支援事業で、また新たに遠距離割増をつくっていただいているんですけど、60キロというと、おおむねどのあたりを考えていらっしゃるんですか。

○奥野総合交通課長 おおむね都城とか、えびのあたりぐらいまでカバーできないかということで、都城市も、結構、大手の企業がございまずので、そういうことで60キロをちょっと圏内としたところでございます。

○十屋委員 そのタイヤの関係ですね。そこら辺のところのやっぱり荷寄せをしないといけないという、これは歴史的な経緯があるから長々と言いませんが。

それと、こっち側はそうなんですけど、60キロって、当然、大分の港と競争しているわけで、

向こうの荷物とかも、やはり視野に入れてやられているんですね。

○奥野総合交通課長 他県との競争といいますか、やっぱり大分ですね、大分との競争が一番厳しいだろうと。大分は結構、いろいろ力を入れて、あるいは宮崎県からの荷物を持っていこうとしているようなところもございますので、それに対抗するためにこの制度を考えたところでございます。

○十屋委員 今、一番、港から出ていくのが、木材も多くなったんですが、いわゆる大分は、その材に税金つけて出している部分もあるやに聞いているんです。宮崎は、ここまでする必要があるのかなのかはまた議論があるところで、そこまでやって出して行って、あとそれが長続きしなければ意味がないということも考えますので、そのあたりは議論の余地があるところなんですけれども……。

要は、もうどんどんインフラが整備されると激化すると。競争、荷物の引っ張り合いがあるということで、今回、このようなやつがあったと思うんですけど、おおよそ、この金額からすると、どのくらいの量的なものを考えていらっしゃるんですか。全部が全部、この60キロ以上ではないと思うんですけど。

○奥野総合交通課長 今度のこのいわゆる細島対策で、予算的には25年度に比べて1,400万ぐらい上積みをしました。

当然、その中には、先ほど言いました遠距離割増というの也被まれています。ちょっとデータは委員がおっしゃったのと違うんですが、今の県外港から、この事業でどれくらい持っているかというのがありまして、平成24年度は10件ぐらいありました。大分、志布志、博多とかから。

これが、25年度は14件にふえています。競争も激化していますが、この知恵を使って、運送業者あたりがまた荷主に働きかけをしているというような実態もありましたので、そこを考えてやっているところでございます。

○十屋委員 次に、長距離フェリー、これは本会議も議論があったのかな。なかなか船の更新時期も迎えて、非常に厳しいというのはわかるんです。なくなるとまた大変だし、だからといって、県がお金を出してつくるというのも——私も1回、質問をさせてもらいましたけど——なかなか難しいというところがあるんですが、県として、こうやって旅客をふやしたりしていかざるを得ないと思うんです。現状、将来的な見通しとして、いつごろまでに船を新しく変える、リプレースするということか、そういう話は何か出ているんですか。

○奥野総合交通課長 今の船が、おっしゃるように、2隻ありますけど、もう就航から16年、17年経過しておるということで——耐用年数は15年らしいんですが、そろそろ少し老朽化しておるというような状況があります。

ただ、リプレースとなりますと、急にやっば多額の費用がかかるということで、そのためには、やっぱり今の経営を強化する、体質強化が先決だろうということで、この事業を、25年度もカーフェリーへの支援事業を組み立てておったんですが、今回のこの事業で、特に旅客面の利用を促進しようということで掲げています。

もう一方の貨物のほうは、物流効率化支援事業、この2つを組み合わせ、まず、会社の経営体質を強くしようというふうに考えておるところでございます。

○十屋委員 重油ですかね、価格とのバランスもあったり、経営が非常に厳しい状況にあつて、

船は更新しなければいけない、何かいい方向に回転し始めるといいんですけど、なかなか一足飛びに、そこまでいかないと思うので。長期的に見たときには物流が大事なので。そこらあたりもやっぱり県の政策として、会社なり企業さんから、いろんな御相談もあるでしょうけど、何かその方向性をやっぱ県もある程度、姿勢としてなくしたらいけないというのであれば、きちんとした方向性を出すべきなのかな。こうやって支援していただけるのはありがたいんですけども、方向性が出ない限りは、やっぱり企業としての前に一步踏み出すことができないのかなというふうな気もいたしますので、それは要望しておきたいと思います。

それから、この資料の29ページのC I Q体制整備促進事業235万5,000円で、いろいろ考えるんですけど、県土整備部からも話を聞くと、内貿等のバランスだとか、C I Qが、やっぱどうしても弱いと。物を集めたり人が入ったりいろいろするところで、どうしても細島のほうが弱いと思うんです。

そういうことを考えると、統一して外貿という位置づけをはっきりされていますので、C I Q体制も、やっぱり利便性を考えるべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういう議論というのは出てないんですか。

○奥野総合交通課長 C I Qの体制強化というのは、もうさまざまな面で必要だと思っています。

ひとつやっぱり観光客も、海外から誘致する意味でも、スムーズなその審査体制というのは、宮崎のイメージアップにつながりますので、そういう点で、C I Qの体制強化、これについては、もう機会あるごとにいろんな関係機関、国を含めて、要望をこれまでも続けてきましたし、

また、今後もさらに強くやっていきたいと考えておるところでございます。

○十屋委員 なかなか難しいのは重々承知の上でお話しているんですけど、そういうことを考えると、もうきちっと位置づけが決まっているから、そこはやっぱり強く打ち出してやるべきだろうなというふうに、常々思っています。

それからもう一つ、20ページの明日の地域づくり支援事業で、事業内容の①のア、地域再生アドバイザー短期派遣とあるんですが、このアドバイザーと言われる方々は、どういう方が担われるのでしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 これは、市町村がどのようなアドバイスといいますか、どのようなものを望んでいるかというのものもあるんですけども、市町村と相談しながら、国のほうの外郭団体、地域活性化センターとかございますけども、そこに人材専門家ということで登録されている方がいらっしゃいますので、そういった方々を中心に、市町村と相談しながらお願いをしているというところがございます。

○十屋委員 これは改善事業となっているんで、これまでも、このような事業としては取り組まれた経緯がありますよね。その成果としては、何か出ていらっしゃるんですか。

○川原中山間・地域政策課長 このアドバイザーを派遣する市町村につきましては、ある地域を特定いたしまして、ここの活性化策をどう考えていこうかという部分を、助言指導をもらおうということで、事業の申請がございますので、そういった意味では、これをアドバイス受けたものを受けた形で、次の補助金の事業のほうに移っていくといったような感じです。

例えば美郷ですと、6次産業化のアドバイザーということで、温泉での直売の関係の事業展

開とか、あるいは綾ですと、湖があるんですけども、あそこを活用して、その水上スキーの関係でありますとか、そういった意味で助言を受けた形で、具体的な事業展開に持っていくという形になっているところでございます。

○十屋委員 済みません。今、お話があった2つのところの地域以外にも当然、手を挙げたいと思っていらっしゃるでしょうけど、今、上げられた2つというのは、意外と特徴的なところで、そういう資源があるような場所だと思うんですね。

そうじゃなくて、もっと本当に必要な、誰が見ても、もう少し何か手を入れたいといけないよねというような市町村があつて、そういう場合には、磨き上げていくものが、なかなかないというような地域もあると思うんですよ。

そういうときは、どういうふうにしたらいいいのかというのが、正直なところで、なかなか非常に厳しい地域があつて、そこを自分たちで何とかしたいなど。しかし、地域資源がなかなか見つからないというところで手を挙げられても、何かアドバイスがしようがあるのかな、ないのかなというふうに思うんですけど。

○川原中山間・地域政策課長 言われますとおり、確かにこういうものを使った形の活性化策はないだろうかという助言をもらうというのは、確かに、ある程度、わかるんですけども、全然、漠然とした形でのアドバイスになると、やはりなかなか、どういう講師を選定するかというのがあります。

例えば昨年度ですと、これが委員の御質問の趣旨に合っているかどうかはわかりませんが、例えば高鍋の駅舎がありますけども、ここを使って何か活性化ができないだろうかといったような相談をされたりとか、あるいは、木城に中之

又地区というのがあるんですけども、ここも何とかできないだろうかといったような、割と漠然といただきますか、そういった面でのアドバイスを求めている市町村の例は、やはりございます。

○十屋委員 結果はどうだったんですか。

○川原中山間・地域政策課長 やはり、このアドバイザーの助言に当たりましては、地元のやる気といいますか、地元がどういうふうを考えているかというのが、ひとつ大きいものですから、アドバイザーとして、かなりの先進事例を持っているわけですけども、それが単に紹介するだけで、その地域に当てはまるのかどうかというのは、非常に難しい部分があります。そういった意味で、やはり地域の中で、ある程度のイメージといいますか、その部分がないと、なかなか具体的な事業に展開していくようなアドバイスといいますか、助言というのは、やっぱり難しいところがあるみたいでございます。

○十屋委員 逆に大体そういう地域が多いんじゃないかなと思う。磨き上げをすれば光るものがあるところで、どこの地域も何かはあるんですけど、それがなかなか見出せないから、逆に、こういう相談が来るんじゃないかなというふうにも思ったりするんですよ。

だから、なかなかいいことではあるんですけど、漠然としたものに対しては、なかなか支援の手が差し伸べられないとなってくると、非常に、この事業は、いいとは思いつつも手を挙げられない地域がふえるのかなというふうに思うんです。その当たりの何か一工夫、一ひねり、例えば今、おっしゃった高鍋駅と木城の中之又、そこら辺の連携をさせるとか、そういうふうな組み合わせをつくるとか、そこら辺をやっぱり県としてちょっと考えてあげないと。ただ、待っているだけでは、なかなか……。事例出されま

したけれども、そういうものが必要じゃないかなというふうに思うんですが。

○川原中山間・地域政策課長 確かに、委員がおっしゃるとおりでございまして、実は、先週の補正予算の際にも、委員のほうから、もう少し積極的なこの地域づくりの取り組みはできないのかという御指摘等をいただきました。

実は、今年度、先ほど説明いたしましたように、明日の地域づくり支援事業の中で、新たに(イ)ということで、地域政策形成研究という部分を新たに追加しております。

これは地域づくりの核となる人材の養成でありますとか、実際に企画を行います市町村の企画の職員、こういった職員の資質向上といえますか、そういった核となる人材育成という部分を、もう少し手を入れようということで、今回、こういった形で事業の仕組みの中に、この部分を入れ込んだところでございます。今後、こういった地域づくり、人材育成を通じまして、さらに各地域における積極的な地域づくりに、取り組んでいけるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○十屋委員 もう最後にしますけど、結局、いわゆる一つ一つは小さい種かもしれないですけど、それを1つずつ連携させることで、その地域の例えばある市町村を超えた枠の中でも、できるような仕組みにしとかなないと。この考え方からすると、市町村の枠の中での話にとどまってしまうたら、なかなかその一つ一つが磨いても光るんだけど、光が鈍いというか、光があるけど、放つ光の広がりがないというようなもので、ある町とある村が引っついて、この地域を何とかしようというふうな発想も、多分、必要じゃないかなというふうに思うので、そのあたりも御検討をいただければと思います。

○坂口委員 もう平成3年ぐらいになると思うんですね。企画調整部の中で、地域資源発掘何とかという事業をやったんですね。

そのときのまずその価値があらうとあるまいと、我が村の資源をとにかく出せと、その磨き方を研究しようじゃないか、磨いたものを今度は面的につないでいこうじゃないかというのが、平成4年ぐらいに取り組んでいるんですよ。

やっぱそのときのことは、今こそ求めている、提言というか、指摘されたことそのものだと思うんです。これだけ多様化するニーズや、いろんな価値観を持った人が出てきている中であって、アクセスも相当、平成4年に比べりゃ進んできている。

手段というのは、自分がその求めるものがありさえすれば、かなり組まれる時代になったときに、やっぱ僕は、例えばげてもの食いでさえ、0.何%、げてものがいいという人がいるって言われているですよ。それを趣味とか嗜好とかする人が、0.6%だったかな、少なくともいられる時代にあって、ある意味じゃ学術的な資源、ある意味じゃ医療的な資源、神話的な資源というのは、やっぱり僕は県の企画において各町のものを組み立ててあげることだと思うんです。

その中から、宮崎に飛行機で来て日帰りなら、8時間使えば、専門的な何でもいいですよ。神話にまつわる資源というものを組み立てて、8時間コースで、これだけ周遊ができますよとか。1泊できれば、何かと何かを組み合わせた、こういう資源が、趣味をお持ちの皆さんにはぴったりのものを御用意できますよと、そこらまで、これをつなげてほしいと思うんですね。

これは要望にとどめておきます。何度も何度も発掘しちゃ磨いていますから。

ただ、今、言われるように、小さいエリアでもって、組み立てようがないと思うんですね。お客さんがニーズに応えられるだけの盛りだくさんのメニューを押し込めきれないです。

これも広くなれば拾い上げて、やっぱり高千穂コースだ、あるいは西都原コースだ、都城コースだ、半日コース、1日コース、1泊2日コースというものをこさえてあげて、いろんなメニューが示せるように。

そういったものに、先ほどのようなさまざまな誘客につながるような事業を展開しておられますけど、そこをリンクさせていくというふうに。これ、なかなか簡単にいかないと思うものですから、答弁としては求めませんが。

次にちょっといいですか、この議案関係で。

説明資料の33ページで、こっち3段目ですね、地域活力再生支援、この中の一つだけ、ちょっと説明がなくて、金額が小さかったからでしょうけど、中山間盛り上げ隊派遣事業ですよ。これは随分、何年もやって、確かに僕もこれは行ったこともあるんですけど、歓迎されて喜ばれていますよね、祭りが久しぶりにできたとか。

これをあとはどうやって自立につなげるかと思うんです。持続していけるよということで、そういったもので盛り上げ隊を入れた。入れたところで、そのやったことが、イベントなり何なり地域が望まれたことが、それを契機に継続できて、自前でできてきているかどうかというのは、どんな状況がありますかね。

○川原中山間・地域政策課長 この盛り上げ隊につきまは、今、委員の指摘のとおり、非常に各地域からは、喜ばれておりますが、人口減少の中で、毎年呼ばれている反面、もう盛り上げ隊が来ないと、なかなかこの祭りも継続できないんだよねといったような地区も、実はござ

いまして、そういった意味では、なかなか非常に難しい部分ではあるんです。一面、非常に頼りにされているという部分もあるのかなと。

あともう一点、外部の盛り上げ隊の隊員の応援もそうなんですけども、例えば、その地区の出身者でほかのところに出ていらっしゃる方々、例えば高千穂のある集落で、延岡のほうに出ていらっしゃる方々、こういった方々を祭りのときとか、いろんな行事のときに呼んで、応援隊じゃないですけども、そういった形で、その行事等を継続していこうかといったような動きも、この盛り上げ隊の動きの中で見えてきているところがございます。そういった意味では、効果としては、そういった形で、地区外の出身の方が応援していくような形も、だんだんできてきつつあるのかなというふうに考えているところであります。

○坂口委員 やっぱり喜ばれたことっていうのは、継続させて初めてこの事業の目的とするところだと思う。何も単発的に、よし、今度は申し込んだ、さいころ振って出た目の町に1回だけ夢を実現させてあげようかじゃ、やっぱり余りにも寂しいと思うんですね。

そういうことで、地域が本当に望まれることを官民協力してやったと。それは、やっぱり毎年できていくよと、年に1回の行事なら年の1回の行事、あるいは、毎日の生活の中でのちょっとした時間ならちょっとした時間、とにかく継続できるというところに、やっぱりそういう価値ある事業はつなげるべきだと思うんですね。

そのためには、僕が行ったところは、たまたまその年に祭りができたということだったんです。そして言われるように、そこの出身の県外者まで帰ってこられていましたよ。ほんでやっぱり相当楽しかったと思うんですね。

そういったとき、やっぱりその人材データベースなり何なりをそこでこさえて、去年、これだけの人が、ここから出て行って、どういふことで帰ってきたというのをやっぱり情報整理をしていって、それを次の年から、もう毎回、そこに呼びかけていくというようなことで、必ず里帰りをしてもらうとか、そのとき、協賛をしてくれた企業なり、興味を持ってくれた入り込み者なり、そういう人たちまで、データとしてしっかり押さえといて、それをその村役場なら村役場が、やっぱり企画は総合政策部と連携を図りながら何とか持続をして——やっぱり盛り上げ隊を最長の3年なり5年なりというのは、限界はあるでしょうけど——自立につながるまで入れてやって、そこでひとり歩きできるというところまで、やっぱりやっていくべきじゃないかなという気がするんですけど。もう当然、お金と人がかかることで、ほかの町にチャンスが少なくなるということはあるでしょうけど。

そこはどんなですかね。ちょっと検討をしていただけるような考えというのはお持ちじゃないか。

○川原中山間・地域政策課長 非常に大事な御指摘だと思います。

この盛り上げ隊を今後、将来的にどういう形に持っていくかというのは、非常に私どもも考えていけないといけないというふうな課題であると思っています。

しばらく当面は、非常に、先ほど言ったように、登録隊員数なり派遣の市町村数なり、着実に伸びてきておりますので、もうしばらくは、このまま活動の幅を広げていきたいというふうには思っているんです。やはり将来的には、地域と隊員との間の自発的な交流の中で、もう本当に盛り上げ隊という制度を通さない形で、も

う人と人とのつながりの中で、その自分はこの地、集落を応援していくんだといったような、つながりができていけば、またそこら辺のシステムづくりについて、市町村が、今言われたような形で、名簿づくりとか、そういった形で何かつながっていけば、この盛り上げ隊についても、今後、さらに発展していくのかなというふうに考えているところでございます。

○坂口委員 それをまず本当に喜んでおられますから、これはやっぱり毎年、これ、必要なときに必要な規模のものができるところまで育て上げて、自立してほしいと。

当然、今言われるように、まだまだ、でも、いろんなどこに出向いていって、1年ぽっきり、1回ぽっきりで、盛り上げ隊ここにありというのを、盛り上げ隊自体を知ってもらう必要のある、まだそういうならし運転期間かもしれないけど、そこらをぜひまた念頭に検討していただくということをお願いしておいていいですか。

あと、説明資料23ページのこれ、推進課長ばかり。これ、フードビジネスだから、またなんですけど。それだけ、やっぱり今、その脚光を浴びているということで理解いただいて。まず(4)の事業内容の一つには、①から③までのこの予算配分ですよ。大体、どれぐらい配分されているのかというのを一つ教えていただきたい。

○井手フードビジネス推進課長 予算配分でございますが、歳出予算説明資料のほうをちょっと参考までにごらんいただきたいと思います。40ページのほうに、1から11まで書いてありますが、このフードビジネス雇用創出プロジェクト事業につきましては、4番の宮崎の肉拡大プロジェクトから11番までが、それぞれ中身でございます。

この3本の柱に割り当てて、それを分類しますと、①のフードビジネス推進体制整備、これが1億8,146万7,000円。これが1から3までの合計です。

○坂口委員 それぞれ、フードビジネス推進体制と雇用拡大。

○井手フードビジネス推進課長 1から3までが、①のフードビジネス推進体制整備1億8,146万7,000円になります。

②のほうは4から10まで、これの合計が5億5,469万3,000円になります。③が11丸々でございます。2,405万円となります。以上でございます。

○坂口委員 これで大体、その雇用対象になる人員というのが、どれぐらい予定できるんですかね、期待できるんですかね。

○井手フードビジネス推進課長 一応、国に出した計画上、27年の360という数字を目標としております。

○坂口委員 これ、1から3。

○井手フードビジネス推進課長 済みません、4から11までの間が、その各企業に対する雇用拡大の支援事業になりますので、この4から10のところは360。それ以外に、1から3で埋め合わされる部分もあろうかと思っておりますけども、計画上は360を目標としております。

○坂口委員 それと別個に、今度はそこへ就職できる人としての人材育成が、(3)に考えていいんですね、若年者と障がい者。ここらは、就業に行き着ける人たちは、何年間でどれぐらい期待できそうなんですか。

○井手フードビジネス推進課長 済みません、少々お待ちいただけますか。

済みません、この事業をちょっと説明させていただきますと、この部分については、23ペー

ジに書いてありますように、知識の習得・就業体験等のいわゆる研修でございます。事業の内容もフードビジネスのセミナーの開催、コーディネーター等の養成講座の開催とか、あとは就業体験ということで企業見学、就業体験を予定しております。

ここで直接的に企業さんに雇用させる人間というのは、この事業からはないんですけども、こういうセミナーを受けた中から、そのうちの例えば何%程度が就職できるみたいな数字で計画をつくっていたところでございます。

数字は、ちょっと後ほどお待ちくださいませ。

○坂口委員 ちょっとまた前後するんですけども、先ほどの360の中には、専門家を招聘したりいろんなことで、フードビジネスを拡大させたり立ち上げる。当然、その結果、その企業が経営というか営業が順調に行き始めたり拡大ができて、予測できる人間を含めると360ということで、直接、この事業で専門家とかそういったのは何名ぐらい予定されているんですか。

○井手フードビジネス推進課長 委員のおっしゃるとおりの積算でございます。この事業で直接雇用される予定としまして、今、現時点で今年度は31社、この事業を採択しておりますけども、31社で25年度の実績として174名の実績がございます。

次年度につきましては、今年度のものも合わせて倍程度というふうに考えております。

○坂口委員 最終的には雇用が開拓につながるのか。それはそれで終わります。

③なんですね、今のようだと思うんですよ。一応、講習会を開いたり、こういう会社でこんな仕事がありますよとあって、これはなかなか就業するところまで期待できないと思うんですね。

今回の加速化事業なり、あるいは人材育成をその3本柱の筆頭に掲げられたように、やっぱり若者を県内で就業させていくとか、障がいを持った人たちに安定的な仕事についてもらうというのは、今の県政の目指す大きな重点施策と思うんですね。

だから、やっぱりこの事業も当然必要ですよ。こんな仕事があったんだとか、これなら、俺に向くかなとか、ああ、やっぱりフードビジネスって、将来産業ねということを理解してもらっただけでも、いつかはまたそこにとということもできるけど。やっぱり僕は、ほかのところとなると、もう商工労働か教育委員会になるんですけど、例えば産業技術支援校あたりも、生徒を集めるのがなかなか大変。特に知的な障がいを持った人たちとかの就業のための訓練を1年やっていますけど、お店でのとかレジでのとか。

やっぱり、そういったところは生徒が集まらないし、出口もなかなかないんですけど、そういうところと連携しながら、むしろアイデアをここで持たれて、そしてそこに次にこの子たちの中からそこに送り込んで行って、しっかり。本当に雇ってもなかなかこんな子は、もう、うちは要らないとかそういうことにならずに訓練をして、人のおつき合いのあり方から——それとか今度は身体的なハンディを持たれる人たちは、むしろやっぱり加工とか品物の選別とか、そういったことには、むしろすごく能力を発揮して、歓迎すべきというか、期待すべき人材の可能性をたくさん持っておられますよね。

そこらあたりをリンクしながら、ここで興味を持たせて、本格的な技術習得なり訓練をやらせて、しっかり就職につないでいくということころまで持っていかないと、この事業はちょっともったいなさ過ぎるような気がする。そこに光

を当ててあげたというのは、僕は、すごく評価すべきことと思っているんですね。

ということで、かなりな人数を期待されていると思うんですけど、短期間でずっとやっているとくんだから、拾い出しさえすれば。そこらを今後、これもまた要望ですけれども、ぜひこれは部長、次長も含めて、何か念頭に入れといてもらえればなど。

○井手フードビジネス推進課長 御指摘のとおりであると思っております。今年度から障がい者を入れたというのも、そういう意味合いかございます。

雇用している企業さん等とも幾つか話をしておりまして、やはり障がい者雇用の規制の分野で、その農業と近いところ、我々がいうフードビジネスというところの分野において、障がい者さんの働ける場所というのが、ある程度、確保できるんじゃないかというふうな企業さんもいらっしゃいますんで、そういうところを踏まえながら、このセミナーを開催していきたいと思っております。ぜひやっていきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひそこらをお願いします。やっぱり株式会社あたりが農業分野に参入してくるとなると、今度は法定雇用率とかいったような問題もあるでしょう。

いろんな連結した経営の中で、その中に農業分野とか、農産物加工分野とか、フードビジネス分野というのは、むしろ先方さんとしても、そういう人材をこそ欲しがるとい時代が、もう近くに来ていると思うんですね。

そこに目指すためのまずは発掘事業。発掘したものをそういった人材を育成していく事業ということで、教育委員会とか商工労働部とかあたりとも、しっかり連携していただきたいと思

います。

○鳥飼委員 フードビジネス、今、言いましたけど、もう一回再確認なんですけど、この3年間の事業で360人を雇用するという計画になっているんですか。

○井手フードビジネス推進課長 直接雇用ではないんですけど、この事業を行うことによって、県内の雇用の創出、国に提出した目標値としては、3年間で*1,226名という数字でございます。

続きまして申しわけありません。先ほどの関連企業の就職支援について、国に出した目標値としまして、26年度は、このセミナーを受けた者の中から40名が就職するというふうに見込んだ数字を出しております。

○鳥飼委員 関連も含めて1,226名を雇用するということですね。

そうすると、この補助事業の中で雇用になる人もおるし、その事業をやっていく中で雇用していくという人も、もちろん出てくるので、そこは厳密に区分はしていないということではないですかね。

○井手フードビジネス推進課長 済みません、まず細かい訂正をさせていただきます。「1,223名」でした。済みません。「1,226」ではなく「1,223」でした。記憶違いでございます。

これにつきましては、基本的に直接雇用の数字というものは今、持ち合わせておりません。この程度の数が出るだろうという計算上の数字でございます。

○鳥飼委員 意味がわからないのは、直接雇用のというのは、例えば、先ほど説明があった、この40ページの肉拡大から農業生産プロジェクトまでということなんですけど、その事業の中で結果的に雇用が拡大をしていくということなんですよね。だから、それ以外でということでは

はないんで。ちょっとそれ以外でと言われるとわからなくなったもんですから、そこを確認したいんですけど。

○井手フードビジネス推進課長 基本的にこの事業は、人材育成をやって、商談会、もしくは新商品の開発等、新サービスの開発等をして人を雇用すると。そこについて補助をするということになっております。

では、例えばその会社の総務部門の人がふえたりしたりした部分をカウントするかというと、この事業の直接的な効果としては、そこはカウントできないのかもしれませんが、もう国に対する目標値としては、その辺まで含めてカウントする。

この業態が、この1事業者がふえると、そこに関連するその下請だったり関連会社だったり主たるところもふえていくということで、1,223名という数字を出しております。

○鳥飼委員 以前、千葉の、恋する豚研究所というところに行ったんですけど、豚の生産は関連のあるところで生産するんですけど、その豚を処理をしてソーセージとかハムとかつくる部門で、障がい者の人たちが働いていくという、福祉のほうとの事業とも関連するんです。そういうことも、当然、派生して出てくるのかなというふうに思っているんですけど、そういうことも想定しておられるんですよね。

○井手フードビジネス推進課長 御指摘のとおりでございます。

○鳥飼委員 ぜひここはよろしくお願ひしたいと思ひます。

中山間・地域政策課にお尋ねしますが、33ページの中山間地域産業振興センター、2番で、設置事業というのがあるんですけど約820万、

※このページ左段に発言訂正あり

ちょっとこれの事業の説明をお願いします。

○川原中山間・地域政策課長 これは、昨年度からの引き続きの事業でございますけども、佐土原にあります産業振興機構、ここに委託いたしまして、この振興センターというのを設置しております。基本的には、農作物等の地域資源を活用した、中山間地域での活性化の促進を図るということを目的といたしまして、例えば市町村でありますとか、商工会、普及センター、こういった関係機関と連携しながら、ワンストップでの産業振興の相談窓口ということでの対応という部分。もう一つは、実際、地域を巡回いたしまして、いろんな加工グループ等からのニーズとか相談等をお受けするといったような、きめ細かい対応をしていこうという事業でございます。基本的には、中山間地域の産業振興なり活性化に生かしていこうという取り組みでございます。

○鳥飼委員 わかりました。次のページで、補正のときにも出たんですが、地域活性化促進費の宮崎縣市町村間連携支援基金事業5,200万円というのがあるんですけど、これは昨年度と同額程度ですかね。同額程度が上がっているようなんですが……。補正のことをもう忘れたんですけど大分減額をしとったなというふうな感じがするんです。大丈夫ですかというのも失礼ですけど、今、想定している事例とかあれば教えてください。

○川原中山間・地域政策課長 これは各協議会でエリアのワーキンググループをつくりまして、具体的な事業化に向けて、各市町村、県と協議を進めているところでございます。ある程度は、各協議会でも、事業の具体化に向けた形ができてつつありますので、何とか今年度、この形でいけるのかなというふうに考えていますし、それ

に向けまして、また私どもも一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 市町村合併があって、市役所、役場がないところの地域が寂れてきているというようなのが出ているわけですけど、そこで研究し合うというか、活性化策を探るとか、そんな事例というのは今まではなかったんですか。

○川原中山間・地域政策課長 この振興基金の連携事業の中では、まだ2年目でございますのでございませぬが、地域づくり補助金の中では、やはり振興をすべき地域ということで、そういった地域を捉えて振興策を探っていこうという動きはあるというふうに考えております。

○鳥飼委員 中山間地域振興計画とかをつくって——なかなか大変なところばかりやらされているといたら表現が悪いんですけど——やっているわけですけど、学校がどんどんなくなってくる。学校がなくなれば、若い親は住みませんよね。当然の帰結として、やはり過疎化が進むということになるわけですから、そういうところまで踏み込んでいかざるを得ないんじゃないかなと思っています。

熊本でしたか、廃校になった学校をもう一回、再開しようということで、今、取り組みが進んでいるというふうに思いますので、中山間地域だけでは、政策課だけではなかなか困難だと思いますけど、これは部の課題としても、今後、検討していただけたらと思います。

最後にもう一つ、総合交通課なんですけど、29ページの下から、地域交通ネットワーク推進費ということで3億3,500万円、地方バス路線とかバス路線活性化とか、4つの事業が並んでいます。

今回、宮崎と延岡の高速バスが走るんですね。これまでの課題、やはり市町村間をつなぐ

バスがなくなってきたというのが、大きなネックだったと思うんですね、10号線を延岡までバスで行けないというような状況があつて。

今度の高速バスが走るということで、新たな事業展開も考えられるのではないかと思いますし、そこで行って、またそこからバスで目的地までというのも考えられると思うんですけど、そこ辺はどんなふうを考えておられますか。

○奥野総合交通課長 今度、宮崎と延岡を結ぶバスが、また復活するということになりますけども、今のところ、大体2時間ぐらいで両市を結ぶというようなことでございます。

これによりまして、一方では、JR線、日豊線もあります。この高速バスとJR線、2つの移動の選択肢がふえたということで、県民の利便性が非常に増すことになるんじゃないかと。

バスのいいところは、やはりドア・ツー・ドアで行けるところ、多少、時間はかかるかもしれませんが、わざわざJR駅まで行かなくても身近で乗れるとか、そういう利点もありますので、そういったアクセスのよさも、今後、いろいろまた、バス事業者とかも相談しながら進めていきたいと思っています。

○鳥飼委員 宮崎交通とJRバスが共同でというふうに聞いているんですけど、大体どのぐらい運行される計画ですか。

○奥野総合交通課長 今、計画では1日8往復で、JRと宮交で半分ずつと見えています。

○鳥飼委員 1時間に1本と聞いていればいいですね。

○奥野総合交通課長 ある程度、飛行機の時間とかも考えて組んでいらっしゃるんですが、基本的にそんな感じだと思います。

○鳥飼委員 宮崎市からは、西のほうにずっと行って上っていくというのが一つあるんですけ

ども。そこで、バス路線の活性化対策事業で1,200万円組んであり、やはり補正のときにも出されましたけども、域内のバス路線が乗客の減少で廃止になって、代替になってくるんですけど、今、それを残す動きも、総合交通課でいろいろと市町村と一緒に対策を練ってもらっているかと思いますが、今後の見通しで考えておられることがあれば教えてください。

○奥野総合交通課長 今度のこの改善事業、バス路線活性化対策事業、委員がおっしゃるとおりに、それまでの25年度のそれぞれの再構築支援事業を継承した事業ですが、引き続きバス路線の見直しというのは必要だろうということで、また事業の内容としては、ある程度、継続しております。

今年度、少し見直したのが、基本的には運行費とか調査事業費は、これまで取り上げておりますが、その見直しを推進するために、やっぱりやれやれというだけじゃ、なかなかのものですから、いわゆるこういう交通の専門家を呼んで、その専門家のいろんなアドバイスとか、そういう話を聞きながら具体的に始めると。

福島大学とか大分大学教授で、非常にもう熱心な方がいらっしゃるって、その地域にその教授が入り込んで行って、いろんな調整をして、うまくいったという事例が何カ所かございます。そういったマンパワーの補強みたいな形で、市町村はなかなか今、人材不足というのを聞いていますので、そういった専門家を活用した取り組みをちょっと26年度、やらしていただこうかなと思っています。

○鳥飼委員 なかなか難しい課題ではありまして、もう私どもも、車によく乗るものですから大きなことが言えないんですが、ただ、一方では、道路はぼんぼんつくるから車は売れますよ

ね。だから、宮崎天満橋をつくって、こうして50億か60億かかかっているわけなんですけれども。

一方では、いわゆる交通弱者の人たちの足については、こうやって知恵を出しながらやっていっているということなんですけど、ぜひ今後も、市町村なりバス事業者なり、それから運輸局と連携しながら、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○井本委員 宮崎県物流効率化支援事業のその延岡駅と南延岡駅と書いてあるけど、これ、使うとこといったら旭化成しか宮崎県はないと思ひうんだけど、ほかにもあるんだろうか。

○奥野総合交通課長 県内の貨物駅、実は、佐土原駅でも集荷しているんです。いわゆる農産物を集めて、経済連がこの佐土原を利用してまして。ただ、それが取り扱いがなくなったもんですから、佐土原であった集めた荷物を今、延岡駅に運んでいます。農産物を運んでいます。

○井本委員 わかりました。それと、今さっきの今言っておった中山間地域、明日の地域づくり支援事業と、これは国のお金でやっておるんでしょうね。

これは、何か、里山資本主義かな、誰が言ったっけ、あんたが言うたっけ。里山資本主義の発想で、こんなのが出てきたのかな。

○川原中山間・地域政策課長 やはり中山間地域の活性化におきましては、地域資源をいかに活用して、その地域活性化につなげるかという——今言われた里山資本主義という言葉にありますけど、そういったことだと思ひます。まさしく、いかに地域の資源を発掘するかという意味で、この人材育成とか、市町村職員のそういった企画力の向上の部分、こういったことを取り組んでいこうという趣旨の事業でございます。そういった意味では、そういうことになる

かなというふうに思ひます。

○井本委員 ちなみに、あの本は読んだんだね。

○川原中山間・地域政策課長 斜め読みぐらいで。

○井本委員 斜め読みか。じゃあ、フードビジネス雇用創出プロジェクト事業ですが、これも里山資本主義の本を見たもんだから私も思ひ出して。あの本の中で見ると、ある町のエネルギーというか、あるいは輸出と輸入の、出るのと入るのを比較してみたら出とるんで。あの本によると、1次産品のつくっておるものは出しているんだけど、ところが、その2次産品というか、つくったやつは、むしろ入ってきておるということが書いてありましたけども、これも、そういう一応、分析か何かしてみたことがあるのか。

○井手フードビジネス推進課長 委員おっしゃるとおり、まさにそのところで、そこを何とかしたいと。本県の農業算出額と製造品出荷額を見比べたときに、鹿児島と比べると、著しく製造品の産出額は劣っている。そこを何とかしたいという思ひの中から、このフードビジネス振興構想ができておると思ひます。

○井本委員 なるほど。そうすると、その地産地消ということも、また大切なことになりますよね。その辺のことは、何かもう別の話ですか。

○井手フードビジネス推進課長 今、申し上げたとおり、製造品の出荷額が、農業産出額に比すれば少ないと。鹿児島等に比べれば。

ということは、県内でつくったものが県内の加工業者に回っていないというか、県内で加工されていないという状況だと思ひます。県外に出て加工されています。

したがいまして、県内の加工業を振興させていく。そうすると、県内でできたものは県内で

加工されて消費されていくという、そういうふうな物の回り方をしてくれないかなというふうに思っております。

○井本委員 わかりました。ようございます。

○丸山委員 総合交通課からお願いしたいんですけど、予算説明資料の30ページ、高千穂鉄道関係なんですけども、これは全体的に幾らぐらいつままだか、残事業がどのくらいあるのか、県はいつまでつき合わなくちゃいけないのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○奥野総合交通課長 この高千穂線の撤去事業は、計画では平成23年から始まりまして、一応10年間で平成32年までです。今、3年間経過しましたが、トータルの撤去費用を一応10年間で12億ぐらい見ております。これまでの撤去が2億3,000万ぐらいです。

この撤去費用につきましては、県とそれから沿線の市町村、延岡市、高千穂、それと日之影町、それぞれ負担割合に応じて、毎年、拠出をしているところでございます。ことしの拠出金がここにありますように、1億1,000万ぐらいというようなことになっております。

○丸山委員 基金を造成しているということで、また、実際は撤去していないということもあり得ると……。3年間ですので、基金が余っているという状況なのか、それ、ちょっとその辺も含めて詳しく教えていただきたいと思うんですが。

○奥野総合交通課長 今、一応、基金残高が26年3月末見込みで*2億4,800万ぐらいになる予定です。当然、この撤去工事は、毎年、額の増減がありますので、それをそういう増減に対応するために基金制度を設けたと。

一方で、毎年、また市町村からの拠出金がふ

えたり減ったりしますと、また、財政的にも難しいので、今、自治体の負担を平準化すると、毎年の積立額を均等にするという意味で、こういう基金を設けてやっているところでございます。

○丸山委員 平成32年までですので、まだまだかかるわけなんですけども、その途中途中で精査をして、本当に利活用できるのか、ほかのものを使うとか、そういうのがあるのかないのか含めて、県がどこまでつき合うのか。チェックとか、また、もう一回、少し見直しはかけられるということは、この事業的にはあるんでしょうか。

○奥野総合交通課長 この事業については、毎年度、運営協議会というのを県と各市町村が集まって——県は永山次長が会長で、市町村は副市長、副町長レベルで——つくってございまして、毎年、この計画を精査しながら、また、将来的な撤去の見通しをその都度、チェックして協議して決めております。見直しをしています。

○丸山委員 多分、五ヶ瀬川、日之影のほうでは、撤去を災害復旧工事でやれたとか、やれんことも聞いているんですが、あの辺も、ちゃんと精査をして減額をされているということでしょうか。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 事業の基本的なスキームは、以前、県と関係市町で約束事を設けましたんで、そこは変わりませんが、どこが事業対象になるのか、有効活用してこの事業に乗らないという場合も出てきますんで、そのあたりについては毎年度、今、申し上げたような会議の場でしっかり精査をして、組み立てていくというふうな作業を続けております。

※117ページに発言訂正あり

○丸山委員 はい、わかりました。続きまして、次の下の運輸事業振興助成金ということをちょっとお伺いします。

去年がゼロなのに、急に1億8,000万ぐらい上がってきているものですから。助成交付金ということで、バス協会、トラック協会に何か助成するんだろうなと思うんです。具体的には、どのようなもの、バス協会なりトラック協会に使おうとしているのか。ちょっとあんまり、急にゼロから1億8,000万ぐらい出ているものなので、ちょっとその辺を教えてくださいなと思うんですが。

○奥野総合交通課長 実は、ここにゼロとなっていますが、これは、今年度に商業支援課のほうから当課に移管されたということで——ちょっと費目が商業振興費と計画調査費、違うものですから、どうしても、システム上、これはゼロにならざるを得なくて、実際、金額は申し上げますのでわかっております。1億8,222万3,000円です。だから、大体同額ぐらいです。

この金額は、当課の一番上の一般会計のところには含まれていまして、済みません、どうしてもここは仕方がなかったようで、こういうことになったみたいです。

使い道としましては、バス協会、トラック協会とも、大体交通安全対策とか、あるいは交通公害対策とか、あるいはいろいろなサービス改善とか、そういうのにそれぞれ使っておられるところでございます。

済みません。ちょっと先ほどの高千穂基金の答弁の訂正を。

これまで3年間で、「2億4,800万」と言ってしまうんですかね。ちょっと計算し直しましたら、3年間で「1億9,000万」でした。済みません。私は計画の数字を出してしまったもの

ですから。残りが、約10億円ぐらいの事業になると思います。

○丸山委員 先ほど助成交付金によって交通安全対策とかいろいろ使われているということなんで、それがしっかり利用者とかに、どういうふうに通じているというチェックはどこがどういうふうに行っているというふうに通じているか。

○奥野総合交通課長 商業支援課からうちのほうに移りましたが、今年度は総合交通課のほうで、トラック協会とかバス協会に出向きまして、いろいろな関係書類も見ましたし、その使い道とかにつまみしても、書類を見させて、実際のチェックをさせていただいたところがございます。

○丸山委員 なぜそこまで言いますかというのと、やっぱり、安全性、安全性と言っても、この前もトラックやバスの事故があったりとかしたものですから。そのときによく言われるのは、何であんな事故が起きるのか、何で本当にちゃんと安全対策をやっているはずなのに、また、規制を強めなくちゃいけないと。

本来、ただまじめにやっていたら、よかったです。本当はそれがうまく機能しているのかなというのが、ちょっと心配なものですから。やっていると言うんじゃないで、我々議会としてこれ以上チェックできないんですよ。

本当に具体的に、もう少し1億6,000万も7,000万も出すんだしたら、もう少し細かく、こういうことをちゃんとチェックしてやるんですよというのを示していただかないと。本当にこのお金は有効的に、税金が有効的に使われているのかなというのがわからないものですから。この辺をもう少し詳しく、今後は説明なり資料を提

供していただければありがたいのと、県民の安全・安心が守られているんですよと、絶対、宮崎県では、こういう他県で起きているような事故は起こさないんですよというのを、しっかり協会ともちゃんと詰めてやっていただければと思います。どうでしょうか。

○奥野総合交通課長 おっしゃるような点が、やっぱりバス協会、トラック協会、一番大事なところだと思っております。

機会あるごとに、この安全対策とかにつきましては意見交換をしながら、委員がおっしゃるような御指摘もまたお伝えしながら、今後ともしっかり取り組んでいきたいと思っております。

幸い宮崎県の場合、まだ大きな事故がないんですが、こういった事業をしっかり生かしていただくことが、一番大事じゃないかなと思っております。

○丸山委員 資料の16ページのバスカードについて、先ほど何回かあったと思うんですが、一番重要なのは、これを今度はどうやって利用していくのかということなんです。今、ここは宮交バスさんだけということなんです。地域にはコミュニティバスとかも、どんどん始まっておりまして、それらのコミュニティバスの連携をして、かつ、さらに商業サイドと連携するような形をぜひ何か考えていただかないと。

ただ単にバスカードだけというのではなくて、高齢化社会が進めば進むほど、こういう交通弱者を守っていくシステムとして、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っているんで、その辺の全体的な考え方はあるのでしょうか。

○奥野総合交通課長 おっしゃるように、この交通ICカードは、非常に可能性を秘めたカードと思っております。ということもあって、交通

関係だけでなくして、2段階、3段階、次のステップをこのカードを生かして、いかに地域活性化に結びつけるか、そういうことが非常に大事だと思っております。

交通事業者においても、それなりのビジョンを持っておりますので、私どもとも十分連携して進めていきたいと思っております。

コミュニティバスの話もございました。利用者は地域住民ですが、コミュニティバスの利用促進を図るということで、やっぱり非常にカードがあると便利と。小銭を準備しなくてもいいし、乗りおりも時間かかりませんし、そういうふうに非常にバスに乗りやすくなる、使いやすくなるので、将来的には利用促進にもつながっていきますし——実は、いろいろ調べましたら、コミュニティバスには、そういうICカードを導入した事例も他県にございましたので、そういった成功事例も、市町村に紹介したりして、働きかけをしていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひこのバスカードを導入するだけにとどまらず、地域発展のために、貢献のために尽くすような形にしていきたいと思っております。

あと、フードビジネスについてお伺いしたいんですが、11月の議会でもらったときの資料を見てみますと、この事業では、48事業のうち31事業採択したということだったんです。ことしは、またこのような公募をかけて、ふやす考えがあるのかなのか、まず、それをお伺いしたいと思っております。

○井手フードビジネス推進課長 現在、31事業者でございますが、引き続き来年度も事業をやられるということになっています。加えて公募をする予定にしております。この平成26年度予算を議決いただきました後に、速やかに公募に

移りたいと思っております。

○丸山委員 公募をしたときに、事業者は31社が、どれくらいの金額をもう既に枠としてとっていて、残りの枠を予算上から見たときに、想定するのはどれくらいの追加できるというふうに考えればいいのでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 ちょっとお待ちください。

済みません。大体、現時点での31社からの申し出の数字だと、1億8,000万程度の補助事業費と聞いております。

まだ、これは精査、幾つかまだ数字をいただいているところもございます。したがって、先ほど答えましたように、大体倍増ぐらいのイメージで考えております。

○丸山委員 前回は公募をしていたときに、11月の資料を見ても31件出て、企業の雇用予定者数は426名というふうには書いてあるんですけども、答弁では、実質は174名の雇用だというふうに答弁があったんです。3年後にはこれ、最大的に見ると1,223名を雇用していきたいというような話もある中に、当初の思いと、何か我々が抱いていた雇用の数が非常に心配なのと、今年度、事業費が31社で1億8,000万ぐらい、2億弱なのに、4から10を足すと5億5,000万とあるということは、非常に予算的にも乖離がある。このフードビジネスに20億以上の予算があった割には、執行残がかなりあと1年半、2年弱には国に返さなくちゃいけないような形になってしまうような気がするんですけども、その進捗状況を含めて、今、どのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 まず、先ほど1,223名の内訳ですけれども、これ、実は25年度は目標値としては60名でした。26年度が360、

そして最終年度が803という数字でございます。これが目標値でございます。

単純に、先ほど言いましたように、目標値はあくまで計算上の数字なので、直接的にこの事業から生み出される雇用とをリンクしているわけではないんですけれども、25年度につきましては、かなり、どちらかというと前倒しで雇用が発生しているというふうに、私どもとしては感じております。

もともと事業費の配分からいきましても、9億程度を26年度と27年度に割り振るという事業費配分をしております。

おっしゃるとおり、来年度、約5億5,000万強の予算額に対して、実際、それだけの申請が出てくるかという心配はありますけれども、今年度の申請のときに、若干の問題というか要件が欠落してて、申請できなかった企業さん等も多々ありました。次年度の公募におきまして、その辺のところをうまく申請していただいて、この予算を使い切れるように頑張っていきたいと思っております。

○丸山委員 もとは税金などで使い切ることも大切なんです。しっかりとした生かされるところにやっていただきたいというのと、我々はお願したんですけども、各企業がこの事業で、幾ら交付を受けたのかというのは、まだまだちょっと途中ですので、それは発表できませんということでは言われたんです。この辺について、いつぐらいになったら各企業が、どれくらい交付されたというのは、発表できる段階はいつというふうに思えばよろしいのでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 今年度の分につきましては、次年度当初に数字が固まりますので、お知らせできるかと思っております。

全体、3年分を通して雇用がどのぐらい出て

くるかなので、それぞれ採択事業者さんの雇用の数字については、事業終了後という形になるかと思えます。年度ごとの数字そのものは、もちろん、お知らせできると思えます。

○丸山委員 ぜひ各年度ごとに、25年度に幾ら交付を、補助金を受けて何人雇用した。26年度は、適時、議会のほうにも報告していただいて。その事業が、仮に3年間たって補助金がなくなると、そういうときに急にそれがもう雇用がなくならないように、ちゃんと一本立ちできるような形として、しっかり販路とかをできるような、いろんな支援、それが3年間の事業だというふうに思っていますので、3年間が切れて、すぐにもう企業はだめになったとかならないように。20億という非常に大きな税金がもとになっておりますので、それが倍返しぐらい、こっち側に雇用が続いているような企業を、育成をしていただくようお願いをしたいと思っております。

○井手フードビジネス推進課長 おっしゃることはよくわかっております。その旨で努力してまいりたいと思えます。

ただ、この事業は、緊急雇用基金みたいに、直接、人件費を丸々見るという事業ではございませんで、その事業が発展するための専門人材、外部人材の登用でありますとか、企業さんの人材育成についても、内部の人材については半年分しか見れませんので、これは、この事業を契機に人を雇って、企業さんが自分で雇用経費を負担していくという、そういう事業でございます。一度、正社員となった方々は、ずっと今後も雇用されていくというふうに考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、今度、企業の数を倍増ぐらいしないとできないわけでしょう。本当にこれは2年目は正念場だと思ってい

ますので、しっかり企業の公募のあり方も、ちゃんと公正にさせていただいて、広げていただいて、ちゃんと説明をしっかりとやっていただいて、公募がうまくいくようにして、企業が育成できるような形をしっかりととっていただくようお願いしたいと思っております。

○内村委員長 ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、第2班の審査を終了します。

10分間休憩をします。暫時休憩します。

午後3時3分休憩

午後3時10分再開

○内村委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

お手元の予算説明資料の41ページをお開きください。

生活・協働・男女参画課の平成26年度の当初予算額は、総額で3億5,207万6,000円でありまして、前年度当初予算に比べますと2,028万2,000円の減、率にしまして5.4%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

めぐりまして43ページをごらんください。

上から5段目の(事項)交通安全基本対策費、596万5,000円であります。これは、交通安

全実施計画の策定や交通安全活動の推進に要する経費であり、交通事故の防止を図るため、県交通安全対策推進本部の運営や広報・啓発等に取り組むものであります。

説明欄の事業のうち3の(2)の改善事業「交通安全対策啓発事業」、これにつきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)交通事故被害者救済対策費288万1,000円であります。これは、交通事故被害者の救済に要する経費であり、4号館の1階、宮崎県税事務所がありますが、その隣にあります交通事故相談所を設置しまして、無料相談を実施するものであります。

次に、一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費521万6,000円あります。これは、安全に安心して暮らせる社会づくりに要する経費であり、次の44ページをお開きいただき、一番上になりますが、改善事業「犯罪のない安全で安心なまちづくり促進事業」により、県民会議の運営や、防犯訓練等の出前講座を実施するアドバイザーの派遣、県民のつどいの開催、青色防犯パトロール活動の支援等を行うものであります。

次に、中ほどの(事項)ボランティア活動促進事業費2,109万8,000円あります。これは、ボランティア活動やNPO活動の促進や県民との協働の推進に要する経費であり、昨年3月に策定しました、みやざき社会貢献活動促進基本方針のもと、市町村や関係機関とも連携しながら、活動の啓発や支援に取り組むものであります。

説明欄の事業のうち、2の地域福祉等推進特別支援事業につきましては、これは国の補助事業を活用するものでありまして、ボランティア活動の啓発事業を行う県社会福祉協議会や、N

PO法人設立等の相談事業を行いますNPO活動支援センターへの支援を行いますとともに、協働推進の出会いの場となります協働商談会等を開催するものであります。

また、4の協働による未来みやざき創造事業は、県民との協働の実践に向けて、公募型のモデル事業等に取り組むものであります。

また、5の改善事業「協働力を磨く職員研修事業」は、協働事業の実践に向けて、県職員の育成を図るものであります。

次に、(事項)消費者支援対策費4,807万1,000円あります。これは、消費者の自立支援や消費者被害の防止、解決支援に要する経費であり、消費者への広報・啓発や相談体制の確保に取り組むものであります。

説明欄の事業のうち、2の消費者自立支援対策費につきましては、出前講座等の開催や啓発資料の作成、消費生活啓発員の配置等を行うものであります。

また、その下の3、消費者被害防止・解決支援費につきましては、次の45ページ、3の(2)になりますけれども、消費生活相談員等設置費といたしまして、県消費生活センターに12名の相談員を配置するものであります。

次に、(事項)消費生活センター設置費2,482万円あります。これは、消費生活センターの管理・運営や、センターが入居しております生活情報センターの管理に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)男女共同参画総合調整費286万7,000円あります。これは、審議会等の開催や各種会議に係る旅費など、連絡調整に要する経費であります。

次に、(事項)男女共同参画推進費、3,537万3,000円あります。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発や活動推進に要する

経費であり、啓発資料の作成や講演会等による広報、啓発、地域リーダーの養成、再就職や創業など女性のチャレンジ応援のための相談・情報提供窓口の設置等に取り組むとともに、広く県民に啓発、相談事業を行っております、男女共同参画センターの管理・運営委託等を行うものであります。

なお、女性の活躍促進に向けた取り組みとして、企業経営者等を対象とした講演会やセミナーの開催など、企業向けの啓発にも取り組むこととしております。

次に、お手元の常任委員会資料の24ページをごらんください。

改善事業「交通安全対策啓発事業」について御説明します。

まず、右側、25ページ上段の交通事故等の現状をごらんいただきたいと思っております。2段目になりますけれども、昨年、県内の交通事故死、前年を9名上回る59名の方が亡くなっております。このうち約6割が65歳以上の高齢者となっております。

また、1つ飛ばしまして4つ目ですが、命を守るシートベルトの着用状況、これを見ますと、本県は、後部座席シートベルトやチャイルドシートの着用率が全国下位レベルとなっております。昨年の乗車中の交通死亡事故を見ますと、24名中12名の方がシートベルト非着用だったというような状況もございます。

こういった背景を踏まえまして、24ページの1の事業の目的・背景に戻っていただけたらと思っておりますが、後段になります。そういったものの対策ということで、高齢者等の事故防止やシートベルト等の着用率向上を重点に、効果的な広報・啓発等に取り組む、交通事故の防止を図ることとしております。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は444万3,000円、全額一般財源で、事業期間は、平成26年度から28年度までの3カ年です。

次に、事業内容ですが、①の高齢者等の事故防止対策として、テレビ・ラジオによるスポット放送や、反射たすき等の啓発用品やチラシの配布を、また、②のシートベルト・チャイルドシート着用率向上対策としまして、ラジオCMや県内の全保育園、幼稚園にチラシの配布を行い、保護者への啓発等を行うこととしております。

その他、③、④になりますが、広く県民に交通安全の大切さを訴えるため、交通安全功労者等の表彰や、啓発キャラバン隊活動を実施する団体への支援を行うこととしております。

このような取り組みによりまして、3の事業効果になりますが、交通事故の防止及び死亡事故の減少につなげたいと考えております。

当課の説明は以上でございます。

○菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課の当初予算案について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

文化文教・国際課の平成26年度一般会計当初予算は、68億8,396万1,000円でございます。これは、平成25年度当初予算額と比較いたしますと5億6,394万5,000円の増額、率にいたしまして8.9%の増となっております。

それでは、主な事業内容について御説明させていただきます。

49ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、一番下の(事項)県立芸術劇場費、7億1,923万9,000円です。

次の50ページをお開きください。

これは、県立芸術劇場の管理運営に要する経

費でございます。

1の指定管理料4億2,051万1,000円は、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であります。(1)の国際音楽祭開催事業1億119万8,000円は、平成26年度の開催経費と翌年の準備経費であります。

(2)の県立芸術劇場管理運営委託費3億1,931万3,000円は、人件費及び設備等の維持管理に必要な経費であります。

次の2の県立芸術劇場大規模改修事業費、2億9,327万1,000円は、平成5年の開館から20年を経過した劇場の各種設備や舞台機構のメンテナンスを行うものであります。

続いて、(事項)文化活動促進費3,236万1,000円であります。

1の宮崎県芸術文化協会補助1,532万8,000円は、公益財団法人宮崎県芸術文化協会の運営及び同団体が実施する県民芸術祭の経費を補助するものであります。

8の地域の芸術文化環境づくり支援事業、400万円は、県内の市町村等が実施する底辺拡大事業など、地域課題に対応した文化事業に対して助成を行うものであります。

次に、ページ一番下、(事項)文化交流推進費、204万9,000円であります。

新規事業「国民文化祭誘致推進事業」、これは国民文化祭の誘致推進のため、その開催コンセプト等について、意見交換等を行うための経費であります。

次に、51ページでございます。

(事項)海外渡航事務費3,315万5,000円あります。これは宮崎パスポートセンターのほか県内6カ所の県税・総務事務所に設置しております旅券窓口の運営に要する経費であります。

続きまして、(事項)国際交流推進事業費8,394

万3,000円あります。

2の外国青年招致事業1,707万円は、国が行う通称JETプログラムに参画し、当課に国際交流員を3名配置し、通訳・翻訳業務や各種国際交流事業に従事させるものであります。

3の海外国際交流推進拠点整備事業負担金1,400万円は、財団法人自治体国際化協会が行う国際化推進事業への分担金であります。

次の6、改善事業「多文化共生地域づくり推進事業」2,737万2,000円は、宮崎県国際交流協会に委託し、多文化共生社会を推進するための啓発活動や外国人住民の支援等を行う事業であります。

9の新規事業「ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

続いて、一番下、(事項)海外技術協力費562万円は、改善事業「海外技術研修員・留学生受入交流事業」に要する経費でございます。

開発途上国から技術研修員を受け入れ、県内の大学や試験研究機関等において研修を受ける機会を提供するとともに、本県出身ブラジル移住者の子弟を留学生として迎え、県内の大学等で学ぶ機会を提供する事業でございます。

次の52ページをごらんください。

(事項)私学振興費58億4,110万2,000円あります。これは、私立学校の振興のための助成及び指導に要する経費でございますが、主なものといたしまして、まず1の私立学校振興費補助金38億6,545万6,000円は、学校法人の経常的経費に対する補助等を行うものであります。

次の4、私立学校退職金基金事業補助金7,458万6,000円は、公益財団法人宮崎県私学振興会が行う、私立小・中・高・幼稚園・専修学校・各種学校の教職員のための退職金基金事業に対す

る補助を行うものであります。

次の11、私立高等学校等就学支援金17億8,797万8,000円につきましては、平成26年度から制度の内容が変わるため、後ほど常任委員会資料で説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の常任委員会資料、26ページをお開きいただきたいと思います。

新規事業「ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景であります。

ブラジル宮崎県人会が主催する県人会創立65周年及び県人ブラジル移住100周年記念式典に、知事が団長として参加するとともに、式典の実施を支援するものであります。

2の事業の概要であります。

事業費は1,314万1,000円、事業内容といたしましては、訪問団派遣、在伯功労者の表彰、記念式典開催費補助及び県人ブラジル移住100周年記念神楽派遣への補助となっております。

3の事業効果についてでございますが、ブラジル在住宮崎県関係者とのきずなをより強固なものにするるとともに、新たな交流の機運を醸成することができると考えております。

次のページをごらんいただきますと、現在、想定している日程表であります。

8月20日に出発いたしまして、5日目の8月24日に記念式典に参加いたしまして、8月27日に帰国する7泊8日の旅程としていただいております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

私立高等学校等就学支援金についてであります。

御承知のとおり、平成22年度から高等学校の授業料無償化が開始され、私立高等学校については、私立高等学校等就学支援金制度が導入さ

れました。

4年間を経過いたしまして、今回の法改正により、平成26年度から学年進行ではありますけれども、所得制限制度が導入されるとともに、低所得者世帯に対する支援金の増額措置が盛り込まれました。

2の事業概要でございますが、予算額は17億8,797万8,000円、昨年度と比較いたしまして3億1,100万円の増額でございます。

財源は、国庫支出金17億2,244万8,000円、一般財源6,553万円となっております。

事業内容のアの就学支援金につきましては、支給対象はごらんとおりでございますが、支給額等については、次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。上のほうが現行制度であります。就学支援金11万8,800円は、高等学校等に在籍する生徒全員に支給され、収入に応じて2倍加算、1.5倍加算があったところであります。

見直し後は、下のほうの図になりますけれども、まず、「所得制限」についてであります。図の右側に「支援なし」の部分がありますように、夫婦・子供2人の標準世帯で年収910万円以上の世帯は、就学支援金を受けられないこととなります。

次に、私立高等学校の低所得世帯の生徒等に対する支援の拡充でありますけれども、標準世帯で年収250万円未満は2倍加算が2.5倍となり、年収250万円以上350万円未満の世帯は1.5倍加算が2倍加算となります。年収350万円以上590万円未満の世帯に、新たに1.5倍加算の対象となります。

宮崎県の私立高等学校の平均授業料は、平成25年度で年額約26万3,000円でございますので、2.5倍もしくは2倍加算対象者につきましては、授

業料の全額もしくはそのほとんどを、この制度で賄うことができることとなります。

28ページに戻っていただきまして、事業内容のウ、奨学のための給付金であります。もう一度、右側の別紙をごらんいただきたいのですが、見直し後の年収250万円以下のところ、2.5倍加算の上部に奨学のための給付金とあります。これは、教科書費、教材費、学用品の購入等のために支給されるもので、返還義務のない給付金であります。最大、年間1人13万8,000円の支給を行うこととしております。

なお、この奨学のための給付金事業は、県が実施する事業となりますが、国がその3分の1を補助することとなっております。

次に、特別議案についても御説明させていただきます。

「平成26年2月定例県議会提出議案（平成26年度当初分）」、こちらの冊子をごらんいただきたいと思っております。

まず、目次をごらんいただきたいと思っております。

今回、文化文教・国際課は、消費税法の改正に伴い、宮崎県立芸術劇場の利用料金及び芸術劇場使用料の改正をお願いしております。

関係する議案は、目次の1ページ、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、及び次のページの議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

宮崎県立芸術劇場は、指定管理者制度が導入されておりますが、公の施設条例により、指定管理者が収受することができる利用料金の上限が設定されております。

また、手数料徴収条例は、指定管理者制度が契約解除等により廃止された場合に適用され、公の施設条例と同じ項目で県が徴収することが

できる芸術劇場使用料の規定があるところですので。

それでは、まず議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

冊子の293ページをごらんいただきたいと思っております。

当該条例の改正前改正後対照表を掲げております。

次のページに、別表第四がございまして、公の施設の利用料金の上限額について、対照表のとおり改定することとしております。

県立芸術劇場につきましては、308ページからコンサートホール、312ページに演劇ホール、316ページからイベントホール、319ページから大練習室などの、120項目にわたって改正を予定しております。

次に、議案第22号についてであります。

63ページをお開きいただきたいと思っております。

ここに使用料及び手数料徴収条例の改正前改正後対照表を掲げております。

芸術劇場使用料につきましては、68ページの別表第一の2に、先ほどの公の施設条例と同じ項目が74ページまで、その新旧対照表を掲げておりまして、公の施設条例が定める利用料金の上限額と同額を、県が徴収することができる使用料として改定を予定しているところであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。説明につきましては、お手元の常任委員会資料に基づき説明させていただきます。

37ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正理由でございまして、消費税率の引き上げに伴い、指定管理者が収受できる利用料

金の上限額を改定するものであります。

まず、(1)の改定を行う区分でございますが、先ほど議案をごらんいただきましたように、ホールや入場料、時間帯などに応じて設定しております120の料金区分全てが改定の対象となります。

次に、主な利用料金の額でございますけれども、例えば、コンサートホールの場合、入場料の徴収なし、平日の全日の利用で、改定後の利用料金が15万5,820円以下と4,320円の増額となります。

なお、計算に当たりましては、10円未満の端数を切り捨てとしております。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場は、知事の承認を得て、その利用料金を設定しています。大部分は上限額と同額に設定しておりますが、県民の利用の多い練習室等については、その7割から8割に設定しているものもございます。

条例の改正が承認された場合、財団は、今回の改定に基づき、利用料金の変更について知事に承認を求めてくることとなります。

財団の平成24年度決算における利用料金収入額は、約5,270万円であります。この額を基準とした受け取り消費税額は、計算上、約251万円から約402万円と1.6倍に増額されることとなります。

なお、10円未満を切り捨てた影響額を約14万円の負担増と推定しておりますので、実際の受け取り消費税額は、402万円から14万円を差し引いた約388万円余りとなります。

続きまして、委員会資料35ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例について」であります。

この条例の改正は、公の施設条例が定めた利用料金上限額を県が徴収する場合の使用料としている以外、公の施設条例の改正と全く同一の改正でありますので、説明は省略させていただきます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○田村人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをごらんください。

人権同和対策課の平成26年度の一般会計当初予算額は、総額で1億3,824万5,000円で、前年度当初に比べて426万1,000円の減、率にしまして約3%の減となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

55ページをお開きください。

下から2番目の(事項)人権同和问题啓発活動費2,543万8,000円であります。これは、県民の同和问题を初めとするさまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1の人権ハートフルフェスタ事業についてであります。人権に関する詩の朗読等を行うイベントの開催を通じまして、感性と理性に訴えかける事業を展開することによりまして、県民が、人権問題を自身の問題として考え、感じ、行動するきっかけとしていただくものです。

2の改善事業「人権が尊重されるみやぎづくり啓発推進事業」につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で説明いたします。

次に、一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費2,458万6,000円でございます。

これは、本県の人権教育・啓発の基本方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に開設しております宮崎県人権開発センターを拠点としまして、県民が主体的に人権啓発に取り組むためのリーダーを養成する研修や、家庭教育学級、企業等の研修で使用できる視聴覚教材の整備、人権問題に関する相談、情報誌の発行、人権ホームページによる情報提供等の事業を実施するものであります。

そのほか、次のページ、56ページの2、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」改定事業や、4の市町村への委託事業であります、地域人権啓発活動活性化事業を実施いたします。

続きまして、改善事業「人権が尊重されるみやざきづくり啓発推進事業」について説明いたします。

常任委員会資料の31ページをお開きください。

1の事業の目的・背景にありますとおり、いじめや虐待、インターネットにおける人権侵害などさまざまな人権課題に対応するため、行政はもとより企業等も含めた地域社会全体で、さまざまな手法で人権啓発活動を展開するものです。

2の事業の概要でございますが、予算額は2,016万5,000円でございます。

事業期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間を予定しております。

事業の内容ですが、子供から高齢者までのあらゆる世代に対し、さまざまな媒体を活用して、また、市町村、NPOや企業・各種団体と連携し啓発を行いまして、人権への関心が低い、あるいは無関心な方々へも訴えていく啓発に取り

組んでいくものです。

具体的には、従来から行っております事業としまして、4の事業の内容の①に掲げております、人権啓発強調月間や人権週間における集約的な啓発、②の児童・生徒を対象とした、作文などの人権に関する作品の募集、③のテレビ・ラジオにおける啓発CMの放送や⑤の啓発資料作成・配布を行いますとともに、新たに④の人権啓発パートナー事業としまして、スポーツ組織などと連携し、スポーツイベントの場での啓発を行うなど、人権に関する講演、研修会だけでなく、多くの人に参加するさまざまな機会を利用して、人権への関心を高めていきたいと考えております。

3、事業効果にありますとおり、本事業は宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業であります。

人権啓発は、行政のみの取り組みでは限界がありますので、協議会の構成団体である関係機関や企業・団体等との一層の連携を図り、草の根的にさまざまな啓発手法を活用し、幅広い年代の方々への啓発活動を展開することで、人権が尊重される宮崎県づくりを推進していきたいと考えております。

人権同和対策課の当初予算につきましては、以上でございます。

○甲斐情報政策課長 情報政策課の当初予算について御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の57ページをお願いいたします。

情報政策課の平成26年度一般会計当初予算額は、9億491万3,000円をお願いしております。これは、平成25年度当初予算と比較いたしまして95万2,000円の増、率にして0.1%の増となっております。

それでは、主な内容について説明をいたします。

59ページをお願いいたします。

上から2番目の(事項)行政情報化推進費1,226万9,000円であります。これは、職員の情報技術能力向上のための研修や、庁内でインターネットによる行財政情報サービスを利用するための経費であります。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費の8,099万7,000円であります。これは、全庁で使用しているパソコンのうち、情報政策課において負担している分の経費でございます。

次に、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費の2億6,490万5,000円あります。これは、説明欄の3にあります県庁LANや、1枚めくっていただきまして、60ページの一番上の4にあります、全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワークの維持管理等のための経費でございます。

続きまして、その下の(事項)電子県庁プロジェクト事業の3億7,738万円あります。これは、電子行政を推進する上で必要な情報システムの維持管理等に要する経費であります。

主な内容を説明いたします。

説明欄1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億5,208万7,000円は、県と市町村が連携して電子行政を進めるための協議会への負担金でありまして、職員の研修や施策の研究、宮崎情報ハイウェイ21の共同運営のための費用となっております。

3のサーバー管理委託事業の9,483万円は、情報システムの安全性を高めるため、民間のデータセンターに置いている県の各種システムのサーバーの管理を委託するための経費でございます。

4の行政情報システム全体最適化事業の5,058万8,000円は、県のさまざまな情報システムについて、サーバーやシステムの統合を進め、全体として経費の削減や事務の効率化を図るものでございます。

7の改善事業「情報セキュリティー対策推進事業」の365万3,000円は、サイバー攻撃や情報漏洩のリスクから本県の情報資産を守るため、標的型メール疑似訓練や情報セキュリティーの外部監査等を行い、情報セキュリティー対策の推進を図るものでございます。

8の新規事業「社会保障・税番号制度システム整備事業」は、後ほど常任委員会資料で説明をいたします。

9の改善事業「ICT業務継続計画高度化事業」の97万2,000円は、情報システムの所管課が策定いたしましたICT業務継続計画の運用状況の監査を行い、運用の改善を図ることにより、計画の実効性の維持・向上を図るものでございます。

次に、2番目の(事項)地域情報化対策費の6,491万7,000円あります。説明欄1の情報通信基盤整備対策費の(1)宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業の2,738万8,000円は、県が所有します光ファイバーの保守やインターネットの接続料に関する費用でございます。

次に、説明欄2の電気通信格差是正対策費の(1)携帯電話等エリア整備事業の3,752万9,000円は、情報通信格差を是正するため、携帯電話の施設を整備する市町村に対し、その費用の一部を助成するものでございます。

続きまして、主な新規・重点事項について説明をいたします。

常任委員会資料の32ページをお願いいたします。

新規事業「社会保障・税番号制度システム整備事業」であります。

1の事業の目的・背景につきましては、平成25年5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステムを整備するものでございます。

2の事業の概要であります。

(1)の予算額は2,411万円。(2)財源は全額国費であります。(3)の事業期間につきましては、①の調査・設計を26年度に、②のシステム整備を27年12月までにそれぞれ行います。それから③の連携テストを28年1月以降に実施し、④の他の行政機関との連携が29年7月に開始される予定でございます。(4)の事業内容につきましては、中間サーバーと統合宛名システムの整備でございますが、これにつきましては、34ページの資料をごらんいただきたいと思います。

図の右下の太線で囲ってあります都道府県・市町村の枠の中の左上のところに、中間サーバーというものがございしますが、これは、国の情報提供ネットワークシステムと県の各システムをつなぐ役割をいたします。

その中間サーバーの右下に、団体内統合宛名システムというものがございしますが、これは、県のさまざまなシステムで扱っている個人情報を一元的に管理するために整備するものでございます。

32ページに戻っていただきまして、3の事業効果でございますが、行政窓口のワンストップの実現など、行政サービスの向上につながるとともに、33ページの表にありますような、社会保障、税、防災の分野におきまして、給付と負担の公平化や災害時の支援等が効率的に行わ

れることが期待されております。説明は以上でございます。

○内村委員長 ただいま各課長の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時50分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

今、説明が終わりましたけれども、これからこの質疑については、あすにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、あしたの10時からお願いいたします。本日は以上で終了いたします。

午後3時51分散会

平成26年 3 月 13 日 (木曜日)

情報政策課長 甲斐丈勝

午前10時0分再開

会計管理局

出席委員 (8人)

委員長 内村仁子
副委員長 渡辺 創
委員 坂口博美
委員 井本英雄
委員 丸山裕次郎
委員 十屋幸平
委員 鳥飼謙二
委員 凶師博規

会計管理者 梅原誠史
会計管理局次長 阿南信夫
局参事兼会計課長 山口博久

人事委員会事務局

事務局長 内栞保博秋
総務課長 吉本佳玄
職員課長 渡邊浩司

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

監査事務局

事務局長 緒方 哲
監査第一課長 花坂政文
監査第二課長 児玉久美子

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 土持正弘
総合政策部次長
(政策推進担当) 永山英也
総合政策部次長
(県民生活担当) 舟田美揮子
部参事兼総合政策課長 金子洋士
秘書広報課長 片寄元道
広報戦略室長 藪田 亨
統計調査課長 稲吉孝和
総合交通課長 奥野信利
中山間・地域政策課長 川原光男
フードビジネス
推進課長 井手義哉
生活・協働・
男女参画課長 松岡弘高
交通・地域安全対策監 野元猛敏
文化文教・国際課長 菓子野信男
人権同和対策課長 田村吉彦

議会事務局

事務局長 田原新一
事務局次長兼総務課長 山内武則
議事課長 福嶋幸徳
政策調査課長 佐野詔藏

事務局職員出席者

政策調査課主査 藤村 正
議事課主任主事 野中啓史

○内村委員長 委員会を再開いたします。

委員会の冒頭において、委員会の進め方について案のとおり決定したところでございますが、審査を円滑に進めるため、総合政策部の第3班の審査中ではございますが、前、終わりました全課入室の上で審査を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

なお、班ごとに審査した上で総括質疑を行う流れについては、変更はございませんので、念のためにお伝えいたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。きのうに引き続き、総合政策部の審査を行います。

昨日は、第3班のところの説明まで終わっておりますので、その後の議案の質疑についてお受けいたします。第3班についての質疑はありませんでしょうか。関連質問のほうを先に一緒にやっていただいてから、ほかがあるときはまた進めさせていただきます。

○凶師委員 情報政策課のほうにお伺いしたいんですが、予算資料でいいますと59から60あたりにかけてになると思います。行政情報システムの整備運営事業から電子県庁プロジェクトにかけてですが、いわゆる電子県庁化についてどのあたりまで進められていこうという考えがあるのかをお聞きしたいんです。実際、以前——もう、当時からすると、知事も部長も課長も全然かわってらっしゃって——私も質問させていただいたときは、もう電子県庁化は進めませんと。ただ、電子化していく部分については、文書の保存に関しては、もうペーパーレス化を進めて電子化をしていきますというような答弁をいただいたことがあったんですけども、もう方針が大きく変わってまして、また内容を見ますと、マイナンバー制も絡んでくるということでも推進していかれるっていうのは、もうこの予算で

十分わかるんです。特に今、市町村との連絡協議会運営事業なんか大きく予算が割いてありますけども、今後、どこまで、例えば大阪とか佐賀は、もう100%、この電子県庁化が進んで、ペーパーレス化ももうはるかに今、進んでいるわけです。こういう議案書についても、もう一々こういう紙ベースではなくて、タブレットの中でやりとりをするというようなところまで進んできておるんですが、本県が目指す電子県庁っていうのはどこあたりまで描かれてるのか教えてください。

○甲斐情報政策課長 宮崎県には宮崎県電子行政推進指針というのを持っておりまして、内容的には行政サービスの向上でありますとか、効率的な行政運営、それから安全・安心の確保というようなところに力点を置いておるわけでございますけれども、委員が言われました、どこまで進めるのかっていうのに質的なものとか、量的なもので非常に差があると思うんです。例えばe-Japan戦略が始まったころに、例えば行政の電子化といったときに、1人1台パソコンを持たせて電子的な処理をしますよっていうようなことは、もう行き届いておりますので、皆さんに渡すようなことはもうないと思います。改めて、新たな機械を一人一人に渡すというようなことは、そうはなくなってくると思います。

ただし、シンクライアントっていういいまして、例えば1つのパソコンにいろんな情報、今ハード的に持っているんですけども、そういうものをなくして、外に持っていても情報の漏えいがなくして処理ができるような機能でありますとか、今、ペーパーレスっていうことをおっしゃいましたが、タブレットを持って、紙を使わなくてよくなるようなとか、そういうものは導入していく可能性もあると思います。

それから、オープンデータっていうようなことがございまして、行政の持っているいろんな、例えば納税情報とか、いろんなたくさん、例えば道路の情報とか、地理情報とかいっぱいありますけども、そういうものを活用して行って、あるいはどういうものなら公表できるかっていうことを考えて、それを産業の振興に役立てるとか、あるいは行政のサービス向上に努めるとか、そういう方向性は今後あるかと、そういうふうに考えております。

○図師委員 以前のことを引き合いに出す必要がないのかもしれませんが、じゃ、何で電子県庁化は進まないのかっていう話をしたときに、財政的なものもありますけれども、要は、設備の更新よりも、職員のほうの機能を使いこなせるための教育のほうが追いつかないんだというところ——例えば入札のときなりに出てくる設計図面なり、ああいうものはもう電子化することすらできないという内容があったんですけども、今はそのようなものも電子化されていくわけです。ですから、要は使いこなして、また、市町村と連携をさせていくというための取り組みっていうことは、同時に進んでいかななくては。ハードだけが進んでも、この電子県庁化は進まないわけであって、ソフトの取り組みっていうの、何か考えてますかね。

○甲斐情報政策課長 恐らく、今、委員がおっしゃられたのは、前、電子決裁をやったときのことだと思います。電子決裁自体は電子的にできるんですけども、その添付書類が非常に多くて、例えば図面がいっぱいありますよとか、そういうものについては、なかなか電子的な処理ができないっていうようなことがございました。能力というよりか、そういうふうにまだ追いついていない、使い方が追いついてないって

いうような部分は確かにあったと思います。

ただ、先ほどおっしゃいましたように、タブレット型のようなものにどんどん情報を送り込むというような手法も今、できております。ただ、ハード的なものがありますんで、かなり費用もかかるんですけども、県庁のいずれかにサーバーを置いて、そこに情報をどんどん入れて、それを会議の場で、みんながそのページをめくるっていうか、電子的なページで見ていくと。そういうことが技術的には可能になってきてます。ただ、まだこれもなかなか、理想的にはできるんですけども、我々が一世代遅いのかなという感じもいたします。それこそ、若いころからそういう電子的な環境になれた職員が意思決定に入ってくる時点で実用化するのかなという感じはしてます。どうしても、我々紙で育てております。文章直すにも紙がいいという、そういう習性が身につけておりますんで、そういう点はあるかと思えますけれども、いずれにしろ、先ほど申しあげましたシンクライアントであるとかタブレットであるとか、そういうもので会議を進めていくとか、そういう方向では進んでいくものと考えております。

○図師委員 正直な御答弁でありがたいと思います。やはり当時の答弁も本当そのような内容だったんですね。今、もし電子化が進んだら逆に機能がとまってしまうと、県庁の決裁の流れがとまってしまうということと、あと、その電子化をする作業に費用がかかってしまうということで、なかなか積極的な答弁はいただかなかたんです。おっしゃるとおり、国が進めるこの電子化の流れはもうとまらないと思われまして、ジェネレーションギャップを越えて、やはり管理職の方々もやはりこの流れにはぜひ乗ってきていただく、組み入っていただくということが

必要でしょうし、これがまた、市町村に行くと、さらにその障壁は高くなってくると思われます。繰り返しになりますますが、教育とかトレーニングというところの予算を今後、割いていかれるほうがいいんだろうなと思いますが。

○甲斐情報政策課長 実は、ある県で幹部会議を、部長さんと知事さんとの会議、庁議みたいなもので、タブレットを使って会議をしましょうっていうのを始めてる県がございました。ただ、なかなか部長さんたちもそれについてきてなくて、その中で一番この人はITが弱いだらうという人のレベルに合わせて構築し、ようやく今回ってるといような話を聞いてます。そういう、実はいろいろ我々も、庁外でも使えるようなタブレットを何とか導入したいとかいろいろ思ってるんですけども、財政的な障壁があつてまだ入っておりませんが、いずれというか、将来的には必ずそういう取り組みもやっていきたいと考えております。

○図師委員 ありがとうございます。そしたら、その取り組みをやれば今後も注視していきたいと思えますし、やっぱり我々もどんどんそれを取り入れていくような、何か提案をさせていただきたいと思っております。

その一つに、この60ページの社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度でありますけども、これも国の担当課のところまで行って、国のビジョンなりをレクチャーを受けてきたことがあるんですが、やはりこれも、どういうサービスまでを包含していくのか。また、住民の方と双方向で情報のやりとり、自分から情報をとるということができていく制度ですので、セキュリティーの問題もありますし、やはり、業者と、どういう機能までを附属させていくかっていうところも、非常に各県によって、もうスタート

してるところもあれば、我が県のようにこれからのところもあります。ですから、どういうサービスの全体像を考えられていらっしゃるのか、そのあたり、資料以外で何かあれば教えていただきたいんですが。

○甲斐情報政策課長 実は、資料の中に中間サーバーとか統合宛名システムとかありますけれども、これがまず、できなければ情報連携できないんです。国のほうで予算、これは10分の10、国費でありますよということになってるんですけども、なかなか予算が完全に確保できていないとか、それからシステムの仕様を早目に出してきてたんですけど、これがなかなか出てこないとか、国のほうも若干混乱があると思います。各県もいろいろでこぼこありまして、ちょっと早くスタートしようとした県は、国から「待た」が出たり、そういうこともございます。

それから、情報セキュリティーに関しましては、例えば韓国やアメリカで成り済ましがあつて、ほかの人のものをとったとかいうようなことがあります。これに関しても、その反省を踏まえて、カードの中に入ってるICチップと顔写真、それからパスワードとか、そういう何か、かなりセキュリティーの高いものをつくらうとしております。それから、制度的に申し上げても、いろんな各機関が持つてる情報を一遍に、芋づる的に引っ張り上げることはできないようなつくり方とか、あるいはアクセス制限とか、それから、もし不正に情報を使用したときに罰則を強化するとか、その辺の対策は打たれようとしてるところでございます。

じゃ、何に使うかという、もうこれざつくりとしたことしか資料に書いておりませんが、実は、これにつきましても細かいことは政令、省令で定めるということになっておりま

して、まだ、具体的に、これとこれとこれって
いうのが決まっているわけではございません。

○図師委員 このマイナンバー制によって、さ
まざまなサービス、住民サービスの利便性が図
られることになるんですが、中には、課が違い
ますけども、総合交通課のほうにも絡んでくる
んです。例えばバスなり電車に乗るときのカー
ドとの併用ができるようなサービスになってた
り、そういう自治体があったりするわけです。
ですから、先進地の事例を十分に取り入れなが
ら、また、そういう、国からストップがかかる
ような事例も十分情報収集しつつ、県民にとっ
てよりよいナンバー制度になっていけばいいな
と思います。

また、私も勉強していろいろ提案させていた
だければと思います。以上です。答弁はいいで
す。

○十屋委員 生活・協働・男女参画課の44ペー
ジで一番上の、犯罪のない安全で安心のまちづ
くり促進事業で、青パトの支援というふう
にちょっと聞いたんですが、警察が把握して
る各署の管轄の中でのパトカー、また青パ
トの台数とか、それぞればらつきがあるん
ですけど、この部分は、どういう形で支
援されるのか。

○野元交通・地域安全対策監 今回の青パ
トの事業なんですけれども、これについま
しては台数が、警察のほうで把握して
る台数が569台、25年度の台数として
ございます。青パトについては、基本
的には回転灯をつけながらパトロール
するわけなんですけれども、この際
にマグネット式の防犯ステッカーとい
うものを見えるように装着して巡回
しながら防犯パトロールをするとい
うことになっております。この枚数、
これを今年度補助すると、支援して
いくという考えでございませ

現在これについては、全ての青パトを申請す
る時点でマグネット式のステッカーを既に所有、
保有というか、持っていなければならないとい
うことから、老朽化する車両もあり、このステ
ッカー等が老朽化することも考えられますので、
そういうことを考慮した上で、来年度になりま
して応募をかけて支援していくというこ
とを考えております。

○十屋委員 今、所有していなければならない
というのは、当然ステッカーを張って
いくというイメージなんですかね。当然、
運転される方はボランティアでされたり、
社協がされたり、いろんな立場の方が
されると思うんですが、市役所にあ
たりして、そこに行って乗りかえて
2人1組ぐらいで回られるんでしょ
うけど、そういうときにそのステ
ッカーをわざわざ張って回
るんですか。

○野元交通・地域安全対策監 車両については、
警察官が所有してる白黒のパトとか、それと、
例えば市役所であれば公用車、普通の、
外観上は白黒ではない公用車に青色の
マグネット式の回転灯を装着するとい
う車両もございませ。したが
いまして、先ほど言いました
マグネット式のステッカー、
これを、巡回する場合に装着
して巡回するというか、防犯
パトロールに当たることが
法で定めております。

○十屋委員 僕らがイメージしたのは
白黒の、回転灯も既について
るやつを青パトと想像して
たんで。もうそれは既にあ
るから、改めてまた何か
装着するのかなというふう
に思いました。わかりまし
た。そうじゃない車にち
ゃんとつけていくという
ことですね。わかりまし
た。

それともう一つ、45ページの女性の
チャレンジ応援事業で315万
なんですけど、これは、今
回、いろんな人財づくり
ということで大きな重点政

策の中で出てくるんですが、そことの関連はどうなるんですかね。

○松岡生活・協働・男女参画課長 このチャレンジ応援事業の予算につきましては、人財づくりの一環の中にはもちろん入っております。ただ、基金の使用からはちょっと別枠で当初予算化したものでございます。

○十屋委員 特別女性にチャレンジしていただくってというのは、起業をするとか、いろんな活動があるんですけど、例えばどういうふうなことをお考えなんですかね。

○松岡生活・協働・男女参画課長 このチャレンジ応援事業では、これまでも、例えば、今、委員おっしゃいましたように、女性が再就職されますとか、起業したいとか、あるいはキャリアアップを図りたい、そういった相談に応じたり、あるいはいろんな情報を提供する窓口を、男女共同センターのほうに相談員を1名設置しております。今、そういった取り組みでありますとか、あるいはホームページでもチャレンジサイトというホームページを持って、いろんな支援事業の情報提供をしております。また、県庁の関係課、商工団体あるいは労働局、そういった支援、そういう組織を連絡協議会という形で立ち上げておまして、その協議会の中でそういった女性の支援をしていくような取り組みも行っております。

○十屋委員 次に、文化文教・国際課で、県立芸術劇場、相当、20年経過して、管理運営のところで大規模改修っていうのが9,300万あるんですけど、ことしは、特にどういうふうな改修をされる予定ですか。

○菓子野文化文教・国際課長 今回の改善ですけども、一番大きなものは演劇ホールの調光基板の更新ということで、これが2億6,200万円

お願いをしております。この調光基板っていいますのは、演劇ホールに照明器具がございます。光と闇で舞台を演出すると、そういった器具でございすけど、それに演劇劇場は450回路の照明回路を持っております。それを集約しているのが調光基板というものでございまして、16台ございます。そして、それらを調整するといえますか、プログラムを与えるのが主幹盤と言われるものでございます。これは、平成5年11月22日に県立劇場開館いたしましたけれども、それから20年、ずっと使い続けていました。償却期間が、実を言いますと15年間ということになっておまして、かなり、だましまし使ってきたんですけども、そろそろもう更新しないと、現場の方々からは「ちょっと危ないぞ」というふうに言われておりますので、今回、予算要求をさせていただいたところです。ほかに若干ずつの修改善がございす。

○十屋委員 今、調光基板ですかね、その話をされたんですけど、ほかの施設整備っていうか、備品も含めて、これから相当手を入れていかなきゃいけないというふうに考えるんです。そういう面で計画的に、年次的に、これやられるんでしょうけど、そうしたときに財政的なものも当然あって、手がつけられるところと次年度に回すところというのはあると思うんですね。そういう計画とかは、こっちの総合政策のほうでするのか、向こうの委託されてる方の管理、芸術劇場のほうでされるのか。どちらがされるんですか。

○菓子野文化文教・国際課長 この大規模修繕につきましては、県の責任ということで県が予算化いたします。ただし、執行については、劇場のほうに委託して行うということになっております。

ちなみに、この舞台周りですとか設備のメンテナンスですとか管理システム、こういった躯体とは別にいろんな設備があるわけなんですけど、そういった更新の計画っていうのを平成18年に調査いたしまして立てております。今後補修が必要だと考えておりますのが、平成19年から平成38年の20年間で、合計で19億1,300万程度。設備メンテで4億7,400万、舞台周りで13億7,400万、管理システムで4,000万、パイプオルガン等で2,400万というふうに考えております。20年間でございますので、年間約1億円程度の補修費が必要だと、大規模改善が必要だというふうに考えております。

その財源でございますけれども、平成24年度に宮崎文化振興基金というのをつくっております。20億円の基金ができておりますので、そういった中で財源を捻出していくということで、計画的に平準化をして、余り財政的にも負担がかからないような形で設備のメンテをしていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 文化的なことはもうちゃんとやっておかなきゃいけないという理解のもとでちょっと質問させていただきましたけど、結局ずうっと年次的にやって平成三十何年、そしてまたもとに戻って、またここが悪くなってって、そのずうっとやっていかなきゃいけないということですね。こういう場合、今回も相当な額なんですけど、こういう改修のときはもう当然随契か何かですか。

○菓子野文化文教・国際課長 この執行自体は、うちが直接するというよりも県立芸術劇場のほうで、どこがどういうふうに悪くなっているということを見ながら随時契約をしていくっていうことです。ですから、県から芸術劇場のほうに委託するときには随契であります。ただ、県立

芸術劇場が発注するときには、当然ながら入札を原則にするという形でございます。

○十屋委員 わかりました。

○坂口委員 今の関連してですけれども、初期投資も相当なもんだったんですけど、かなりの管理費が要るっていうこと、これは県民の財産だから、問題は運用だと思うんです。当然質の高いアイザックさんに始まった。そして、この協会運営の理事をされるような文化にたけた人っていうんでしょうか、そういう人たち向けの、さまざまなイベントの発信っていうのも必要だと思うんです。やっぱり県民に物すごく、もう理想は、今113万ですか、114万ですか、県民全てがやっぱ生涯のうち何度かあそこに通って、やっぱいいわなって、もう立派な建物じゃったとぐらいでもいい思うんですよ。盆踊りをあそこでさせてもろたわでもいい思うんです。やっぱり公が、いわゆる県税を突っ込んでやった県民向けの文化拠点ですから、そこらはどんなぐあいに基本的にやられてるのかっていうのと、裾野がどれぐらいまで広がってるか、それをどういう手法で把握されてるのかっていうことをちょっとお聞きしたい。

○菓子野文化文教・国際課長 この芸術劇場は、本県文化の振興の拠点というような位置づけで考えております。

ただ、各コンサートのアンケートをとってございまして、この中で宮崎市と宮崎市外の方々がどの割合で来てらっしゃるかということなんですけど、宮崎市内が7割、あとが宮崎市外の方がおいでいただいているということがございます。拠点地域に県北の方、そして県西の方がおいでいただくっていうのは非常に大変なことだと思うんですけど、そういった実態でございます。

芸術劇場といたしましては、やはり拠点とし

での文化の振興をやはり各地域に普及していくというようなこともございまして、アウトリーチ事業ですとか、そういったさまざまな工夫をして、可能な限り県内全域にこういった拠点活動の波及効果が出るようにしていきたいなと思っております。

○坂口委員 やっぱ裾野を広げるっていう視点が欠けてると思うんですね。自然の流れに任せて、まあ地区外からも遠くからも見えてるよって言うけど、リピーターがどれぐらいいたのかと。初めて経験した人がどういった、年代とか職業とか居住区とか、そういったもの、さまざまなものを分析しながら、やっぱり宮崎で生活する人は、せめて何度かはそこに足を向けさせるよっていうことでないと。やっぱりこれだけの莫大な投資と管理をやっていくわけですから、そこは基本的な運営方針の中で、小学時代あるいは幼少時代に質の高い経験したことによって世界的なやっぱりそういった文化人になるっていうの、これは大変やっぱり価値あることだと思うんですね。宮崎県の財産っていうものに触れてみたけど、この文化拠点っていうのはすばらしかったよっていうのを県内くまなくの人が、そこにやっぱり何らかで足を向けさせられるような仕掛けっていうのを僕はやっていくべきじゃないか。運営方針のその基本を決める理事、理事会の人たち、ここにやっぱりそういう感覚を持たせないと、あんまり詳しくは知らないんですけど、外から見ててどうも裾野の広がりがないというようなことですね。だから、いろんな仕掛けを積極的にやってって、どういう運営方針でいくか。それが正しいかわからないですよ。僕の感覚としては、レベルを求めるものと裾野を広げるっていうことを求めるもの、県民共有の財産として運営させていく、これを基本に、

どこに受託をさせようと、その方針っていうものはしっかり持って、その枠の中で運営をさせないといけないんじゃないかなって、広がらないんじゃないかなっていう気がするんですけど。

○菓子野文化文教・国際課長 その点については、私たちも認識をしております、理事会の方々にもお願いをしております。先ほどアウトリーチ事業というお話をさせていただきましたけど、県内の芸術劇場でやってるコンサートの内容を各館でやったり、あと、虹の架け橋事業というのをやっておりまして、例えば県立芸術劇場でやった劇の内容をほかの、延岡ですとか都城なんかで、ホールがございまして、そこで再現をするよっていった事業。音楽祭においても、お願いいたしまして、各ホール、地方のホールといえますか、そういったところに出かけていって、いろんな演奏をしていただくと。そういったことを実施しております。議員御指摘のように、その辺大事だと思っておりますので、今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。

○坂口委員 これやっぱり民間の企業が営利としてやってる施設じゃないよっていうことで、ぜひ、いろんな視点からいろんな開放、体験のさせ方って考えられるんですね。今、具体的に思いつかないけど。神楽はあそこでやったこともありましたよ。それに似た地域文化っていうものをそこに、やっぱり割り振ってでもそのスペースを確保してあげるとか、いろんな方法、ぜひ検討していただきたい。

これは、例えばどういったスタンスに立って、本当に質の向上、サービスの向上よって判断するよっていう行政サービスの判断の仕方、考え方によると思うんです。例えば、先ほどの電子県庁化ですね、やっぱりペーパーレスとか電子化よっていうことで、対県民よってなると、公共事業の

契約関係、そして設計図書の提供の仕方や電子納品というのは難しいよね。そういうものがサービスの向上だ、質の向上だっていう感覚で行政はやっていくけれども、本当に原点に戻ると、やっぱり公共工事なんていうのは、長持ちをして壊れなくて使いやすいものっていうものをつくってくれるのが一番いいんです。そういうのがずっと組み立て業務の中で末端の孫請、ひ孫請あたりの本当に技術にたけた、勘で仕事をやっていく人たちですね。そういう企業っていうのは、もう社長自体が汗を流して現場で働いて、何人、ただ仕事をとれたときだけ集まって行って仕事をするっていうようなところから成り立ってきてるんですよね。それをコーディネートする、あるいは現場を責任持ってやっていく代理人と専任技術者を頂点に、これやっていく。そうなったときに、じゃ、3人ぐらいのところ、県の設計図書なり何なりを電子で情報をやりとりできるかと。そうすると、総合的に点数をつけてく中ですごく悪い点数になってしまうんですね。それは発注者側の便利のよさだけなんです。そのことで本当にその質が確保されてるかっていうと、全く乖離してきてるんですね。でも、その流れの中であって、いや、電子サービスで質を向上するんだとか、利便性を図るんだって言うてるけど、大きいものをなくしてるような気がするんです。だから、さっきのように、やっぱり国が一旦その方向を示した後でちょっと待ったをかけなきゃならんように、余りにも急ぎ過ぎてると思うんです。本当の行政の質の向上っていうのは何なのか、何を提供したときに一番質のいいものを県民に対して提供してあげることができたかっていう基本を忘れたらだめだと思うんです。

だから、先ほどの電子化、電子県庁化とか、

それに対しての考え方なり、ぜひやっぱり慎重に、何も先端に行く必要は、僕個人はないと思うんですね。だから、本当に行政が県民に対してお返しすべき質っていうのは何なのか、何をやるのがやっぱり一番最高のサービスを享受してあげたことになるかっていうことで、原点に戻って判断してほしいなっていう。これはもうお願いで終わっておきます。

○鳥飼委員 芸術劇場に関連して、中学生とか小学生、高校生とか招待して何かやっていますよね。どの程度やってるんですかね。

○菓子野文化文教・国際課長 済みません。子供たちへの普及というようなことで、これまで一つのコンサートを設けまして、教育プログラムというのを実施しております。子供のための音楽会ということで、今回につきましても、県内の小学生約1,800名を2回招待いたしまして、3,600人の子供たちに音楽に触れる機会を提供するというようにしております。

○鳥飼委員 やはり僕らのときと比べるとおかしいんでしょうけど、やっぱりそういう生の演奏といいますか、そういうのを聞く機会っていうのは余りなくて、そういう意味では生の演奏を聞いて、そこからまた音楽家が育っていくんじゃないかなというような気もして、大いにそれを進めていただきたいなと思っております。

それで、文化文教・国際課のところで、私学の関係なんです、52ページに私学の予算が58億4,100万、私学振興費ですね。前年が54億っていうことで、4億ぐらいふえてるんですけども、この主な理由は何でしょうかね。

○菓子野文化文教・国際課長 この説明の欄の11、私立高等学校就学支援金17億8,700万がございましてけれども、これが3億円程度ふえてるところでございまして。ちょっとお待ちください

い。正確に申し上げますと、昨年と比べて3億1,000万ふえてるといふ、これが主な内容でございます。

○鳥飼委員 それ以外は余り変わってないという見方でよろしいですね。

○菓子野文化文教・国際課長 そうですね。平年どおりというふうに考えております。

○鳥飼委員 それで、私立高等学校就学支援金、このところが3億近く増加になってるって、委員会資料での28、29に書いてあるんですが、ここでちょっとお聞きします。まず、上のほうに現行制度というのがあって、下のほうに見直し後っていうのあるんですが、現行制度でお尋ねしますけど、私学に通ってる子供さんに対して就学支援金を、市町村民税の所得割ゼロのところは11万8,800円加算と。そんな感じでやられてるんですよね。例えば高校に出す書類とか、具体的な手続面、どういうふうにやっているのかをお尋ねしたいと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 生徒のほうから、保護者も通じてですけども、所得証明を出していただいて、2倍加算対象、1.5倍加算対象といったことを判断してまいります。

○鳥飼委員 そうすると、それは高校に出す、私学に出すわけですね。出して、学校の事務方のところで計算をして、そして文化文教・国際課のほうに請求をするということになるんでしょうか。具体的などころをお願いします。

○菓子野文化文教・国際課長 所得証明を学校のほうに出していただきます。その所得証明による認定というものが7月ぐらいになります。それまで、4月、5月、6月分については、満額を取られるところであったり、予想して減額して取ったりということもございます。認定後は全額を取られて、また還付するということも

もございますし、もう相殺して残りの部分だけいただくと。4月、5月、6月分についても、もちろん還付をするということになります。その減免した分について、県のほうに請求していただくというようなことになります。

○鳥飼委員 それで、見直し後は、ちょっと複雑になって、年収の910万以上については支援なしということで、あと、それ以外について充実をしていくということのようなんですけども、こうなると具体的な手続としては、高校生の側の、親の側の手続としてはどんなふうになるのでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 見直し後なんですけれども、生徒全員に所得証明を出していただくということになります。その中で、先ほど言いましたように、7月ぐらいまでに、どういったところにあるといった判定をしていくということになります。

○鳥飼委員 そうすると、支援がない家庭からも出しなさいということですね。

○菓子野文化文教・国際課長 はい。今のところはそういうことにしております。

○鳥飼委員 何かちょっと酷な感じもしますけど、わかりました。

それで、私学の場合の事務費と申しますか、これについては、何か出てる分があるんですか。

○菓子野文化文教・国際課長 国庫負担で、10分の10で事務費が参っております。28ページの(4)の事業内容のイに、事務交付金というのがございます。これは、県と各学校に事務費が交付されます。これは、国の10分の10で交付されるというものでございます。

○鳥飼委員 そうすると、宮崎県と、それから各学校は、その人数によって違うということな

んでしょうが、トータルで結構なんですけども、県に対する交付金、事務交付金と、それから各私学に対する交付金の額をお願いします。

○菓子野文化文教・国際課長 事務交付金は、総額で328万8,000円となっております、県の分が57万、学校分が14法人、14校分でございますけど、271万8,000円ということになっております。

○鳥飼委員 わかりました。少ないですね。気持ちだけするわけですね。わかりました。

それから、この中で、予算のところでは10分の10と、国3分の1と県3分の2の部分と、それから県単の分とあるというふうにあったんですけど、これは、どんな内訳なんでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 もう一度、28ページをごらんいただきたいと思います。ここで、一般財源6,553万がございまして、就学支援金の中で留年生がいる場合があります。国の場合は36月間だけしか交付金がないわけなんですけど、留年生に対して、県のほうでは、1年限りでございますけど、12月を限度に就学支援金を交付しているという状況でございます。その金額が113万円で、7人分を予定しております。あと、28ページの(4)のウでございますけど、奨学のための給付金ということで、これは県の事業ということになるわけなんですけど、国のほうから補助金が出ておまして、これが3分の1の補助が出るということになっております。

○鳥飼委員 わかりました。留年した7人分、出るってということですね。

それと、今の奨学金っていいですか、奨学のための給付金、説明では1人13万8,000円ということなんですけど、これ大体どれぐらい、今度の予算では見込んでおられるんですか。

○菓子野文化文教・国際課長 奨学のための給

付金は、全体額で9,660万円でございまして。この、奨学のための給付金事業につきましては、国が3分の1補助をいただけるんですけれども、国のほうの議論が続いておまして、こういった形で給付するのか、こういった形の場合に補助金がつくのかといったことが、まだ明確になってきておりません。ただ、骨格についてはこういった状況でございます。

○鳥飼委員 大体1,000人ぐらいですかね。いや、もう結構ですよ。大体、ほら、こういう該当者には全員ということで、もう当然補正もされていくでしょうけども、予算の段階では1,000人ぐらい。

○菓子野文化文教・国際課長 700人ということで積算をしております。

○鳥飼委員 わかりました。次、人権同和対策課にお尋ねしたいと思います。

同和問題の活動費とか啓発推進費とか、いろいろ掲げておられるんですけども、最近、富山でしたかね、サッカーのジャパニーズオンリーという、非常に国際的な何か差別事象というのがあったんですが、県内でのこういう事例、最近の特徴的な事例があれば説明していただきたいと思います。

○田村人権同和対策課長 委員が言われたのは、浦和レッズのサッカーの件ですかね。県内では、そういう大きな事件っていうのは起こっておりません。

ただ、法務局のほうで人権相談、人権侵犯っていうのを扱っておまして、平成25年の状況はまだ発表されていないんですけど、平成24年の人権侵犯として対処した事案は421件、宮崎地方法務局管内です。全国では2万2,930ということで、率にしますと1.9%の割合になっております。人口割からしますと、本県の人口約1%なので

若干多い状況かなというふうには考えておりません。多いのが学校におけるいじめ、それから暴行、虐待、夫婦間での妻に対する暴行虐待が多い状況になっております。

○鳥飼委員 いわゆる出自に対する差別事件とか、住民票の取得事件、いじめとかDVは県内で起きていますか。

○田村人権同和対策課長 法務局が扱った人権侵犯では、同和問題、出身に関する差別というのは、平成24年は出ておりません。ただ、隠れた事件ということで結婚差別、運動団体の活動をされている方からは、関係者のほうから結婚差別の相談を受けているといったお話は聞いているところです。

○鳥飼委員 難しい問題で、非常に地道な取り組みなんですけど、今後ともその廃止に向けて努力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○丸山委員 説明資料でいいますと44、45、消費者支援対策のことでお話ししたいんですけども、詐欺事件が結構ことしもふえてきて、25年度は過去最高になってしまったとかいうぐらいに全国で起きて、宮崎でも多いというふうに思っているんです。来年度は特に対策を強化するというのは。予算上はあんまり変わってないものだから、何らかの対策は考えていらっしゃらないのかなというのをちょっとお伺いしたいと思ってるんですが。

○松岡生活・協働・男女参画課長 予算上はごらんのとおりになっておるんですけども、さきの常任委員会でも御説明しました基金補正約2,000万つくようになっております。それとあわせて、当初予算でも国もかなり——今まではいつも補正補正の対応で、しかも1年区切って、最後ぎりぎりお願いして1年延長が連続して続

いてたんですけれども——改善が進みまして、来年度、26年度予算のほうでも基金をまたつけるということで、まだ見込みですけれども、また3,400万ほど、次の議会で計上させていただく予定です。そういった形でまた5,000万以上の基金事業も確保できますので、そういった啓発の強化も含めまして——詐欺事件はなかなか、もう犯罪ですので、どっちかという警察サイドの様相が強いんですけれども、悪質商法いろいろふえております。そういった面の対策含めまして啓発、相談事業の強化に、この基金も活用して取り組みたいと思っております。

○丸山委員 確かに、そういう詐欺事件のことが起きないように啓発をしっかりやっていただきたいということで、改めてお願いしたいというふうに思っております。

引き続き、45ページのほうに男女共同参画の推進費が出ており、本来だと十屋委員が言ったとおり、人財づくりの中で女性を活用していくというのが大きな項目に上がっている中に、新たな事業をやる必要があるというふうに考えられてはいなかったのかなというのがちょっと。せつかく20億の基金がある中に、もうちょっと強く何か打ち出してするべきではなかったのかなと思ってるんですが、あんまり当初予算、去年と比べても3,500万ですか、ほとんど変わっていないというふうになると、ちょっと何か……。本当に、声かけしたけど実際予算化されていないんじゃないかなと思ってるんで。その辺は、何らかの折衝をしたけど、結局だめだったということなのか。今後、新たなことで補正予算でも組んで何かやりたいというふうに考えることがあれば教えていただきたいかなと思ってるんですが。

○松岡生活・協働・男女参画課長 委員御指摘

のように、基金事業の26年度の事業の中では入っていないんですけども、きのうの御説明の中で企業向けのセミナーとか講演会等も開催したいというようなことを一応お話いたしました。それは、もともとこの既存事業の中で啓発事業の中の予算を使ってやる考えでもあったんですけども、別途国のほうが成長戦略っていうことで非常に力を入れております。それで、25年度の補正予算でも、こういった女性の活躍支援が打ち出されました。そのほうにも実は手を挙げておりまして、まだ、結果は出てないんですけども、ちょっと額の大きな事業もとれる可能性がありますので、そういったところで。今回はちょっとまことに申しわけない状況なんですけども、次期県議会では、女性の活躍に向けた事業を提案させていただけるのではないかと考えております。

○丸山委員 ぜひ、そういう形で、知事のほうもせっかく基金もつくって女性を支援をしていって、今後の労働力不足も見込まれているところで、そういう成長するためその辺を伸ばさないといけないということでありますので、積極的に動いていただければありがたいのかなというふうに思っております。

それと、ちょっと細かいことかもしれませんが、人権同和対策課のほうにお伺いします。54ページのほうにホームページ作成費63万円ぐらいかかっているんですが、どのようなホームページ、アクセス数があるのか。また、我々もホームページで、やっぱりプロバイダー契約すると高い、一般からすると高いなというイメージがあるんですけども、どのような活用されているのかも含めてお伺いしたいと思います。

○田村人権同和対策課長 まず、利用状況でありますけれども、平成25年度2月末現在で、閲

覧者累計が32万4,781人、それと月平均のアクセス数ですが、39万8,144件、累計でいきますと437万9,585件のアクセスをいただいております。

予算の内訳であります、サーバー使用料としまして12カ月、一月8,640円で10万3,000余、それからホームページの作成委託を行っております、これが37万6,000というような内容になっております。

○丸山委員 わかりました。これは、ちなみに、情報政策課の課長にお伺いしたいんですけど、ほかの、秘書広報課でもこういう県のホームページをやっており、非常に我々から、一般からするとすごく高いなというイメージがあるんです。情報政策課としては、このような各県、県庁が持っているいろんな課がこういうホームページ持っていると思うんですが、適当な額だというふうに認識されているのでしょうか。

○甲斐情報政策課長 こういう情報関連の委託であるとか請負については、一定金額以上のものは全て私のところに執行段階で回ってくることにしております、民間からの今、私どもが採用しております、ソフト、ITの専門家がそれを見て、一つ一つ、この価格が適当であるか、あるいは競争入札するべきじゃないとか、そういうチェックは入れておりますので、おおむね妥当なものだと考えています。

○丸山委員 わかりました。

○井本委員 一言、言わにゃいかんなんて思って。

いや、坂口委員の言いたいことを、また、もう一回言うだけのことなんですけど、私もいろいろ頼みに行ったりすると、一体誰のためにそれやっとならんだと思うことがよくあるんですね。県民のためにやっとならんでも自分たちの要請の都合でやっとならんじゃないかと思うことがよくあるんですよ。今さっきもコンピューターのペ

一パーレスの件にしても、それはより早くとか、何のために、じゃ、やるのかという。自分たちの都合のために結局やろうとして、県民がどうか……。ということをよく私は感じるがあるもんだから。これ県民のためというのが、基本的に抜けるとおかしくなる。トヨタの改善っていうのがあって、何かなぜなぜファイルというのがあり、何のためにやるのか。電子化、何のためにやるのか、ペーパーレス。じゃペーパーレス、何のため早くする。じゃ何のために早くするのかっていうのを5回、なぜなぜやっていくと、大体最後、原因が追いついて行くというのがありますけども、やっぱり最後の原点も、何のためにやるのかっていうのが、私は抜けたらいかんと思いますね。そういうことで、ちょっと少し大きなテーマで。私は土持部長にね。辞められるから、やっぱり公務員として出番もちょっとつくらにゃいかん。公務員として何のためにやってきたのか。公務員のことだけ考えるんじゃなくて、やっぱり本当に県民のというスタンスが基本的にすごい必要なんじゃないのか。ちょっと何かありましたら聞かせてもらえんかと思って。

○内村委員長 総括じゃなくていいですか。

○井本委員 今でいい。

○土持総合政策部長 もうそれは、井本議員がおっしゃるのも、まさに我々の基本でございます。電子県庁に絞って申し上げますと、いろんな申請事については、住民の皆さんが電子申請がしやすいようにということでの改善と申しますか、そういうことはどんどんやっていくと思えます。

先ほどちょっと図師議員のほうからありましたのは、いわゆる内部の文書管理システムの問題でございますが、そこはいろんな、何ていう

か、費用対効果という意味で断念をしたわけですけども、今後、簡易な形での、そういった文書管理システムには移行していただくというふうには思っております。

ただ、おっしゃるとおり、我々が行政を執行していく上では、まさに県民の皆さんにとってのそういういろんな利便性なり福祉の向上、そういったものが主眼でございますので、そこはもう仰せのことを十分踏まえながら、いろんな行政執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内村委員長 よろしいでしょうか。ほかに、議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野文化文教・国際課長 お手元に「宮崎県いじめ基本方針」、この資料が配付してあると思います。

これは、平成26年2月10日に、教育委員会において策定されまして、私立学校につきましても、この方針に基づき、いじめ問題の克服に取り組めることとなりましたので御報告したいと思います。

説明につきましては、常任委員会資料をごらんいただきたいと思えます。

39ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、方針の根拠となりました、いじめ防止対策推進法について御説明いたします。

1の法の概要でございますが、同法は、第1章から第6章までの全35条で構成され、平成25年9月28日に施行されたところです。

(1)の総則では、アのとおり、「いじめ」の定義を、最後の行でございますけど、「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じて

いるもの」としております。

(2) のいじめ防止基本方針であります。いじめの防止、早期発見、対処のための施策を総合的かつ効果的に推進するために策定されるもので、アのとおり、国、地方公共団体、各学校の管理主体ごとに定めることとなっております。国、学校には策定義務が、地方公共団体には策定の努力義務が課されております。

また、イのとおり、地方公共団体には、関係機関の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会や実効的な対策を行うための教育委員会の附属機関設置の努力義務が課されております。

(3) の基本的施策・いじめ防止等に関する措置であります。アのとおり、基本的施策として、①いじめ防止措置、②早期発見のための措置など、7項目について、それぞれいじめ防止基本方針に規定することとされています。

また、イのとおり、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等により構成される組織を置くこととされております。

そして、ウでは、個別のいじめに対して学校が講じる措置等について定めております。

(4) 重大事態への対処等についてであります。

重大事態とは、児童生徒の自殺や30日以上の不登校等ではありますが、アのとおり、学校、学校の設置者は組織を設けて調査を行うものとされ、イのとおり、学校の設置者は、地方公共団体の長に報告し、長は必要な場合、附属機関等を設けて重大事態の再調査を行い、公立学校分については、議会に報告することとされております。

次のページをお開きください。

この法に基づく、宮崎県いじめ防止対策基本

方針の概要でございます。

県には、県立学校の管理主体として、また、私立学校の所轄庁として策定努力義務が課されておりますが、去る2月10日に宮崎教育委員会で決定されております。

(1) の基本方針の考え方ですが、法に基づくもののほか、本県に必要な内容を盛り込んでおります。

(2) の基本方針のポイントですが、アのとおり、法の求める組織を次のとおり設置することとしております。

まず、(ア) の関係機関の連携を図るためのいじめ問題対策連絡会議であります。今議会に、議案第52号で新規設置を提案しているところでありますが、この会議には、私立学校側も参画する予定でございます。

次に、(イ) の実効的な対策を行うための教育委員会の附属機関であります。議案第53号で新規設置を今回、提案しているところであります。

また、(ウ) の学校がいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織については、既存のいじめ・不登校対策委員会などを活用することとしております。

最後に、(エ) の重大事態に係る再調査を知事部局において行うための附属機関は、知事部局の既存の附属機関を活用する方向で、今、議論中でございます。

次に、イのいじめ防止のための基本的な施策ではありますが、国の基本方針に沿った施策のほか、スクールカウンセラーの設置など、本県に必要な施策等を記載しているところであります。

また、ウのとおり、県立学校における重大事態の調査は、宮崎県いじめ問題対策委員会で行い、エのとおり、知事が必要と認める場合、県

の附属機関で再調査を行うこととなります。私立学校の場合、学校における重大事態の調査は、学校もしくは学校設置者が行うこととなりますが、県知事の行う再調査は、県立の場合と同じく、県の附属機関で行うことを予定しております。説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○井本委員 これは、私も見たんだけど、大津のいじめの、あそこの調査行ったんだけども、要するに教育委員会そのものがもう機能不全だったっていうことだったわけですよ。だから、それを何か機能を持たせるような方法を考えにやいかんということで、国が恐らく出してきたんだろうと思いますよね。

その場合だけど、具体的に、宮崎県の場合には教育委員会の附属機関ということが書いてありますよね。それから、一番下には、知事部局においてそういう機関をつくるという、書いてあるんだけど、もちろん今度、教育委員会が行政の附属機関になるということにもなれば、上部機関になるんだからそれでいいのかもしれないのだけど、その辺のことは、はっきり出てないんじゃないかって、私はこの前、これ見たときに言ったんだけど、その辺はどうなんだろうかね。

○菓子野文化文教・国際課長 今回の方針では、いじめの定義をいたしまして、それを早期に発見して、組織的にそういった情報を共有化する。県立学校の場合ですけども、必要があれば教育委員会の附属機関で調査をし、そして、その調査結果が知事部局の知事において再調査が必要だといった場合には再調査をするということ

ございまして、事案の防止、将来的な、その事案の解明はもちろんです、その事案に基づく将来の同類の事故等を防止すると、そういった目的で実施することとしております。

今回の方針の一番大きな点は、やはり情報の共有化と、そして、組織的対応といったことであろうと考えております。そういった方針で、今後、学校、そして私立学校等を指導していきたいというふうに考えております。

○井本委員 前と同じことを言う。それで、結局、大津の事件の教育委員会の機能不全になったことは防げると考えておられますか。

○菓子野文化文教・国際課長 議員御指摘のように、学校側に対する不信と、後から後から新たな事実が出てくるといったことが、この法の背景にあるといったことは事実であろうと思います。教育界全体で、国全体でそういった悲劇が今後起こらないような形で実施していくといったことが、この法の趣旨であろうと思いますので、そういった観点からこの問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 現行でいいんですけど、私学でそういうような事案っていうか、事故っていうか、いじめが発生した場合は、公立の場合はそれぞれに教育委員会とかありますけども、私学の場合はどんなふうにして上がってくるっていうことになりますか。

○菓子野文化文教・国際課長 この点について、各学校からもヒアリングをしたんですけども、今、こういった事案が出てきたときには、学校の関係職員、養護教諭、そういった方々で、いわゆるいじめ・不登校対策協議会ですとか、対応チームだとか、そういった組織を設けて対応しているということでございます。

○鳥飼委員 公立の場合と違って、私学の場合

は教育委員会とかないわけですから、当然その学校の内部で調査、対応ということになって、こないだの西都のような事例がありましたよね。もうテレビとかで報道された後に私ども聞くわけですけども。だから、そこのチェック体制というのを、何か工夫が要るのかなという感じはするんですが、そこはどんなふうを考えておられます。

○菓子野文化文教・国際課長 公立の場合、そういった重大事態に至らない場合は学校側の調査になるわけなんですけど、重大事態になりますと教育委員会で調査をするというのが今回の法律になります。

私学の場合なんですけど、私学で、学校側でそういった事案が生じたといった場合は、学校もしくは学校の設置者がそういった重大事案の調査をするということになっております。そういった観点からいいますと、私立学校の場合、いわゆる別主体で調査をするといったことに若干欠けている部分はあるのではないかなというふうには思っております。そのあたりは、今後また私学関係については指導をしていきたいなというふうに考えております。

○鳥飼委員 かなりの学校、補助金として、交付金で流してるという事実がここ一つある。結果として、いろんなことがあったとしても、なかなか上がってこないというのがあるし、親からとってみても、学校がちゃんとしてくれれば、きちんとしてくれれば問題ないわけですけど。そこはやれてるか、やれてないかっていうときに、公立の場合は教育委員会なり、それなりのところがある。ですから、その役割を果たすのは文化文教・国際課になってくるのかなというふうな感じもしまして、できれば、いじめ110番、何かあったときは、というようなところを

つくる必要があるんじゃないかなという気がしますので、そこはまた、検討していただければと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 これまで学校のほうで隠蔽体質と言われるものが若干あったのではないかと思います。保護者、また、いじめられた生徒、いじめた生徒、そういったプライバシー等を配慮して、なかなか事実関係が外に出ないと。外に出ないっていうのは組織的に外に出ないということですけども、そういったことがございました。

そういった観点で、今回は情報の共有化っていうのを方針に掲げております。その情報の共有化に当たっては、やはり教職員の意識といったものを、校長の意識といったものを変えていく必要があるだろうといったことで、この方針の中でも研修の機会を設けるといったことが書かれてございます。そういったことを通じまして、情報の共有化を図って、問題の解決を図るといった方向に組織全体が転換していくように運営していきたいなというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。県としても私学の子供たちに対するいじめ等の問題、そういうものを未然に防ぐということで、それなりの役割を果たしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。もう答弁は要りません。

○井本委員 ちょっと今の関連して。ここで言えば、2のウの場合は、いじめ・不登校対策委員会というのがあるけど、私立の場合はこういうのはないわけですか。

○菓子野文化文教・国際課長 現在でも、そういった問題が起きた場合には、学校ではそういった組織的な対応をするということにはなっております。ただ、今回、それを明確にするように

ということと、各学校ごとの方針をつくった場合は、県のほうに——今月の3月20日までなんですけれども——出すように言っております。その中には、おっしゃるような学校内での組織をどうするんだといったことをちゃんと記載するようにということで指導をしているところで

○丸山委員 この40ページの既存の附属機関っていうのは、具体的には何というふうに理解すればいいのでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 今、知事部局内の関係部局で検討をしております。もちろん私学関係、教育委員会関係もございますけど、青少年対策ですとか、子供対策ですとか、そういった観点からも協議をしているところです。既存の附属機関で協議をするということですので、附属機関の委員の方々にもこういった問題を認識していただく必要がありますので、若干時間はかかっておりますけれども、今は、そういったことで協議中でございます。

○内村委員長 では、そのほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了します。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。総合政策部全般についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 総合政策課のみやざき成長産業育成加速化基金事業で、今回382万1,000円が利息運用で、また人財づくり基金を20億を積むというのがありました。基金の性格なども聞いていきたいんですが、成長産業加速化基金では382万1,000円を積んで、9億近くを取り崩しているわけですね。総合政策部関係では大体3億ぐらいかなと思ってるんですけども、大体そんな感

じでよろしいですかね。

○金子総合政策課長 今回、私どもの部では、合計7本の事業でございまして、全部で9億7,000万余を計上しているところでございます。それが全体の事業費なんですけど、その中で、2億8,380万3,200円でございます。

○鳥飼委員 それぐらいを総合政策部で使って、それ以外の分、ですから、先ほど言われた9億からその分を引いた分をほかの部で、今度予算化をしているということですよ。

○金子総合政策課長 はい。

○鳥飼委員 その際に、先ほどの人財基金もそうなんですけど、丸山委員が言っておられた、基金は、じゃ、どこが所管するのかという意味で言えば——例えばこの成長産業の7億近い額があるわけなんですけども、その協議なり、こういうので使いたいけど、どうかとか、各部といいますか、各課がこの基金を予算として使っていく、それはどんなふうにして算定をされていってるのか。現状をお尋ねしたいと思います。

○金子総合政策課長 まず、先ほどのその額でございまして、私どもの部の全体事業費の中では9億7,000万、その中で、この成長基金を充てたのが2億8,000万余ということでございます。それ以外も、ほかの部も、商工とか農政とか使っております。

この予算化に当たりましては、私どもの課で所管してることもありますので、当然要求内容につきまして、事前に私どものほうとも調整を図った上で、財政当局のほうとの折衝に当たるという形でやってるところでございます。それは同様に、人財のほうも私どものほうで所管していくということでございます。

もう一つ、私どもの観点といたしましては、

この基金だけではなくて、きのう、ありましたようなフードビジネスの雇用創造、ああいう国の有利な補助事業、あるいは、今回、人財づくりでは、地域人づくり事業という10分の10の事業なんかも国が用意してくれてますので、そういった他の補助事業、交付金ともあわせて有利に活用していくという観点も加えながら全体調整をしているというふうな状況でございます。

○鳥飼委員 例えば、「ある課が、1億程度の予算をつくる。この成長産業を何千万充てます」という場合の協議というのは、まず、総合政策課とやってということになるんですか。どんなふうに、事務的には処理されていますか。

○金子総合政策課長 最終的には財政課との調整がありますけども、今、申し上げましたとおり、さまざまな他の有利な制度等もありますので、どれを使うのが妥当かっていう話は、調整をしながら最終的な当て込みというのを財政課のほうで行っているというのが状況でございます。

○鳥飼委員 事前に総合政策課と協議をしながらということによろしいですね、それは。

それから、基金の性格なんですけど、人財づくり基金のときにも言いましたけど、上物に使うのが悪いと言ってるわけじゃなくて、この基金を設けること自体が悪いって言ってるわけじゃなくて。ただ、この基金をどうやって、どういう目的に使っていくのかという意味で、じゃ、上物とソフトってあるけども、今後もハードも使うんですかというような質問をしました。基金をどう効果的に運用していくのかというのは、県全体を考えても非常に大事です。基金の総額は1,067億ぐらいあります。そのうち、かなりの事業を積み立てをしてやってるという現状がありますから、しっかりその基金の性格

を十分生かしてやっていただきたいと申し上げたいと思います。

それからもう一つ、生活・協働・男女参画課、先ほど質問してませんでしたので、ちょっとここで。

44ページの下、45ページになりますけど、消費者支援対策費で4,800万組んであって、3の(2)消費生活相談員等設置費、12名の相談員さんということで説明があったです。3,027万8,000円ということだったんですけど、これは、かなりな努力をしていただいているんですが、現状、宮崎、延岡、都城に配置と、それと身分、それから賃金というか、そういう状況をお願いします。

○松岡生活・協働・男女参画課長 消費生活相談員さんに関しましては、宮崎本所に6名、都城と延岡の各支所に各3名ずつ、計12名を配置させていただいております。

身分につきましては、非常勤職員という形になっておりまして、任用年数は、基本的には制限せずにその経験を生かさせていただいて、専門性がやっぱり高い職種ですので更新をさせていただいております。

報酬につきましては、日額8,300円ということで、300円、今年度、上げさせていただいたところであります。

○鳥飼委員 非常勤の場合は一時金とか出ないんですよね、一時金、ボーナス。

○松岡生活・協働・男女参画課長 ございません。

○鳥飼委員 だから、採用という、職員ということではなくても、例えば嘱託とか、そういうような一時金が出るような身分っていうのはないんですか。この人たちは中途半端な知識では対応できない。どんどんいろんなことをする人

が出てくるから、それに対応する学習といますか、研修で資質向上も図らなくちゃいけないということで、ころころかわってもらったら困るというのが一つありますよね。だから、そこら辺で検討していただきたいと思ってる。何かそういうものはないんでしょうか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今、国のほうでは、そういった相談員さんの位置づけということで議論がなされておまして、例えば消費生活相談員の職を法律上、明確に位置づけるべきではないかということとか、新たなやっばり資格——今、県内の相談員さん、12名のうち10名はもう既にいろんな資格、専門的な資格も取られてるんですけども、国のほうでも、そういった資格試験もきちんとしたのもまた必要ではないかとか、そういった議論がなされております。そういった議論も含めまして、また方向性も出されるんじゃないかと思うんですけども、本県につきましては、今のところ、非常勤職員の制度を維持していくということにはなっております。

○鳥飼委員 要望しておきますけども、非常に不安定で待遇も悪いけども、しっかり対応してもらわなくちゃならないと。確かに普通の場合よりか高くはなってる、努力をしていただいているのはもうもちろん認めるんですけども、やはり一時金も出るような、正職員まではできないけども、それに準ずる何かはないのかということで、研究、検討してもらいたいなと思っておりますので、要望しておきます。

○十屋委員 部長にちょっとお話を伺いたいですけど、1点だけ。

重点施策があって、フードビジネスが今、光が当たって、今いろんな議論がありますけども、基本的にはベースの企業があって、いわゆる種

となるものがあるんですけど、そのもともとの中小零細小規模事業というのがいっぱい宮崎県内あって、そのあたりをきちっとやっばり育てる——商工サイドの話とも絡むんですけど、そこらあたりもきちんと足元を固めて、そしてその上にフードビジネスの構築をしていく。そして、外に打って出るなら打って出るっていうふうな考え方を、どこかがもたないといけないのかなというふうにちょっと思ってるんです。そのあたり、部長はどんなふう。

○土持総合政策部長 確かに、おっしゃる、その視点っていうのが一番重要だと思うんですが、なかなか事業所の規模等でそういう新たな展開ということに対して、ちょっと難しいというような面も見られるかなというふうに思います。

ただ、今、フードを通して、意識づけといいますか、何か挑戦してみようという、そういう流れはここ1年で、皆さんに出てきたんではないかというふうには思ってますんで、それを制度的にどうバックアップしていくかということにつきましては、いろんな既存の事業も含めて、商工等とも十分そこは連携しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○井本委員 岡山ですかね、行ったときに、知事が何か向こうの大学のMBAか何かとちゅって、やっばり経営的な発想があるというか、ああいうのを見たとき、ああ、やっば違うんだなっていう感じはしたんです。やっば総合政策部ちゅうのは県のシンクタンクって、そういうことでいけば、今の公務員がやっば商売までやれという、ビジネスまでというたら大変な話であるけど、将来的にはやっばそういうMBAとか、そういうものをとった人を総合政策部の中に入れるとか、そんな発想はないもんですか。

○土持総合政策部長 これは現行制度の中でも、短期雇用ということでそういう職員採用の形態というものはできるようになっております。それで、県にそういう専門家なりが必要だというふうに判断すれば、そこはもうそれで十分対応していきたいというふうには思っております。

○井本委員 部長は必要だと思ってるの、部長は。

○土持総合政策部長 今後、必要になってくるというふうに思ってます。今度のフードの展開を通しましても、いろんなそういう物流なり商品開発なり、やっぱり専門家が必要だというのは十分認識しておりますので、そういう対応をしていくことになるのではないかとこのように思ってます。

○井本委員 わかりました。

○内村委員長 よろしいですか。

それでは、最後に、その他で何かありませんか。

○坂口委員 推進課長、例の補正のときの5,000万の地域経済循環創造事業。これは26年度も枠が30億ぐらいとられたのですか。15億か。先だっの時間がなかったってということもあるんですけど、十屋委員のに関連するんですが、銀行ってというのは、例えば1社1社、いろんな総合的な判断で——まあ、信用度が一番ですけど、まず金利から違うんですよね。区別っていうべきか、差別っていうべきか、物すごい微妙な。だから、いろんな貸し渋り対策が行ったりで、銀行ってというのはやっぱり行政の視点から本当に目的に沿ったものを純粹に推薦で行けるかってなると、極めて、僕はやっぱり不安を感じてるんですね。

だから、例えば、ここに、あんたんところにはもう金利5%とってもこの計画じゃ、ちょっ

と、うちは融資できませんよって、それは銀行サイドの判断ではそれはそれでしかるべき判断だ思うんですね。おたくには、もうゼロ金利でもいいですよって、将来に向けてのうちのやっぱり大きい顧客としてとっていききたいよとか、いろんな戦略である思うんです。自己資本5,000万で、融資を2億3,000万受けて、2億8,000万の事業をやろうとしたときに、この5,000万が、補助金が出ればすごく有利なわけですよ。将来すごい可能性を秘めながらも、なかなか、経営計画を立てたときに自己資本の確保すらなかなか大変で、ぎりぎりセーフかなっていうようなときに、そこに1,000万なりでも500万なりでも補助金が出て、その自己資本調達ができれば、将来地域経済を循環させていくために、すごく期待が持てるっていう。これはやっぱり行政が僕は最初から銀行推薦じゃなくって、行政がいろんなもの——以前40の中の31を選択されたっていうようなケースもありましたけど、そういったもの。やっぱり僕は行政が最初っから、公募して、それを県の政策の目指すべきところっていう視点から選ばないと、銀行のこの事業が成り立ちますとか、ここはうちとの付き合いが深いから、かなり信用できますとか、さまざまなことがあろうかと思うんですね。だから、そこところは今後はぜひ気をつけていっていただいて、今言われる地域経済なら、うちの近くでも小さくは漬物屋さんもあるんですね。それはもう県外の大根を買ってきて漬物にしたって成り立たない。その漬物さんが事業を続ければ、必ず何らかの形で地元の材料を、自分の企業のためにも地元調達になってくるんですね。今度は、この事業に乗っかるために地元調達を計画してたって、経営方針が変わったり、経営陣が変わったりすれば、当然、安かりゃよかろうっ

ていうところに行かざるを得ないように、そこはもう宿命的に企業経営となってくるんでしょうから。ぜひともこれ、今後のそういった事業が、仮にまた新年度補正あたりでも確保できて企業選択をされるなら、今言われたように、地場で生え抜いてきて、しっかり頑張ってるとか、地場で何とか活路を見出して行って地域貢献したいってなところにも、やっぱ目が届くような選考の仕方をお願いしておきたいと思います。これは要望でいいですけど。

○内村委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 じゃ、私から一言、よろしいですか。

本日の委員会で、総合政策部長は最後の委員会になられるところなんですけど、前もって何もお願いはしておりませんでしたけれど、今までの仕事と、これから先の宮崎県の展望で、一言お願いします。どうぞ、お願いします。

○土持総合政策部長 1年間、大変お世話になりました。私は、3月で退職をいたしますけども、皆さんは引き続き県政を担ってまいります。本当に皆様方には、温かい、時々強烈な御指導もありましたが、本当にお世話になりました。ありがとうございます。県政はどんどん継続していきますので、もう当面の課題はやっぱり県内経済の活性化といいますか、そこに尽きるというふうに思います。そこを目指してみんなで頑張ってもらいますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○内村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、2日にわたってどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時41分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○梅原会計管理者 それでは、会計管理局の平成26年度当初予算について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料421ページをお開きください。

会計管理局の当初予算額、総額で4億9,276万3,000円でございます。前年度当初に比べまして、金額で1,114万7,000円、率で2.3%の増となっております。

その主なものについて御説明を申し上げます。425ページをお開きください。

まず、上の段(目)一般管理費(事項)職員費2億6,696万7,000円ではありますが、これは、会計管理局職員37名の人件費でございます。

次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費1億2,871万2,000円であります。

これは、出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費でございますが、前年度当初と比べまして約1,000万円、率で8.4%の増となっております。

これは、これまで個別のサーバーで管理運営をしておりました財務会計システムを、全庁的な統合サーバーへ移行するために要する経費の増によるものでございます。

次に、その下の段の(事項)証紙収入事務

費9,708万4,000円であります。前年度に比べまして約700万円、率で約7.7%の増となっておりますが、これは、証紙印刷の経費ということで、1年置きに印刷を行っております、平成26年度がその印刷を行う年となっているものでございます。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内村委員長 説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 425ページの財務会計システム運営管理費の1,000万円増の分は、本庁のパソコンと統合するという整備上のプラスなんですか。

○会計課長 お答えいたしますが、財務会計システムの運営管理費が上がっておりますのは、財務会計システムは5年ぐらいごとに機器の更新をしております。ですが、管理者が御説明しましたように、全庁的な統合サーバーという形でタイミングが合いますので、それに向けて2カ年の、26年度に準備作業、それから27年に移行という形で考えておまして、その部分の金額が723万ほどですが、それが入っております。

○十屋委員 5年ごとに、もう常に会計システム自体が変わるから、今度変えていかなきゃいけないんですか。ことしだけではなくて。

○会計課長 この財務会計システムの基本的なハード部分あるいはソフト部分については、5カ年でのリース契約でやっております。

○十屋委員 そういう意味やね。はい。

○内村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのほか、何かありませんか。

○坂口委員 ここになるのかな思うんですけども、財産の運用に関して、1つ。九電株ですよ、

開発事業特別会計がありますよね。配当を原資にしながら、それを事業に回していくっていうやつですけど、九電株がゼロ配当になっちゃったんですよね。ゼロ配当の時代は何年続くかもわからないんですが……。すると、有利な運営っていうのが、株式の運用に関してはどんなぐあいになっていくもんか。今まで安定株で、一つには社会的な貢献っていうのもあったんですけど。それと同時に、やっぱ財産は有利に運営をしなければいかんっていう視点に立ったとき、株がここの所管になるかどうかちょっとわからないんですけど、そこらを今後どうやっていくのかっていうのと、何らかの検討がなされているのかっていうのを。

○会計課長 多分、開発事業特別資金の関係の九電株につきましては、今は企業局じゃないかと思ってるんですが。

私どもしましては、いわゆる会計管理者のもとに有価証券という形で扱っております。ですが、保管してるものはあくまで保管ということでございまして、いわゆる資金運用とは切り離されております。確実に保管するという意味合いでございまして、資金運用におきましては、株式に対する資金運用はしておりません。

確認しましたら、開発事業特別資金は総合政策課でございます。

○坂口委員 総合政策課だった。

○会計課長 はい。

○坂口委員 運用益を管理していくのは総合政策課なんですけど、その前にそもそも県有財産を運用していく中で、もうやっぱり原理原則っていうのがある思うんですね。その中には安全、そして有利っていうものがないといけない思うんですよね。株式証券というものがその中に入れば、これに対しての何らかのやっぱり関与を

されていかないといけないんじゃないか。ゼロ金利であれだけの株を眠らせておくっていうのが果たしていいものなのか、どうなのかっていうこと。それは、結果よしになれば、それはそれでいいと思うんです。でも、何らか、そこにやっぱり検討をどこかがやっていかないといけない。それは会計管理者じゃないかなって思ったもんだから、ここで尋ねたんですけど。もしそれが、この管理でなければ、やはり運用の視点から何らかのやっぱり提言なり何なり、僕はここでやるべきじゃないかなっていう気がしてならないんですけど。

○会計課長 委員の御指摘のところもあらうかと思いますが、私どもの、基本的に運用してる範囲でございますのは、歳計現金が主でございます。あと、基金の運用も一体的にやっております。これはあくまで所管課の要請を受けて私どもがやってるという形でございます。確かに自治法のほうも、最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとなっておりますが、株式の運用につきましては、私ども確実という点に不安がございますので、今、私どもは、いわゆる定期預金とか債権とか、特に国債ですね、そのあたりまででとどまってる状況でございます。

○坂口委員 わかるんですね。だから、確実なら、もうそれ動かさないで、定期預金が一番いいと思うんですね。元本保証されるような方法で、今、1,000万超したらどうのこうのっていうのがありましたよね。確実を有する、もちろん確実じゃないといけないけれども、それとあわせて有利な運営っていうこと。すると、じゃ、総合政策部が株式を現金にかえて、その現金として運用益をとるか、そういうことはできないわけですよ。だから、何らか、ここが番人であるな

らば、九電株がもうゼロ配当になったよと。これを、株を売却してでも現金にかえたほうがいいんじゃないのかとか、そのままやっぱり持っていくべきだとか、将来やっぱり見込んだときに配当がまたもらえる時代が確実に来るだろうとか、そういった検討をやってくのに、どこかがやっぱり元栓を。総合政策部が開発事業特別資金として、あそこが所管して、その運用益でやっていくと、株式配当が未来永劫に安定株主としてあるっていうこと、前提だと思うんですね。だから、そこんところをです。やっぱりどこから、それやっていかないといけないけど、今んところ、その株をどうするんだっていうことを言えるのはどこもないと思うんですよ。だけど、それは会計管理者じゃないかなっていう気がしたもんだから。それはここで言えないってなれば、それはそれでよしなんです。そこを尋ねたい。

○梅原会計管理者 先ほど坂口委員がおっしゃいました、まず、所管の問題ですけども、確かに基金としての資金は総合政策課が所管窓口になっております。基金として知事部局に受け入れた部局であって、もともとの株式を企業局が所有してたと思いますけども、現在も企業局が株式として所有をしておいて、その利益分を知事部局に繰り入れると。その基金が総合政策課であろうというふうに推察をいたします。

株式の所有のあり方ですけども、知事部局が所有する場合には、基本的に地方自治法の定めがありますので制約を受けますけども、企業局が保管をされてる部分につきましては、もっと有利な運用があれば、当然企業局のほうで検討されるべきだろうと思います。また、私どもが管理運用しております交付金、これ、歳計現金と基金でございますけども、この分については

法律の範囲内で、より有利なものについて、やはりその運用を行っていくというのが基本だと思います。おっしゃいますように、今、行っております運用の形態が全く利率がゼロであるというような状況が続くと見込まれば、当然ほかの手段を検討していかざるを得ないというふうに考えております。

○坂口委員　そういうことだろうと思うんですね。だから、これでやっぱり最も有利な運用ってなると、いろんな視点からで、それだけの株主であるがゆえに売電価格交渉が有利にできたりとか、また、そこらも含めてるでしょうけど、だから、企業局の所管になるってなると、また視点が別かなって。もう一つ、広い視点から企業局の、これは経営の視点からやっていかんといかんですから。それがもう企業局なら、やっぱりこちらから手が及ばないんで、そこんところ知りたかったもんですから。

○内村委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長　以上をもって会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○内村委員長　それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○内村保人事務局長　人事委員会事務局の平成26年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の503ページをお開きください。

表の一番上の当初予算額の欄でございますが、人事委員会事務局の予算額は、1億3,718万3,000円でありまして、対前年度比7.0%の減となっております。

次に、各事項ごとに御説明いたします。

507ページをごらんください。

上から5段目の委員報酬579万5,000円は、人事委員3名に対する報酬でございます。

次の、(事項)委員会運営費70万7,000円は、人事委員会の開催等に要する経費であります。

次の、(事項)職員費1億717万7,000円は、事務局職員14名の人件費でございます。

次の、(事項)事務局運営費501万8,000円は、事務局の運営に要する経費でございます。

一番下の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,249万3,000円は、採用試験の実施等に要する経費でございます。

内容につきましては、次のページをごらんください。

まず、1の県職員採用試験実施費は、試験問題の印刷など試験実施等に係る事務的な経費でございます。

次、2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政の調査研究や採点処理の効率化等に要する経費でございます。

次の、(事項)警察官採用共同試験実施費251万3,000円は、警視庁ほか4府県と共同で採用試験を実施する経費で、試験案内や試験問題の印刷等の事務的な経費でございます。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費168万9,000円は、人事院勧告等に要する経費でございます。

説明欄の1の給与報告及び勧告に必要な調査

研究費は、民間給与実態調査、給与報告勧告などに要する経費で、2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査、給与の支払い、管理等に要する事務的経費でございます。

最後に、その下の(事項)審査監督費179万1,000円は、不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費でございます。

なお、お手元に別途、来年度の県職員採用関係のパンフレットをお配りをしております。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○内村委員長 説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、その他で何かありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

正午再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方監査事務局長 それでは、まず、監査事務局の平成26年度一般会計当初予算につきまして説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の497ページをごらんいただきたいと思っております。

監査事務局の当初予算額は、表の一番上にありますように2億1,333万8,000円をお願いしております。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

501ページをお開きください。

まず、上から4段目、(目)一般管理費の1,640万2,000円についてであります。

これは、その下にあります(事項)外部監査費でありまして、包括外部監査人による監査の実施に要する経費であります。

次に、中ほどの(目)委員費2,929万円についてであります。

その内訳につきましては、(事項)委員報酬が監査委員4名の給与及び報酬並びに職員手当等となっております。2,768万1,000円、それからその下の(事項)運営費が監査委員の監査活動に要する経費160万9,000円であります。

次に、下から3段目の(目)事務局費1億6,764万6,000円についてであります。

この内訳につきましては、(事項)職員費が事務局職員の人件費であり、1億5,577万8,000円、また、おめくりいただきまして、次の502ページの(事項)運営費、これが事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費1,186万8,000円であります。

予算につきましては、以上であります。

続きまして、議案56号の「包括外部監査契約の締結」についてであります。

議案書では353ページであります。お手元に配付いたしております委員会資料で説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、平成26年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

この監査契約を締結する流れを御説明いたします。

右の2ページのイメージ図をごらんいただきたいと思っております。

この包括外部監査契約は、知事と外部監査人との契約であります。地方自治法第180条の2の規定によりまして、監査事務局長が知事の契約事務を補助執行いたしております。その理由といたしましては、外部監査制度は、県の監査機能の強化の一環であること、また、その事務部門は、知事部局、教育委員会等の執行機関から独立した機関が担うことが望ましいことなどからであります。

契約の手續についてであります。

まず、①にありますように、知事が監査委員に意見を求め、これを受けて②にありますように、監査委員が合議により意見を決定した後、③から④にありますように、契約議案の議会への提出、そして議決をいただくということになっております。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。その契約の目的は、2にありますとおり、包括外部監査人による監査の実施及びその結果の報告を求めるものであります。契約金額は、3にありますように、1,581万円を上限とする額としております。

次に、4の契約の相手方についてであります。

地方自治法においては、外部監査人として契約できる相手方として、弁護士、公認会計士等とされておりますが、包括外部監査は財務監査

であることに鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会という組織、ここから推薦をいただきました公認会計士であります高妻和寛氏と契約したいと考えております。

高妻氏につきましては、平成24年度、25年度に包括外部監査人補助者を務められております。

また、この契約の期間は、5にありますとおり、平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

議案の説明は以上であります。

○内村委員長 説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 細かいことなんですけど、この別冊の委員会資料では、契約の金額1,581万、予算書のほうでは、外部監査費で1,640万2,000円で、59万2,000円の差額があるんですけど、これはどんな内容なんですか。

○緒方監査事務局長 臨時職員の賃金等が含まれております。外部監査の関連のいろんな業務を私どもがお手伝いする際の臨時職員等の賃金を含めてるところであります。

○鳥飼委員 そうすると、監査事務局におられる人の臨時職員の費用ということですね。

○緒方監査事務局長 はい。

○鳥飼委員 わかりました。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、その他に入ります。その他で何かありませんか。

○丸山委員 外部監査のことについてなんですが、今ちょっと聞かせていただきましたら、この外部監査がやった指摘要望事項に関しては、なかなか我々に、議会のほうにはどういうことをやったっていうお知らせがないものですから、ぜひ何かそういうシステムをつくっていただき

たい。また、県のほうが外部監査から指摘要望があったことに関して回答すると、公報してるらしいんですよ。そのことについても議会のほうには一回も何かそういう報告をしてもらったことないもんですから、できれば、こういう指摘要望があったということを教えていただきたい。県がこういう改善したということを報告出すことは、一番いいのかもしれませんが、議会のほうにも執行部サイドは改善しましたというような報告できるシステムができないのかっていうのをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○緒方監査事務局長 現在の取り扱いといたしましては、委員おっしゃったとおり、公報という手段を通じて対外的に広報させていただいております。

それで、この外部監査契約の報告書につきましては、250部作成し、知事のほうに提出いただくことになっております。その中で150部につきましては、いわゆる行政経営課の所管します公報の配布のルートを通じて配布させていただいてるところでございます。

お聞きしますと、その中で議会のほうには、各会派のほうにそれぞれ、十分かどうかはわかりませんが、配布されてるっていうふうに伺っております。

今、委員の御指摘の件につきましては、また、今後、そういう関係各課とまた協議、検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

○内村委員長 よろしいでしょうか。その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、なかったら、以上をもって監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時9分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○田原議会事務局長 議会事務局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

議会事務局の平成26年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

議会事務局の平成26年度当初予算は、10億9,244万9,000円をお願いしておりまして、前年度当初予算と比べますと2.1%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、7億3,777万7,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、その下の(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬、期末手当の経費としまして4億6,542万9,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費としまして2,624万8,000円を計上しております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外での調査活動などに要する経費としまして、1,131万4,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございますが、正副議長の各種大会・協議会等への出席などに要する経費としまして、2億2,693万8,000円を計上しております。

このうち、説明欄の3、各種協議会負担金等に政務活動費交付金約1億3,600万円や、議員年金の給付に係る地方負担金約7,400万円などが計上されております。

6ページをお開きください。

一番上の段の(事項) 特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外での調査活動などに要する経費としまして、784万8,000円を計上しております。

次に、(目) 事務局費でございますが、3億5,467万2,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、(事項) 職員費でございますが、事務局の職員30名の人件費としまして、2億4,043万5,000円を計上しております。

次に、(事項) 本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷などに要する経費としまして、1,276万9,000円を計上しております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費としまして、259万9,000円を計上しております。

次に、(事項) 図書室運営費でございますが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費としまして711万円を計上しております。

7ページをごらんください。

(事項) 議員寮運営費でございますが、議員寮の維持管理に要する経費としまして901万円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございますが、議長公舎の維持管理や議会広報などに要する経費としまして、8,197万9,000円を計上しております。

1つ飛びまして、最後、(事項) 特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行に要する経費としまして75万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。よろしいですか。

○鳥飼委員 細かいことですが、本会議運営費の中に会議録印刷費とかあるんですが、常任委員会の会議録もつくってますよね。あれはどこで上がってるんですかね。

○山内事務局次長 会議録調整費ですね。この印刷費は、*6ページの事務局費の本会議運営費の、この2番目の会議録印刷経費というところに入れてございます。金額で申し上げますと594万ですね。調整事務経費ではなくて会議録印刷経費。

○鳥飼委員 そしたら、本会議の議事録も常任委員会も一緒にここに入れてるっていうこといいんですかね。

○山内事務局次長 庁内印刷でやっておりますので、経費的には……。

○鳥飼委員 いやいや、金額云々じゃないんですよ。どこに上がってるのかなと思って。

○山内事務局次長 ここで上がっておりまして、場所としては今、申し上げたところでござい

※160ページに発言訂正あり

す。

○鳥飼委員 わかりました。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、その他に入ります。その他で何かありませんか。よろしいですか。

じゃ、私から1つ、お願いします。

議会事務局長におかれましては、今回の委員会、きょうが最後ということです。いろいろお世話になっておりますが、局長として、今までには大変御苦勞もおありになったと思います。何かありましたら、ひとつよろしく願いいたします。

○田原議会事務局長 せっかくの発言の機会いただきまして本当ありがとうございます。

2年間、議会事務局長をやらせていただきました。この2年間、私、事務局長として心がけたことは、やはり議会が二元代表制の一翼を担う、執行部に対してチェックする維持機関、そしてまた、政策立案をするという——議会が活性化すれば活性化するほど執行部がそれに伴って活性化され、県全体がよくなるんだと。それを私ども事務局は支えていくんだと。私ももちろん県全体の中で異動を行っているわけでございますけど、これの2年間は、もう事務局、委員の皆さん方を支える、サポートするんだという気持ちでやらせていただいたところでございます。

そして、個人的には、最後この議会事務局で終えるということで、議員の先生方をたくさんお知り合いにさせていただいたということで、私もまた第二の人生にそういった人脈も使わせていただきたいなということも個人的には思っているところでございます。

本当、2年間、ありがとうございました。

○内村委員長 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時19分再開

○内村委員長 それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は13時30分ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 お願いいたします。それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時24分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

ほかに何もなかったら、本日の委員会を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後0時24分散会

平成26年 3月14日(金曜日)

午後 1 時29分再開

出席委員(8人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	岡 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤 村 正
議事課主任主事	野 中 啓 史

○内村委員長 委員会を再開いたします。

済みません。委員会の傍聴についてお諮りいたします。宮崎市の豊岡幹雄氏ほか3名から、本日の委員会についての傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

〔傍聴人入室〕

○内村委員長 傍聴される皆様をお願いいたします。

傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出

したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、まず、きのうの議会事務局の審査の中で、常任委員会の会議録印刷経費について、本会議運営費の中で計上しているとの答弁がありました。これは、正しくは、本会議の会議録印刷経費は本会議運営費の中で計上しているが、常任委員会の会議録印刷経費については、庁内印刷で対応しているため議会費では計上していないとのことであります。

このことについて議会事務局より発言訂正の申し出があり、許可しましたので、御報告いたします。

それでは、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号から第3号、第21号、第22号、第34号、第37号、第43号、第45号、第47号及び第56号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか10件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。暫時休憩いたします。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時55分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

まず、請願の取り扱いについて、継続審査中の請願第30号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。請願第30号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第30号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続審査中の請願第38号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、新規の請願第45号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○鳥飼委員 請願45号特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願ですが、この法案は国民的議論を呼びまして、大変国民の知る権利、報道の自由に重大な支障を及ぼすおそれがあるというふうに思っています。外交、防衛、スパイ、テロという分野で秘密を行う、行政機関の長が行うということになってますけど、どれが秘密か特定できないという性格持ってます——例えば公務員だったら10年以下の懲役ですね。その提供を受けた国会議員がいろいろ議論をしていく場合についても5年以下の懲役とかいうのがございます。現在の国家公務員法、自衛隊法で、それぞれ秘密については処罰規定がありま

すので、重罰かというのは非常に委縮をさせるんではないかなというのが一つ問題点として上げられます。

それからもう一つは、取材報道の自由ということで、国民の知る権利、やはり新聞、テレビいろんなところで情報を国民は得て判断をしていくことが自由にできなくなるというふうに思っております。そういう意味でも、この特定秘密保護法については、まだ施行まで時間がありますし、廃止をしてしっかりしたものをつくってから、再度提出すべきではないかというふうに思います。もう、私も国家の秘密があるということは、これは当然だというふうに思っておりますけども、それを国民的な議論といいますか、国民主権との兼ね合いの中で国民主権が担保をされる、行動、取材の自由が担保をされるという形で保障されるべきだというふうに思っておりますので、ぜひ請願の採択をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

○内村委員長 請願第45号については採決との意見がございまして、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、請願第45号の賛否をお諮りいたします。請願第45号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手少数。よって、請願第45号は不採択することに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時5分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「総合政策及び行財政対策に関する調査」については継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、何もありませんので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時6分閉会